白川静著作集

別巻　金文通釈3［上］

平凡社

金文通釋　3〔上〕

金文通釋卷三［上］　目次

財團法人
白鶴美術館發行

鳥鈕壺方卣

白川靜

金文通釋 二三

白鶴美術館誌

第二三輯

一二三、匡　卣

器　名　匡簠攈古　匡尊綴遺

時　代　懿王大系・通考・麻朔・斷代

收　藏　「嘉興姚六榆觀光所藏器」綴遺

著　錄

銘文　攈古・三之一・三三　周存・三・補　又・五・八四　大系・六七・六八　小校・四・六五　綴遺・一八・二二　三代・一〇・二五・一　二玄・二八九

考　釋　餘論・三・七　韡華・庚上・四　大系・八二　文錄・四・一四　文選・下三・一二　斷代・六・一〇五

器　制　器影未見。著錄に多く簠とするが、綴遺に尊とし、小校には卣とする。周存・五・八四にいう。「此器前以中有匡字、誤列入簠補遺內、今據此舊拓、知匡爲名、乃卣也、後列之、幷識吾過」。これも器を實見してのことではないが、いま小校・周存により卣として扱う。

銘　文　五行五一字

隹四月初吉甲午、歅王才射盧、乍象𠔱、匡甫象鑠二

歖を餘論に嗣と釋していう。

疑當爲嗣之異文、説文册部、嗣諸侯嗣國也、从册口、司聲、此左从册、右从允、疑當爲匋之省、與䛐字同意、後毛公鼎嗣作𤔲、亦變从匋而省司口、此字正與彼同

なお匋を允形に作るものとして、齊侯壺嗣字の例をあげている。金文において嗣には司・嗣を用い、匋に従う字形はない。郭氏は字を歖と隷釋し、噎の初文であるが假借して懿王の懿に用いたとする。

歖王卽恭王之子懿王也、懿字彝銘多作懿、單伯鐘・禾𣪘・曩仲壺等皆是、而本器與沈子𣪘・班𣪘・

穆父鼎、則均省心作歖、字殆噎之古文、假借爲懿也

字を噎の假借とするのは疑問である。字形は壺酒を前にして陶然たる象を示し、既にその薫香に飽く意であろう。心に従う字形が多いのも、そういう心的狀態を示したものとみられ、歖・懿は同字である。德・愈なども、古くは心を加えていない。歖は懿にして懿の初文、歖王は懿王である。その名はこの器銘にのみ見えるものである。

射盧は趞曹鼎二・師湯父鼎にみえ、何れも「王才周新宮」の句の下にあり、新宮附設の射盧である。射盧の釋は孫詒讓の定めたところであるが、孫氏は上文の懿王を嗣王と解しているので、射盧を「喪禮有居盧之禮」、すなわち倚盧の義と解した。いま本器の關聯器である師晨鼎・師兪𣪘・諫𣪘によつて構成しうる暦譜を以ていえば、本器の日辰はその五年四月に適合しうるもので、すでに禮家のいう居喪の期間を超えている。金文の示すところによれば、居喪三年の禮も、後儒の臆說に過ぎないものである。

射盧を攈古には射階、綴遺に射態にして秦の離宮の名、長楊宮射熊館はその遺名の存するものとしているが、字はやはり盧の一形であろう。趞曹鼎二に「王射于射盧」とあつて、ここで射儀が行なわれており、師湯父鼎では射盧において弓矢を賜うている。

射盧の下文を孫氏は「乍爲器、匡甫爲槃二」と釋しているが、これも器文を倚盧居喪の禮を記すものとみたからであろう。字は槃と釋しうる字形ではない。韡華に、器銘を祭事と樂舞のことを記したものと解していう。

此器文所紀、與他器錫命作册之事頗異、似紀禋祀兼及樂舞之事、爲下字不易識、象人舞狀、或紀樂舞之事、匡甫疑人名、晉鼎有匡季、周代或有匡氏之族、□疑舞樂之名、字从舟从□、未詳

郭氏もまた樂舞のことをいうものとして「乍象舞、匡甫象䌛二」と釋し、匡が舞樂を奏して嘉賞をえたことを記すものと解した。その說にいう。

象舞者、禮記內則云、成童舞象學射御、象䌛者、呂氏仲夏紀古樂篇、商人服象、爲虐于東夷、周公遂以師逐之、至于江南、乃爲三象、以嘉其德、韋注云、三象周公所作樂名、䌛卽樂之繁文、猶文王武王乃先王、而文武字、或从王作玟珷也、言甫象䌛二者、葢三象本有三章、此撫其二章也、在射廬作象舞、與內則言相應、而作象舞須撫象樂、則爲古禮所闕佚者矣

柯・郭二氏の舞樂說に對して、斷代には全く別解を出し、銘文は捕獵のことをいうとする。すなわち文を「乍兎舁、匡甫䌛二」と釋していう。

此銘記在射廬、張兎網而習捕獵之事、兎字舊釋爲爲或象、都不確、大盂鼎勉字從此、石鼓文田車石、雉兎之兎同此、兎下一字舁卽說文虡（虡之篆文、或體作鐻）所從、邵鐘虡字所從、與此相同、象人企足擧手之形、甲骨文和西周金文的異字、均從之、交君子鼎、人名亦作此形、字乃是說文訓兎網之罝、籀文從虘、或體從組、乍兎罝、是椓杙布網、詩兎罝曰、肅肅兎罝、椓之丁丁、正義引李巡曰、兎自作徑路、張罝捕之也、捕兎張網、故詩曰、施于中逵、施于中林、此銘上言乍兎網、下言匡甫兎二、甫卽捕字、兎下一字從兎從樂、乃是兎子之稱、廣雅釋獸、𪕮兎子也、爾雅釋獸郭璞注兎子曰、俗呼曰𪕮、字從需、音與樂近

この陳氏の說は甚だ辨證につとめたものであるが、康宮新宮の射廬において、兎網を用いて捕兎のことを習うというのはいかにも不類のことであり、また兎子二をえて休寵を受け、寶器を作るというのも不審を免れない。新宮射廬における行爲であるから、やはり宮中の儀禮に關するものと解すべく、䌛が樂に從う字形であることからも、銘文のいうところは舞樂に關するものとすべきである。象の字形は、師湯父鼎にみえる象弭の象に最も近く、象と釋してよい。象下の一字は無・舞とは字形が異なつており、これは陳氏の指摘するように、邵鐘の虡字の從うところと同形である。すなわち字は舁にして、簨簴の簴の初文であろう。禮記明堂位「夏后氏之龍簨虡」の注に、「簨虡所以縣鐘磬也、橫曰簨、……植曰虡」とあり、また禮記檀弓上「有鐘磬而無簨虡」の注にも、「橫曰簨、植曰虡」とみえる。鐘磬を懸けるところの器、すなわち栒業をいう。それには多く獸形の飾を加えたものらしく、說文五上に

虡、鐘鼓之柎也、飾爲猛獸、从虍、異象其下足、鐻、虡或从金、豦聲、虡、篆文虡省

とあり、鐘鼓を懸ける器の足部には獸飾を付する例であつた。西京賦に「洪鐘萬鈞、猛虡趪趪、負筍業而餘怒、乃奮翅而騰驤」といい、また上林賦の張揖注に「虡獸、重百二十萬斤、以挾鍾旁」というごときはそれである。銘文にみえる字形は、あるいは栒業の柎足の象をかいたものであろう。字はまた擧・鉅に作ることがある。象虡とは、象形の柎足をもつ簴である。それで「乍象虡」とは、柯・郭氏らのいう樂舞演奏のことではなく、おそらく王室のためにその器を作つて賜賞をえたものであろう。

「甫象鑠二」を、郭氏は撫樂の義としている。いわゆる象樂三章中の二章を撫奏したと解するものであるが、樂章を一部だけ奏するというのも不審とすべく、また甫を撫と訓することについても、何ら述べられていない。餘論には鑠を槊と釋し、匡が槊二を作つて賞賜をえたと解しているが、倚廬喪紀を以て文を説くもので、もとより誤である。

甫はこの字のままでは訓義をえがたいが、その聲義は搏・輔と關係があるようである。輔師嫠𣪘や師嫠𣪘にみえる輔字は、明らかにこの字形に従つている。說文に「輔、人頰車也、从車甫聲」とあり、輔頰をいう。また比輔は通訓で、二者相雙ぶことをいう。これを以ていえば、「甫象鑠二」とは、上文の「作象𡨦」につづいて、二器を虡業に懸けることをいうものであろう。甫の字形は、周禮梟氏に「甬上謂之衡、鍾縣謂之旋、旋蟲謂之幹」とみえている旋・幹の形を示したものと思われる。從つて「甫象鑠二」とは、象虡を作つて二鐘を懸けることとみるべきである。郭氏は象鑠を呂覽にいう三象の樂章と解したが、それは傳說上の古樂にすぎない。象虡に對してその樂器を象鑠と稱したもので、おそらく何れも象文を飾つた器であろう。宗周鐘の旋・幹の部分には象文が施されており、象鼻がそのまま旋となつている。また鐘の鼓面に象文を飾る例も多く、栒業の柎足などにも、象をあしらつたものがあつたのであろう。

射儀には、その禮を節するに樂を用いた。儀禮の大射をはじめ、射儀をいう文獻にはみなそのことがみえる。大射にいう。

樂人宿縣于阼階東、笙磬西面、其南笙鍾、其南鑮、皆南陳、建鼓在阼階西、南鼓、應鼙在其東、南鼓、西階之西、頌磬東面、其南鍾、其南鑮、皆南陳、一建鼓、在其南、東鼓、朔鼙在其北、一建鼓、在西階之東、南面、簜在建鼓之間、鼗倚于頌磬、西紘

これは射儀における樂器陳設の狀を述べたものであるが、射禮がはじまるとその儀節に合せて奏樂のことが行なわれる。そのことは大射のほか、鄉射禮および禮記射義に詳しい。ただこれらの文獻は概ね後世儒家の編述するところで、この器の作られた時代に、このような儀節があつたかどうかは疑問であるけれども、すでに辟雍儀禮をしるす金文には卿射をいうものが多く、射盧のような射儀を行なう場所も設けられているのであるから、射儀の細節も定められており、鐘鼓を以てその儀容を節することも當然行なわれていたものと考えてよい。匡は射盧の象虡・象鑠を作つて天子の賜賞をえているのであつて、匡が樂正として奏樂を行なつたのではないようである。樂人のことは小輔・鼓鐘のような官があり、師嫠𣪘に「令女嗣乃且舊官小輔眔鼓鐘」とみえ、相當の重職であつたらしい。この小輔の輔は、本器にいう「甫象鑠二」の甫と、關係のある語であろう。

匡は賜與をえて、文考日丁の器を作つている。廟號に干名を用いており、匡が東方出自の族であることが知られる。樂事のような宗教的な儀禮に與かるものには、東方出自のものが多かつたのである。

王曰、休、匡拜手𩒨首、對瞬天子不顯休、用乍文考日丁寶彝、其孫〻子〻、永寶用

休は善、休有成事の意。ただ嘉賞をえたのみで、賜與のことはない。員鼎における執犬のときと同様である。

訓　讀

隹四月初吉甲午、懿王、射廬に在り。象虡を作る。匡、象鑅二を甫く。王曰く、休なり、と。匡、拜手稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て文考日丁の寶彝を作る。其れ孫〻子〻、永く寶用せよ。

參　考

この器は、銘文中に懿王の名號がみえ、その時期を定めうる貴重な資料であるが、器影を知りえないのは遺憾である。その字迹にはかなり疏緩の風がみえ、すでに中期の字樣を脱していることが知られる。

一二四、師俞毀

器　名　師餘敦蓋攈古　師俞毀蓋斷代

時　代　懿王斷代　厲王大系・通考・厤朔・董作賓

收　藏　「浙江嘉興沈西雍藏」攈古

著　錄

銘文　攈古・三之二・一五　愙齋・九・一七　大系・一〇〇　小校・八・六六　三代・九・一九・一

二玄・二九〇

考　釋　餘論・三・二〇　韡華・丙・一一　大系・一一六　文錄・三・一八　文選・下二・一六　斷代・

六・一一七

銘　文　一〇行九九字

隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、嗣馬共右師俞入門、立中廷

この冊命前文は、師晨鼎と同文である。日辰・宮名・右者もみな同じであるから、同日の冊命であると考えられる。同日に受命者を易えて冊命が行なわれているのであるが、このような關係にある

冊命は他にその例をみない。

右者嗣馬共は師晨鼎・諫殷にもみえる。この三器は、何れも師彔の宮において冊命がなされているが、師彔はおそらく彔・彔伯・彔伯𢦏の彔であろう。殷の彔父の家系をつぐものと思われ、當時宗周の地に移されており、周にその宮廟があつたのであろう。嗣馬共はその儀禮に、何れも右者として與かつている。郭氏はこの共を、師兌殷にみえる師龢父であり、すなわちいわゆる共和時代の共伯和その人であるとし、これらの器をすべて厲王期に屬したが、師龢父を共伯和と同一人とすることに問題があるのみならず、嗣馬共はまた師龢父と同一人ではない。懿王期說をとる陳氏は、字を擴古以來の共と釋する說を卻けて、字は二父に從う形であり、𠬝と釋すべきであるという。

右者司馬𠬝、從二父、吳式芬誤釋爲共、……此右者司馬𠬝、卽共王後半期的司馬井白、共王初的右者井白和穆王時的井白、由傳世禹鼎・禹殷二器、可以證明𠬝爲右者井氏、禹鼎述其祖考政于井邦、而稱𠬝朕辟、禹殷則稱𠬝爲其文祖、此與以下兩器、乃王之三年・五年命于周師彔宮、而右者同爲司馬𠬝、當是懿王之初年

嗣馬共を共王期の嗣馬井伯と同一人とみるのみならず、禹鼎の「惕共朕辟之命」、叔向父禹殷の「肁帥井先文且、共明德、秉威儀」の共字を何れも𠬝とよみ、本器の右者たる𠬝に外ならぬとするものである。その說はあまりに立異に過ぎて反論の要もないほどであるが、陳氏が𠬝と釋する字は、伯𢦏殷や善鼎にみえる「秉德共屯」の共、その他の字例と比較して、共と釋してよい字形である。恭

奉の象を示すものであろう。

兪はまた餘とも釋されており、郭氏は瑹の初文であるという。瑹は玉笏、余の字形はその正面形で上剡、中に玄纁の絇組あり、下に繅藉を付したもので、本銘の右旁はその側視形であり、尊銘にみえる字形はその正面形であるとするのである。しかし字形を以ていえば、余は辛上に把手のあるを示す象形字である。これを以て載書を啓くを舍という。舍命の舍もその義を承けている。載書を宰割して、祝禱の呪力を失なわせることを害という。害の上部は、舍よりも大きな把手を加えている辛である。辛の針部が曲刀のようにゆるく屈曲したものは、說文の䇂にあたる。辥系統の諸字はその形に從う。字形は郭說にいう玉笏とは全く異なる。郭說は瑹・瑜などの字から立說したものであろうが、それらはみな形聲字で、字の原義を示すものではない。兪はおそらく大辛あるいは曲刀を以て整治する意を示し、愈・愉・瘉の諸義はそこから導かれている。

王乎乍册內史、册命師兪、𢦚嗣□□、易赤市・朱黃・旂

師晨鼎では作册尹が册命を行なつている。もし同人とすれば、名異なるも同一の職となるわけである。作册吳をまた內史吳と稱するのも同樣の關係であろう。𢦚は併、餘論に使役の義とし、韡華は舊釋によつて繼と解するが、何れも適當でない。併嗣は盠方尊などから以後にみえる語である。併嗣の下二字は不明。攈古に「嗣徒乃」と釋するが文義通ぜず、餘論にも「未墉」という。職事をいう語の入るところである。兼官のことが行なわれるようになつたのは、王官の機構の上からも注意すべきことである。

赤市・朱黃の賜與は、師酉殷・寰盤・頌鼎など後期の器銘にみえる。黃は珩。朱亢・幽亢、あるいは同黃・金黃のように、亢・黃の字を用いる。黃は璜の初文、琱生殷一には璜を用い、文獻では多く珩を用いる。旂は䜌旂をいう。

本器銘は、ただ併嗣兼官のことを命ずる册命を內容としている。

兪拜䭫首、天子其萬年、眉壽黃耇、畯才立

王の册命賜與を受けて、祝頌の辭を述べる。「天子萬年」の語は剌鼎にみえ、「眉壽黃耇」は師奎父鼎に「用匃眉壽黃耇吉康」とあるのと同じ。畯は大盂鼎「畯正厥民」、宗周鐘「畯保四或」、頌鼎・克盨「畯臣天子」のように用いる。「畯臣天子」を王の祝頌の語に易えると、「畯在位」となるが、秦公鐘「畯疐在天」、秦公鐘「畯疐在位」というのも同樣の表現である。

兪其蔑曆、日易魯休、兪敢對䝞天子不顯休、用乍寶殷、兪其萬年永保、臣天子

蔑曆は普通には特定の事功によつて旌表を受かることをいう語であるが、この銘では册命賜與を承けていう。「日易」のように動詞の上に日を副詞的に用いることは、早く中甗に「日傳」、耳尊に「日受休」のような形式があり、後には小克鼎「克其日用䵼朕辟魯休」、克盨「克其日易休無疆」、史頌殷「日遲天子覭命」などの例がある。「永保」の二字は上屬してよむべきであろう。「永保我身」・「永保其身」など、春秋期の器にみえる語の初形である。この段は、休・休・殷・保みな幽韻の字で、押韻を用いている。ゆえに保字は韻讀に入れるべきである。

「臣天子」は「畯臣天子」と同じ。上文に永保の語があるので、畯を略したものとみられる。「臣

天子」・「畯臣天子」のように稱しているものは、もと異姓の臣が服事を誓う語であつたようである。

訓　讀

隹三年三月初吉甲戌、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。司馬共、師兪を右けて門に入り、中廷に立つ。王、作册內史を呼び、師兪に册命して□□を併司せしむ。赤市・朱黃・旂を賜ふ。兪、拜して稽首す。天子其れ萬年、眉壽黃耇にして、畯く位に在らむことを。兪、其れ蔑曆せられ、日に魯休を賜ふ。兪、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て寶𣪘を作る。兪其れ萬年まで永く保ち、天子に臣とならむ。

參　考

師兪の器には、なお他に師兪尊・師兪鼎があり、二器同文である。

＊師兪尊

器名　師艅象彝考古　師艅尊博古

出土　「得於京兆」考古

著錄　考古・四・一七　博古・六・三五　薛氏・一一・二　嘯堂・上・二六

考釋　拾遺・上・二二

器制　博古にいう。「高六寸七分、深六寸五分、口徑六寸三分、腹徑三寸八分、容二升六合、重三斤六兩」。また考古にいう。「按此器、略如今禮圖所載、其腹文爲象、禮有象尊、而不聞象彝、疑記有脫略」。すなわち器を彝としているが、圖象は明らかに尊である。中層のふくらみ大きく、上下三層をなし、中層に象首相對う文樣を付し、その上下に二弦文を加えている。ただその繪文がどこまで眞をえているかは疑問とすべきところもあり、象文と定めてよいかどうか確かでない。器制文樣をこの圖のままとすれば、周初の器とすべく、𣪘とは時期の異なる器となろう。

銘文　六行三二字

王女□侯、師兪從王□功、易師兪金、兪則對舁厥德、用乍厥文考寶彝、孫々子々寶

師兪鼎は復齋に著錄するもので器影はなく、文は尊銘とほぼ同じである。

＊師兪鼎

著錄　復齋・一七　積古・四・一八
　攈古・二之三・六五

考釋　韡華・乙上・二八　文錄・一・一四　文選・下二・四　積微居・六二

銘文　四行三二字

王女□侯、師兪從王□□、易師兪金、

兪則對揚厥德、其乍厥文考寶鼎、孫子〻寶用

第二字は模刻にみな女に作る。拾遺師兪尊條にいう。

此女當讀爲如、禮大戴記本命篇、女者如也、釋名、女如也、婦人外成如人也、是女如二字古同讀之證、爾雅釋詁如往也、春秋經、凡公有所往、皆曰如、王如上侯、師艅从者、上侯地名、言王往上侯、而師艅從之也

文錄はその解を承け、積微居もその說を是とする。文錄には臾尊從古・七・二九 周存・五・九 綴遺・一八・一〇 小校・五・三四 韡華・戊上・七 積微居・八九の「臾从王女南」の文を引き、また「侯上一字當是國名、字有闕損、考復齋拓本、此字已磨泐不明、後人釋上釋二、皆誤也」とも述べている。

金文に「王如某所」の文例なく、また女を之往の義に用いた例がない。字のままに訓むとすれば、「女于時」の女と解するほかはないようである。「師兪從」の句は、過伯段「過伯從王伐反荊」・𤞷段「𤞷駿從王南征」と同例の句とみるべく、王下の二字は動詞であろう。古く嘯堂に夜功と釋し、また文錄には發功あるいは射雉と解する說を出しているが、何れも無理である。下字は功と釋しうる形であるが、金文には功に工の字を用いる例である。

師兪の奉仕の内容はよく知られないが、その勞に對して金を賜うている。金を賜う例は、禽・令・過伯・小子生・遹・競など、周初より昭穆期までの器に多い。

「兪則對揚」のように、對揚の上に則字を加える例は殆んどない。連詞としての用法は曶鼎などからみえはじめている。また「對揚厥德」のように德の語を用いるのは、齊器の陳侯因脊敦「合覠厥德」など、遙か後の時期に至つてみえる。文に多少の疑問のところがあるが、尊銘は一應次のように訓むことができよう。

王、□侯に女す。師兪、王の□□するに從ふ。師兪に金を賜ふ。兪則ち厥の德に對揚し、其れ厥の文考の寶彝を作る。孫子〻寶とせよ。

兩銘とも模刻であるが、嘯堂などによつてみるとかなり古い字迹であり、文錄には「此銘文字甚古、當去周初未遠、與後之師艅敦非一人」と述べている。尊の器制もかなり古く、繪圖に誤なしとすれば、文様は象文である。女字の用法が特殊であり、その點では臾尊の銘にいう事實と關係があるかも知れないが、臾尊の文字も康昭期より下るものではない。師兪尊の文字は趞段に似た氣味をもつ書風で、ほぼ時期の近いものとなしえよう。

尊・鼎の時期は、從つて段よりも古く、兩者の師兪を一人とすることには困難がある。しかし、その家は、あるいは小臣艅犧尊にみえる小臣艅の家系に屬するもので、連綿としてこの時期に至つているものかも知れない。小臣艅犧尊は壽張出土の梁山七器の一で、召家の諸器と同出している。その家は東方貴游の出自であるが、周初に召公の東方經營に從つてその傳世の器を壽張にとどめ、のち西方に遷されて周室につかえ、康昭のころ師氏として尊・鼎を殘し、この期に至つてもなお師氏の職を保つていたのであろう。もしそのように考えうるならば、師兪の器は、周初以來の庶殷の消息をたどるべき一の資料ということができよう。

一二五、師晨鼎

時代　懿王斷代　厲王大系・通考・厤朔・董作賓

著録

銘文　攈古・三之二・二　大系・九九

考釋　韡華・乙中・五五　大系・一二五　文錄・一・二二　文選・下一・一五　斷代・六・一一六

銘文　一〇行一〇三字

隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室、卽立、𤔲馬共右師晨入門、立中廷

器の日辰は師兪段と同じ。また冊命の行なわれた場所と右者も、師兪段・諫段と同じであり、三器を一群として考えることができる。

師晨はおそらく伯晨と同じ家であろう。晨は本器では晨下に止を加えており、伯晨鼎では止を略している。伯晨鼎はその器制からみて時期が少しく下るものとみられ、字迹も本器の整齊には遠く及ばないから、一家の器としてもその人は異なるものと思われる。

王乎乍冊尹、冊命師晨、疋師俗𤔲□人隹小臣善夫守□官犬眔奠人善夫官守友、易赤舃

作冊尹の名は免段・走段・休盤など共懿期以後の器に多くみえる。疋は胥にして佐助の意。大系に足とよんで踵續の義とするが、師俗の職事が多岐にわたつているので、これを輔佐させる意である。善鼎に左疋の語があり、これは班段の左比というに近い。

師俗は庚季鼎にみえる伯俗父であろう。師職

を以て師俗といい、その族內の關係から伯俗父ともよばれたのであろう。庚季鼎にも「用左右俗父」とあつて、本器と同じく俗父の佐助を命じている。

𤔲下の一字を陳氏は邑と釋している。上部に口形のみをとどめているが、下文の奠人と對應する語

であるから、地名とみられる。隹は文首にあつて語詞に用いるが、ときに又・之などの義にも用いる。この文では領格の介詞之の用法であろう。也段に「用妥公唯壽」とあるのと同じ。嗣以下の文は罘という連詞でつづけられている二句、すなわち

□人隹小臣善夫守□官犬
奠人　善夫官守友

に分たれる。文選に「嗣邑人」で句讀、小臣善夫と奠人善夫の兩者を對擧したとみているが、隹を語詞とみたからであろう。善夫は膳夫。王官としては執政に關與する重職であるが、この銘にいうところはそれぞれ特定地の官職である。王室の所有地や經營地などにおかれていたもので、たとえば散氏盤には、各地に嗣工や嗣馬の職がおかれているのと同様である。守□は下字缺泐して不明。官犬は周禮にいう犬人の職に當るものであろう。周禮大司寇に「大祭祀奉犬牲」とあり、犬人には「凡祭祀共犬牲」とみえる。卜辭に多馬・多犬のような呼稱があり、犬馬の畜養を職としたもので、官犬もその流であろう。員鼎に、王の狩獵に從つて執犬のことに當り、賜賞をえた例がある。員は[illegible]形標識をもつ殷の貴戚出自のものである。この句のはじめに「□人隹小臣」とあつて、小臣以下はみな□人に屬している。その語法は、散氏盤にいう「矢人有嗣眉」「散人小子眉」とよく似ている。小子・小臣は、もと貴族の出身者にいう身分稱號であつた。奠は鄭。鄭人は上文の□人に對する語。ここにもまた善夫と官守友とがある。官守友とは同僚の諸官を汎稱したものであろう。綜述に、この□人・奠人を都鄙の別を記したものと解し、前者を邑人にして都城、後者の奠を甸にして甸人の義とする。金文には別に甸の字があり、奠を甸に假借して用いる例はない。

赤舃は、初期金文には多く市舃としてみえ、師虎段・吳方彝に至つて赤舃を賜與することが記されている。

晨䫉䭫首、敢對夙天子不顯休令、用乍朕文且辛公隮鼎、晨其〔萬年〕、世子〻孫〻、其永寶用

拜を䫉に作るものに曶段・虘彝等がある。何れもこの器と時期の近いものである。文祖を辛公と稱しているのは、師晨が東方出自の族であることを示すものとみられる。「世子孫」のように世をつけていう例は、寧段・師遽諸器・吳方彝など、中期の諸器に多く用いられている。

訓　讀

隹三年三月初吉甲戌、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格りて位に卽く。嗣馬共、師晨を右けて門に入り、中廷に立つ。王、作册尹を呼び、師晨に册命し、師俗を胥けて□人の小臣膳夫・守□・官犬と、鄭人の膳夫・官守友を嗣めしむ。赤舃を賜ふ。晨、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文祖辛公の隮鼎を作る。晨其れ(萬年)、世子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

參　考

郭氏はその大系新版に付記していう。

或云、彔簋、用作文祖辛公寶鼐毁、何以彼入穆世、此入厲世、相差四代、案辛公不妨同名、又古人凡祖以上均稱祖、即使同是一人、亦無妨碍

これはおそらく、両器の祖名が同じく辛公であり、また、彔毁の彔と本器の「師彔宮」の彔とが同名であるため、彔と晨とを結合しうると考えたものであろうが、祖考の干名が同じである例は他にも多く、同族の證とはしがたい。また師彔の宮で册命を行なつているものには、師兪・諫の両器があり、本鼎との間に直接の關係はないとしても、廷禮の場所や右者が同じであるから、これらの諸器は師職に關係ある諸族のものであることは、疑ないようである。

なお本器にみえる師俗・師晨と同名の伯俗父・伯晨の名をもつ二器を、關聯器として付記しておく。字迹は何れも師晨鼎より下るものであり、殊に伯晨鼎は附耳獸足の半椀形の鼎であるが、文様は夔鳳の變様文を主としており、賜與の品目は吳方彝・曶壺に近い。

＊庚季鼎

器名　伯裕父鼎攈古　伯俗父鼎周存　南季鼎大系

時代　懿王斷代　夷王大系　厲王厤朔

收藏　「山東海豐吳氏藏」攈古

著錄　銘文　攈古・三之一・三六　周存・二・二七　大系・九八　小校・三・一九　三代・四・二四・二

考釋　餘論・三・一〇　韡華・乙中・五〇　大系・一一三　文錄・一・二三　積微居・二六三　斷代・六・一一七

銘文　九行五五字

隹五月既生霸庚午、白俗父右庚季、王易赤⊗市・玄衣黹屯・䜌旂、曰、用左右俗父、嗣寇

文錄に「敍述特簡」と稱しているように、册命の記述は甚だ簡易で、廷禮の次第などすべて省略している。賜與のちに册命を記すことも、一般の形式と異なつている。

伯俗父は師晨鼎にみえる師俗であろう。

師晨にも伯晨の名があるが、俗・晨は家の名で歴代襲用するものであるから、ときに同一人であり、また別人であることもある。師兪の家は小臣兪以來兪と稱し、師彔の家は彔子聖以來彔と稱する類で、その間に彔・伯彔・師彔の名號がある。一人か否かは、器の時期によつて推定する外はないが、師俗・伯俗父の名のみえる器は時期が相近く、一人とみうる可能性がある。

庚季の庚は、庚とも南とも定めかねる字形である。周存に「許印林云、庚當是爵字、按亦未確」といい、楊樹達も爾と釋する説を出しているが、何れかといえば庚に近い形であるから、しばらく庚季とする説による。

[illegible]は黼。赤[illegible]市・䜌旂を賜う例は截𣪘・走𣪘・利鼎・望𣪘・𦉢鼎などにもみえ、玄衣黹純は後期の器に多い。䜌旂の旂は左文、字は旅とよむべき形であるが、あるいは誤刻であろう。文例上、旂とあるべきところである。

左右は又右とかかれている。左は又を左文にかく例であるから、郭氏はこれを彝銘誤字の一例であるとしている。この器の字形には確かでないものが多く、上文の䜌旂の旂にしても、下文の對揚の對を封の字形に書していることなども、異例とすべきである。

左右の語は令彝にみえる。𤔲宷は攈古に𤔲寇と釋し、從來その釋が用いられているが、字は寇とは釋しがたい形である。斷代には、師俗が師晨鼎において官犬などをも司つているので、周禮大司寇の職事を掌るものであると解している。しかし字形は寇と釋しがたいのみならず、官名を人名の下につづけて「伯俗父𤔲寇」という例なく、それを賓語として「左右」の動詞を用いる語形は考えられない。

積微居に字を休とし、説文に休を庥に作ることを證として、この句は伯俗父の休を嗣ぐ意であるという。

> 𤔲宷者、𤔲當讀爲嗣、師酉𣪘云、王乎史䇂、册命師酉、𤔲乃且啻官、以𤔲爲嗣、此文與彼同也、嗣休者、王勉庚季、繼白俗父之美也

楊氏の説によると、伯俗父と庚季とは父子の關係となり、文はその嗣襲をいうことになるが、上文にすでに左右の語があつて、嗣襲とは解しがたいところである。その點については楊氏も顧慮するところがあつて、器銘にいう册命は、臣從のものがその子を以て朝見せしめる禮があり、その際の册命であると論じている。

> 余疑、伯俗父與庚季、若非長屬、必父子也、儀禮士冠禮曰、乃易服、服玄冠玄端爵韠、奠摯見於君、遂以摯見於卿大夫鄉先生、是士之子有見君之禮也、左傳昭公四年曰、仲與公御萊書、觀於公、公與之環、使牛入示之、入、不示、出、命佩之、牛謂叔孫、見仲而何、叔孫曰、何爲、曰、不見、既自見矣、公與之環而佩之矣、遂逐之、奔齊、按豎牛請叔孫、見仲壬於君者、必卿大夫有見子之禮、故請之也、叔孫之逐仲壬者、以信豎牛之讒、怒仲壬不由己之介見公而自往見之也、此皆足證朝臣可介其子見君者也、子既當見君、而父有祿於朝、率之往見、固事理之宜也、論語憲問篇記、公叔文子之臣大夫僎與文子、同升請公、大夫僎本公叔文子之臣、而文子薦之于衞君、使仕於公朝、與己同列、當其初薦而尚未升之時、必當見僎於衞君可知也、此長見其屬之説也

楊氏は器銘を、この見子の禮をいうものと解するのである。𤔲に嗣字の義を含みうることは、師奎父鼎「用𤔲乃父官友」・師嫠𣪘「今余隹䌛𩫏乃令、令女𤔲乃且舊官小輔眔鼓鐘」など、一應嗣字の義を以て文を解しうるところである。しかしその場合は、職事を官𤔲することが同時に嗣服のときでもあるので、下文に必らず「乃祖」・「乃父」のような語を伴なつている。ところがこの器銘にはそういう關係がなく、かつ父がなおその職事にあるのに、その子に對して嗣襲を命じ朝服を賜うというのも、考えがたいことである。

左右とは伯俗父を輔佐することをいう。班𣪘に「左比毛父」・「右比毛父」というように、佐助の語は直接その人にかかる。その職務は下文につづけて、免𣪘「疋周師、𤔲㪡」・善鼎「左疋𩛥侯、監𦅫師戍」・師兌𣪘一「疋師龢父、𤔲左右走馬五邑走馬」のようにいう。これらの文例によれば、𡨦は官名でなく、𤔲は動詞である。

楊氏は𡨦を休光の義とし、俗父の休光を嗣ぐ意としたのであるが、𡨦は俗父を輔佐すべき職事を示す語であろう。師晨鼎において、師晨が師俗を輔佐することを命ぜられ、善夫以下の諸職を官治する命を受けているのと同様である。𡨦は字迹もなお確かでなく、字義を知りがたいが、令彝・令𣪘・作册大方鼎など初期の金文に、休を宜に作る。𡨦はあるいは宜の異體字であろう。麥器に㝍に作るものも同字異文である。それならば、この册命は成禮祀典の場所である宮廟の官𤔲を命じたものと解してよいようである。俗父はよほど聲望の高い人であるらしく、その輔佐を命ぜられている師晨の家は、伯晨鼎によると𤨺侯の地位にある諸侯の一である。師晨鼎においては王領の諸官を治める佐助を命じ、この器においては王宮官𤔲の輔佐を託したものと思われる。

庚季拜䭫首、對𩖸王休、用乍寶鼎、其萬年、子々孫々、永用

對揚の對は封の字形に近くかかれている。この銘が楊說のように見子の禮を記すものならば、命服を賜うて重器を作り、子孫に命ずる語を加えるなどは、いかにも不類の感を免れない。

訓　讀

隹五月既生霸庚午、伯俗父、庚季を右く。王、赤𩎟市・玄衣黹純・鑾旂を賜ふ。曰く、用て俗父を左右し、𡨦を𤔲めよと。

庚季拜して稽首し、王の休に對揚して、用て寶鼎を作る。それ萬年、子々孫々、永く用ひよ。

參　考

この器銘には誤字が多く、左・旂・對などみな字形を誤る。積微居にも、「五十餘字中、錯誤至三字之多、制器者之苟簡、殊可驚矣」と稱している。いまその器を存せず、眞僞を知りがたいが、拓銘によると僞刻の懸念もないとはいえない。もし眞刻とすれば、宗廟彝器に對する觀念が推移して、次第に崇重の念を失なつてきているものとすべきあろう。

大系に器を夷王期に屬する理由をあげていう。

伯俗父當即下出師晨鼎之師俗、師晨鼎乃厲世器、彼于厲王三年、稱王命師晨足師俗𤔲邑人、足者續也、凡彝銘言足某人𤔲某事者、有承繼之意、大率乃師俗死後事、本銘言用左右俗父、則是俗父尙健在、故列此鼎文于夷世

これは銘文の誤讀に本づいて立説されており、郭氏が足にして續也と訓した字は、疋にして佐助の義であり、本器の左右と同じ。従がつて本器と師晨鼎との世代が異なるとする理由はない。なお師晨關係の器に伯晨鼎がある。時期は、なおおくれるものであろうと思われるが、ここに附記しておく。

*伯晨鼎

器名　韓侯伯晨鼎筠清

時代　厲王大系・麻朔

收藏　「江蘇呉縣曹秋舫藏」攈古

著錄

器影　懐米・二・九　大系・一五

銘文　筠清・四・一一　攈古・三之二・一七　奇觚・一六・一〇　敬吾・上・二九　窓齋・五・六　周存・二・二〇　大系・九九　小校・三・二九　三代・四・三六・一　河出・二四二　二玄・三四三

考釋　窓齋賸稿・一二　拾遺・下・一七　韡華・乙中・五四　大系・一一五　文錄・一・二〇　文選・下一・一五　積微居・二二

器制　附耳三獸足の鼎。懐米にいう。「高七寸五分、口一尺五分半、深四寸八分、耳二寸七分、重二百五十六兩、鑄款口內」。項下に變様の夔文、腹部に顧龍とみられる文様があり、地は方形雷文を以て埋めている。器は附耳の半椀形の鼎。獸足の脚頭に小稜あり、饕餮を飾る。器形は後期から春秋にわたつて行なわれたものに近いが、この種の表出は師湯父鼎の顧鳳文と類するところがある。

伯　晨　鼎

銘文　一六行一〇〇字

隹王八月、辰在丙午、王命䡅厌白晨曰、飼乃且考、厌于䡅、易女秬鬯一卣・玄衮衣・幽亢・赤舄・駒較・畫□・鞎較・虎幃冟裊里幽・攸勒・旅五旅・彤矢・旅弓旅矢・□戈・虢・冑、用夙夜事、勿灋朕命

䡅は舊釋に韓とする。韡華にその字を説いて、「韓从旱从亘、旱字稍省、當从旱聲、舊釋爲韓、是也、韓國名、左傳、邘晉應韓、武之穆也」という。しかしその字は屭羌鐘にみえる韓と字形全く異なり、字釋に問題がある。大系に舊説を非としていう。

䡅字不識、左側不知所从、舊或釋爲韓、葢因誤認右旁爲亘、故以形聲相近之字爲比附、毫無根

據、字疑从亙聲、當在蒸部

奇觚には楚丘の恆氏であろうかというが、地が遠隔に過ぎる。伯晨は師晨の晨の家であろうが、師晨鼎では王室所領地の諸官の官嗣を命ぜられているのであるから、その地は王畿の近くでなければならない。「侯于某」という侯命の形式は、麦尊や宜侯矢毀など、初期の金文にみえる。

伯晨と師晨との關係について、大系に「前乃尙爲王官時器、今器乃出就封邑也」というが、下文に「嗣乃且考」とあるように、晨の家は祖考以來侯に命ぜられており、今はじめて封に就くのではない。また侯たるものも王官として周都にあり朝政に與かつていたので、侯伯というも邊裔の地とは限らない。嗣は嗣。祖考の封地を嗣襲するをいう。麦や宜侯矢の侯命はその移封を命じている例であるが、本器のそれはいわば本領の安堵を命じたものである。
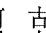
賜與はきわめて繁富である。侯命のときのものであるから、禮器・朝服より車馬・弓矢・甲冑の類にまで及び、他器にはみえぬものをも二三含んでいる。秬鬯・玄袞衣は習見。幽亢の亢は夫字の形に近く、奇觚には鐵鈇にして斧鉞であるとする。

　幽夫黝鈇也、夫鈇省、蒼頡篇、鈇斧也、列子說符注、鈇鉞也、古今注、金斧黃鉞也、鐵斧玄鉞也、三代通用之、周禮牧人司農注、幽黑也、禮記玉藻、幽衡注、幽讀爲黝

鐵には玄鏐のように玄といい、幽と稱することはない。かつ賜物の列次からいつても、玄袞衣と赤舄の間に斧鉞をいうのは、甚だ次を失している。拾遺に幽黼とよんで黑文の義であるという。

　夫讀爲黼、夫甫二字聲近、古多通用、說文皿部、簠、从竹从皿甫聲、古文作医从匚从夫、是其例也、幽與黝通、毛詩隰桑傳云、幽黑色也、詩小雅采菽云、君子來朝、何錫予之、雖無予之、路車

乘馬、又何予之、玄衮及黼、毛傳、玄衮衮龍也、白與黑、謂之黼、此以玄衮衣與幽黼同錫、與詩文正可互證、幽黼者、以其爲黑文也

郭氏の大系は、この孫釋に據つている。もともと黼は黼黻文章をいい、周禮典絲に「凡祭祀、共黼畫組就之物」とあるように意匠の名であり、衣・舃のような名物をいう語でない。孫説に引く詩の「玄衮及黼」は、箋に「黼、黼黻、謂絺衣也」とあるように絺衣のことで、別義である。金文では黼を㊇としるし、黼畫の象を示す。もし白黑の文を以て黼とするならば、幽黼という語はありえない。これは夫字形の字を黼と釋したことに問題があり、文錄には絲弁と釋しているが、その釋も疑問である。

賜與のうち、玄衮衣と赤舃の間に列するものを他器の例によつて比較すると、次のようになる。

大盂鼎	冂衣	市		舃		輚馬
⿺走豈鼎		赤市	幽亢		䜌旂	
吳方彝	玄衮衣			赤舃		金車
本器	玄衮衣		幽亢	赤舃		⿰馬禹輚
師俞殷		赤市	朱黃		旂	
曶壺	玄衮衣	赤市	幽黃	赤舃	䜌旂	
袁盤	玄衣黹屯	赤市	朱黃		䜌旂	

これを以ていえば本器の字は幽亢とよむべく、⿺走豈鼎の幽亢と同じ。夫に近い字形は亢の異文で、他器の黃、文獻の珩・衡に當る。金文編に字を夫字の條に列して、「幽夫赤舃、即禮記玉藻之幽衡」と注としているが、亢の異文として扱うべきである。

⿰馬禹輚は⿰馬禹車。塱盨や兮甲盤にも⿰馬禹車を賜うているが、外に馬四匹を添え、塱盨ではまた車具を加えている。⿰馬禹車は車名。金車・訇車・朱車というのと一般である。その車制は知りがたいが、⿰馬禹はあるいは軥にして、その軶に特色のある車であろう。太平御覽巻七七二に引く禮斗威儀に山車の制を載せ、その車には垂勾を用いたという。垂勾とは揉治を用いずして自然に員曲している軶である。孫釋に⿰馬禹を駒馬と解し、盠駒尊のように事實駒を賜うている例もあるが、ここはやはり車名である。下文に車服の屬を列している。他器と多少出入するところがあるので、比較の便宜上、表示しておく。

彔伯𢦏殷	金車	朱虢靳	桒鬲較	虎冟窠裏	攸勒
吳方彝	金車	朱虢靳	桒較	虎冟熏裏	攸勒
本器	⿰馬禹車	畫☐	龍較	虎幃冟衰里幽	攸勒
塱盨	⿰馬禹車	朱虢㐭靳	桒較	虎冟熏裏	攸勒

畫☐は他器の朱虢靳に當る。孫釋に字を畫咷と釋し、「疑叚咷爲旐也」とする。車旗とみるものであるが、ここはやはり靳の類であるらしく、大系には畫听にして畫靳であるという。しかし字形は斤に從う形ではなく、またそういう細い革具に畫飾を加えることも困難なように思われる。靳については林巳奈夫氏の「中國先秦時代の馬車」東方學報二九、二二八頁以下に詳論があり、靳は環狀をなし

て膺から斧痕・鬠甲や背をゆるく卷いている革具で、背上に游環を付し、御に便したものである。車馬の駕御に用いる革具は多種であるが、そのうち畫靳だけを賜與されるというのも不審である。車馬の具のうち畫を冠していうものに畫轉・畫輯の類があり、あるいはその類かも知れないが、字形を確かめがたい。

韔較は幬較。他器の𠦪較・𠦪縪較・𠦪鬲較に當る。較を皮革などで卷いたものである。虎韔冟袠里幽は他器に多く虎冟熏裏という。大系にいう。

冟卽是冪、唯它器均是名詞、本器則當解爲動詞、言有虎文之車帷、冪覆于車位之上、其裏則黝色也、袠从衣立聲、立古文位、則袠則坐位字之本字也、里裏省

郭氏によると、文は「虎韔もて位を冟し、裏は幽」とよむことになるが、車馬の品目を列次した中に、ここだけ說明的な語が挿入されることになる。文例上、やはりみな名詞に解すべく、韔は帷、孫釋に「幃囊也」というも、冟の狀が帷に類しているので韔の一字を加えたものであろう。すなわち虎韔冟は他器の虎冟と同じ。冟は車笭の覆いで、その裏地は輿の中からみえるものであるから、同時にその裏地をも合せていう例である。袠を韡華に袪と釋し、袌袂の義とするが、ここは虎冟の裏地をいい、音はおそらく異・翼と同音とみるべく、袠里は裏地の全體、袠里幽とは幽裏と同じ意味とみられる。これを袠幽裏といわず、袠里幽というのは、語調によるものであろう。本器にみえる車馬の具は、すでに彔伯𢦚段・吳方彝に殆んどみえているものであるが、本器では幽亢の亢を夫字形に作り、畫□や攸勒なども字形が他器と異なつている。文字が全體として結構緩漫であり、旅字のごときも从に從わず、異例のものが多い。

旅五旅を奇觚に周禮夏官「五百人爲旅」の旅と解するが、金文にその義に用いた例はない。旅は金文では小盂鼎にみえる旅服、あるいは旅器・旅弓旅矢の義に用いるが、器銘は下文に別に旅弓旅矢があつて、ここは別義に解すべきところである。曹秋に旂五旂と釋するも、字が異なる。器は車具と兵器の間に列次されており、おそらく鹵にして干楯の義であろう。說文に「櫓大盾也」とあり、重文として樐をあげて、鹵に從う。漢書司馬相如傳注に「櫓、大盾以爲翳也」とみえ、車上の翳とするもので、これを備えるものを鹵簿という。旅・鹵・魯はみな聲通じ、通用の例が多い。彤弓彤矢はそれぞれ彤彡のように合文でかかれている。宜侯夨段にすでにその例がみえ、封册のときに與えたものである。虢季子白盤のように特に専征を命ずるときにも彤矢を與えている例がある。旅弓旅矢の旅は盧、黑塗の弓矢である。書の文侯之命には册命に當つて彤弓一・彤矢百・旅弓一・旅矢百を與えており、左傳僖二十八年には旅弓矢千に作る。金文の例では、弓一に矢百を配するのが例である。いまの書は盧に作り、三體石經は旅に作つている。

□戈は釋字が識られない。奇觚に寅にして、說文「戭、長槍也」の戭とする。方言に鏔の字があり、戟の刃なきものを秦晉の間では鏔という。大系に「字難識、疑是冠之異文、叚爲干、古干戈二字每相將」というが、干ならば別にその字がある。金文に戈をいうときには、麥尊「玄周戈」・小臣宅段「畫干戈九」・師奎父鼎「戈琱戟」のように戈の雕飾をいうことが多い。字は兩手に戈を執る象にみえる。册命のときに賜う兵器の類には儀器として用うべきものが多く、琱戈なども勿論實戰の

器ではない。この戈も、あるいは儀器として用いるところから名をえたものであるかも知れない。

文錄に赤戈と釋するも字形合わず、おそらく儀器であろう。

虢・胄は、小盂鼎に畫虢一・貝胄一とみえているものである。この器も、畫・貝などの飾を加えたものであろう。

晨拜頴首、敢對覭王休、用乍朕文考順公宮隮鼎、子〻孫、其萬年、永寶用

順公を、拾遺に德公、奇觚に道公、文錄に夒公と釋する。大系に瀕公と釋しているが、頁に兩止や水を加えた字形は順とよむべき字で、也𣪘や宗周鐘にその字がある。字は水旁の部分が明らかでないが、順字であることは疑ない。

文首に册命の廷禮を記していない。文錄に「此亦侯國之君、不入朝、故不言立廷册命」というが、文を省いているのみである。歷代嗣襲のことであるから廷禮の記載を略したものであろうが、賜與の品目甚だ多く、一代の盛典であつたことと思われる。

訓　讀

隹王の八月、辰は丙午に在り。王、𨽻侯伯晨に命じて曰く、乃の祖考を嗣ぎて、𨽻に侯となれ。女に秬鬯一卣・玄袞衣・幽亢・赤舄・駒車・畫□・幬較・虎幃冟衺裏幽・攸勒・旅五旅・彤弓彤矢・旅弓旅矢・□戈・虢・胄を賜ふ。用て夙夜に事へて、朕が命を廢すること勿れと。

晨、拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て朕が文考順公の宮の隮鼎を作る。子〻孫、其れ萬年まで、永く寶用せよ。

参　考

字様は格伯𣪘系統のもので、噩侯鼎や散氏盤などに通ずるものであるが、甚だ粗鬆の風があり、筆畫に謹飭の意を失なつている。師晨鼎は模本であるけれども、両者の字迹はかなり異なつており、兩器の時期は必らずしも同じとしがたい。殊に師晨の職事は師俗の輔佐にすぎず、本器の伯晨は祖考以來の諸侯であり、身分上の差も大きい。

器銘に「辰在」という日辰のいい方をしているが、辰在をいうものは初期より共王期までのものに多く、後期では善鼎・𩰫𣪘など、孝夷期前後の器にみえる。少くとも師晨の器よりは、一世代以上降るものであろうが、器の文様からみて、厲王期にまで下るものではないようである。

一二六、大師虘設

時代　懿王断代　夷王董作賓

出土　「傳一九四一年、西安出土」断代

收藏　「上海博物館、另一器藏故宮博物院」上海

著録

器影　上海・五二

銘文　「王獻唐先生有拓本、此據摹本」断代　西周年暦譜・七三七　上海・五二

考釋　斷代・六・一一八　郭沫若　陝西新出土器銘考釋説文月刊・三・一〇　一九四二年

器制　上海にいう。「高一八・七糎、口徑二一・四糎、腹徑二四・三糎、底徑二二・九糎、腹深一〇・三糎、重五・四四瓩、此簋的形制頗有特點、低體寛腹、周壁除直紋外、別無其他紋飾、兩耳作獸頭形、樸質素美」。圏足の直文設はその例殆んどなく、その意味でも貴重な資料である。直文は古く殷器にすでに現われているが、周初には康侯設あり、方座設として格伯設、三小足設には師旋設、附耳三小足設には毳設がある。三小足設より本器の圏足設が先行するとすれば、師旋設は夷王期の器であるから、本器はほぼ懿孝期に位置しうるものといえよう。器は二器あり、一は故宮博物院に藏するが、その器影をみない。

大師虘設

銘文　器蓋二文。各々七行七〇字。

正月既望甲午、王才周師量宮、旦王各大室、卽立、王乎師晨、召大師虘入門、立中廷、王乎宰曶、易大師虘虎裘

文首の月辰の上に「隹」の一字を加えていないのは、周器としては異例とすべく、競卣など二三の例をみるにすぎない。この器では、銘末に「隹十又二年」とあるので、ここには略したのであろう。量について断代に、「量從日從東、説文重部曰、量稱輕重也、從重省、曏省聲、揚設及大克鼎之量、乃地名」という。量の上部は器口、下部は橐の形で、以て重量を料るべきものである。册命前文の形式は、師彔宮の册命三器と同じ。

師晨は師晨鼎にみえるその人であろう。右介のことを右といわずして召というものもその例は多くなく、大鼎「王乎善夫騕、召大」・大設二「王乎吳師、召大」・克鐘「王乎士曶、召克」などあり、後

二者は冊命の例である。陳氏は召を導致・儐右の義であるという。召は詔、詔相の意である。
大師の稱は初期の器にはみえず、後期以後に至つて「大師宮」善鼎・「白大師」伯克壺、列國の器に「鄭大師」・「蔡大師」などの名がある。斷代にいう。

大師虘毁蓋銘

則宗周有大師宮、而諸侯之國有大師之職、詩節南山、尹氏大師、板、大師維垣、常武、大師皇父、
凡此皆王室的大師

大師の名はこの器のころからみえており、詩篇の時期を考える上にも參考となる。
宰曶は蔡毁に右者としてみえる人である。冊命の文を略しているが、おそらく誥命の後に賜與がなされたのであろう。虎裘は他器にみえぬもので、しかも賜與はこれ一具のみである。虘は大師の職にあり、その武威にふさわしい賜物をえたのであろう。

虘拜䭫首、敢對䢅天子不顯休、用乍寶毁、虘其萬年、永寶用、隹十又二年

銘末に年紀をしるすのは毁器の形式で、概ね「隹王某祀」のようにいう例である。

訓讀

正月既望甲午、王、周の師量の宮に在り。旦に、王大室に格りて位に卽く。王、師晨を呼び、大師虘を詔(たす)けて門に入り、中廷に立たしむ。
王、宰曶を呼び、大師虘に虎裘を賜はしむ。
虘、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て寶毁を作る。虘其れ萬年、永く寶用せよ。隹十又二年なり。

參考

器の時代について、郭氏は師晨の器の關係より厲王期説をとるが、斷代に器を懿王期に屬し、その編年を論じている。陳氏が懿孝期とする器の日辰を列擧すると、次のごとくである。

1匡卣　隹四月初吉甲午（懿王銅器）
2免簠　隹三月既生霸乙卯（免組銅器）
3免尊　隹六月初吉、王在鄭、丁亥
4大𣪘　隹六月初吉丁巳、王在鄭
5趩觶　隹三月初吉乙卯、……隹王二祀
6守宮盤　隹正月既生霸乙未
7曶鼎　隹王元年六月既望乙亥」　隹王四月既生霸、辰在丁酉
8曶壺　隹正月初吉丁亥
9師晨鼎　隹三年三月初吉甲戌（師晨組銅器）
10師俞𣪘　隹三年三月初吉甲戌
11南季鼎　隹五月既生霸庚午
12諫𣪘　隹五年三月初吉庚寅
13大師虘𣪘　正月既望甲午、……隹十又二年
14虘編鐘　隹正月初吉丁亥
15揚𣪘　隹王九月既生霸庚寅

16蔡𣪘　隹元年既望丁亥

陳氏は右の諸器中、9以下を總括していう。

此組大約可定爲懿王三年至十二年之器、如此則懿王在位十二年以上、蔡𣪘的元年、可能是懿王元年、但更可能是孝王元年、因爲右者宰曶與曶鼎是一個人、而後者在懿王元年是司卜之官、此組的特色、是常常在周的某宮内册命、有了長銘的鐘和豆、記載王的策命、已經有了很完整而較固定的形式了

右のうち、懿王期の器として明確なものは、懿王の名號を器銘中に含む匡卣と、師晨・師俞・大師虘及びその關聯器で、紀年銘をもつ諸器のうち、趩・曶の兩器は、右の諸器によって構成される暦譜に入らず、蔡𣪘は月を加えていないので推算ができない。趩觶は器制が古く、二年吳方彝と日辰が合するので共王期とすべく、蔡𣪘は厲王十六年の克鐘に士曶の名のあらわれる以前のもので、懿孝期の譜に屬すべきものであろう。すべてこれらの關係は、器銘にいう月週干支を推算すれば殆んど毫釐の差もなく算出しうるものであり、五年諫𣪘・七年牧𣪘・十二年走𣪘などもみな懿王の暦譜に入る。牧・走の二器は、すでに井伯・司馬井伯の諸器中に列入しておいた。十二年走𣪘とともに、この大師虘𣪘もその暦譜に入りうるものであるが、虘にはなお大師虘豆・虘編鐘などがある。

＊大師虘豆

收藏　「南海吳氏藏」攈古　「吳荷屋中丞所藏」綴遺　「嘉興張氏藏」周存

著錄

銘文　擵古・二之三・五二　筠清・三・一　古文審・八・一〇　奇觚・一八・二〇　周存・三・一六五　綴遺・二五・三　小校・九・九四　三代・一〇・四七・五

考釋　拾遺・下・四　文錄・四・二三　文選・上三・二八　斷代・六・一一九

銘　文　　四行二八字

大師虘乍(作) 䵼隮豆、用卲洛朕文且考、用旛多福、用匄永令、虘其永寶、用享

古文審に虘の名を論じていう。

說文虘、虎不柔不信也、从虎且聲、古人多以虘爲名、亦用叡、器刻中屢見、亦用且、列子蒲且、說苑豫且、淮陰侯傳龍且、亦用苴、齊策穰苴、又用雎、秦策范雎、皆是也

綴遺にもまた別に數例をあげているが、この器にみえる虘は氏號であつて、名ではない。爵には、虘戊三代・一六・二五・五・六と銘している例がある。

䵼は擵古・餘論等には豐と釋するも、劉心源が蒸と釋するのがよい。大盂鼎に䵼祀の語がみえ、段段には「王鼒畢、䕅、戊辰、曾」という。䕅・曾はみな祭儀の名である。「乍隮豆」という語は周生豆三代・一〇・四七・四にもみえるが、豆に器名をいう例は極めて少い。

卲洛は昭格。祖靈を祀つてその來格を求めることをいう。也段に「用狢多公」、宗周鐘に「用卲各不顯且考先王」の語がある。字はまた卲各・卲客に作る。

旛は旂の異文。旂あるいは旛で祈匄の意。拾遺に、字を吳榮光が訪と釋するのを非とし、旂・旛の音通を論じていう。

斤言聲近、故古從斤之字、或變而從言、說文犬部、犺犬吠聲、從犬斤聲、玉篇、犺與狺同、楚辭九辯、猛犬狺狺而迎吠、狺卽犺字也、此旛亦變斤爲言、吳釋爲訪、是未達古文形聲變易之例也

金文には別に旂と言とに從う字があり、綴遺に旛はその省文であるという。旛を省して旂に作るのと同じである。

多福は宗周鐘「降余多福」・晉壺「永令多福」などの例がある。匄は求、旛と對文。陳釋に「用匄永令」を「永壽」に誤まり、また「虘其」の虘を脫している。考・福・寶は幽之合韻である。

訓　讀

大師虘、蒸隮豆を作る。用て朕が文祖考を卲格し、用て多福を旂り、用て永命を匄む。虘其れ永く寶とし、用て享せむ。

參　考

豆に銘のあるものは少く、著錄に入るものは二十器左右に過ぎない。禮記禮器に「禮有以多爲貴者」として、「天子之豆廿有六、諸公十有六、諸侯十有二」といい、また郷飲酒義に「六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也」とみえ、周禮醢人に「掌四豆之實」とあるなど、多くの器數を用いたようであるが、現存する器は必らずしも多くない。殊に殷周の器は稀で、春秋以後のものが多い。後期の豆としては單昊生豆や本器などが早いものであり、殊に本器には他器にみることのできない長銘を付していて貴重な資料であるが、いまその器形を傳えていない。

＊虘　鐘一

器名　䖒鐘簠齋　䖒編鐘貞松

時代　懿王斷代　夷王董作賓　春秋通考

收藏　「濰縣陳氏藏器」愙齋　「今藏住友」刪訂泉屋

著錄

器影　海外・一三五　通考・九五三　陳鐘・二　河出・二六三

銘文　愙齋・二・一〇　簠齋・一・二　奇觚・九・一〇〜一三　貞松・一・八　周存・一・五七　綴遺・一・二四　小校・一・二八　三代・一・一七、一八　二玄・二九五

考釋　愙齋賸稿・六　通考・四九八　文錄・二・一一　文選・上一・一三　斷代・六・一二〇

器制　通考にいう。「欒長八寸六分、甬長四寸六分、他鐘篆間鉦邊之界線、常爲細凸線、此乃連綴突起小乳爲之、篆間飾以斜格雷紋、鼓上及舞上飾以雷紋、鼓右有圓渦紋、甬稍右傾、乃後補」。斷代にこの界線を以て「同于普渡村出土的穆王時鐘」といい、古い形式であることに注意している。普渡村出土の編鐘第二卷三五一頁は枚に乳文を付したのみの素文の鐘であるが、その時期はおそらくこの鐘に近く、同墓出土の二號鼎等と同じ時期のものと思われる。

虘　鐘　一

刪訂泉屋にいう。「鐘體黝黑にして處々に緑斑あり、甬は稍々赤褐色を帶ぶ。製作頗る重厚にして粗豪、甬は今少しく右傾す。其の篆間鉦緣の界線

は、小なる乳狀突起の連綴せるものより成り、博古圖錄の碎乳鐘と同巧に出づ。各部に單簡なる沈刻の雲雷紋を附し、また鼓の右側に圈內巴狀を現はせる紋様を置く。全高一尺四寸八分餘、銑間八寸一分、重量四貫四百匁」。なお陳鐘一〇も同じ作器者の器である。この編鐘は銘文のあるものが三器あり、中に同文のものがあるから、少なくとも二肆を存したものとみられる。貞松にいう。

濰縣陳氏簠齋所藏十鐘中、䖒鐘凡二器、一卌五言、文與此同、一廿五言、攈古錄稱盩伯鐘者是也、二鐘今巳至海東、其存我國者、僅此一器、十年前見之都肆、今不知存何許矣

通考にも「䖒鐘傳世凡三器、二爲編鐘、文不完、十鐘二・海外一三五箸錄」という。同文の器一、文異なるもの又一器である。三代には鐘全銘のもの二、また銘の下半を分載する殘銘一を載せている。

銘　文　　同銘二器、四行三五字。鑄銘の所在は二器異なり、一は篆間より鉦に及び、一は鉦より左鼓に及んでいる。

隹正月初吉丁亥、䖒乍寶鐘、用追孝于己白、用享大宗、用濼好賓、䖒眔蔡姬、永寶、用卲大宗

鐘銘には初吉丁亥というものが極めて多い。日辰の異なる場合でも、丁もしくは亥の日を用いている。綴遺にその理由を論じていう。

日用丁亥者、儀禮少牢饋食禮、筮於廟門之外、史東面、受命于主人、主人曰、孝孫某、來日丁亥、用薦歲事于皇祖伯某、以某妃配某氏、鄭注、內事用柔日、今攷彝器銘之多用丁亥、亦以作器、本

內事也

すなわち祀禮の日と同じく、內事として柔日を重んじたとするのであるが、柔日は一丁亥に限らぬ

ことである。殷の卜辭においても、狩獵や出遊のことに特定の日を避けており、日の吉凶の觀念は古くからあつた。鏡に丙午や丁卯をいうものが多いのも、鐘銘の丁亥をいうのと似ている。おそらく鑄造者の信仰と關係があるものと思われる。

虘は大師虘𣪘、同じく豆の虘であろう。追孝の語は、㸚𣪘以下に習見する。己伯は虘の祖宗に當る人であろう。虘鐘二によると、虘の文考は釐伯である。この器は大宗に孝享し大宗に捧げられているもので、己伯は虘の大宗たる人であろう。

濼は樂の繁文。賓には多く嘉賓といい、好賓という語はあまり用いない。杜伯盨には好倗友という語がある。

蔡姫はおそらく虘の夫人で、「虘眔蔡姫」とは夫婦並び稱するものであろう。虘鐘二にもこの語がある。夫妻の名を列することはすでに縣改𣪘にみえるが、他にあまり例のないことである。姫姓たる蔡より入嫁した夫人と、ともに大宗を祀り、「用卲大宗」という。卲は異體の字形である。大宗には普通、享・孝などの語を用いる。尤も秦公鐘には「以卲䨓孝享」とあつて語義が近い。秦公𣪘では「以卲皇祖」とあり、やはり昭格の意である。

「眔蔡姫」の三字はやや字迹に崩れがみえ、奇觚に後人の補刻かと疑つているが、おそらく剔抉がよくないのであろう。

訓　讀

隹正月初吉丁亥、虘、寶鐘を作る。用て己伯に追孝し、用て大宗に享し、用て好賓を樂しましめむ。虘と蔡姫と、永く寶として、用て大宗を卲せむ。

參　考

文錄に、鐘・宗・賓・宗の四字を押韻とするが、賓は眞韻にして、東冬とは合韻でない。

同じ作器者に、別に異文の殘銘を存する一器がある。これを虘鐘二として錄しておく。

*虘鐘二

著錄・考釋　虘鐘一參照。概ねその前後に錄入されている。

收藏　舊陳壽卿藏器。いま陳氏十鐘一〇として住友に藏する。

器制　鼓間の文様は前器と同じく、鉦間二條の文様もほぼ同じ、前器は鼓右に圓渦文を付するが、この器は鳥文を飾る。銘は鉦の右篆より起つて鉦に至り、甬の部分で終る。鉦の匡郭は前器のような小乳を用いず、線を以て界している。刪訂泉屋にいう。「此の鐘製作稍粗笨にして、鑄造の際の小氣孔處々に存するを見る。通體黝黑にして水銀色を呈せる處あり。舞上篆間及び鼓面には簡單なる渦雲紋を置き、左欒の邊より起り、轉じて鐘枚の右上に至り、再轉して鉦間に移り、殘部は甬の上端に在り」。そして作器者を叡と釋し、第一器との關聯に及んでいないが、銘識よりみれば明らかに一人の器である。

銘　文　銘文下半。六行二五字。

……首、敢對䚄天子不顯休、用乍朕文考釐白龢𥁕鐘、虘眔蔡姫、永寶

「虘眔蔡器」は第一鐘にもみえる語である。天子に對揚する語を著けているのは、おそらく虘が蔡

姫を迎えたことについて天子より祝福を受け、それに謝するものであろう。作器の順序からいえば、この方が公式のものであるから、あるいは前器よりも先にまず作られたものかも知れない。本器は文考釐伯に捧げられている。

斷代に、虘の作器である豆と編鐘の形制等を論じていう。

中期以後、鐘銘多在鐘的鼓與鉦間、惟此二器不同、甲器在鐘面右上邊一行、鉦間三行、乙器在鐘

面右邊一行、右上邊一行三字、鉦間二行、甬上兩行（各三字）、在右上邊的一行、字是横行的、與其它各行之作直行者不同、甲器以小突點爲界綫、同于普渡村出土的穆王時鐘、乙器形制則近于己侯鐘、它們是沿襲中期鐘的甬鐘、其鑄銘的地位尚未有定式、其形制是較早的、此等有長銘之鐘和有長銘的豆、是此時期新出的事物

虘　段

虘の豆・鐘はたしかにその器制にあつては早期に位置すべきもので、この器種の成立と展開の上に注意すべき問題を含む資料である。豆については單旲生豆がこの時期のものとしてその器制をとどめているので、參考とすることができる。初期の長校圓腹の豆から、後期の新しい器制への推移の間に若干の斷絶があるのは、壺の新舊の器制や、兕觥が匜として再生してくる事情と似たものがあろう。鐘の器制の展開については、宗周鐘をどのように位置づけるかによつて、立論が左右されることになる。虘鐘と普渡村編鐘は、篆間の界綫を小乳を連ねて構成して

虘毀銘

いる點において似ているが、普渡編鐘には文飾も鑄銘もなく、製作は至つて簡素であり、標準器としての條件をもつものといえない。かつその時期は必らずしも穆王期と定めうるものでなく、他の伴出物によると、虘鐘のころまで下げて考えるべきであろう。鐘の場合には、宗周鐘のような南方の㝬侯の器がまずあらわれ、また楚公鐘・己侯鐘など列國の器に古くして完整な器物がみられるという事實は、注意しなければならない。これらの事實に依據して、鐘制の展開を考えるべきであろうと思われる。

なお虘氏は東方出自の古族であるらしく、虘爵三代・一六・二五・叡尊三代・一一・二七には光字形を並べた圖象、叡父辛壺三代・一二・九には册字形の圖象標識を付している。また虘毀夢郼・上・二六 三代・七・二六は大師虘の器よりやや時期の下るものであろうが、その器形は最も史頌毀に近く、「虘昏妊乍寶毀、子〻孫〻、永寶用享」と銘しており、呉其昌氏はその家を妊姓としている。世族譜十四篇 師職の家には、東方出自のものが多いのである。

一二七、諫毀

時代　懿王斷代　夷王董作賓　厲王大系・通考・麻朔

出土　「光緒間、興平縣陝西出土」周存　「此器以光緒二十四年、出土于陝西武功縣東四十五里扶風村」大系新版

諫　毀

收藏　「端氏藏器」陶齋　「舊藏端方・馮恕」斷代

著錄

器影　陶齋・二・一〇　大系・九九　二玄・二九二

銘文　周存・三・二五　大系・一〇一　小校・八・六六　三代・九・二〇・一　二玄・二九一

考釋　韡華・丙・三二　大系・一一七　文錄・三・一九　文選・下二・二三　斷代・六・一一八

積微居・一四〇

器　制　陶齋にいう。「右通蓋高九寸八分、深五寸六分、口徑七寸八分、腹徑九寸九分、耳徑長四寸六分、闊一寸四分」。有蓋。兩耳犧首、珥あり、圈足下に三小足を付している。小足にもまた犧首を飾る。蓋及び項下には變様の夔文、器腹に瓦文、圈足部には斜格狀の夔文を付している。**師旋𣪘**や**龖𣪘**など、夷王期前後の器にこの文様をもつものが多い。

銘　文　器、九行一〇一字。蓋、一〇行一〇一字。字數は同じであるが、文字の異なるところが三ヶ所ある。器文には小殘破のあとがある。

隹五年三月初吉庚寅、**王才周師彔宮**、旦、王各大室、卽立、嗣馬共右諫入門、立中廷

冊命前文は**師晨鼎**・**師俞𣪘**と同じ。この兩器は何れも三年三月初吉甲戌であり、本器との間に一閏を加えれば日辰が合う。これを軸として、懿王曆譜を構成することができる。

卽立を蓋文に**𣪘立**に作る。おそらく誤鑄であろう。

王乎內史光、冊命諫、曰、**先王既命女**、𩛥嗣王宥、女某不又昏、毋敢不善、今余隹或嗣令女、易女勒

內史の名を大系に先と釋するが、斷代に光であるとしている。

不是先字、因本銘先王之先、與之異作、揚𣪘之內史史光、蔡𣪘之史光、與此同一人、此史是內史屬下之史

字は揚段の史の名と似ているが、また小異がある。揚段の字は先に近く、本器の字は光あるいは克に近い。いま一應區別をつける意味で光と釋しておく。

「旣命」を薔文には「卽命」に作つているようにみえるが、洗剔が十分でないからかも知れない。「先王旣令……」・「今余命女……」という形式は、師虎段以下後期の册命金文に多くみえ、官職の世襲制が確立していることを示している。兓嗣は併司。兼職についても嗣襲が行なわれたのである。先王以來の職事が、今王の五年に至つて、改めて認證されている理由については、その事情を知ることができない。

王宥は王囿であろう。周禮の囿人の職に當る。天子の苑囿を管理する職であろう。

「女某不又昏、毋敢不善」は、難解な句である。大系にいう。

句法與毛公鼎余非庸又昏、女毋敢妄寧相同、知某乃讀爲靡、否鄙通、書堯典、否德忝帝位、史記五帝紀作鄙、論語雍也、予所否者、論衡問孔作鄙、其證、昏卽昏庸之昏之本字、象人首爲酒所亂、而手足無所措也、昏乃晨昏之昏、故从日

郭說によるとこの句は、「女、鄙にして昏あることなかれ。敢て不善あること毋れ」とよむことになる。しかし某を靡、不を否にして鄙と解するのは、訓義が迂曲であるのみならず、文を命令形によむときは、先王の册命の語となつて、文義においても通じない。

斷代に某を謀・敏の義とし、その職事にある狀態を述べたものとする。

某假作謀或敏、說文曰、慮難曰謀、禮記中庸注云、敏或爲謀、不又昏、卽不有昏、卽不昏、女某不又昏、毋敢不善、謂其謀議或敏德之不昏不惡

謀・敏を通用する例はないわけではないが、敏の一字を敏德に用いる例はなく、字は謀と解するのがよいようである。

積微居は郭說と同じく某を否定詞と解する說であるが、不・昏兩字の釋が異なり、句意のとりかたが全くちがう。その說にいう。

郭沫若讀女某否又昏、爲女靡鄙又昏、吳闓生釋昏爲勤勞、謂某不有昏、卽靡不有勞也、余按、二君皆讀某爲靡、意皆以某爲否定詞、是也、余按金文通以母爲毋、本銘母敢不善、卽其例也、此某字亦當讀與母同、……銘文於此句不言母而言某者、以下文已有母字、變文以避複也、又某聲古與無聲互通、……否與不同、昏當讀爲聞、說文聞或作䎽、可證也、女某否又昏、卽女無不有聞也

楊氏の說は、結論を豫定して論證につとめている傾向があり、昏を聞と釋するところに主眼があるが、句を命令によむことは郭說に同じ。この文は往事を述べているところであるから、命令によんでは文意を失なう。三家の說解のうち、陳氏の說が最も妥順であるが、某はいうまでもなく謀で、その字は禽段にもみえている。又は有、昏は迷亂の意。師嫠段に「才昔先王小學女、女敏可事」というのと語意が近い。「毋敢不善」は卯段・善夫山鼎などにもみえる語である。旣往のことを述べるときは平敍、將來を訓告する語ならば命令によむ。この器銘では、「今余隹」以下が將來に關することである。

或は有。嗣は司治の義であるが、肈に肈始と肈繼の義があるように、嗣には嗣襲の意をも含む。先

王の命じた職事は、新王の世に改めてこれを認證することが行なわれ、金文ではこれを𤔲𩫖という。

この器では職事が𥝢官のことであるから、單に嗣と稱しているのであろう。

攸勒は班𣪘以下に習見する。器の銘では攸勒の攸字を脱している。攸勒を勒と略稱する例はない。

諫拜韻首、敢對䚄天子不顯休、用乍朕文考叀白䵼𣪘、諫其萬年、子々孫々、永寶用

叀は惠の初文。多く名號に用いられ、同𣪘に叀仲、虢叔の器に叀叔、䣓攸從の器に叀公の名がみえている。

訓　讀

隹五年三月初吉庚寅、王、周の師彔の宮に在り。旦に王、大室に格りて位に卽く。嗣馬共、諫を右けて門に入り、中廷に立つ。

王、内史光を呼びて諫に册命せしめて曰く、先王、既に女に命じて王囿を併司せしめたまひしに、女、謀りて昏有ることなく、敢て不善なること毋かりき。今、余隹嗣ぎて女に命ずること有り。女に（攸）勒を賜ふと。

諫、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考惠伯の䵼𣪘を作る。諫其れ萬年、子々孫々、永く寶用せよ。

參　考

断代にこの器の時期を論じていう。

此器的顧龍、同于舀卣的、後者同作器者之鼎、大約爲懿王元年之作、則此器的五年、當是懿王五年、右者司馬炏、于懿王五年尚見存、他在共王十二年器上爲司馬井白、亦卽穆王器上的井白、厤事三朝、而共王時代之不得長于二十年、亦可由此推定了

これは本器にみえる司馬共を他器の司馬井伯、また井伯と同一人と解しての立論であるが、これらを合せて一人としうる理由はない。右者嗣馬共の名のみえる三器は、すべて周の師彔の宮において册命が行なわれ、受命者も概ね師職の地位にあるもので、一群の器である。陳氏が共王十二年の器とする走𣪘は、師虎・吳・趞曹諸器などによつて構成される共王の譜には入らず、嗣馬共を右者とする三器によつて構成される懿王曆譜の十二年に入りうるものであり、井伯は共の後任とすべく、その井伯が穆期の井伯と一人でありうるはずはない。嗣馬共三器は、懿王期曆譜を構成する重要な資料であり、これによつてえられた曆譜には、七年牧𣪘・十二年走𣪘・大師虘𣪘の諸器を錄入することができる。紀年銘による断代編年は、共懿期に至つて資料も整い、ようやく可能となるのである。

一二八、無㠱𣪘

器名　鄦㠱敦周存

時代　康王麻朔　昭王斷代　厲王大系・通考　共和董作賓

收藏　一、「窓齋自藏」窓齋「此趞齋師所藏、前數年歸余、今在唐風樓」周存「鄦㠱敦四、余藏有兩環、文字獨秀整、今在唐風樓」周存「窓齋・趞齋・雪堂藏」三代表「羅氏舊藏」斷代　二、「潘文勤藏」奇觚　三、「此蓋新自黄縣丁氏出」周存「善齋藏器」善齋・三代表

四、「窓齋自藏」窓齋

著錄

器影　一、夢郼・上・三二　通考・三三二　殷周・B・八九　大系・一〇三　二玄・三三〇　三、善齋・禮七・八七　大系・一〇四

銘文　一、窓齋・九・一〇・一　周存・三・三七　大系・一〇七　小校・八・四九　三代・九・九・一　河出・二三八　二玄・三三九

二、奇觚・四・五　周存・三・三八　大系・一〇八　小校・八・四八　三代・九・二

三、貞松・六・三　善齋・禮七・八七　周存・三・四〇・一　大系・一〇九・一　小校・八・四九　三代・九・三・一（以上蓋文）

四、窓齋・九・九　周存・三・三九　大系・一〇九・二　小校・八・五〇　三代・九・三・二

大系にいう。「此銘文字艸率、以馬字爲尤甚、可疑、窓齋彔之以爲蓋、周金文存彔二銘、全同、以爲一器一蓋、謂有全形、其說如信、則恐器眞而蓋僞、與前蓋爲原偶也、姑彔之以待證」。三・四を以て器蓋に配するものであるが、善齋の藏器はすでに蓋のみを存している。

無　㠱　𣪘

考釋　大系・一二〇　文錄・三・二二　文選・下二・二三　通考・三四九　斷代・五・一一七

器制　第一器について通考にいう。「大小未詳、蓋器均飾瓦紋、兩耳作獸首形、銜鐶」。師虎𣪘・豆閉𣪘などと同じく、圈足の全瓦文𣪘である。

第三器は蓋のみ。善齋にいう。「身高三寸、口徑九寸三分」。全瓦文。第一器と同じ器制のものであろう。おそらく同制三器以上の同銘器であつたものと思われる。

銘　文　第一・二器は器蓋二文。第三器は蓋文。銘文の第四は字迹に疑わしいところがある。
各〻七行五八字。第二器の蓋銘のみ行款を異にし、第二行の首を壬に作る。

隹十又三年正月初吉壬寅、王征南夷、王易無㠱馬四匹

夷字は、卜文金文の一般の字形に比して、跪伏の狀が甚だしい。陳氏はこの南夷討征を昭王期の南征と解して器を昭王期に屬したが、器制・字迹からみても首肯しがたい。厤朔には、太平御覽巻五四に引く潯陽記に「廬山西南有康王谷」とある文を證として、器を康王期にありとする。康王南巡のことは今本竹書紀年に「康王十六年、王南巡狩、至九江廬山」とあるが、當時の南方事情からみて考えがたいことであり、もとより器の時期と異なる。南征のことは昭王以後、殆んど歴代にわたつて行なわれ、江淮の地は次第に周の經略に入ることとなるが、その政策が特に推進されたのは懿孝以後のことであろう。彔𢦏卣に淮夷内侵の事實を記しており、昭穆期以後その緊張がつづけられ、本器以後、南淮夷の討伐をいうものが多い。本器の日辰は、夷王期の曆譜に適合する。

無㠱を周存に鄦㠱と釋する。鄦は許の初文で、あるいは姜姓四國の一である許であろう。邢・鄭など、金文ではみな邑を加えない例である。大系に、無㠱は鬲從盨にみえる無䟮と同一人であるとしていう。

此與虢仲盨、乃同時器、下鬲從盨有大史無䟮、與此無㠱、必係一人、彼乃厲王廿五年所作

かくて郭氏は器を厲王期に屬したのであるが、郭氏が厲王期とする、たとえば卅二年鬲攸從鼎と本器とでは曆譜の上で日辰が合わず、また器の時代觀からいつても到底同じ時期には列しがたい。もとより別人である。馬四匹は一乘。四匹を合文にかくことが多いが、本器では分書されている。

無㠱拜手𩒨首曰、敢對䍙天子魯休令、無㠱用乍朕皇且釐季障段、無㠱其萬年、子孫永寶用

無㠱の㠱を、第三器の蓋文には其に作る。「拜手䭫首曰」のように、ここに曰字を加えていうことは殆んどない。このような語例があるのは、下文にみえる對揚の語が、册命や賜與の際に、實際に天子に對して述べられたからであろう。左傳僖廿八年、晉の文公が王より册命を受けたとき、「晉侯三辭、從命、曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命」と述べている。

「天子魯休令」は晉壺にみえる。單に魯命と稱することも多い。

釐は廟號に用いる美稱で、釐王・釐伯・釐叔などの例がある。小克鼎にも釐季の名がみえているが、克氏とは無關係であるから、もとより同名異人である。

訓　讀

隹十又三年正月初吉壬寅、王、南夷を征す。王、無㠱に馬四匹を賜ふ。無㠱、拜手稽首して曰く、敢て天子の魯休の命に對揚せむと。

無㠱、用て朕が皇祖釐季の隮𣪘を作る。無㠱其れ萬年、子孫永く寶用せよ。

參　考

器は師虎𣪘、豆閉𣪘と同じく鐶耳圈足の全瓦文𣪘であるが、文字に篆意多く、字形は平板で筆力を失なつている。器形・字迹よりみて、夷王期の器とすべく、日辰も他の夷王期紀年銘と合う。その意味で重要な標準器の一である。

一二九、望　𣪘

時　代　共王大系・唐蘭　孝王董作賓「西周末葉器」韓華

著　錄

銘文　攈古・三之一・八三　筠清・三・四八　大系・六二

考　釋　韓華・丙・一一　大系・八〇　文選・下二・一六

銘　文　器蓋二文。「蓋文右望下多入門立中廷北鄉七字、孫下有重文、對揚上無敢字」吉金目。

全文一〇行八九字。

隹王十又三年六月初吉戊戌、王才周康宮新宮、旦、王各大室、卽立、宰倗父右望入門、立中廷、北鄉

康宮新宮は、趞曹鼎二・師遽𣪘・師湯父鼎にみえる周新宮であろう。本器によつて、その新宮が周康宮であることが知られる。從つて器の時期も、共王を去ること遠からぬものであるとみられるが、器の日辰は共王の譜に合わず、また晉鼎によつて構成される孝王の譜にも適合しない。おそらく夷王期に屬すべきものであろうが、それならば趞曹鼎第二器より約五十年後である。そのときなお新宮の名が用いられていたのであろう。ただこの年數からいえば、あるいは周新宮と周康新宮とは、

區別して考えるべきものであるかも知れない。

宰倗父は他に未見。倗生𣪘の倗生とは時期もいくらか異なり、關係はないようである。倗卣懷米上・二六、周存五・九五」三代・一三・三四倗尊三代・一一・三〇は時期古く、倗中鼎三代・三・二三は字迹からみて本器と時期の近いものであるが、畢媿の媵器を作っている。倗伯𣪘三代・七・三一は稍しく時期の下るものであろう。これらの倗との關係も不明である。望はおそらく師望鼎の望と同一人であろう。師望鼎では望は大師小子と稱しているが、その家は東方の出自と思われる。望爵三代・一六・四〇に「公易望貝、用作父甲寶彝」とあり、あるいは望の先人であろう。史𦣠彝の𦣠は望の異文であるから、またその先人の器と考えられる。

王乎史年、冊令望、死嗣畢王家、易女赤◎市・䜌、用事

韡華にいう。「死治也、畢王家殆謂王地之在畢者」。畢は文王陵墓の所在と傳えられているところであるから、大系には「言尸嗣在畢之先王宗廟、與伊𣪘官嗣康宮王臣妾百工、語例相同」と論じているが、文例としてはむしろ獻𣪘「十枻不諲、獻身在畢公家、受天子休」とあるを參考とすべきであろう。史𦣠彝によると、「乙亥、王𢍰畢公、廼易史𦣠貝十朋」とあり、史𦣠は畢公の家臣であり、獻もまた畢公の家臣であつた。しかし本器の時代には畢に王家があつたらしく、おそらく史𦣠の後である望が、その管理を命ぜられたのであろう。赤◎市・鑾を賜うことは、この期の器銘に例が多い。

望拜𩒨首、對𩛥天子不顯休、用乍朕皇且白囟父寶𣪘、其萬年、子〻孫〻、永寶用

師望鼎では皇考寃公の祭器を作っている。伯囧父・寃公・望という家系であろう。

訓　讀

隹王の十又三年六月初吉戊戌、王、周康宮新宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰倗父、望を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。

王、史年を呼びて望に冊命せしむ。畢の王家を死嗣せよ。女に赤⊗市・鑾を賜ふ。用て事へよと。

望、拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇祖伯囧父の寶𣪘を作る。其れ萬年まで、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

器は器影を傳えないが、康宮新宮や廷禮の形式、賜與などからみて孝夷期の特徵をもち、その日辰は夷王に屬しうる。大系に「由此器可知諸器之新宮、乃康宮之新宮、年月日辰、與趞曹鼎第二器無牾」といい、金櫃初集・五九にも郭說を承けて、頌鼎の成周新造の貯を本器の新宮と解する說がみえるが、頌鼎のいう「新造貯」は成周のことで、宗周の康宮とは關係なく、頌器もまた共王期に入りうるものではない。銘文は摹本のみを傳えるが、師望鼎と近い筆意を認めることができる。

一三〇、師　望　鼎

器　名　大師小子師望鼎三代表

時　代　共王大系・金櫃

收　藏　「師望鼎相傳爲左文襄征新疆所得、以贈杭商胡氏雪巖、胡氏家落、歸沈仲復中丞、今聞與虢叔大醬鐘、同售於滬上程姓霖生」周存「鰈硯齋歸安沈秉成藏」三代表「三十二年一月、入金匱室藏」金櫃

著　錄

器影　金櫃・五七

銘文　窓齋・五・七　周存・二・二三　大系・六三　小校・三・二七　三代・四・三五・一　金櫃・五七　二玄・二九六

考　釋　窓齋賸稿・二九　大系・八〇　文錄・一・一七　文選・上二・一四　積微居・八四〜八五

器　制　金櫃にいう。「全高、連耳四九糎、口徑四三糎、口上兩耳、頸有四稜、頸腹皆作盤夔紋、三足、上半作饕餮紋、以饕餮之口含足彎曲作勢、下似馬蹄」。盤夔文は變樣夔文のことであるが、器口の文様は虺龍の變様であり、器腹の文様は鳳の便化したものかとみられ、何れも肉太の表出である。翼稜獸足の鼎は、頌鼎・大克鼎・無叀鼎など、この後その形式のものが引きつづいて行なわれている。

銘　文　　一〇行九四字

大師小子師望曰、不顯皇考寬公、穆〻克盟厥心、悊厥德、用辟于先王、得屯亡敃、望肇帥井皇考、虔夙夜、出內王命、不敢不家不妻

文は自述の形式である。愙齋賸稿にいう。「大師小子師望者、大師之子、嗣其父爲大師、鑄鼎以祀考廟、故自稱小子也」というも、毛公鼎「公族雩參有嗣小子師氏虎臣」は「參有嗣之子」とは解しがたく、小子は殷の小子小臣と同じく、身分稱號より轉じた職名である。郭氏は大師・小子・師の三事を兼職したものと解していう。

曰大師曰小子曰師者、蓋一人兼三職、兼職之事、彝銘所習見、周禮、大師屬春官爲下大夫、小子屬夏官爲下士、師氏屬地官爲中大夫、大率乃劉歆所編配、彝銘中、小子之職並不賤、如令鼎云、王射、有嗣眔師氏小子卿射、小子與師氏竝列而與王合射、其非賤職可知

令鼎における卿射は、有嗣と師氏小子の間に行なわれたもので、師氏小子は一類である。積微居に

も同じく器銘にいうところを三職に分ち、小子を官屬の稱とする。

竊疑小子之稱、葢謂官屬也、……大抵以大名者、爲其職之長、而名小者、則爲輔佐其事之官、以此推之、小子當謂屬官、殆無可疑也、特小司徒及小胥之類、皆一人之專職、小子爲屬吏之泛稱、此爲異耳

周禮春官大師職、掌樂律之事、序官記大師下大夫二人、而大師小師之外、又別有典同磬師諸職、分掌樂律之事、皆大師之官屬也、此文言大師小子、葢猶今言大師屬官、師望若非屬大師之下大夫、則必小師及典同磬師鐘師諸職之官、以其職爲樂師、故稱師望、此猶晉之師曠、鄭之師慧也、由此廣推之、毛公鼎之參有司小子、謂三有司之官屬也、令鼎之有司罘師氏小子、謂師氏之部屬也

これまた望の冠稱するところを三職に分ち、師を樂官と解するものであるが、金文にみえる師職はみな將帥の官であり、その師が、部屬の職を兼ねることはありえない。楊氏はまた再跋を書いて、逸周書の執政小子・執政朋友小子の語も部屬の稱としているが、たとえば芮良夫解「治亂信乎其行、惟王暨爾執政小子攸聞」などは執政を稱する語である。金文や逸周書の小子の語義は、その古い用法を傳えるものである。思うに大師・小子・師の三者は並列にして文法上同位の關係にあり、大師は官の正名、小子は身分稱號にして貴戚の出自なるを示し、師は名に冠して連稱する語である。小子・小臣が王族貴戚出自の身分稱號であることは卜辭にその證があり、かつて論じたことがある。小臣考、立命館文學一一六・一一七號、昭三〇・一下文において、師望が「聖人之後」と稱していることも、名望の出自であることを示している。望の字形は、望毀は臣に從い、本器は耳に從う。字の本義からいえば、臣すなわち目形が原義に合するが、本器の字はその異文であろう。大系に謁字とするも、師望壺もその字形に從う。望は望氣の象を示す字であるが、聞も同じ意味をもつ古代の呪的な行爲であるから、耳に從う字形も用いられているのである。

寛公はおそらく廟號であろう。愙齋賸稿に師酉毀の寛姫、卣銘三代・一三・二六の寛伯の例をあげて軌の初文とするが、麥盉には「嗝于麥宮」とあり、その字は麥彝にもみえていて、宮の異文である。叔角父毀三代・八・七に「作朕皇考寛公隣毀」とあり、字迹もこの期に近く、銘末に圖象標識を付していることが注意される。穆々以下は虢叔旅鐘「穆々秉元明德」・梁其鐘「不顯皇且考、穆々異々、克悊厥德、農臣先王、得屯亡敃」、梁其肇帥井皇且考、秉明德、虔夙夕、辟天子」というに近く、殊に梁其鐘の銘辭は、本器と出入するところが多い。

𢘅は悊に作るものとともに哲の初文。辟は辟事。梁其鐘に「辟天子」とあり、虢叔旅鐘に「御于厥辟」・「□御于天子」とあるのも同義。埶盨には「敬明乃心、用辟我一人」という。

得屯は得純。愙齋・文選等はこの釋であるが、大系に字を渾沌とよんでいう。

㲋屯亡敃、語亦見大克鼎及虢叔鐘、均係稱頌其祖若考之辭、井人鐘稱頌其祖與考亦言貴屯用魯、字則分明是貴、知㲋亦必貴字也、葢从貝尾省聲、對轉而爲貴也、貴屯乃疊韵聯綿字、當即渾沌之古語、古言渾沌謂渾厚敦篤、不含惡意、莊子應帝王篇、南海之帝曰儵、北海之帝曰忽、中央之帝爲渾沌、儵與忽、欲報渾沌之德、日爲鑿一竅、七日鑿而渾沌死、此寓世日開明而淳風日漓也、故貴屯亡敃、猶言渾沌无悶、謂渾厚敦篤、無憂無慮也、貴屯用魯者、亦言敦厚故善

郭氏の考釋には、ときにこの種の奇僻な説がある。郭氏は渾沌の語を以てその大系に標し、その初序の文を「儵忽相盤而渾沌果死、幸莫如之」の語を結んでいるが、この通釋のごときは、あるいは儵忽の業に類することかも知れない。

郭氏が㝵・貣と釋する字は、何れも貝と手に従う。得と釋すべき字である。得形の字はもと贖の義をもつ字で、師旂鼎に「得𢑚古三百寽」とあるものは贖罪の義、曶鼎「求乃人、乃弗得、女匡罰大」の得も贖求の義で、君夫段に「價求乃友」とあるのと同じ。「得純亡敃」の得はそれとはまた別字で、得成の意である。この語に類するものとしては、大保段「克敬亡遣」・靜段「靜學無罪」・宗周鐘「朕猷又成亡競」・毛公鼎「皇天亡斁」・兮甲盤「休亡敃」などがあり、得純とは又成あるいは休に當る。虢叔旅鐘では「御于厥辟、得屯亡敃」と辟事の功あるをいい、大克鼎では「得屯亡敃、易賚無疆」と吉祥の語を以て承けている。亡敃を愙齋に無射と釋するも、大克鼎の文は亡敃と無疆と對文であり、亡敃は亡泯の意である。金櫃に敃を斁と釋し、亡敃を「卽無厭怠也」と解するのは、愙齋の舊説によるものである。

肁は肇。肇始と紹繼の義があり、多く嗣襲のときにいう。帥井は帥型。虔夙夜は册命中に用いる語である。出內王命は大克鼎にもみえ、善夫たる克に命ぜられているが、本來は宰の職事であろう。本器では師職たる望にそのことが命ぜられている。不家を大系に不分と釋し、「分當讀去聲」として「不敢不守本分」の義とするが、上古には去聲なく、字もまた不家と釋すべきである。愙齋賸稿に「説文家、從意也、國語周語注、遂猶順也、家遂義同」として、順の義とするも、𤔲段「對不敢家」・師寰段「虔不家」など、みなその命を墜さざる意で、不家は金文の常語である。不叓は不肅。大系に不規にして「不守規矩」の意とするが、これも愙齋に不肅とするのがよい。卜文の叓は肅の初文で、肅は子姓の國である。賸稿に「叓當卽古肅字、説文、肅持事振敬也、……書洪範、恭作肅、從作乂、詩小旻、或肅或艾、肅字从乂」といい、文意を「言不敢不順命不敬事也」とする。不家は「不敢墜」の意であるから、不家と不肅とは並列ではなく、不家は不肅にかかる副詞的修飾語に解しなくてはならぬ。不敢は毋敢と同じ。牧段に「毋敢不明不中不井」・「毋敢不尹𠆢不中不井」とあるのも語法同じ。上文の「虔夙夜、出內王命」を承ける語である。

王用弗䀎聖人之後、多蔑曆易休

望爵銘

大系にいう。「此言聖人、猶言聞人、與後世所謂聖人之意有別」。もとより聖賢の聖ではないが、聖は祝告して天意を聞く能力をいう語で、祭祀のことに與かるものをいう。望はおそらく史𦣞彝の史𦣞の後であり、もと東方の聖職者であったのであろう。殷滅亡ののち、庶殷の名族は周の諸侯のもとに分屬され、𦣞（望）は畢

公の家に屬したらしく、望爵三代・一六・四〇・七に「公易望貝」という公も、あるいは畢公のことかも知れない。史䛐彝には「王𢐗畢公、迺易史䛐貝十朋」とみえる。のちその地は王領となり、望設では「死嗣畢王家」と命ぜられている。そして本器では、大師小子師望として、王命を出入する家宰の職が與えられているのである。「聖人之後」とは、このような祭祀官としての古い傳統をもつ家格を示す語である。これを以ていえば、東方出自の家にして周の高位顯官に就くものは、必らずしも乏しくなかつたようである。髻は忘。賸稿に「言王嘉師望之敬順、而弗責望也」というが、望を責望の意に用いた金文の例はなく、縣改設「毋敢望伯休」のように忘に假借して用いる。蔑曆はその語中に賓語として人名を加える例であるが、本器のように「多蔑曆」という語例は他にみないようである。金櫝に蔑曆を不次の義とし、文を「多不次錫休」と解して、その義を以てすれば「不特文從字順、抑且謙光靄然」と稱しているが、「多不次」というのも文義を成しがたい。

師　望　壺

望敢對䚄天子不顯魯休、用乍朕皇考寃公䵼鼎、師望其萬年、子々孫々、永寶用

丕顯魯休のように、讃頌の語を重ねていう例は、この期のころから行なわれている。

訓　讀

大師小子師望曰く、丕顯なる皇考寃公、穆々として克く厥の心を明らかにし、厥の德を哲にし、用て先王に辟へ、純を得て敃むこと亡し。望、肇ぎて皇考に帥型し、夙夜を虔しみ、王命を出納せむ。敢て墜さずして肅しまずんばあらず。王、用て聖人の後を忘れたまはず、多く蔑曆せられて休を賜ふ。望、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考寃公の䵼鼎を作る。師望其れ萬年、子々孫々、永く寶用せよ。

参　考

師望にはなお師望壺があり、本器と同じく大師小子師望と署している。

*師望壺

收藏　「新安程氏藏」周存　「丁小農觀察所藏器」綴遺

著錄

器影　雙劔古・上・二〇　二玄・二九八

銘文　周存・五・四七　綴遺・一三・一一　愙齋・一四・一七　小校・四・八五　三代・一二・一七・四　二玄・二九七

器制　器は大小未詳。鼓腹の獸耳銜環壺。失蓋。器の全體に三層に分つて公字形を含む波狀文を飾り、圈足部に環文を付している。器制は最も番匊生壺に近い。番匊生壺は夷王二十六年の器と考えられるものであるが、この種の銜口の深い器制はすでに曶壺にもみえるものであり、懿孝期には後期の壺制が成立していたとみることができよう。

銘文　四行一八字。小校に二銘を收めるも、一は愙齋と同じく未剔本であろう。

大師小子師望、乍寶壺、其萬年、子孫〻、永寶用

小子二字合文。字迹は師望鼎に近く、おそらく同時の作器であろう。望毁もまた暢達な書風であつて、穆共期の緊湊の風から、字迹もまた新しい時代に入つたことを感じさせるものがある。

訓讀

大師小子師望、寶壺を作る。其れ萬年ならむことを。子孫〻、永く寶用せよ。

昭和四十三年六月　初版發行
平成 四 年 十 月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白川 静

金文通釋 二三

鳥鈕葢方卣

白鶴美術館誌

第二三輯

財團法人 白鶴美術館發行

一三一、揚　段

時　代　懿孝斷代　厲王大系・通考・厤朔

收　藏　「一、葉志詵舊藏、二、潘祖蔭舊藏」斷代

著　錄

銘文　一、窓齋・一一・一六　周存・三・二四　大系・一〇二　小校・八・七二　三代・九・二五・一

二、攈古・三之二・三三　敬吾・上・五三　周存・三・一九　大系・一〇二　三代・九・二四・二

考　釋　餘論・三・二八　韡華・丙・一三　大系・一一八　文錄・三・一四　文選・下二・一六　斷代・六・一二二積微居・九一

器　制　未見。大系に銘文二を錄し、あるいは一器一蓋かと疑っているが、著錄には多く二器として扱われている。收藏の關係からみても、器は二器存したのであろう。周存にいう。「葉東卿舊藏、東卿沒後、各器儲京師福州會館、大半被竊、旋燬火、此敦未知存否」。二器とも器制を傳えないのは惜しまれる。

銘　文　一〇行一〇七字。兩器の拓にやや大小の差があり、行款も少しく異なる。生・易・顯の字形も同じからず、工司を一器は工事に作るなど、文字の異同がみられる。

佳王九月既眚霸庚寅、王才周康宮、旦、各大室、即立、嗣徒單白內右䫄、王乎內史史光、册令䫄眚を一に生に作る。字を眚に作るものに、豆閉毁・㽙鼎がある。眚の字釋については、餘論に詳しい。周康宮の名は休盤・伊毁・㦰攸從鼎などにみえる。

嗣徒單伯は、おそらく單伯鐘にみえる單伯昊生、昊生鐘にみえる昊生であろう。積微居に春秋期における單伯の記事の資料が集められているが、古い家系であることが知られる。內史光は諫毁にみえるものと字形近く、同一人であろう。先と近い字形であるが稍しく異なるところがあるので、一應別字としておく。二銘とも、史字下に重點がある。䫄は對揚の揚である。

嗣徒は、本器と無叀鼎には嗣徒に作る。他に嗣土と稱するものがあり、これは康侯毁・免簠・散氏盤・𢦏毁などにみえている。兩者の關係について、斷代にいう。

司徒與司土、或有分別、司土見西周初中期金文、司徒惟見此器與無叀鼎、今文尚書之堯典・洪範・牧誓・立政、俱有司徒、前兩篇乃戰國時所作、後兩篇與司馬司空並擧、雖在周書、亦非西周初的實錄

すなわち嗣徒を後起の官名とするものである。嗣土は藉田や林虞を官司する職であるが、嗣徒は右者としてのみあらわれていて、その職事を審かにしない。無叀鼎にみえる嗣徒南仲がもし詩の出車・常武等にみえる南仲であるとすれば、その職は周室の卿士、その大祖は大師皇父と竝稱し軍國の政に任ずる官職であると思われる。

王若曰、䫄、乍嗣工、官嗣量田甸眔嗣宂眔嗣芻眔嗣寇眔嗣工司、易女赤◎市・䜌旂、噬訟、取遺五寽

冊命・賜與のことをいうも、「用事」などの訓誥の辭を著けていない。趞觶・豆閉𣪘・師奎父鼎など、みなその辭を略している。「王若曰」のような語を冠するものとしては、異例とすべきであろう。

官嗣以下は、嗣工としての職事をいう。量の字釋は、斷代による。大師虘𣪘「周師量宮」の量字と字形同じ。糧秣を量る橐の象形の字と思われる。量田は田の名で、令鼎にいう諆田と同例である。諆田では藉農が行なわれているが、周禮甸師に「甸師掌帥其屬而耕耨王藉」とあるように、甸もまた王藉の地である。

嗣笠の笠は庴に同じ。王の行屋を掌る官である。陳氏は周禮の幕人に當るとする說であるが、金文中の某庴と稱するものは、多く廷禮を行なう場所であり、一時の幕舍のようなものではない。離宮別館のあるところで、王藉の地にそのような施設があつたのであろう。

嗣茨は從來嗣芻と釋されているが、芻と字形に異なるところがある。餘論に嗣若と釋しているが確かでなく、いま陳釋による。嗣芻では、列記されている官職との關聯があまり認められない。陳氏はこれを周禮の掌次に充てているが、掌次は掌舍とならんで行在のことを掌るものである。郭氏の大系新版に別解を付記し、字を折の異文にして假借して誓の義とし、洹子孟姜壺の嗣誓の誓と同字であるとする。その職事は周禮の司約・司盟に近しと說いているが、揚の官司する五官のうち、誓約の官ではやはり不類を免れないようである。字もまた壺では斤に從い、本器は卪に從つていて、字形が同じでない。

嗣寇はこの器にみえるものが最も時期の早いものである。法治のことを掌る。嗣工司は一器に嗣工事に作る。餘論に「疑司字、總承上四嗣、此諸官小吏、皆命揚兼治之也」というが、舀鼎「令女更乃且考嗣卜事」のような文例を以ていえば、文末に事をすえるべき文である。斷代に

　司工司卽司工史、師寰𣪘曰、反厥工吏、係似周室派遣于四夷之官吏

と說くが、四夷の官とは關係がない。嗣工は量田の地の官職であろう。以上五官はすべてこの地にある諸職で、揚はその全體の官司を命ぜられているのである。

赤◎市の◎は右旁に市字を添えている。市の黹文あることを示す字形である。赤黹市と鑾旂を併せて賜う例は𢦏𣪘・利鼎以下、中期末より後期初にわたる器に多い。賜與のことを述べたのち、「用事」などの語を著けるのが例である。

𧧑は𧧑訟。理官として訟事を聽くことをいう。

　趞　鼎　啻官僕射士𧧑小大又隣、取遺五寽

　𪊨　𣪘　𧧑訟罰、取遺五寽

これらは訊訟のことを命じ、その報償として遺五寽を與えているもので、「取遺五寽」はいわばその職務俸に當る。陳氏はこれについて「應指征取罰款」といい、訴訟費用や罰金の負擔を規定したものとみてよるようであるが、取遺はまた兼官に對しても與えられる。

　𢦏　𣪘　令女乍嗣土、……楚走馬、取遺五寽

　番生𣪘　王令䎽嗣公族卿事大史寮、取遺廿寽

毛公鼎　令女𩰪嗣公族……朕褻事、以乃族干吾王身、取遺卅守

これらは本官外の特定の任務に對する報償を記したものである。牧毀には、理官として適正な處置をなすべきことが、訓告されている。遺は徵にして稅收の意で、それを報償として與えるのである。

䏇拜手䭫首、敢對䏇天子不顯休、余用乍朕剌考害白寶毀、子〻孫〻、其萬年永寶用

害は憲の初文。字は目上を剌割する象で黥目を示す。轉じて典刑の義となつたものである。

訓　讀

隹王の九月既生霸庚寅、王、周の康宮に在り。旦に大室に格り、位に卽く。司徒單伯、內りて揚を右く。王、內史史光を呼び、揚に冊命せしむ。

王、若く曰く、揚よ。司工と作りて、量田の甸と司㡯と司芻と司寇と司工の司を官司せよ。女に赤䪞市・鑾旂を賜ふ。訟を訊せよ。遺五守を取らしむと。揚、拜手して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚す。余用て朕が剌考憲伯の寶毀を作る。子〻孫〻、其れ萬年まで永く寶用せよ。

參　考

文字平板にして甚だ筆力を缺く。かつ旦は字倒、眔をはじめ他の文字にも結構の疏緩なものが多い。內史光の名は懿王五年銘の諫毀にみえるところであるから、本器や單伯諸器はおそらく同期の器であろう。善鼎の字迹も、本器と極めて近いものである。

一三二、單伯鐘

器　名　單伯昊生鐘窓齋

時　代　厲王大系・通考・厤朔

收　藏　「直隷通州、裘氏藏」攈古「吳縣潘宮保藏器」窓齋

著　錄

銘文　攈古・二之三・七八　敬吾・上・六　窓齋・二・一三　周存・一・六一　大系・一〇三　綴遺・一・三〇　小校・一・二九　三代・一・一六・二

考　釋　餘論・二・二九　窓齋賸稿・六　韡華・甲・四　大系・一一八　文選・下一・一　厤朔・四・一　積微居・七八

銘　文

鉦間二行一六字、鼓左五行一八字、下缺。

單白昊生曰、不顯皇且剌考、逑匹先王、𠭯堇大令

單伯は揚毀の右者嗣徒單伯であろう。窓齋賸稿に、「單伯世爲周卿士、左氏莊元年經、單伯逆王姬、注、單采地、伯爵也」というように、春秋期には周の卿士であつた。昊は日と大とに從う。皇祖に

丕顯・不杯などの語を冠するものは後期の金文に多く、番生毁・禹鼎などその例である。
逨匹を餘論に「逨匹先王、謂順循貳佐先王、猶詩云公侯好仇矣」といい、吳大澂は字を逨匹と釋して、「逨匹之王、言來就配偶于王所也、蓋單伯之祖、有娶周王之女者、以卿士爲國戚尊榮之至、惜

經史無可考耳」と說いているが、逨匹二句は下文によつていえば王家に勤勞することをいう語であるから、輔弼の意とすべきである。先王の先は之の形にみえるが、壞文であろう。
積微居には字を逨匹とよみ、來辟の義であるとする說がある。

余疑匹當讀爲辟、古人稱君曰辟、引申之、事君亦曰辟、……叔夷鐘云、是辟於齊侯之所、師望鼎云、慙厥德、用辟于先王、𡎸覆云、敬明乃心、用辟我一人、諸辟字皆謂事君也、釋名釋親屬云、匹辟也、此二字音近之證也

書洛誥曰、王拜手稽首曰、公不敢不敬天之休、來相宅、其作周匹休、匹亦疑當讀爲辟、其作周匹休、謂將作周君之休也

洛誥の文は必らずしも適例としがたいが、匹に辟事の義のあることは、金文にもその證がある。晉姜鼎にいう。

晉姜曰、余隹司朕先姑君晉邦、余不叚妄寧、巠雝明德、宣䢅我猷、用𥃝匹辝辟、敏揚厥光剌、虔不家

文中の𥃝匹とは、禹鼎「夾𥃝先王」・師訇毁「用夾𥃝厥辟、奠大令」の夾𥃝と同義であるが、逨匹もまた𥃝匹に近い語である。大系に逨とよんで來とするも、字は小臣謎毁の謎の字の従うところと似ている。謎はその繁文であろう。字に言を加えて繁文とするものには、其を諆、旂を旝とするほか、望・忌などにも言を加えることがある。
「賁菫大令」は毛公鼎にも同じ語がみえる。孫釋に㫃・婚がこの字形に従うところから昏にして勉

の義とし、窸齋は勞の初文であろうという。彔伯𢦚段にも「自乃且考有㝬于周邦」の語があり、勳勞の意である。劉心源は烝にして進、王國維は兩手奉爵の形にして勞、高鴻縉氏は爵にして恪の假借とする。すなわち恪謹の義とするのであるが、その義では彔𢦚の文を解きがたい。大命を承ける語には、他に𠨷伯段「朕不顯且玟珷、膺受大命、乃且克𠦪先王、異自他邦、又芾于大命」、毛公鼎「膺受大令」・「𤔲𤔲大令」、師詢段「用夾𤔲厥辟、奠大令」などの例があり、本銘の語は文義において師詢段に近い。堇は勤。宗周鐘にみえる。㝬勤二字連文、下文の保奠と對應する語である。文は奠定の功あるをいう。

余小子肈帥井朕皇且考懿德、用保奠……

余小子は王公の自稱。肈は肇。肇始と繼承の義がある。保奠は奠保ともいう。叔向父禹段に「余小子司朕皇考、肈帥井先文且、共明德、秉威儀、用𤔲𤔲奠保我邦我家」とあって、この器銘とよく似ている。保奠の下に、「我邦我家」などの語が入るべきところである。

訓　讀

單伯昊生曰く、丕顯なる皇祖剌考、先王を逨匹し、大令に㝬勤せり。余小子、肇ぎて朕が皇祖考の懿德に帥型し、用て……を保奠し、……

参　考

大系にいう。

此銘文例與虢叔旅鐘・叔向父段・番生段等相同、全文當在百言左右、葢分刻于數器、而它器尚未出世、此僅存一鉦一鼓、全文恐尚未及半也

虢叔・叔向父の器の例を以ていうと、ほぼ文の前半を錄するものであるらしい。文字はかなり大きいが、筆意に粗鬆のところがある。鉦間約十六糎、克鐘・虢叔旅鐘の各〻第四器ほどの大きさであろう。同じ作器者の昊生鐘はいま模本を存するのみであるが、字様はむしろその方がすぐれているようである。

＊昊生鐘

著錄　攈古・三之一・三〇　大系・一〇四　綴遺・一・一三

考釋　餘論・三・五　大系・一一九　麻朔・四・二

銘文　「鉦間及鼓左所存、可辨識者四十八字」綴遺　文に殘泐多く、殆んど通讀することができない。

〔隹□□月初〕吉甲戌、王命〔□□□□□□〕周、王若曰、昊……

〔昊〕生拜手䭫手、敢對䫉王休、昊生用乍□公大𩁹鐘、用降多福、用喜侃前文人、用𤔲康𩁹屯魯、用受……

王の册命の語は、おそらく他の部分に記されており、貼り合せを誤ったものであろう。以下、對揚の語に及んでいるが、末文の部分にもなお欠文があるようである。

「拜手䭫手」のように首を手に作る例は卯毀にもある。康彜は頌鼎・虢姜毀にみえるが、他器の康勵・康右というのと同義の語である。大系にいう。

殘泐亦當在半數以上、就其殘文觀之、該鐘之前後二鉦及左右四鼓、均當有銘、前鉦僅存前二行之下半、左鼓前後銘均泐、後鉦僅存後二行、右鼓後銘存前三行、前銘全泐、攈古所彔前後二鉦殘文、適緊接、或誤以爲存鉦四行、非是

器影を存せず、銘もまた殘泐多く、攈古の拓も貼合せによるもので、原形をとどめるものではない。郭氏のいうように、全銘の半ばに過ぎぬものであろう。文の通讀を略する。

また別に一豆あり、宋刻に著錄している。

＊單旲生豆

著錄　博古・一八・一五　嘯堂・下・六三　薛氏・一五・一一

考釋　厤朔・四・二　通考・三六九

單旲生豆

文にいう。「單旲生乍羞豆、用享」。宋刻には何れも疑生と釋している。博古にいう。「考之傳記無見、惟周有單穆公、號爲盛族、然所謂疑生者、蓋指其名、若左氏言寤生、書言宜生、皆其名」。單穆公は名は旗、春秋末の人である。通考にも器を春秋期に列しているが、旲生の器ならば、

鐘と同じ時期のものとしなくてはならない。博古にその圖様を載せ、「高四寸五分、口徑五寸四分、重二斤一兩、此器上若盤狀而復穿鏤、於濡物宜非所設、然純旁尙餘四拱意、其必有承盤、是必亡之矣」と說き、通考もその文を引いているが、豆に承盤のある例をみない。腹に重環文、校部に波狀の穿鏤文あり、四旁に稜を附している。その器制はすこぶる重環紋豆殷墟・三四 通考・三九八 に似ている。從來この種の豆は東周期のものとされているが、鐘の作者と同一人であるとすれば、懿孝期にまでこれを遡らせうることになろう。

一三三、善鼎

時代　穆王大系　孝王麻朔

收藏　「山東諸城劉氏藏」攈古

著錄

銘文　攈古・三之二・四九　周存・二・一九　大系・三六　小校・三・三〇　三代・四・三六・二

器制　周存にいう。「善鼎舊名宗室鼎、劉燕廷方伯得於長安、稍後、故不入獲古編、余所藏全目有之、幷記其尺寸云、高一尺七寸五分、徑一尺九寸、耳高四寸三分」。ただその大小を記しているのみで、器制を傳えていない。

考釋　餘論・三・三二　韡華・乙中・五五　大系・六五　文錄・一・二三　文選・上二・一三　積微居・二一五

銘文　一一行一一二字

唯十又二月初吉、辰才丁亥、王才宗周、王各大師宮

二月は合文。週名をつけ、さらに「辰在」をいうものは小盂鼎・耳尊・呂方鼎・旂鼎一・庚嬴卣・

縣改毀・豆閉毀・㫚鼎など、前期・中期の器に多く、この器もその形式を承けている。大師宮はおそらく善の家廟であろう。冊命は王室の宮廟もしくは廷禮關係者の家廟で行なわれるが、本器では右者の名を記していない。大師の名は大師小子師望師望鼎・壺白大師伯克壺など望・克の器にみえるが、善の家は望・克とは關係がないようである。この冊命において、善はその祖の旂を賜うており、その家は師氏の職であるらしい。大盂鼎に祖の南公の旂を賜うている例がある。

王曰、善、昔先王既令女左疋䨇侯、今余唯肇䌛先王令、令女左疋䨇侯、監爒師戍、易女乃且旂、用事

昔と今とを對擧する形式は、嗣襲を命ずる冊命に多くみえる。左疋を擽古に佐正、小校に左正、大系には左足にして足を嗣續の意とするが、字は疋にして佐助の意。免毀・蔡毀・師晨鼎などにみえる。郭氏も本器では「猶言佐助」と解しているが、他器の注解と一致していない。䨇は師酉毀に䨇夷の名があるが、その監嗣するところは爒師の戍であるから、陝北の封侯であろう。肇䌛は肇䌛、承繼の義。牧毀以下、後期金文に多くみえる語である。

爒は靜毀・趞鼎にみえ、靜毀には爒葊師、趞鼎には爒師という。爒は豳の初文。周の故地であるが、後期には北方玁狁などの侵寇があり、その地に軍を駐留して防備に當らしめた。當時は䨇侯が總監の任にあつたが、善にその輔佐を命じたのである。その冊命に當つて祖の旂を賜うているのは、祖靈を承けてその職事を完うせよとの意であろう。大盂鼎に祖南公の旂を賜うている外、師兌毀一に祖の市を賜うている例がある。

善敢拜䭫首、對䢅皇天子不杯休、用乍宗室寶障、唯用易福、唬前文人、秉德共屯、余其用各我宗子雩

百生、余用匃屯魯雩萬年、其永寶用之

敢は一般に對揚の上におく。拜稽首の上に敢を加えるものは、盠方彝・師虎𣪘・走𣪘などに例がある。皇天子は宗周鐘に皇天王というのと同じ語例である。不钚は班𣪘・師遽𣪘・師虎𣪘など、穆共期の器にみえ、本器はそれらと語例の合するものが多い。宗室の語も、過伯𣪘や豆閉𣪘にみえている。嘷は喜侃と同義。「嘷前文人」とは「喜侃前文人」というに同じ。「秉德共屯」とともに伯㦰𣪘などから用いられている語である。宗子について大系に、「大雅板、宗子維城、鄭玄云、宗子謂王之適子、此亦云宗子、而與百姓對列、似言本宗之子弟、鄭解不確」という。ここにいう百姓は一般の人民でなく、その姓組織の中に含まれるものをいう。積微居に、從來の誤解を正すため、その語を詳論している。

宗子者、稽之經傳、有三義可說、詩大雅板云、宗子維城、鄭箋云、宗子謂王之適子、此一說也、儀禮士昏禮云、宗子無父、母命之、鄭注云、宗子適長子也、此又一說也、禮記內則云、適子庶子、祇事宗子宗婦、雖貴富不敢以貴富入宗子之家、鄭注云、宗大宗也、此第三說也、此銘云、作宗室寶障、當以第二義之適長子及第三義之大宗子釋之、爲安矣

百生者百姓也、今語謂庶民爲百姓、古義則不然、國語楚語下云、民之徹官百、王公之子弟之質能言能聽徹其官者而物賜之姓、以監其官、是爲百姓、詩小雅天保云、群黎百姓、徧爲爾德、毛傳云、百姓百官族姓也、書堯典云、克明俊德、以親九族、九族旣睦、平章百姓、百姓昭明、協和萬邦、黎民於變時雍、文以九族百姓萬邦黎民對言、知百姓與黎民有別也、……以金文言之、兮甲吉父盤云、其惟我諸侯百生、厥貯毋不敢卽市、史頌𣪘云、灋友里君百生、此二文百生、或與諸侯連言、或與里君連言、百生之非庶民如今語之義、又可知也、以百生兩字、學者易爲誤解、故具言之

宗子はこの器銘では百生と對擧され、兩者に對して「格す」という動詞が用いられている。宗廟の祭祀に參加させる意であるから、百生もまた異姓でなく、同族の者である。沇兒鐘に「用盤飮酒、龢會百生、淑于威儀、惠于明祀、虘以匽以喜、以樂嘉賓及我父兄庶士」とあり、また㣿伯𣪘には「倗友雩百諸婚媾」の語があるが、妻黨母黨の屬をも合せて、宗廟の祭祀に參加する。黏鎛に「保盧子性」とある性は百生の生と同義であり、同族の子孫をいう。宗子百生とはこの同族の本宗支裔をいう語で、百諸婚媾よりなお範圍の狹い同族血緣者をいう。すなわち宗子は本宗、百生はその支裔であり、楊氏の說もなお廣義に失するのである。

屯魯は純魯。克鐘の純嘏と同義。大系に魯・嘏を同字とするも、金文の用法に區別がある。

訓　讀

隹十又二月初吉、辰は丁亥に在り。王、宗周に在り、王、大師の宮に格る。

王曰く、善よ。昔、先王旣に女に命じて𠤳侯を佐胥せしめたり。今、余唯（これ）先王の命を肇𩐁す。女に命じて𠤳侯を佐胥し、鱵師の戍を監せしむ。女に乃の祖の旂を賜ふ。用て事へよ、と。

善、敢て拜して稽首し、皇天子の丕钚なる休に對揚して、用て宗室の寶障を作る。唯（これ）用て福を賜はらむことを。前文人を嘷（たのし）ましめ、德を秉ること恭純、余其れ用て我が宗子と百生とを格らしめ、余

用て純魯と萬年とを匃めむ。其れ永く寶として之を用ひよ。

参　考

大系に器の時期を論じて、緻師の戍が靜𣪘・趞鼎にみえること、その戍守はほとんど𣪕・彔の諸器にみえる師雝父の事迹と同時であるといい、なおその文辭について

隹用妥福、唬前文人、秉德共屯、語與伯𢦚𣪘同、亦其時代相近之證、如此語例、此外尚無所見

と論じている。すでに考釋中に述べたように、紀日の形式が週名辰在であること、祖旂を賜うこと、緻が昭穆の器にみえること、また肇龠は後期の龢亯より古い語であるらしく、敢拜稽首・皇天子・丕杯・宗室・唬前文人なども穆共期の諸器に同じ語例がみえるなど、文辭・語彙の上では、中期を承けているものが多い。なおその字迹は師湯父鼎・利鼎に近く、字は平板な方形の字様で、行款一行十字、諫𣪘・揚𣪘などと同じ氣味のものである。器制が識られないため時期の推定は困難であるが、その銘文・文字によっていえば、郭氏のように穆期に屬するは早きに過ぎる。いま類を以てこれを懿王期に屬しておく。元年ならば懿王元年の譜に入る。

一三四、蔡　𣪘

器　名　龍敦薛氏　𢦟敦文錄

時　代　懿孝斷代　夷王大系

著　錄

銘文　薛氏・一四・九　又・一四八　大系・八七　書道・七二

大系にいう。「此銘僅見薛氏款識、近出石刻殘本有之、原題作𢦟敦」。大系・書道にその石刻殘本を錄入している。

考　釋　大系・一〇二　文錄・三・一二　文選・上三・八　斷代・六・一一三

銘　文　一三行一五九字

隹元年既望丁亥、王才淢应、旦、王各廟、卽立、宰曶入右𠦪、立中廷

元年既望とのみあつて、月を記していない。大系にいう。「元年既望、未言何月、甚可異、既望二字、……疑本是九月二字、左旁乃誤合銹紋而成者也」。石刻殘本の字形は明らかに既望に作つており、文中の卽、既の字形からみても、銹紋を合せて誤刻した字とはみえない。ただ彝銘中、週名干

文を付しながら月名を缺く例はなく、また既望丁亥の日は曆譜によって年に數回も可能であるから、文はおそらく月名を脫したものであろう。正月ならば懿王元年の譜に入る。

減庈を郭釋に離居とするが、長由盉にみえる下減の減であろう。長由盉に「隹三月初吉丁亥、穆王在下減庈」とあり、同じく丁亥の日に儀禮が行なわれている。減に減・下減の別があつたのであろう。宰曶の名は大師虘殷にみえる。大師虘殷は新出の器で直文の圈足殷。本器は器影を傳えず、器制上の比較をなしがたいが、兩器の宰曶は同一人であろうと思われる。

希は蔡の初文。字は卜辭に習見し、祟を意味する字で、これを撲殺するを殺という。說文の殺字下にその字を列している。三體石經の春秋殘石に、蔡人の蔡をこの形に作り、蔡の初文である。大系にいう。

左傳昭元年、周公殺管叔而蔡蔡叔、蔡乃假爲竄、……尙書竄三苗、孟子作殺三苗、說文𢿱字下引作𢿱三苗、諸字音近相通、……本銘希字、乃作器者名、當以讀蔡爲宜

虘鐘の蔡姫、また列國器中の蔡器もみな蔡をこの字形に作っている。

王乎史尤、冊命希、王若曰、希、昔先王既令女乍宰、嗣王家、今余隹𤕌亶乃令、令女眔曶、䟼疋對各、死嗣王家外內、毋敢又不聞

史尤を斷代に諫殷・揚殷の內史先と同一人とみているが、石刻殘本の字形は同字とみえず、郭釋にはその形によって尤と釋している。王若曰は王の誥命を傳える語。冊命に當って先王の冊命よりいうのは、師虎殷などからみえ、𤕌亶の語は牧殷にみえる。蔡はすでに先王の時代から、宰として王

家の內外のことを董裁していたのである。宰は師遽方彝に宰利の名があり、吳方彝には宰朏が右者となつている。宰は一朝一人とは限らず、この器でも、王家の外內を死嗣する宰の職は、蔡と曶との兩名に命ぜられている。王家の語は康鼎・大克鼎などにみえる。

𩞁亶は單に𩞁ともいう。善鼎に「今余唯肇𩞁先王令」とあり、𩞁は緟、先王の命を再認する意である。牧段以後、𩞁亶というのが例であり、槪ね新王卽位のときにその認證が行なわれている。本器も元年の器である。曶は石刻に曰に作り、文錄に曶の省文というも、曶の壞文とみるべく、文中の曰字とは字形が異なる。罘という並列の詞があり、曶は宰蔡と同じ職事を命ぜられている。

對各は難解な語である。大系に對・各という二人の名とし、蔡・曶を內外の二宰とみて、この二宰に對・各二人の職事を繼承することを命じたものと解している。下文に「死嗣王家外內」の語があり、𠬝疋を嗣續の義とみたものであるが、𠬝疋は兼官として他職を補佐する意で、走段にみえる。免段「令女疋周師嗣𣪘」の疋のように人名と職名を併せていうこともあり、盠方彝「𠬝嗣六𠂤罘八𠂤𠬝」の𠬝のように職名のみをいうこともある。疋は人に對し、𠬝は官職についていう語である。もし對各が二人の名であるならば、上文の「女罘曶」のように「對罘各」というべく、また職名ならば二人に𠬝嗣を命じているから、二人に分掌しうる職務である。職掌が二事にわたるときは、毛公鼎「令女𠬝嗣公族雩參有嗣」のようにいう。下文に「死嗣王家外內」とあつて、對各は一の職掌の名であつて、職務は分擔しうる性質のものである。下文に「死嗣王家外內」とあつて、王家內外の臣妾百工の屬を董督するものであろう。下文に姜氏の命、姜氏の人に對する任務を述べており、そのこともその職掌に含まれているとみるべきである。それならば對各とは後宮に關する職務であろう。

「毋敢又不聞」とは、職掌上のことはすべて奏上以聞すべきことを命じたもので、冊命の語に添えていう。卯段「今余隹令女死嗣莽宮莽人、女毋敢不善」、毛公鼎「令女亟一方、𢀛我邦我家、……女毋敢㒸、在乃服」などと同じく、戒勅の語である。文錄に「外內事、毋敢有不告汝者」というのは關係が逆であり、文選に「外內毋敢有不聞」とする句讀もその意に解するものであるが、外內は叔夷鐘「𠬝令于外內之事」のように𠬝嗣の目的語であり、「王家外內」とつづけてよむべきところである。細大すべて祕慝することなく以聞せよの義である。聞をその意に用いることは、「……月又食、聞」甲・一二八九のように、卜辭にすでにみえている。

嗣百工、出入姜氏令、厥又見、又卽令、厥非先告𦳝、毋敢疾又入告、女毋弗善效姜氏人、勿事敢又疾止從獄

以下、蔡に對する特命をしるす。この部分は銘文中最も難解なところで、文意がえがたく、郭氏はただ疾の一字のみを說き、陳氏は文を略して句讀をも示していない。冊命の辭は、「王若曰」よりはじまつて「毋敢又不聞」で一段、また「嗣百工」より「毋敢」・「女毋」・「勿事」の戒勅の辭を連ねてまた一段、最後に賜與の品目を列して「勿灋朕令」の一段があり、合せて三段より成る。前段は冊命の本辭、後段は末辭であるから、この段はいわば特命として、宰の職にある二人にその職事、特に補佐職の內容を說明する部分に當る。

「嗣百工、出入姜氏令」が、その特命部分の主意のあるところ、百工とは王家の使役する百官隷屬

のものをいう。工はもと生産・製作のことに當るもので、そのような職能的隷屬者が百官の起原をなしている。伊段の「康宮王臣妾百工」、師獣段の「西隔東隔僕駿百工牧臣妾」のように、王家や豪族には、生産や使役に従う多くの徒隷がいたのである。師獣段は當時の權勢者であつた伯龢父がその家臣である師獣にその家の董裁を命じたものであるが、その末文に「東裁內外、毋敢否善」と命じている。この段のいうところと甚だ似ているのである。

これらの百工は姜氏に屬するもので、下文に「姜氏人」というものとともに、姜氏の統轄下にある。蔡と舀とは、この姜氏の命を奉じて百工臣妾を管理する職である。姜氏は女君の姓を稱するもので、君氏というに同じ。上文の「王家外內」とは、この君氏に屬する百工隷民を含む語である。

以下の文は、文首に厥をおく構文で、

　厥又見、又卽令」　厥非先告希、毋敢疾又入告

の二文より成る。「又見」と「又卽令」と對文。見は見事、卽令は命に就く意であろう。文錄に

　有來見者、有卽命者、非先告尨、毋得亟於従事、卽命受命也、厝鼎、于父卽君命、此與厝鼎、語意正同、而此以治內爲尤嚴肅矣

という。「厥又見、又卽命」を假定形によみ、面謁・受命はすべてまず蔡に告げ、その許諾敷奏を俟つて行なうべきことを命じた語であろう。

「厥非先告希」は、文錄にいうように毛公鼎の「厥非先告父厝」と同じ語法である。その他兩器の銘辭を比較すると、本器の「厥又見又卽命」は毛鼎の「出入尃命于外」にあたり、「毋敢疾又入告」は毛鼎の「厥非……父厝舍命、毋又敢恣、尃命于外」と似ていて、命の出入はみなその掌るところであることをいう。

疾を郭氏は汏にして恣縱の義とする。文錄・文選に疾もしくはその異文嫉とするが、疾は字形も異なり、文義もえがたい。下文に「疾止従獄」の語があり、字は何れも广と矢とに従う。疾は知の異文とされる字で、あるいは史記平準書の注に、「吏見知不擧、劾爲故縱」とあるものであろう。「毋敢疾又入告」とは、故意に不當なる申出を爲さしめてはならぬ、との意となる。

善效は教導の意。「女毋弗善效姜氏人」とは、毛公鼎「善效乃友正」を二重否定の命令形に表現した語である。その管理する姜氏の徒隷をよく指導して指使に従わせよと命じたものである。塱盨にも「用辟我一人、善效乃友內辟」とあり、善效は連用の動詞として常用の語であつた。その語を承けて、「勿事敢又疾止従獄」の文がつづく。また戒勅の語である。疾止を大系に庆止にして鈦趾の義であるとしていう。

　兩庆字、均當是戻之異、說文、戻輜車旁推戸也、从尸大聲、讀與鈦同、前字讀爲汏、言恣縱也、後之庆止卽鈦趾、見史記平準書、敢私鑄鐵器煮鹽者、鈦左趾

集解にいう。「史記音義曰、鈦音徒計反、韋昭曰、鈦以鐵爲之、著左趾以代刖也」。また索隱に、「按三蒼云、鈦踏脚鉗也、字林、徒計反、張斐漢晉律序云、狀如跟衣、著左足下、重六斤、以代臏、至魏武、改以代刖也」とあり、鈦趾とは刖臏に代る刑罰の法である。頭につけるものを鉗といい、趾に著けるものを鈦という。疾止を鈦趾と解すると、句は

女毋弗善效姜氏人、勿事敢又鈇趾從獄

となり、文義は必らずしも順でない。この部分に相當する塑盨の文には

　善效乃友內辟、勿事獻虘從獄

とあつて、獻虘・從獄は善效によつて避くべき悪德の行爲である。塑盨はなおその下文に、「迺敢疾噝人、則唯輔天降喪、不廷唯死」とあり、郭氏は疾を同じく鈕鈇の鈇と解して、「鈇訊人、猶言拘訊人」というが、それでは普天降喪、不廷を殺すという下文と文意が接續しない。疾はやはり故縱の意とすべきである。

本銘の疾止は、塑盨の文を以ていえば獻虘にあたる。獻虘は人の貨財を寇略侵奪する意であるが、疾止從獄とは有罪を看過して瀆訟を恣にする意であろう。これらのことを抑止するために、蔡・曶の善效を期待し命ずるのである。これによつていえば、當時王室所隷の民人の管理は、かなり困難なしごとであつたことが推測される。

　易女玄袞衣・赤舄、敬夙夕、勿灋朕令

女は蔡。上文は蔡・曶二人に對する册命であるが、この條は蔡に對する禮服の賜與をいう。兼職のことであるから賜與は簡單である。賜與ののち、なお「敬夙夕、勿灋朕命」という戒勅の辭を加えている。

册命が他人にも涉る場合は、册命はその全辭を錄する例であり、令彝・令鼎・臣辰卣など、みな同じ形式である。ただ賜與以下の文は、それぞれ作器者に對するものである。

二人に同じ册命が行なわれている場合、職掌に分擔があるとしても、職事では同一であると思われるが、大系には蔡を內宰、曶は大宰にして、職事が異なるとする解釋をとつている。

本銘有二宰、宰曶在王之左右、當是大宰、蔡出納姜氏命、葢內宰也、內宰一稱宮宰、禮祭統、宮宰宿夫人、一稱奄尹、月令、仲冬命奄尹申宮令、審門閭、謹房室、必重閉、鄭注、奄尹於周則爲內宰、掌治王之內政宮令、幾出入及開閉之屬、本銘王所命蔡之職掌、正與此相近

すなわち蔡の職事を內宰にして奄尹のこととするのであるが、册命は蔡・曶兩名に對して行なわれており、またその職事は百工を治め、姜氏の民人を善效してこれを管理するにあり、王家の外內を總括する重職である。その家宰のことを二人に輔佐するよう命じたものである。

玄袞衣・赤舄を賜うことは吳方彝・曶壺など共懿以後の器にその例が多い。「敬夙夕、勿灋朕命」も牧段などにみえ、册命の常語である。「勿灋朕命」は早く大盂鼎にみえ、後期では厲・共和の器に多く用いられている。

希拜手𩒨首、敢對揚天子丕顯魯休、用乍寶障段、希其萬年眉壽、子〻孫、永寶用

　丕顯に魯休を重ねていうことも、師望鼎・曶壺・師旋段一の諸器から多く用いられる。

訓讀

隹元年既望丁亥、王、減应に在り。旦に王、廟に格りて位に卽く。宰曶、入りて蔡を右け、中廷に立つ。王、史尤を呼び、蔡に册命せしむ。

王、若く曰く、蔡よ。昔、先王既に女に命じて宰と作し、王家を嗣めしめたまへり。今、余佳乃の命を黼黌し、女と曶とに命じて、併せて對各を胥け、王家の外内を死嗣せしむ。敢て聞せざる有ること毋れ。

百工を嗣め、姜氏の命を出入せよ。厥の見えんとする有り、命に即かんとする有るときは、厥の先づ蔡に告ぐるに非ざれば、敢て疾して入れ告げしむる有ること毋れ。女、姜氏の人を善效せざること毋れ。敢て疾止從獄すること、有らしむること勿れ。

女に玄衮衣・赤舃を賜ふ。夙夕を敬しみて、朕が命を廢すること勿れ、と。

蔡、拜手して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て寶障殷を作る。蔡其れ萬年眉壽ならむことを。子〻孫、永く寶用せよ。

参　考

陳氏は断代において師晨鼎・師俞殷・諫殷・大師虘殷・揚殷・蔡殷の六器を師晨組、あるいは司馬燹組として一群の器とし、その共通點を、1前三器の右者が司馬燹であること、2六器中の三器に同じ内史の名がみえること、3二器に師晨の名がみえること、4六器中の四器が師某の宮で册命が行なわれていることの四點を指摘し、その繫聯の關係を論じている。かつその年代を懿王期、もしくは懿孝にありとしていう。

此組大約可定爲懿王三年至十二年之器、如此則懿王在在位十二年以上、蔡殷的元年可能是懿王元年、但更可能是孝王元年、因爲右者宰曶與曶鼎是一個人、而後者在懿王元年是司卜之官、此組的特色、是常常在周的某宮内册命、有了長銘的鐘和豆、記載王的策命、已經有了很完整而較固定的形式了

鐘・豆とは大師虘の豆と編鐘とをいう。蔡殷には元年既望とあつて月名がなく、その暦譜を推算しがたいので、陳氏は以上諸器との關聯から、懿もしくは孝としたのである。

郭氏は夷王期説であるが、その論據は次のごとくである。

宰曶與曶鼎曶壺之曶、當是一人、唯曶鼎王之元年、曶方受命司卜、而此王之元年、曶已爲大宰、知不得屬于一王、故定此爲夷世器

本器の曶は曶鼎・曶壺と一人であるが、時期は司卜であつた鼎・壺のときより後であるから、鼎・壺を孝王、本器を夷王とするものである。

曶には單に曶と稱するものと、宰曶・士曶・史曶というものとがある。史曶の器は

史曶爵　史曶乍寶彝　綜錄・A三八四、未刊

と銘する爵であるが、著錄が未刊であるため時期を考えがたい。しかし爵は後期には殆んど行なわれていない器種であり、おそらく曶器のうちでも早い時期のものと考えてよい。

宰曶の名は大師虘殷にみえ、殷には師晨の名があつて、關聯器からみて陳氏の説のように懿王期の器と考えられる。本器の宰曶もおそらく同一人であろうから、同期の器である。それならば曶の家は、鼎・壺以前にすでに宰の職にあつたのである。また鼎にその世職を司卜のこととしているのは、

史𤼈の稱と關係があろう。士𤼈の名は克鐘にみえるが、克鐘は𤼈の關聯器では最も後のものであろうから、士𤼈の稱もまた史𤼈・宰𤼈よりも後のことでなければならない。

蔡𣪘はいま器影もなく、銘も石刻殘本を傳えるのみで、專ら銘辭によつて時期を考えるほかはないが、大師虘𣪘に宰𤼈の名がみえ、また册命の行なわれた減应は穆王期の長由盉にみえる下減应と對應するもので、穆期に造營されていた別宮であると考えられることなどから、一應懿孝期に比定して誤のないものであろう。史𤼈爵の器制・銘文が識られず、𤼈器の原委をたずねえないのは遺憾であるが、宰𤼈の名のみえる二器のうち、本器を𤼈器と併せて編次しておくのである。

一三五、𤼈 鼎

器名　曶鼎積古

時代　共王董作賓・唐蘭　懿王通考・斷代　孝王大系・厤朔

收藏　「按此鼎在靈巖山館」全上古　「鎭洋畢秋帆尙書沅所藏、秋帆畢公得之于西安」積古「此鼎已燬於兵火」奇觚　「自秋帆尙書籍沒後、卽不知所在」周存

著錄

銘文　積古・四・三五　攈古・三之三・四六　奇觚・二・二二　又・一六・二〇　愙齋・四・一七　周存・二・六(已剔一・未剔一)　大系・八三　小校・三・四五　三代・四・四五・二　書道・七〇　二玄・三〇三

斷代にいう。「此器僅有兩種拓本傳世、江標未剔本、見周金二・七　何紹基已剔本、見周金二・六、三代四・四五，四六・小校四・四五亦已剔本」。奇觚にも未剔・已剔の二拓について言及し、江建霞が原拓四紙を藏していたことを特記している。周存によると摹本・贋本も多く行なわれていたらしく、精拓を得るに十年を費したという。附記にその事情が詳記されているが、それによると、斷代にいう以外になお第三本があるようである。摹本にもまた優劣があり、周存に「摹刻、以海鹽胡氏爲最、常熟孔氏石本次之、余兼得已未剔二眞本、亦

是以豪」と稱している。摹本を得ることも容易でなかつたようである。

考　釋　全上古・一三・三　餘論・三・五七　韡華・乙中・五九　大系・九六　文錄・一・二六　文選・上二・一一　㞋朔・三・一〇　積微居・五八　書道・一八六　斷代・六・一一五　郭沫若　奴隸制時代卷首

器　制　器の存否は知られないが、あるいは奇觚にいうように兵火に滅失したのであろう。積古に錢獻之の語を引いて「高二尺、圍四尺、深九寸、款足作牛首形」というも、文樣のことにはふれていない。大盂鼎・大克鼎の三尺有餘の大鼎には及ばぬとしても、毛公鼎にまさる大鼎である。文中に「犢牛鼎」というのもそのゆえであろう。

銘　文　奇觚にいう。「銘三段、首段五行七十九字、蝕八字、中段十一行百又九十字、成重文一、蝕二十二字、末段八行百又三十五字、蝕三字、共四百又四字」。未剔本は殆んど字を辨じがたいほどであるが、已剔本はよく剔抉がなされている。原器が早く滅失したため、眞拓は少く、精巧な摹本が行なわれていたらしい。鄒安の附記には、當時の好事家の苦辛が記されていて興味深いものであるから、次に錄しておく。

曶鼎、已未剔二本、均於壬子一九一二年買得何藏在鐘鼎文集、册內僅有子貞先生一名印在角、江建霞原藏四本、一已剔、一未剔、二精摹本、此未剔本與二摹本同出、獨闕已剔一本、甲寅一九一四年冬、初忽於汲修齋見徐氏隋軒所藏一本、以爲靈鶼眞本也、亟議價舁歸、互校不合、細審印章、知爲胡氏摹本、銅瘢均合、惟細點紋、不能盡彷、而末行田字略偏、技亦神矣、前有徐印、渭仁及紫珊二章、又胡氏一章、江建霞一章、(胡章係海鹽胡氏有聲手摹八字、江章係靈鶼閣藏四字)、後有孫星衍題字一行、又莫遠湖一章、(莫章係遠湖莫氏珍藏六字)、摹本而加以孜釋名印、殆莫徐二家、誤爲眞本矣、由此可見眞本不多、且不易得、余訪之十餘年、不能再有第三本、意中事也、甲寅冬十月初旬、景叔再記江氏二摹本、皆得巨價、曾記一本、有楊見山・王惕菴諸人跋、越日又記、胡氏摹本、次日卽歸之

鄒安はこの跋記よりのちまた十餘年にして丁卯一九二七年五月、滬上において一眞本を得て跋記を附している。その拓は小校に收められているものであるが、それによると文存所收の已剔・未剔の二本は、その後、錢唐の陳叔通齊年に索讓されて原册を缺くに至つたので、また十年にしてこの一本を見るや、客中のこととて大いに苦辛を費して二百五十元を用意してこれを求めたが、時になお百元を加えて讓渡を請うものがあつたという。しかし再びこの大寶を集册より缺くことを願わずしてこれを錄入し、「別加詳跋、幷和四詩以紀之」と記しているが、その詩文は文存に收めていない。

隹王元年六月既望乙亥、王才周穆王大〔室、王〕若曰、曶、令女叓乃且考嗣卜事、易女赤〓〔市・旂〕、用事

銘文は三段に別れ、各々別事をいう。右は第一段の上半、册命のことを記しているが、廷禮の次第をいわず、また王命に對揚する語をも著けていない。元年の器にして月週干支を加えているので、斷代暦譜の重要な資料である。銘文中の人名についても關聯器が多く、この器の位置するところに

よつて、斷代の體系が異なるものとなる。董唐二家が器を共王期に屬するのは、おそらく「周穆王大室」の語を考慮したものであろうが、穆大室の名は伊段にもみえ、大克鼎には穆廟、克盨・寰盤に康穆宮の名があつて、必らずしも穆を承ける時期のものとは限らない。本器を師虎段と同年の器とするのは、やはり困難であろう。また懿王期としては師兪・諫・走の諸器によつて構成される暦譜と合わず、夷の元年には師旋段があるから、本器はおそらく孝王の元年に屬すべきものであろう。

王若曰は册命の傳語であるが、册命は簡略を極めている。舀は曶とも釋され、說文「曶、出气詞也、从曰、象气出形、春秋傳曰、鄭太子曶、一曰佩也、象形」の曶であるという。字は手と臼とに從い、

手を以て金縢載書を啓く象であり、啓鑰見書の義である。ゆえに說文の晵と區別する意味を以て、いま曶と釋しておく。

要は更にして嗣續の意。祖考の職事を嗣ぐことを命ぜられている。曶の家は、克鐘に士曶の名があり、蔡𣪘には宰曶とあつて有力な世族であるが、ここでは嗣卜の官を嗣ぐことを命ぜられており、賜與も市と旂とのみである。册命が元年になされているのは、曶の家に嗣襲のことがあつたとするよりも、新王の卽位によるいわば舊職の認證という、形式的な册命であろう。そのため、廷禮も賜與も簡略になされている。卜事はおそらく曶の家職とするところで、士・宰のことは別に任命があつたものと思われる。

赤⊗市は赤黼市。册命に當つて、市・旂を賜うのは、利鼎・走𣪘・揚𣪘など懿孝期の通例である。册命賜與のことはこれで終り、對揚の語はない。對揚の文は、下半に井叔の賜與を受けた文の後に記されている。

王才遷应、井叔易曶赤金菊、曶受休□□王、曶用絲金乍朕文考弃白䵼牛鼎、曶其萬〔年〕用祀、子〻孫〻、其永寶

第一段の下半。上文に「王在周穆王大室」とあつて王若曰以下の册命を錄し、ここには「王才遷应」と語端を改めているから、上文の儀節はすでに終り、以下また別の儀節である。

遷は積古に遷、韡華には還と釋する。韡華にいう。

地名、又見免簠、逸周書云、王在管、管還音近、疑卽其地當在宗周附近、後儒以鄭州後置之管城當之、非也

免簠にみえるものは「鄭還」であるが、本器と字形異なり別字である。字はあるいは迢の繁文であろう。应は廣にして行屋の義。遷应はおそらく王都に近い地の別館離宮であろう。長由盉に下減应、師虎𣪘に杜应があり、穆共期以來多くみえる。

井叔は免組の器に右者としてしばしばみえる人である。陳夢家氏は免組の井叔と鄭井叔康とを一人とする可能性を認め、單に井叔と稱するものが稍〻早いとしながらも、禹鼎・禹𣪘にみえる井との關係を考慮に入れているらしく、免組には曶鼎を加えず、またその西周年代考においても、曶鼎の斷代にふれていない。本器の日辰はもともと厲・幽の二期に合しうるものであるが、これをその期に加える研究者がないのは、この右者井叔が免器にみえる者と同名であり、また宰曶が大師虘𣪘に、士曶が克鐘に、曶父の名が師害𣪘三代・八・三三・三、四、三四・一、二にみえ、曶壺には井公がみえるなど、關聯器によつて時期を推定すべき問題が残されているからであろう。本器の時期がすでに厲・幽に入らず、またその日辰は曆譜上、孝・夷にも屬しがたいものであるとすれば、懿王期に排比するのが最も穩當でないかと思われる。本器では、この井叔が曶に赤金菊を賜うている。第二段では、曶が井叔に賣買事件の提訴を行なつており、井叔は曶の辟君に當る人のようである。

赤金菊は、この三字で一事であろう。赤金を賜う例は彔𣪘一にみえ、おそらく銅であろう。菊は種〻の字形に隸釋され、郭氏も大系では金に從う字形に、また奴隸制時代では玉に從う形とする。しかし王の字形は金でも玉でもなく、明らかに王公の王の形である。字は識られないが、一應赤金の

材質を特定の形、たとえば鉞形などに鑄固めたものとみておく。金という字形も、もともとその銅塊の形を示したものと考えられる。

「曶受休」以下の二字は缺泐していて、文意が明らかでない。文錄に「受休命于王」と補っているが、上文は明らかに井叔からの賜與をいう。あるいはその賜與の因るところをいうもので、御正衞殷「賞御正衞馬匹、自王」と同じ文例であろう。曶はこの金を受けて祭器を作っており、そのことを述べて文を收束している。すなわちこの段は、上下二節に分れながら、しかも一段の文である。絲は茲。下文にも茲五夫を絲五夫と記している。この銘では茲を絲に作るが、他器では概ね丝に作る。文孝は文考。文考弈伯は、曶壺では文考釐公とあり、郭氏は兩者を一人とし、陳氏は別人とする。曶壺の右者は井公であり、これも本器の井叔とは名號が異なる。鼎と壺の人物關係が異なることは注意すべきである。

䵼牛鼎のように、䵼下に牢牲の字を加える例は殆んどない。この器の款足には牛首形を飾ると傳えられており、䵼牛鼎というよび方と關係があろう。積古に三禮鼎器圖「牛鼎受一斛」藝文類聚七三引によつてその容量より名をえたものとし、奇觚に「䵼牛鼎大鼎也、蔡邕薦邊讓書、函牛之鼎以烹雞、多汁則淡而不可食、少汁則熬而不可熟」と述べて大鼎の義とする。斷代に「此器自銘爲牛鼎、而不足以載全牛」というが、もとより全牛を容れうるような鼎があるはずはない。殷虛出土の牛鼎・鹿鼎などは、器腹の主文によつて名をえたものであるが、䵼牛鼎という以上、牛牲を烹飪する大鼎の意であろう。

末文に「萬年用祀」という語を用いる例も多くない。段殷に「孫〻子〻、萬年用享祀」とあるのがこれに近い。

以上第一段。册命賜與よりして作器のことを述べるものであるが、賜與が二節に分れているなど、甚だ異例の形式である。

> 隹王四月既眚霸、辰才丁酉、井叔才異爲□、〔曶〕事厥小子𩵦、以限訟于井叔

以下第二段、賣買に關する爭訟事件の事情と、提訴の結果について述べる。

上文に六月とあり、次序を以ていえばこの四月はその翌年である。その間に一閏を加えれば、曆譜に合う。厤朔ではその譜に合することを求めて第一段を孝王元年、第二段を六年としているが、それならば紀年を加えるはずである。大系は元年終りに置閏があつたものとして、この段を二年のこととしている。

異はあるいは廙であろう。毓（后）祖丁卣三代・一三・三八・五に「辛亥、王才廙、降令曰」とあり、地名とも別館の廙ともとれるが、別館のときは地名を加えていう例であるから、廙は地名であろう。卣銘と同じ地か否かは知られない。

「爲□」の下一字は闕泐して不明。后祖丁卣では祭祀が行なわれている。井叔が異にある機會に曶の提訴がなされているのは、異が聽訟などをなす地であるのか、あるいは曶の所領に近い地であるのか、何れとも不明であるが、曶はその小子𩵦を代理人として提訴をさせている。小子は身分稱號

よりして職名に化したものであろう。

以は提訴の相手方を示す語。本銘の第三段に、「昔饉歲、匡衆厥臣廿夫、寇曶禾十秭、以匡季告東宮」とあるのも、匡季を提訴する意味である。初期の師旂鼎に、「卑厥友弘、以告于伯懋父」とある以も、師旂の衆僕を告發する意であろう。

限は人名。積古に吳侃叔の説をとつて、「劵也、釋名、卷綣也、相約束繾綣爲限、周禮謂之判別」とするが、奇觚に人名とするのがよく、提訴の相手方である。下文に「限詰曰」とあり、契劵の義では通じない。文意は、井叔が異にあるとき、曶がその代理者をして、限の違約行爲につき提訴して、聽訟を求めたことをいう。

我既賣女五〔夫效〕父、用匹馬束絲、限詰曰、䛐則卑我賞馬、效〔父則〕卑復厥絲束、䛐・效父廼詀讞曰、于王參門□□木榜、用儥征賣玆五夫、用百守、非出五夫、□□膳、廼䛐又膳罘鼓金

以上が提訴の全文であるが、その事實關係は甚だ理解しにくいところが多い。我は原告たる曶、女は被告たる限をいう。

この提訴は、井叔の裁定によつて契約通りに五夫が曶に與えられているのであるから、曶が五夫の買取者であることは明らかである。その前提に立つて以下の文を解すべきであろう。

諸家は概ね五夫で句讀とするが、效父までを句讀とする大系の説がよい。その賣買關係は、「我曾以馬一匹絲一束交於效父、以訂贖汝之奴屬五人」、すなわち五夫の所有者は限であるが、現在の使用者は、限の臣屬である效父と䛐とである。效父の名だけが出ているのは、效父を名義人とする契約であつたからであろう。

賣は買受けることをいう。積古に「賣買也、周官司市賈師、並以賣爲買、以儥爲鬻」とあるのが正しい。起原的にいえば賣は贖の初文で、説文に「贖貿也」というように、金錢で代償を提供することである。

曶が買受けた五夫は限が最終の權利者であるが、現在效父と䛐とが使役しており、かれらがいわば用益權をもつている。曶はその用益權に對する代償として匹馬・絲束を提供し、これを限に交付した。限はこれを效父らに交付する義務をもちながら履行せず、そのため紛議を生じたのである。所有者たる限には、文が殘泐して不明であるが、おそらく百守の支拂いが約束されていたのであろう。當時はいわば族長領主經濟の時代で、領主は臣下の采地や臣僕について、一般に上位所有權をもつていたものと思われる。このような前提を設けることによつて、この段の解釋がかなり容易になるようである。

「限詰曰」とは、限が右の契約に承認を與えたことをいう。詰は許の初文であろう。「䛐則卑我賞馬」とは、䛐に對しては自分の方から、曶の提供した馬を交付しよう。また「效父則卑復厥絲束」とは、同様に效父には提供された絲束を交付しよう。その責任に任じようとの意である。則は鼎に從い、もと約劑の義であるが、ここでは別事の則の用法である。

效父の名はまた效父𣪘にみえるが、郭氏は效卣の效も合せてみな一人であるという。效卣は康王期の器であり、效父𣪘も本器より遙かに早期のもので、もとより同一人ではない。

「㫚・效父」以下は、右の契約の履行方法をいうものであろう。𩵦は㫚の代理人として、契約や取引方法を取り決めた人で、㫚・效父の兩人は𩵦に對して以下のことを許諾した。すなわち受渡しの場所は王の參門附近の樹木のあるところで、そこで相互に物件と代價の授受を行なう。王は王宮、參門は小盂鼎に三門の語があり、天子五門中の第三門の意とも考えられるが、王宮中では取引の場所として適當でないから、おそらく宮門の名であろう。償は取遺の遺であろう。ここでは代價をいう。征は金文では之往の義に用いる字であるが、積微居には追加の義とみていう。

按說文、征爲徙之或體、與銘文義合、文記㫚初以匹馬束絲贖五夫、今改以百寽贖之、故云征也、我鼎云、我作禦祭祖乙妣乙祖己妣癸、征神申叙二母、此文言我初行禦祭於祖妣四人、繼改而重叙祭妣乙妣癸二母、故亦云征、與此銘文義同也

征を徙にして變改の義とみたのである。しかし契約の履行を協議するに當つて、金百寽を追加することはあまりにも不信な話であり、この說には文の誤解がある。匹馬束絲はさきにも述べたように、現在の用益權者である㫚と效父に對するいわば補償的なもので、これはもともと限を通じて兩名に交付することを約し、限もそのことに承諾を與えている。五夫の權利者は限であるから、限にはその代價が支拂われるわけであるが、それが「用百寽」である。

百寽の寽は字形がひどく崩れているが、下文に絲三寽とあり、同じ字であるらしい。禽𣪘に「王易金百寽」とみえ、普通の取遺は廿寽・卅寽を限度としているから、百寽といえば相當の代價である。五夫百寽とすれば一夫二十寽、兼務職に對する年俸程度の金額である。

「非出五人」以下は違約の場合の罰則的な規定であろう。缺字があつて文義が通ぜず、文錄にも「此數語尤難解」という。五夫を引渡すのは㫚・效父の義務であるから、ここはその引渡義務を怠つた場合の罰則を記したものとすべく、「□□䲨」はおそらく「效父䲨」、㫚に對しては䲨と𡔷金とを課するという定めであろう。

䲨は「用䲨多福」のような語例もあつて旂と同じく用いる。旂を賠償とするものであろう。𡔷金を大系に𧺝金と釋するも字形合わず、むしろ餘論に𡔷金と釋する方がよい。その說にいう。

□舊無釋、今諦審篆形、疑當爲𡔷字、左从告、似壴形之上半、右上从支反文、下从豆、卽壴形之下半、猶前白庚簠、白庚子𡔷鑄旅簠、𡔷字作□、亦迻易分析、左右無定、其例也

𡔷金猶左傳昭二十九年傳云、遂賦晉國一𡔷鐵、小爾雅廣衡、鈞四謂之石、石四謂之𡔷、則四百八十斤也、此似效父因訟入金、若周禮大司寇、入鈞金于朝也

孫氏はこの𡔷金を鈞金として、すなわち保證金あるいは訴訟費用の負擔金と解しているが、この部分はまだ提訴の內容で、違約事項を述べているところである。𡔷字の解は孫說がよろしきも、豆の上部を攴の反文というのは適當でなく、これは鼓上の羽飾とみるべきであろう。銅鼓を意味する南の卜文にも、上部の左右に羽飾を樹てている字形のものがある。なお𡔷が當時單位量として用いられていたかどうかには疑問があり、𡔷金とはあるいは金の鑄形によつてその名をえたものであろう。以上が㫚の提訴內容であるが、この契約が履行されなかつたため、違約規定によつてその不履行の責任を問うべく提訴がなされたのであるが、違約の事實についての記述はない。提訴である以上、

違約は前提とされているわけであるから、ここにはその契約の内容を記して、審判を求めたのであろう。これに對して、「井叔曰」にはじまる下文は、その判決の語である。

舊說には、この部分を前後一貫して說くものが殆んどなく、文義の統貫がえられない。いま私意を以てその事實關係に一應の解釋を與えたが、文義を要約すると、大體次のようになる。

㫚は限から五夫の讓渡を受けることになり、まず馬匹束絲を交付した。これは現在その五夫の使用者である𠭯と效父とに對する、いわば用益權に對する補償である。それで限は𠭯に對しては馬匹、效父に對しては絲束をそれぞれ交付することを約した。

契約の履行方法について、𠭯と效父は、㫚の代理者である𩰫に對して、王宮の參門の木榜で授受を行なうこと、そのとき金百寽を交付することを約した。

もし違約の場合、すなわち五夫の引渡しを怠つたときは、すでに用益權の代償をえている效父は旂を、また𠭯は旂と鼓金とを賠償する。これは上文のすでに交付してある絲束と匹馬に相當する違約金である。

右のような契約内容を示して、㫚はその契約不履行を、小子𩰫を代理人として、井伯に提訴し裁判を求めたのである。

右の事實關係については諸家にそれぞれ異なつた解釋もあるが、いまそのうち最も要約をえていると思われる郭氏の說をあげて小批を加えよう。大系にいう。

大意謂、我曾以馬一匹絲一束交於效父、以訂贖汝之奴屬五人、汝不從約、許我曰、命𠭯還馬于我、命效父還絲、𠭯與效父、又約我于王參門改訂券契、改用百寽之價、以贖該五人之奴隸、並相約、如不出五夫、則再相告、後𠭯又來告、竝將原金退還

此段訟詞、于古代社會之攷察上、至關重要、據此可知當時奴隸販賣公行、而奴隸之値、五人以實物交易時、約當馬一匹絲一束、以貨幣交易時、當價百寽、價乃金屬貨幣也、限因兩次爽約、遂成訴訟

郭氏の說によつて文意を求めると、次のように解される。

㫚は效父に對して限の五夫の代償として馬匹束絲を交付した。もし限が不履行の場合には、𠭯からは馬匹を、效父は束絲を㫚に返還する約である。

𠭯と效父とは、王の參門において前約を改訂し、金百寽を以て五夫を㫚に賣渡すこととし、もし五夫を引渡さないときは、改めて通告することを約した。のち𠭯は、金百寽を返還し、五夫の引渡しを拒絕した。

結局㫚は、限の契約不履行の結果、馬匹束絲を失なう損害を受け、そのため提訴に及んだとするのである。郭說のような契約關係であるとすれば、次のような疑點を生ずる。

1 馬匹束絲は五夫の對價としては低廉に過ぎる。契約の當事者は限であり、金百寽がその對價である。馬匹束絲は、現に五夫の用益權をもつ效父らに交付されている。金百寽は現物と引換えに、その履行の場所で支拂われる約であつた。

2 「非出五夫」以下が違約のときの規定である。違約のときには金百寽の交付がないわけであるか

ら、すでに補償を提供してある𥎦と效父とに對して、いわば倍戻し的な重い賠償が規定されているが、これによつて限の五夫引渡し義務が必らずしも免除されているわけではない。契約は途中で改訂されているのでなく、權利者と用益者との雙方に對する責任を記したものとすべきである。

このことは、以下の丼叔の裁定と、それに本づく履行の行爲によつて、確かめることができるはずである。

丼叔曰、才王人、廼賣用□、不逆付曶、毋卑貳于𥎦

判決の主文のみを記す。契約に違背してはならぬという趣旨のものであるが、原告たる曶の請求が全面的に承認されたものとみてよい。大系にいう。

限因兩次爽約、遂成訴訟、爲事本輕、故井叔之判辭、亦甚單簡、言限乃王室之人、不應賣約既成而不付、應毋使𥎦有貳言

判決文が簡單であるのは事件が輕易であるからでなく、提訴の理由が明瞭だからである。郭氏は才を載にして語詞の乃に釋しているが、「在王人」とは王人の身分にある者の意で、王室關係者は特に法の秩序について嚴肅でなければならぬとするものであろう。この場合、限は契約の當事者であるが、引渡しの履行は𥎦の責任とされていたらしく、そのため判決には、「不逆付曶、毋卑貳于𥎦」とあつて、𥎦の不履行が違約の主因とされ、その責任を王人たる限に歸している。さきの契約履行の場所が、王宮の參門と約されていたのも、限が王人であるからであろう。王人とは王族出自の者か、王室の關係者であるのか何れとも明らかでないが、ともかく王人に對して嚴重に契約の尊重、法の循守が要請されていることは、注意すべき事實である。法秩序の維持に對する爲政者の態度をみるべき一事例といえよう。

逆付とは交付というほどの意味であろう。反對給付というような氣持を含む語のようである。貳の字形はその初文であるらしく、忒の意。𥎦は兩口を略している。𥎦は文中に七見するが、ときに異體の字を用いることがある。字はおそらく剞劂を載書に加える象で兩口に從う字を正形とすべく、刮の初文かと思われる。說文繫傳に詩の「北流活活」を引いて、舌の部分をこの形に作つている。

曶則拜䭫首、受兹五夫、曰陪、曰恒、曰藉、曰□、曰眚

判決によつて五夫の引渡しを受けることが決定し、五夫の名が記されている。これを銘文に記すのは、名藉としての意味もあるのであろう。五夫のうち第三人は耕藉の形であるから、藉と釋しておく。第四人は字形は明らかであるが、字未詳。判決の履行については、以下の文に述べられている。

事守以告𥎦、廼卑□以曶酉彶羊・絲三守、用致兹人、曶廼每于𥎦〔曰〕、女其舍𩫏矢五秉、曰、必尙卑處厥邑、田厥田、𥎦則卑復令曰、若

守は人名であろう。守をして判決文を𥎦に傳達させ、曶には五人の引取りを命じている。その際、曶に酒・羊・絲三守を持參させたのは、いわば贄物である。判決の執行のときにも、禮贄を執る慣行があつたものと思われる。致は招致、引渡しである。卑下の一缺字は、おそらく𩫏であろう。引取りには、曶の代理者として𩫏が赴いたので、下文の引渡しのとき、その名が出ているのである。每は誨、誨言の意であろう。要請というほどの意味に用いているようである。曶からは𥎦に對して

酒・羊・絲を贄として齎らしているが、その使者たる𩰫には矢五秉を與えられるよう申入れたのである。矢五秉は五夫と對應する數であるが、どういう意味をもつものであるのか明らかでない。矢は多く誓約に用いるもので矢誓の義もあり、契約の履行と關係ある贈物であろう。

「必尙」以下は權利が移つてから後の五夫の處置についていう。必は積古以下多く在と釋するも、柲の形象であり、奇觚に必と釋するのがよい。

上文の「女其」以下の文を、大系に次のように要約している。

命敗訴者之𨕚、贈勝訟者之𩰫、以矢五束、卽五百矢也、疑𩰫之田邑、曾受𨕚憑陵、故乘勝訟、並清理舊怨、言必尙使𩰫居其邑、畋其田也

この解によると、上文の五夫の賣買問題とは別に、𩰫がかつて𨕚に侵奪された田邑を恢復して安堵させる意となるが、この條の曰は上文の曶を承ける語である。文は五夫の移籍後の處置をいうものとすべく、すでに名籍が曶に移つた以上、指定の邑に處り、その田を耕作する義務を確認させる意であろう。逃亡などについて保障を求めたものと思われる。矢束を提供させているのは、獄訟に當つて束矢を朝に入れしめる規定が周禮の大司寇にみえるが、あるいは西周時の慣行の遺意をとどめるものかも知れない。

「𨕚則」以下は𨕚の確認の辭。曶に對して、その申入れの全部を承諾する旨を、使者に復命させたのである。若は諾。判決の履行については、すべて𨕚の責任において行なわれているが、これは五夫の管理者が事實上𨕚であつたからであろう。

曶は提訴のとき代理者として立てた𩰫を𨕚のもとに派して贄を持して受渡しを行ない、使者には矢五束を與えて誓約させ、また五夫の逃亡の保障を要求し、これらすべての承認をえて、事件は落着した。曶はこの五夫を得るに當つて金百寽・馬匹東絲と酒・羊・絲などを要したわけであり、矢束はいわば訴訟費用として獲得したようなものである。五夫の對價は實質は金百寽、一夫二十寽で、王室高官の兼務職の年間職務俸なみであるから、決して安價なものではなかつたようである。

以上第二段。曶と限との爭訟事件を記す。これを彝銘に記すのは、器銘が約劑としての意味をもち、移籍された五夫の名籍にあたるものとされたのであろう。周禮司約に、「凡大約劑、書於宗彝、小約劑、書於丹圖、若有訟者、則珥而辟藏」というものがこれである。すなわちこのような權利關係の彝銘は、權利證書としての意味をもつものであつた。

器銘はさらにつづいて、もう一件の爭訟事件について記している。

昔饉歲、匡衆厥臣廿夫、寇曶禾十秭、以匡季告東宮、東宮廼曰、求乃人、乃弗得、女匡罰大、匡廼䭫首于曶、用五田、用衆一夫、曰益、用臣、曰疐、曰朏、曰奠、曰、用茲四夫䭫首、曰、余無卣具寇、正□不□□余

第三段。寇禾事件の爭訟を記すが、爭訟はまた多くの經緯をへている。

昔は金文では今と對文に用い、過去をいう。ここではおそらく前年の意であろう。歲は年穀。下文の來歲は次の收穫時をいう。歲を年歲の意に用いるのは、列國の齊器などからみえる。

匡衆の衆を大系に罘と釋し、「罘誤刕爲衆、以致詞難通」といい、誤刕の結果字形を誤つたものとしているが、下文の衆や罘の字形と比較すると、必らずしも誤刕とは定めがたい。字のままに衆と釋すれば、匡衆と厥臣廿夫は同位語となる。厥を領格の之に用いることもあるが、それでは匡の衆の臣廿夫となつて、適當でない。いま字を易えずに、匡の衆たる臣廿夫とみておく。

寇は寇略。禾を略取するをいう。秭は穀物の量をいう助數詞。儀禮聘禮記に「四秉曰筥、十筥曰稯、十稯曰秅、四百秉爲一秅」とあり、說文に「五稯爲秭」、「二秭爲秅」とあるから、一秭は二百秉に當る。十秭といえば二千秉であるから大量の寇禾というべく、一夫各〻百秉を寇略した計算となる。以は前段にもみえ、人を提訴することをいう。舀が匡季を相手方として東宮に提訴したのである。

匡季は上文の匡。事件は匡の衆たる臣廿夫の起したことであるが、補償の責任は當然その主君である匡季の負うべきものであつた。匡は匡卣にその名がみえ、また東宮も效卣に公東宮の名があるが、これらを本器の匡・東宮と一人とするかどうかは、本器の時期を考える上に重要である。匡卣には懿王の名がみえて懿王初年の器であり、もし本器の匡と同一人とすれば、本器は懿孝期のものとなる。大系・斷代はその說で、斷代が器を懿王、大系が孝王期に屬しているのはそのためである。ただ東宮については、郭氏は同一人說をとつて效・效父の器を本器の後に列するが、陳氏は東宮を世襲の官名とみて、名號は同じであつても別人とする。效父殷はその器制・文様よりみて康王期の器、效卣は效尊とともに大顧鳳文をもつ器であるから、時期はかなり異なり、もとより別人である。

舀の提訴について、東宮の裁定は、「求乃人、乃弗得、女匡罰大」というかなりきびしい補償を命じている。乃人の乃は女の領格。求は求償にして賕の初文。說文に「以財物枉法相謝也、一曰、戴質也」という。乃人は匡衆を指す。寇禾を犯した匡の衆を、贖罪として提供せよとの意である。單にその衆人を捜求せよというのでないことは、下文に四夫が贖罪として引渡されていることからも明らかである。

「乃弗得」の乃は副詞。あまり例のない用法であるが、令鼎に「王曰、令罘奮、乃克至、余其舍女臣卅家」とあるのはその用法である。得も捜求の意ではなく、贖の義であろう。師旂鼎「伯懋父廼罰、得[illegible]古三百守」の得は、贖の義に解すべき例である。

東宮の判決は不法者の引渡しによる贖罪を命じており、事件は民事というよりも刑事的な性格のものとして扱われているようである。しかし損害に對する賠償はまた後に問題となつており、まずその不法行爲に對する處置が決定され、五夫のほかにも五田を贈ることが命ぜられている。䭫首はこの場合、陳謝の意であろう。一件ごとに用の一字を加えており、五田・衆一夫・臣三夫を以て謝罪が行なわれている。衆・臣にそれぞれその名を記しているのは、やはり名籍の用を兼ねているからである。衆と臣とは、上文の「匡衆厥臣廿夫」とあるうちの廿夫からえらばれたものであろう。金文では、臣には「臣若干家」と稱する例であるが、衆の場合には必らず夫という。臣は臣屬の關係を以ていう語であり、衆は家族としての生活をもたぬ徒隷である。しかし廣義には臣をも含めて衆とよんでいたのであろう。

「曰、余」以下は匡の語。すでに上文に五田四夫を以て謝罪の意を示したが、匡は直接寇禾のこと

に關與していないこともあつて、東宮の裁定に對して不滿であつたらしい。この部分は缺泐が多くて文意は明らかでないけれども、匡がこの裁定に不得心であり、これ以上の責任を負擔しがたいという態度を示したために、また新しい爭訟を招くことになる。

亩は攸。班段「亡亩違」・虢叔旅鐘「亩天子多易旅休」などの例があり、語詞によむ。具は俱。以下缺文多く文意を測りがたい。郭氏も「惜泐字過多、意難盡曉、大率謂所寇無多、不必苛責也」という。東宮の判決は匡の衆臣の行爲を一種の冒瀆行爲とみてその贖罪を命じたが、匡は直接寇禾に關係しなかつたことであり、これ以上の責任は負擔しえないとの意向を示したのであろう。一方、㫚は損害に對してはなお請求權があるとする立前から、新しく賠償の要求を提起するのである。

晉或以匡季告東宮、晉曰、必唯朕□償、東宮廼曰、賞㫚禾十秭、遺十秭、爲廿秭、□來歲弗賞、則付卅秭、廼或卽㫚、用田二、又臣〔一夫〕、凡用卽㫚田七田、人五夫、㫚覓匡卅秭

或は又。また匡季を東宮に提訴し、賠償を要求するのである。第二段の賣買違約事件のときには「以限訴于井叔」と訟の語を用いているが、この段では二度とも「以匡季告東宮」という表現を用いている。告は告訴・告發の意を含み、この事件は刑事事件として扱われているのであろう。從つてこの項の損害賠償要求は、附帶請求の性質をもつものと思われる。

缺文二字の部分を、大系に「必唯朕禾是償」と補うも、强勢語法の是はなお後になつてあらわれるものである。ただ禾の補償を要求した語であることは疑ない。

これに對して東宮の裁定は、寇略された禾十秭とさらに十秭を追徵して廿秭とし、次の收穫時に賠償しなければ倍して四十秭を課するというきびしいものであつた。遺は加遺の義。積微居に詩の邶風北門「政事一埤遺我」、及び左傳成十二年「無亦唯是一矢以相加遺」の例を引いている。もし次の收穫時においてこれを履行しないときは、廿秭を四十秭に倍加して賠償することを命じているのは、罰則的な規定である。このような實質的賠償の規定があるに拘わらず、上文に五田四夫を以て謝罪させているのは、贖罪的な慰藉の意味をもつものであろう。寇禾は重大な犯罪とされていたのである。

「廼或卽㫚」以下の給付は、上文の判決や違約の規定と、また異なる結果となつている。そのため上文の解釋にも、いろいろの問題を生ずることになるが、特に違約の規定が記されているのは、最終解決においてそれが適用されたからであろう。すなわちこの事件の解決には、罰則の規定が加味されているのである。

卽は上文の逆付の意に近い。卽は持參拂いというほどの意味を含み、この場合、提供の意であろう。田二田と、臣一夫が追加されているのは、今歲賠償の時期を遲滯して、四十秭の負擔に對してその十秭に易えたものか、他に何らか理由のあることか明らかでない。もし十秭が二田一夫に當るものとすれば、十秭の經濟的價値はかなり大きなものというべきであろう。匡はまた現物賠償としても、三十秭を提供している。二田一夫がさきよりも加重されているので、郭氏は覓を兎とよみ、三十秭を兎除したと解しているが、それならば二田一夫が三十秭に相當することとなる。しかし「凡用卽㫚田七田、人五夫、㫚覓匡卅秭」という表現は、田・夫・秭のすべてを賠償として受けとつたこと

を意味するものであろう。

以上第三段。寇禾に對する當時の制裁がいかに嚴しいものであつたかを知ることができる。古代法についても、種〻の問題を示唆するところが多い。

訓讀

佳王の元年六月既望乙亥、王、周の穆王の〔大室〕に在り。〔王〕若く曰く、曶よ。女に命じて、乃の祖考の嗣卜の事を更がしむ。女に赤黼〔巿・旂〕を賜ふ。用て事へよ、と。

王、邍㕆に在り。井叔、曶に赤金菊を賜ふ。曶、休を〔丕伓なる〕王に受く。曶、茲の金を用て、朕が文考弈伯の䵼牛鼎を作る。曶其れ萬〔年〕、用て祀らむ。子〻孫〻、其れ永く寶とせよ。以上第一段

佳王の四月既生霸、辰は丁酉に在り。井叔、異に在りて□を爲す。〔曶〕、厥の小子䝿をして、限を以て井叔に訟せしむ。

我、既に女に〔五夫を效〕父に賣ふに、匹馬束絲を用てせり。限、許して曰く、䝿には則ち我をして馬を償せしめ、效〔父には則ち〕厥の絲束を復へんと。

䝿・效父、廼ち䠭に許して曰く、王の參門□□の木榜において、償を以て徃きて茲の五夫を贖るに百寽を用てせむ。五夫を出すに非ざれば、〔效父は〕旂、廼ち䝿は旂と鼓金とを侑せむ、と。

井叔曰く、

王人に在りて、廼ち贖るに□を用てし、曶に逆付せず、䝿に貳はしむること毋れ、と。

曶、則ち拜して稽首し、茲の五人を受く。陪と曰ひ、恒と曰ひ、藉と曰ひ、□と曰ひ、眚と曰ふ。廼ち□をして曶の酒と羊・絲三寽を以て、用て茲の人を致さしむ。曶、廼ち䝿に誨へて〔曰く〕、

女其れ䝿に矢五秉を舍へよ、と。曰く、必らず常に厥の邑に處り、厥の田を田つくらしめよ、と。

䝿則ち復命せしめて曰く、諾せり、と。以上第二段

昔、饉歲に、匡の衆、厥の臣廿夫、曶の禾十秭を寇せり。匡季を以て東宮に告ぐ。東宮廼ち曰く、

乃の人を賕せよ。乃ち贖せざれば、汝匡の罰大なり、と。

匡廼ち曶に稽首するに五田を用てし、衆一夫を用てす。益と曰ふ。臣を用てす。疐と曰ひ、朏と曰ひ、奠と曰ふ。曰く、

茲の四夫を用て稽首す、と。

曰く、

余、亩て倶に寇するところ無し。〔以下一句不明〕

曶或た匡季を以て東宮に告ぐ。曶曰く、

必らず唯朕が□を償せよ、と。

東宮廼ち曰く、

曶に禾十秭を償し、十秭を遺へ、廿秭と爲せ。

〔乃し〕來歲償せずんば、則ち卅秭を付へよ、と。

廼ち或た昏に卽ふるに田二、又臣〔一夫〕を用てせり。凡そ昏に卽ふるに田七田、人五夫を用てす。

昏、匡の卅秭を覓めたり。以上第三段

参考

この器銘には、第一段に册命賜與、第二・三段に爭訟事件を記し、記載の形式が異例であるのみならず、爭訟事件は、古代裁判の記錄として、極めて貴重な文獻であるが、泐損多く、文また甚だ難解であつて、解釋上なお若干疑問の點がある。しかし他に殆んど事例のないものであるから、簡單な要約を付しておく。

第一の訴訟事件について

訴訟は井叔が異にあるとき提起されている。提訴は一定の裁判機關が常置されているところ以外では、裁判權をもつ法官の出張地で臨時に行なわれたのであろう。召伯聽訟の傳承は、そういう事實を背景にするものであろうが、裁判權は領內の問題については領主、對外の問題については王官のもとで行なわれたものと思われる。

提訴は、代理人を以て行なうことができた。

當事者は契約の責任者であることはいうまでもないが、契約の履行に關係ある利害關係者も、これに參加している。

私民を所有するものが、これを他人に使役用益させることがあつた。この場合、契約は所有權者と用益權者とに對して、それぞれ對價あるいは報償が支拂われる。引渡し義務は用益權者にあるが、契約上の責任は最終的には所有權者の負うべきものであつた。

契約の履行に當つては、日時・場所や取引の方法が豫め約定された。取引の場所については、何らかの慣行があつたかも知れない。

契約には違約規定があり、おそらく文書によつて相互に認證が行なわれていたであろう。

王人の身分のものは、法的義務の履行について特に嚴重な責任を課せられていた。身分が法の秩序を超えないという觀念が、すでにあつたものと思われる。

私民隸僕の賣買讓渡が認められており、移籍のときにはその名を記している。これは奴婢の名籍が行なわれていた事實を示している。

違約後の契約履行に當つて、贄を贈ることがなされている。正常の場合も同樣であるのかどうか、そのことは知られない。贄を贈るとき、相手方から多量の矢を交付させているのは、周禮にいう入矢聽訟と關係があるらしく、本器の場合はあるいは訴訟費用の負擔という意味を含むものかも知れない。

徒隸の移籍の場合、舊主は徒隸の逃亡を防ぎ、新しい所有者の管理に屬するまでの責任をもつ。

以上のような契約の全體をも含めてこれを彝器に銘するのは、器銘が權利證書のような機能をもつからである。

第二の寇禾事件について

大系にこの事件について、次のような要約を記している。

寇禾之罪、與爽約大有縣殊、匡僅寇禾十秭、一涉刑訟、卽願以五田四夫爲抵償、而曶猶不滿足、謂必償還原禾、東宮乃判定償還十秭、饋送十秭、樹蓺廿秭、對于所寇共有四倍之罰、然兩造亦不依公判而自行私結、匡再出二田一人、曶則覔匡三十秭而了事、覔當讀爲免、免去罰禾三十秭、則是于七田五夫之外、更得償禾十秭也、匡寧出七田五夫、而不肯多出三十秭、必是三十秭之價、比七田五夫爲貴、五夫之値約當馬一匹絲一束、或償百守、而七田則不知當値幾何、唯七田每歲所出、必遠在三十秭以下、固毫無疑義、足見古人之田並不甚大、而土地勞力均不及生產成品之可貴、蓋古者勞力無代償、而土地多待墾闢、驅奴隸而爲之、卽可坐致良田、故視之均不足惜也

郭氏の古代奴隸制說は、概ねこのような銘文の理解を基礎として展開されてくるのであるが、たとえばこの銘文の解釋についても少なからぬ問題がある。郭氏が「五夫之値、約當馬匹絲一束、或償百守」とするのは、第二段の違約事件によるものであるが、五夫の對價は償百守であり、馬絲は現在の用益權者への補償である。王官の秉補職の報償が概ね五守乃至二十守であることからいえば、一夫二十守は必らずしも安價とはしがたいし、その上に馬絲が加重されている。もし馬絲がその對價とすれば、馬の價格は人に數倍することになるが、奴隸市場もなく奴隸の支給源もなかつた中國の古代においては、考えられぬことである。

奴隸價格の問題については、農作物價格との對比があげられている。すなわちこの寇禾事件では、匡が辨償すべき禾三十秭に易えて、七田五夫が提出されていると解しているのであるが、うち五田四夫は稽首のための贖罪であり、損害の賠償としては寇禾の實損害の倍額である二十秭、期限におくれたときはまたその倍額という東宮の判決であつた。こういう違約事項が附記されているのは、それが摘用されたことを意味するとみられるから、その分に對して匡の提供したものは二田一夫と三十秭である。計算上、十秭が二田一夫に當ることになるが、これには匡側に示談のための多少の讓步が含まれているかも知れない。

十秭がどれほどの農作物を意味するのかよく知られないが、一秭は二百秉、一秉は量目としては二鍾十六斛儀禮聘禮記・論語雍也集解引馬注・國語魯語注である。また詩の豐年の釋文に韓詩說として「陳穀曰秭也」とみえ、秭には積廣雅釋詁の訓もあり、數としては億億を秭という。豐年に「亦有高廩、萬億及秭」というものがこれであるが、何れにしても二十夫で運んだものであるから、かりに一秉一把として計算しても、一秉三合ならば二百秉で六石、五合ならば十石である。凶年饑歲のときには米穀は特に貴重であるから、これを標準とすることはできないが、ともかくこの二千秉十秭に對して二田一夫が代償として交付されたとみることができよう。一夫の對價はそれほど低廉であるとはいえない。また田土も、郭氏は「可坐致良田」などというが、金文には田五田・十田を賜うて彝器を作り、その恩寵を記念しているのであるから、良田を得ることも容易ではなかつたのであろう。

この事件は凶荒の際に起つたという特殊な事情をも考慮に入れて扱うべきものであるが、事件の

要點を摘記しておく。寇禾は刑事上の事犯とみなされ、贖罪が要求された。これは賠償責任とは別個に、謝罪すなわち稽首という形式で行なわれた。

寇禾は提訴を俟つて論ぜられた。提訴には常設の機關があつたらしく、第一の事件のような「在某」の語がなく、かつ事件の經緯につれて、くりかえし裁定がなされている。

使用人の行爲は使用主の責任として論ぜられている。族人・臣從者らの行爲責任についても、同樣に族長・領主がその責に任じたものと思われる。

不法行爲者は、被害者の要求によつて引渡す義務があつた。それは贖罪の意味をもつものであるが、もしこの義務が履行されないときは、責任者に罰が加えられる定めであつた。この事件では、寇禾を犯した二十夫のうちの四名が引渡されている。他に田五田を加えているのも、謝罪の意味である。他の共犯者は、おそらくこれによつて宥免を受けたのであろう。

贖罪とは別に、損害そのものについての賠償義務があつた。附帶請求の訴訟というべきもので、これも同じ裁判機關で扱われた。賠償は損害の二倍、履行の時期が定められており、遅滯したときはさらに倍額にする制裁規定があつた。

判決主文の趣旨の許容する範圍において、當事者間に條件を變更し、代替物を以て辨償するなどのことが認められていたようである。

銘文の考釋を通じて知りうることは、ほぼ以上の諸點である。古代法の問題として、インドの古代法典や北歐の部族法などと比較すべきことも多く含まれているように思われる。

銘文の形式について

この器銘は特異な爭訟事件二件を記していて、古代法の研究上重要な資料的價値をもつものであるが、器銘の形式もまた甚だ特殊である。一器銘のうち、册命と合せて爭訟事件をしるすことも異例であり、銘文が各段ごとに改行して記されている例も他にみない。かつ三段の銘辭はそれぞれ何らの關聯もなく、ただ順次排列されているに過ぎない。二尺に近い大鼎であるが、當時における曶家の大事をすべて記錄しておくという、記錄あるいは約劑としての性格が強い。彝銘としては、何か異常なものを感じさせるところがあり、それが字迹にも現われているようである。

册命には廷禮の記述も備わらず、賜與も二段に記されているが、前後の關係についても說明がない。曶の家は嗣卜を世襲しているものらしく、その職掌からみて東方出自の家であるらしい。曶壺によると曶は成周八師の冢嗣土を命ぜられており、もと庶殷中の貴戚であつたようである。かれらが成周あるいは宗周の地において、周人との接觸が深まるにつれ、種族上の問題もあつて、とかく繫爭事件が起りやすく、その場合、支配者としての周人の方に不法行爲が多い傾向があつた。第一の事件の審判者である井叔は周公の胤たる井侯の後であろうが、「王人」たるものの循法を特に强調している。違約者である限が王室の關係者であつたからであろう。また第二の事件についても、曶は十分な法の保護を受けており、周の統治政策がこれらの點について、愼重な顧慮を拂つていた事實を知りうる。曶は王人に對する勝訴の纏末をこの大鼎に鑄刻して廟器に備えたのであるが、そこには周人に對する一種の抵抗的な意識を感じさせるものがあるように思われ

る。この型破りの銘文の形式のうちにも、勝訴の纏末を委細に記録する文章の様式のうちにも、その字迹にまで一種の異様さが感じられるのも、作器の背後にそういう特異な事情がひそんでいるからであろう。そこに當時における彝器觀の變化を考えることもできるようである。

器の時期について

郭氏は器を孝王期に列し、その理由として文中の人物關係を論じていう。

此乃孝王時器、第一段有穆王大室、知必在穆王後、第二段有效父、當卽效父設之效父、第三段有匡、當卽懿王時匡卣之匡也

效父設にみえる文首の「休王」を、郭氏は孝王に比定し、器をも孝王に屬せしめたのである、のち郭氏はその非を悟って休王孝王說を撤回している。なお郭氏は、東宮の名が效卣・㚸貯設にみえ、本器の東宮と同一人であるとしている。

斷代は、孝王より一期前の懿王說をとる。その說にいう。

王才穆王之大室、則知此非穆王、而是穆王以後的時王、此王不是共王、因爲師虎設曰、元年六月既望甲戌、王才杜应、同是元年六月既望、而日辰地點不同、後者右者井白、是共王時人、則此有井叔存在的元年、應該是懿王元年、此鼎銘第三段的匡和匡季、與懿王時的匡、或是一人

青山荘三五・三六㫚乍寶隮彝卣尊、其花文是顧龍、與免組的相近、綜錄A三八四、史㫚乍寶彝爵、與青山荘三五・三六之卣與尊、大約是同時的

陳氏の說は、曆譜と關聯器制よりする立論である。

器を懿孝期におくことは、大體において誤のない見當であるが、二家の論據についてはなお問題があるので、簡單に問題點にふれておきたい。

效は效卣・效尊にみえ、その銘文中に「公東宮內鄉于王、易公貝五十朋、公易厥順子效、王休貝廿朋」という。效は公東宮の順子であり、王よりの賜貝二十朋を分賜されている貴戚の人である。限に屬してその家臣となる身分の人とは考えられず、器もまた鮮麗な大顧鳳文を飾り、本器と時期異なる。本器の效父とは關係がない。

匡・匡季を大系に懿王期の匡卣の匡とする。匡卣には懿王の名があり、時期の明確な器である。匡は射盧で廟樂のことに奉仕して賞せられ、文考日丁の器を作っている。廟樂に與かり日丁の器を作るものは東方出自のものと考えられ、匡季のような排行による名號をもつ西方の人とは同じでないようである。匡字の筆畫も多少違っている。ただ兩器の時期が近いものであることは、その字迹からも首肯しうる。匡卣は紀年を缺くが、懿王の五年四月初吉甲午はその第四日に入る。本器の册命と、違約事件の裁定に當っている井叔は、諸井のうち免組にみえる井叔であろう。陳氏は諸井の時期について、

井叔昭或其前　井季約昭穆期　井白穆王期　井白・嗣馬井白共王期　井叔（免組・咸井叔）約共懿期　鄭井叔康懿或其後　井白章父・井叔男父懿王以後

という排次を示している。㫚の作器になお㫚壺があり、井公の名がみえる、これも井叔のことであろう。免組の器に比べると、㫚器の時期はそれより稍〻おくれるようである。

曶の器には、本器のほかにも曶壺・史曶爵があり、大師虘𣪘・蔡𣪘に宰曶、克鐘には士曶、また師害𣪘にも曶の名がみえる。虘・蔡の器はほぼ懿王期にあるとみられ、史曶は曶鼎の司卜の職掌と關するところがあるべく、あるいは曶の世職であろう。陳氏は鼎・壺の曶を別人、宰曶・士曶を一人とし、郭氏は壺の冢嗣土をも加えて一人とする。一代の間に諸官に歴試したと解するのであるが、これは世襲制を原則とする西周期の官制上、殆ど考えがたいことで、史曶・宰曶・曶・士曶は、それぞれ時期の異なるものであろう。

器は元年にして月週干支を記している。その日辰は懿王の暦譜に入る。孝王期の暦譜は新出の師旋𣪘によって求むべく、曶鼎の干支は夷王期のそれとも一致しない。關聯器との關係からみても、この器によって孝王の暦譜を構成すべきではないかと思われる。いましばらく器を懿王の元年に排次しておく。

一三六、曶　壺

器　名　曶壺蓋貞松・補

時　代　孝王大系　厲王厤朔

收　藏　「廬江劉氏善齋藏」貞松・補

著　錄

器影　善齋圖・一〇三　尊古・二・三二　大系・一八〇　通考・七二五　故宮・下・二七八　二玄・三〇九

銘文　善齋・禮三・五七　大系・八四　貞松・補上・三九　小校・四・九四　三代・一二・二九　河出・八一　二玄・三〇八

考　釋　大系・九九　文錄・四・一八　文選・下二・六　通考・四三八

器　制　故宮にいう。「高一六・二糎、深一三・一糎、口徑横一四・一糎、縱九・一糎、腹圍五六・七糎、寬一八・五糎、重三・五九瓩、腹飾竊曲紋一道、圈足內正中飾兩頭獸紋」。蓋

のみ存する。變様夔文は肉太く表出され、そのためかえつて輪廓があまり明らかでない。器口が器に銜接する部分は蓋の高さに匹敵しており、そこに鑄銘が加えられている。頌壺と同じ形式である。

銘　文　　蓋銘。二五行一〇二字。蓋口の周圍に一行四字の配字でめぐらされている。

隹正月初吉丁亥、王各于成宮、井公內右曶、王乎尹氏册令曶曰、䙴乃且考、乍冢𤔲土于成周八𠂤、易女秬鬯一卣・玄衮衣・赤市・幽黃・赤舃・攸勒・䜌旂、用事

成宮について大系にいう。

成宮此器僅見、說者或將以爲成王之廟、然以庚嬴卣王在庚嬴宮、牧毀王在師汓父宮、師晨鼎與諫毀王在周師彔宮等以例之、則成殆是人名

郭氏ははじめ成を成鼎の成に擬していたが、禹鼎の出土によつてそれは禹の誤讀であることが知られ、新版ではその說を削つている。それ以外には䲨從盨に小臣成の名

がみえるが、この盨は時期の下るものである。凡そ册命はその儀禮の關與者の宮廟において行なわれる例であるから、王宮か右者・受命者關係の宮廟がえらばれるはずである。曶は成周八𠂤の冢𤔲土に任命されているが、册命は周都で行なわれ、王の出行をいう語がない。それで成宮とは、おそらく吳方彝にみえる周成大室であろう。吳方彝の作册吳は師虎毀の內史吳であろうから、當時周都に成宮のあつたことが知られる。

冢𤔲土は他に未見。趞鼎には「𢽾𠂤冢𤔲馬」の職がみえ、八𠂤の冢𤔲土という曶の職はこれと似ている。その職は曶の祖考以來のものとされているが、曶鼎では祖考の職事は𤔲卜のこととされている。かつ鼎では文考を弃伯とよび、壺では文考を釐公とよんでいる。そのため鼎と壺の曶を一人とみるか否かで議論を生じているが、その問題については後に述べる。成周八師は彔㦰卣に成周師氏とよばれているもので、その軍團は八師より成る。成周の庶殷による軍團であるから、「殷八師」ともいう。周初

に庶殷を成周に移したとき以來編成されており、小臣謎毁によると、その軍は東夷の征伐に動員され、後期においても、諸夷を率いて叛亂した噩侯駿方の討伐に當つたことが、禹鼎に記されている。中期に伯雍父、伯犀父が東南の作戰に用いたものもこれであつた。孝夷期には諸夷の動向にまた容易ならぬものがあり、稍しく後の小克鼎には八師の遹正のことが行なわれている。晉が成周八師の冢嗣土としてその董督に任じたのも、そのような當時の形勢に對應する處置であろう。

秬鬯以下の賜與は、趞鼎・吳方彝・休盤等と出入するものがある。秬鬯は一般に金車の類を賜うときに添えられるもので、禮服に秬鬯を加える例は多くない。それだけにこの賜與は殊寵というべきものであつた。

晉拜手韻首、敢對䍙天子不顯魯休令、用乍朕文考釐公障壺、晉用匄萬年眉壽、永令多福、子〻孫〻、其永寶用

「天子不顯魯休命」というのは、形容語を重ねた複重したいい方である。休盤・大克鼎・無叀鼎・などにこの種の表現がみえる。魯命・魯休命は、孝夷期以後に多くみえる用語である。

訓　讀

隹正月初吉丁亥、王、成宮に格る。丼公內りて晉を右く。王、尹氏を呼びて晉に册命せしめて曰く、乃の祖考に更ぎて、成周の八師に冢嗣土と作れ。女に秬鬯一卣・玄衮衣・赤市・幽黃・赤舃・攸勒・鑾旂を賜ふ。用て事へよ、と。

晉、拜手稽首して、敢て天子の丕顯なる魯休の命に對揚し、用て朕が文考釐公の障壺を作る。晉用て萬年眉壽、永命多福ならむことを匄む。子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

參　考

晉の鼎と壺では嗣嚢の職事が異なり、また文考の名が同じでない。かつ晉は他器では宰晉・士晉とよばれている。そのため、これらの晉を一人とするか別人とするかという問題を生ずる。郭氏は鼎・壺の晉を一人とする說を持していう。

此與晉鼎自是一人之器、或說晉鼎稱文考弃伯、此稱文考釐公、不得爲一人、案弃伯乃字、釐公乃號、不足異、又鼎言更乃祖考嗣卜事、而此言更乃祖考作冢嗣徒于成周八𠂤、蓋以太卜而兼司徒、周禮以大卜屬于春官、司徒爲地官、竝非古制、周禮大宰別稱冢宰、鄭玄謂、百官摠焉、則謂之冢、今于司徒上亦冠以冢字、足證鄭說未得

これに對して別人說を執るものに容庚氏がある。善齋圖錄にいう。

初意卽晉鼎之晉、然與晉鼎銘、頗有異同、晉鼎云、王在周穆王大室、此云王各于成宮、一也、晉鼎云、令女更乃祖考司卜事、此云更乃祖考作冢司徒于成周八𠂤、二也、晉鼎云邢叔錫晉赤金、此云邢公內右晉、三也、晉鼎云文考弃伯、此云文考釐公、四也、似未可遽定爲一人、又師兌毁亦云、皇考釐公、則晉與師兌、殆兄弟歟、以巾爲市、亦與師兌毁同

通考では容氏は晉鼎を懿王に、師兌毁を幽王に屬している。從つて晉壺をも幽王期となすもので、

鼎と壺の時期は前後に隔絶するわけである。鼎・壺を懿・幽に分つのは、關聯の器からも妥當としがたいが、兩器の舀を一應別人とする考え方がよいようである。文考の名には廟號を用いるのが原則であり、弃伯・𩰫公は何れもその廟號とすべきである。祖考の職事が異なることも、世代の相違を示すものとみられる。家は司卜を正職とするが、師職について冢司土に歷任するに至つたもので、官職の名號からしても、冢司土の方が後起の職である。壺を孝王三年とすれば、その譜に入る。

鼎に井叔といい、壺に井公とあつて、これも名が同じでない。井叔はおそらく免諸器の井叔とすべく、井公は他の諸井のどれに當るか知られないが、公と稱するものはおそらく井氏の本宗を嗣ぐものであろう。從つて他の諸井によつて壺の時期を定むべきではない。

師兌𣪘二に𩰫公の名があり、容庚氏は舀壺の文考と同名であるから、師兌と舀とを兄弟であろうかとするが、廟號に𩰫を用いるものは多く、そのようにも定めがたい。𩰫季は無㠱𣪘・小克鼎に、穆公は㦰𣪘・禹鼎・叔夷鎛等にみえ、同名異人が多い。師兌の二器は元年と三年と週名日辰が接續せず、一王に屬しがたい器で、その繫年に最も問題の多いものであるが、夷厲以前に屬しえないことは明らかであり、本器の𩰫公とは關係がない。器は蓋のみであるが、後期の華麗な文様とは異なるところがある。字迹は鼎銘に比較して篆意饒く、用筆のすぐれたもので、後期の字様に一の典型を開いたものといえよう。なお師害𣪘三代・八・三三・三，四、三四・一，二、器蓋各二文があり、銘文中に舀父の名がみえる。字迹遒麗にして壺の銘文と似たところがあるが、文は通讀しがたく、字にも疑問に思われる部分があり、器影も殘されていない。

昭和四十三年九月　初版發行
平成四年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

財團法人
白鶴美術館發行

鳥鈕蓋方卣

白川靜

金文通釋 二四

第二四輯

白鶴美術館誌

一三七、頌　壺

時　代　共王大系　懿王董作賓　厲王唐蘭・上海　宣王通考・厤朔　厲宣以降王國維

收　藏　一、「器藏吾家」朱彝尊跋　「仁和趙次閑之琛家、今不知所在」積古　「仁和趙次閑舊藏、今在金山錢水西處」攈古　「錢唐王氏舊藏」周存　王氏收藏の纏末について、周存五の頌壺補跋に王炳成の跋記を錄している。その文にいう。

周頌壺銘、大抵與頌鼎頌敦同文、而體勢稍異、然精粹正復相匹、故世有三頌之稱、嘗見墨本、光氣若新發硎、益嘆周世制作之美、相傳頌鼎有二器、頌敦且五六器、惟頌壺止一器、已殘其足、當順治時、此器爲吾先世太僕公焱朋、字鶴山、錢塘人、順治乙未進士、官至太僕寺少卿所獲、其事甚異、秀水朱學士竹垞、有周司成壺銘跋、卽此器也、顧跋尾僅謂器藏吾家、而未道其由來、自後著錄家、亦未及之、攷吾宗譜、太僕公自典試江西、回道出河南、路旁有冶銅者、厥器在焉、少遲半時、卽入冶矣、公見而惜之、問其銅值、冶者曰、約其輕重、可得錢十千、公如其數、以銀十兩易之、然其葢尙闕如、洎至京師遊相國寺、骨董攤上見有一古器葢、其大小形狀顏色約相類、取而配之、實原物也、遂以銀五十兩、買之而歸、按積古齋載此器、向藏仁和趙次閑家、葢去吾家始獲時、已百數十年矣、溯自太僕公卽世、此器又一再傳、而始轉歸他氏、則與趙氏時代、不甚相遠、天下至寶、但求得其

主、在此在彼、奚擇焉、顧吾獨有感者、此器於散佚垂沒之際、不期而瓦合、雖代遠年湮、終莫相保、其銘文固已留天壤間、傳之無窮、然則物之存亡顯晦、豈偶然哉、抑吾先世獲此器、如拾草芥、而吾人於易世以後、冀得墨本一、償反璧之願、猶且難之、則知遭遇之際、亦非可偶然也

「頌壺止一器」というのは、當時第二器がなお知られていなかつたからである。また足を殘缺したと傳えているが、その器影を存せず、どの程度の缺落なのか不明である。この王跋によると、もと朱彝尊の藏器が器蓋に分れて散佚し、王懿朋がその銷燬直前に器を入手し、ついで蓋をもえて完器としたものが、のちまた離散したようである。周存に錄する二銘が、容庚氏のいうように一が僞銘であるならば、積古以後にはまた蓋銘のみが存することになり、その銘は必らずしも天壤の間に無窮であるとはいえない。ただ幸に第二器が出てその缺を補いえたのは、至幸というべきである。

二、「熱河行宮藏」貞松

著　錄

器影　二、大系・一七八　武英・下・八七　通考・七二四　故宮・下・二七九　二玄・三六三

銘文　一、積古・五・一二　攈古・三之三・一　從古・一一・一二　奇觚・一八・一四　窓齋・一四・一〇　周存・五・三九　大系・五六　小校・四・九五　三代・一二・三二

二、貞松・七・三五　武英・下・八七　大系・五七　小校・四・九七　三代・一二・三〇　二玄・三六二

考　釋　大系・七二　通考・四三八　厤朔・五・一四　積微居・二〇　王國維　頌壺跋觀堂別集補遺　高鴻縉　頌器考釋民四八・七

頌壺第二器

器　制　故宮にいう。「通蓋高六三糎、深四四・四糎、口徑橫二一・二糎、縱一六・九糎、底徑橫三一・七糎、縱二四・三糎、腹圍一〇七糎、寬三七糎、重三・二四一五瓩、器口緣飾環帶紋、腹飾蛟龍紋、足飾垂鱗紋、兩獸耳銜環、蓋腹飾竊曲紋、足飾垂鱗紋、足內飾兩頭獸紋」。武英殿によると、色黑く、綠紫の銹斑があるという。蓋脚は長く、器と銜接している。他の一器は器制が知られない。

銘　文　二器、第一器は蓋、第二器は器蓋二銘を存する。文一五一字。頌器にはなお同銘の器が多い。武英にこの器銘を論ずることが甚だ詳しい。

頌壺第一器蓋銘

器蓋各一五二字、蓋銘在口外之四面、器銘在腹內近口處、由南面起、而西而北、字有方格、或一字而書二格、或二字而書一格、大小錯落、不爲格範、字有爲鏽掩者、使加以斁剔、當可字〻清晰 頌器傳世甚多、與此同銘者、有壺二、鼎三、簋五、鼎樸素作弦紋、簋腹作瓦紋、口緣飾以蟠夔、惟此壺蛟螭盤拏、特爲巨觀

其一壺、舊藏王益朋家、朱彝尊有跋、載曝書亭集中卷四六、阮元積古齋鐘鼎彝器款識五・一二・徐同柏從古堂款識學一一・一二・吳式芬攈古錄金文三之三・一著錄、皆有蓋無器、阮氏云、此器向藏趙之琛家、今不知所在、徐氏云、杭州莫遠湖携視器、吳氏目錄云、浙江仁和趙次閑舊藏、今在金山錢水西處、即刻守山閣叢書之家、劉心源奇觚室吉金文述一八・一四乃翻刻阮氏本、鄒安周金文存五・三八・三九器蓋全、 細辨皆是蓋文、惟拓本眞僞不同耳、張廷濟清儀閣金石題識一云、是壺久無蹤迹、莫君遠湖、游山陰得之、項口

周遭、僅存數寸、而百五十文字完具、據文在項外、當是蓋之四周、必高數寸、器之文仍不外露也、莫君足迹甚廣、是壺之蓋、安知不尚在人間
是誤以蓋爲器、朱氏云、項腹皆有銘、謂蓋銘在項、而器銘在腹、張氏不解朱氏之語、遂謂從無一器著兩段語句相同之文、而蓋上反無文也、竹翁並未目驗、不過據墨拓著錄之、過矣

隹三年五月既死霸甲戌、王才周康卲宮、旦、王各大室、卽立、宰弘右頌、入門、立中廷、尹氏受王令書、王乎史虢生、册命頌

史頌毀に三年五月丁巳とあり、相去ること十七日である。劉師培は厲、厤朔は宣、高氏は幽とするも厲譜には入らず、また器を宣幽に下すことには問題がある。郭氏のように共王にまで遡らせることは困難であるが、本器のように蓋項の長い器制は晉壺にすでにみえるところであり、字迹もそれに近い。また賜與の物も懿孝諸器に最も多くみえているところで、その日辰も孝王の譜に加えることができる。

周康卲宮は鄘毀にみえる卲宮であろう。康宮は周の大廟の位置にあり、金文には康昭・康穆・康剌・康徲の諸宮の名がみえる。唐蘭氏は康宮の制を論じて宮廟の總名とし、

〔昭〕　王季・武王　　昭王・共王・孝王・厲王

京宮　　康宮

〔穆〕　文王・成王　　穆王・懿王・夷王・宣王

とする昭穆の配當を試みているが、剌・徲においては昭穆を稱しておらず、宮廟昭穆・天子七廟の說はどこまで古制を傳えているものか疑わしい。

大系に康卲宮を共王期の康宮新宮に外ならずとし、器を共王期におく論據としていう。

此與史頌毀等、當是恭王時器、知者、以銘言監司新造、貯用宮御、當是恭王初作新宮時事、趞曹鼎第二器言、龔王在周新宮、宮以新名、必爲恭王時所新造、而望毀又言、周康宮新宮、則所新造者乃是康宮、今本器言王在周康卲宮、而命頌監司新造、貯用宮御、其爲新造康宮時事無疑

郭氏は銘文にいう新造貯を康宮新宮のことと解しているのであるが、新造貯は成周にあるもので、宗周の宮廟と關せず、また貯は屯倉に類するもので宮室ではない。從つてこれを新宮の義として器を共王に屬するのは誤であり、何よりも器制・銘文がその時期まで遡りうるものではない。

宰弘は頌器の他には未見。尹氏が王に命書を授けるという廷禮は寰盤にも記されており、「史𣏟受王令書、王乎史減、册易寰」という。ついで王が史官作册にその書を渡してよみあげさせるのであるが、免毀に「王受乍册尹書、卑册令免曰」というものがこれである。この次第は銘文には多く略されており、概ねただ「王乎某册命」という形式をとる。册命をよむものは本器では史虢生であるが、この虢生は虢季・虢叔の族とは別の家であろう。頌氏の器には、みなこの史虢生が册命者となつており、頌もまた史職の家であつた。史職は聖職であるから、他の家と異なる傳統をもつものであつた。

王曰、頌、令女官嗣成周賔廿家、監嗣新造賔、用宮御

官嗣は官司。政嗣・尸嗣・死嗣の語もある。成周賓は成周の貯。貯は家を以て數えるが、おそらく屯倉の類であろう。四方の租徵を集積しておくところで、兮甲盤に「王令甲政嗣成周四方賫」というのと同じである。官嗣とはすでにある貯を管理するをいう。これに對して新しく貯を設營する事業の管理に對して、監嗣と稱したのであろう。新出の善夫山鼎に「令女監嗣歓獻人于㫅、用作害司賓、毋敢不善」というのは、㫅に新たに賓を設營するに當つて、事の監理を命じたものである。「用宮御」とは、その屯倉の貯積の目的をいう。宮殿維持のために、諸所に屯倉が營まれていたのであろう。

この册命について、王國維の頌壺跋に「按貯予古同部字、貯廿家、猶云錫廿家也、貯用宮御、猶云賜用宮御也」といい、郭氏はその說を「甚是」という。しかしその說では銘文中の官職册命の語がなくなり、また𣪘文には廿家の字がなく、文義が通じない。臣とも人ともいわず、單に廿家という例もないことである。王氏はその點について、「敦銘無廿家二字、則語不可通、當係闕奪、如國差𦉥、以子禾子釜例之、咸字下亦當奪月字也」というが、咸月の月は略すべきも、廿家を略しては賜與を明示しがたい。善夫山鼎の銘によつて、貯が貯積の意であり、屯倉的性質をもつ王宮御料に充つべき租徵を收めるものであることが、確かめられるのである。窸齋に「司倉儲之職也」というのがよい。御についても郭氏は、「御者、大雅崧高、王命傅御、毛傳云、御治事之官也、故貯用宮御、乃謂錫用宮中之執事者」とし、宮御を賜うたとする解であるが、用以下は用事・用孝のように下に動詞をとる例である。二氏の句讀にも誤がある。

積徵居に貯を紵と解し、御を尊者の用とし、禮記喪大記「絺綌紵不入」を證とするも、成周紵廿家では文義をなさない。兮甲盤に賫・賓を併擧しているように本來租徵の意で、倗生𣪘に「其賓卅田」というのはその租徵を以て代價に充當する意である。成周は周の東方經營の最大の據點であり、東方南方の物產は多くここに會集賦納されていたのである。そしてそのことは兮甲盤にもみえるように、宣王期においてもなお大規模な集積が行なわれていたのであつた。

易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・鑾旂・攸勒、用事

これらの賜與は、主として共懿期より孝夷期にわたつて行なわれている。賜與の品目も時期によつて大體の定まりのあるものであるから、器の時期を推定する手がかりとなしうる。懿三年の師晨鼎と關聯ある庚季鼎に「赤◎市・玄衣黹屯・鑾旂」、夷王廿七年の器と考えられる伊𣪘に「赤市・幽黃・鑾旂・攸勒」があり、孝王期と思われる㝬壺には「秬鬯一卣・玄衮衣・赤市・幽黃・赤舄・攸勒・鑾旂」が賜與されていて、秬鬯・赤舄のほかはその品目が同じである。

頌拜䭫首、受令册、佩以出、反入堇章

受命後の廷禮を記したもので、他器にその記載なく、そのため意味も詳しくしがたいところがあつたが、近出の善夫山鼎に同樣の記載があり、廷禮として行なわれる次第であることが明らかとなつた。善夫山鼎にはこの部分を

山拜稽首、受册、佩以出、反入堇章

と記しており、受令册を受册に作るが、同じ意味である。窸齋に赤市・朱衡を佩びると解するは誤

る。郭氏も「受命册佩」を句讀とし、「當爲一讀、佩指所錫之朱珩」とするのは、悆齋の誤を承けたものである。高釋に佩册とは奉命の意で、「則凡上文册命所錫之物、一一悉爲導領矣、行文之潔要、當如是」とするが、市・黃以外は佩しうるものでなく、文には明らかに「受令册」という。册命の書はいわば辭令書であり、册命ののちにその書を受けているので、彝銘にはその文を錄しているのである。左傳僖廿八年、晉の文公の受命のとき「受策以出」と記されているものも、この廷禮に外ならない。

反入堇章も本器と善夫山鼎にみえるものであるが、その具體的な儀禮內容は明らかでない。郭氏はこれを納瑾報璧の禮としていう。

反入堇章、當讀爲返納瑾璋、蓋周世王臣、受王册命之後、于天子之有司、有納瑾報璧之禮、召伯虎設第二器、言典獻伯氏、則報璧琱生、典則召伯所受之册命

いわゆる召伯虎設の典獻は册命の際のことでなく、爭訟の解決に當ってのことであるから、器銘の反入堇章のこととは關係がない。むしろ左傳にいう出入三覲の方が、この器のいうところと關聯をもつている。郭氏はまたいう。

左傳僖二十八年、晉文公受王册命後亦云、受策以出、出入三覲、與本銘近似、出入三覲、亦當讀爲出納三瑾、古金文、凡瑾覲勤謹、均以堇字爲之、左氏古文、必亦作堇、後人因讀爲覲、更進而易其字也

字は後人の變改というよりも、左傳成立のときすでにこのように譌傳していたのであろう。ただそこに記されている廷禮と册命は、西周金文のいうところと極めて符合し、當時なおその禮が實際に行なわれており、左傳の原資料にそういう信憑性のあるものが含まれている事實を知りうるという點において、貴重な記載であると思われるので、その文を錄しておく。

五月己酉、王享醴、命晉侯宥、王命尹氏及王子虎內史叔興父、策命晉侯、爲侯伯、賜之大輅之服・戎輅之服・彤弓一・彤矢百・玈弓矢千・秬鬯一卣・虎賁三百人、曰、王謂叔父、敬服王命、以綏四國、糾逖王慝、晉侯三辭從命、曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命、受策以出、出入三覲

杜注に「出入猶去來也、從來至去、凡三見王也」とし、會箋には「獻楚俘、一覲也、王享、二覲也、受命之後又當入謝、三覲也」としているが、何れも覲を字のままに解している。「出入三覲」という傳えが、すでにその解を與えているのである。この語が、器銘にいう「反入堇章」の誤傳であることは明らかで、三覲とはおそらく璹章として用いる瑾のことであろう。

反入は字のままに返納と解すべきであろう。もとよりこのときの賜與中から返納するのでなく、册命の書を佩びて一たび門より退いたのち、瑾章を携えてこれを返納するのである。その禮は文獻に記載なく、詳しいことは知りがたいが、おそらく前命の際に授與されたもののうち、特定のものを返納する禮があつて、ここでは瑾章を返納しているのである。こういう返納の禮があつたことは、金文において嗣襲の册命に際して、しばしば「乃祖旂」・「乃父市」のように、かつてその父祖に賜うたものを再び下賜する例が多いことからも知られる。もし返納されていることがなければ、これ

らの賜與もありえないわけである。およそ賜與は、本來靈の分賜という意味をもつものであり、魂の宿るものであつた。それで賜與中の何れかをえらんで、更命のときに返還する儀禮があつたものと思われる。文公の場合はその前々日に獻俘の禮を行なつているので、そのときの賜與があつたものであろう。金文にこの種の記載が甚だ少いのは、それが常禮であつたからと思われ、わずかに本器と善夫山鼎、及び祖父の物を以て賜うという數例の記述によつて、その禮の行なわれていたことを知りうるのである。

頌敢對揚天子不顯魯休、用乍朕皇考龔叔・皇母龔姒寶䵼壺、用追考、旛旛匄康𩁹屯右、通彔永令

容庚氏いう。「郙段、用乍朕皇考龔伯尊段、龔伯疑與此龔叔爲兄弟行」。郙段は鄦段。鄦は祝の職にあつて本器の史頌と職事近く、器は後の厲期のものであるが、廟號が同じであつても兄弟輩とも定めかねるところである。康𩁹屯右は康䵼屯右と同じ語であろう。小克鼎や微䜌鼎に康勵の語がみえる。通彔永命は虢姜段二にもみえ、𢓊伯段に「用旛屯彔永命、魯壽子孫」というに同じ。

頌其萬年眉壽、畯臣天子、霝冬、子〻孫〻、寶用

「畯臣天子、霝冬」は追段にもみえる。下つて、克器にもしばしば用いられている語である。

訓　讀

隹三年五月既死霸甲戌、王、周の康卲宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。宰弘、頌を右けて門に入り、中廷に立つ。尹氏、王に命書を授く。王、史虢生を呼び、頌に册命せしむ。

王曰く、頌よ。女に命じて成周の貯廿家を官嗣せしむ。新造の貯を監嗣して、用て宮に御ひよ。女に玄衣黹純・赤市・朱黃・鑾旂・攸勒を賜ふ。用て事へよ、と。

頌、拜して稽首し、命册を受け、佩びて以て出で、瑾璋を返納す。

頌、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考龔叔・皇母龔姒の寶䵼壺を作る。用て追孝し、康𩁹純佑、通祿永命ならむことを祈匄す。

頌其れ萬年眉壽、畯く天子に臣へて靈終ならむことを。子々孫々、寶用せよ。

参　考

本器と同銘のものに、鼎三器・段五器がある。壺二器と合せて、同銘十器に及ぶ器群である。

＊頌鼎

收藏　一、「先藏中江李香嚴家、光緒中年乃歸武進費氏」周存　「上海博物館」上海

二、「故宮博物館藏」故宮

器影　一、上海四九　二、甲編・一・二八　通考・七一　故宮・上・四一　河出・二二九

三、甲編・一・三一　大系・一〇

銘文　一、攈古・三之三・三　愙齋・四・二三　周存・二・一八　大系・四五　小校・三・三一　三代・四・三九　河出・二三〇　二玄・三六一　二、甲編・一・二八　貞松・三・三六　大系・四六　三代・四・三八　三、甲編・一・三一　攈古・三之三・五　奇觚・二・一七　積古・四・三三　三代・四・三七

頌鼎第二器

器制　第一器について上海にいう。

「高三〇・八糎、口徑三二・八糎、腹徑三〇・九糎、腹深一六・三糎、重九・八二瓩」。立耳三獸足鼎。二弦文の簡素な鼎である。第二器について故宮にいう。「通耳高二五糎、深一三糎、口徑二五・七糎、腹圍七五・八糎、重四・九三五瓩、口沿下飾弦紋二道」。器制第一器に同じ。圖錄は康鼎と互易している。第三器について甲編にいう。

「高七寸、深四寸八分、耳高二寸、闊二寸一分、口徑八寸二分、腹圍二尺七寸八分、重二百兩」。立耳三獸足鼎。器制前器と同じ。

銘文は各器行款を異にし、第一器十五行、第二器十六行、第三器十四行であるから、容易に區別することができる。容庚氏いう。

鼎三、其二爲清宮所藏、見于西清續鑑甲一中、今一存故宮博物院、一存頤和園、積古齋擵古錄、

頌鼎第一器銘

據趙魏所藏搨本摹入者、乃第二器、奇觚室本翻刻阮氏本、其一李鴻裔費念慈所遞藏、攈古錄周金文存吳大澂愙齋集古錄皆載之武英・九二

第一器はのち上海博物館に歸した。前頁に錄入した銘は吳大澂の手拓にかかるものである。

*頌設

收藏　一、「原藏張廷濟家、後爲歸安沈仲復中丞所得」愙齋　「後歸沈秉成與端方、今歸日本某氏」武英

二、蓋「吳式芬所藏」武英

三、「此頌設蓋器、爲陳簠齋丈所藏」愙齋　「善齋藏」善齋

四、「器、今人馮恕所藏」武英　「蓋、今人鄒壽祺所藏、後歸羅振玉、今歸日本某氏」武英

五、「嘉興姚氏藏」愙齋　「嘉興方維祺家、後歸嘉興姚氏」武英

器影　一、陶齋・二・七　大系・八六

三、善齋圖・八六（蓋）

銘文　一、「無廿家二字、永寶用上多一永字」頌器　〔器蓋〕攈古・三之三・一一　從古・六・二六　陶齋・二・七　愙齋・一〇・二二b、二三b　周存・三・二、三　大系・四七、四八　三代・九・三八b

二、〔器〕積古・六・二〇　奇觚・四・二一　周存・三・五　大系・五〇　三代・九・四五b

〔蓋〕攈古・三之三・一六　奇觚・四・一八　愙齋・一〇・二四b　大系・四九　周存・三・八　三代・九・四七b

三、〔器〕攈古・三之三・九　敬吾・下・四　大系・五二　周存・三・六　三代・九・四二b

愙齋跋にいう。「右頌敦蓋拓本、得之西安蘇億年、不知器歸何處」

〔蓋〕攈古・三之三・一五　奇觚・四・二〇　愙齋・一〇・一八b　從古・一五・一二　大系・五一　周存・三・七　善齋・禮七・九九　小校・八・一〇〇　三代・九・四六b　簠齋・敦・三

頌設第一器

四、〔器〕大系・五四　周存・三・九　貞松・六・二二　三代・九・四三b

〔蓋〕大系・五三　周存・三・一〇　貞松・六・二三　三代・九・四四b

五、〔器〕攈古・三之三・一一　從古・一二・九　愙齋・一〇・二二　大系・又・五四　三代・九・四一b

〔蓋〕愙齋・一〇・二〇b　周存・三・四　大系・五五　三代・九・四〇b

愙齋跋にいう。「此嘉興姚氏所藏頌敦、與陳氏一器同文、據川沙沈

韵初所貽舊拓本編入」

右の器蓋の組合せは必らずしも嚴密なものでなく、一應郭氏、高氏により便宜配比したもので、容庚氏は武英において器蓋全きもの二・五、他は三器三蓋として原配を定めていない。器蓋原配を知りうるものは二器のみであり、他の配比には問題もあると思われるが、すでに殆んど器影をも失っているので、これを正すことは困難である。

器制　第一器について陶齋にいう。「通蓋高一尺三寸二分、深六寸六分、口徑一尺四分、腹徑一尺一寸七分」。兩耳犧首、珥端は外に反轉して尖端は魚尾狀をなしている。三小足あり、また犧首を飾る。器蓋の口緣に變樣夔文、他は瓦文、また圈足に鱗文を飾る。史頌𣪘と相似た器制である。また第三器は蓋のみであるが、善齋にいう。「身高四寸二分、口徑一尺一寸九分」。蓋の文樣は第一器と同じ。おそらく同制の器であろう。蓋鈕内に顧龍と思われる圓形の文樣を加えている。

銘文　一五行一五二字。銘文の著錄について、武英九二にその系統を論じている。

簋、器蓋全者二、一藏張廷濟家、後歸沈秉成與端方、今歸日本某氏、從古堂・窓齋・攈古錄・陶齋吉金錄均箸錄之、周金文存有器無蓋、一藏嘉興方維祺家、後歸嘉興姚氏、從古堂・窓齋・攈古錄・周金文存均箸錄之

器三、一諸城劉氏藏、見于清愛堂家藏鐘鼎彝器款識法帖・積古齋・攈古錄・朱善旂敬吾心室彝器款識・周金文存均箸錄之、奇觚室收楊氏翻本　一周金文存所收何元錫拓本、不知器藏誰家

白鶴美術館誌　第二四輯　一三七、頌壺

一今人馮恕所藏、周金文存箸錄之

蓋三、一陳介祺所藏、今歸劉體智、從古堂・窓齋・攈古錄・奇觚室・周金文存・簠齋吉金錄皆箸錄之　一吳式芬所藏、窓齋・攈古錄・奇觚室・周金文存皆箸錄之　一今人鄒壽祺所藏、後歸羅振玉、今歸日本某氏、周金文存箸錄之

頌𣪘は器蓋合せて十銘あり、器は少くとも五器以上に及ぶものであるが、高鴻縉氏はすべてこれを僞銘であると主張している。器の眞僞については、「吾未能親見其一、而其

圖形之可見者、亦只頌毁一、大系圖編第八六、載其畫様而已、故其器之眞僞不易知也」と一應留保しているが、善齋にも一葢あり、すでに容庚氏の鑑識を經たものである。その銘文に對する疑問は「成周賓廿家」の廿家を略したものがあるのは當時の鑄造に非ず、字形に疑うべきところ多く、毁二のごときは愙齋はその拓を蘇億年からえているが、蘇氏は著名の仿造家であること、字迹清明を缺き痩弱のものあること、などをあげて論じている。しかし器が蘇兄弟以前すでに傳世のものであつたことは高氏もまた認めるところで、まず乾嘉のときにその俑を成すものがあり、「願蘇輩踵爲黐刻、遂成五器十銘之多歟」としているが、そこまでの假定を立てて僞作を主張しなければならぬものでないことは、著錄を見ても明らかである。

高氏はまた丁巳・甲戌兩銘の頌器はすべて幽王三年五月の十七日間に作られたものであるとして、その事情を論じていう。

於是頌器之傳世者、除頌簋五器十銘爲僞作不計外、尙有史頌簋四・史頌鼎二・史頌盤・匜・簠各一・頌鼎三・頌壺二、共十四具、均鑄在十七日之間、而頌鼎頌壺、尤厚重精美、而其尚未出土之件、或出土而即漸滅不見著錄之件、或本是頌器、祇以無銘之故、而不爲人所知之件未計也、自幽王三年五月、迄於宗周之滅、尙有八年之久、頌本好利而侈、又爲成周倉庫二十所總管、其必續有鑄器無疑、……是故洛邑之郊、吾以爲必尙有頌器可獲也

多數の頌器は、頌が成周の王室倉庫を管理していた際の不當の利益によつて作られたものであるとするのであるが、このような彝器觀に立つて彝器文化を論じうるものではない。彝器は家廟に祀る最も神聖なもので、神明を欺いて彝器を作ることは、當時においては考えがたいことであつた。高氏のこのような彝器觀が、頌毁十銘をすべて僞銘とする勇決な議論を生んだのであろう。

頌・史頌の諸器が何れも三年五月の器であり、兩器の日辰は丁巳と甲戌、その間十七日を去るのみで、曆譜上同年に列することができる。それで從來、その器を何王に屬するにせよ、すべて一王に屬している。從來の斷代說では共・懿・厲・宣・幽の五王の名があげられているが、曆譜上では懿・厲を除いて共・孝の何れにも一應屬しうるのである。ただもし頌・史頌の兩器を同年のものとすると、おそらく十數器以上の銅器がこのとき一擧に作られたことになり、當時の頌氏は、後の克氏や皇父にも匹敵すべき、よほどの大族であつたということになろう。しかし、頌鼎・頌壺の諸器が史頌の諸器と同年の制作とすれば、省蘇のことを命ぜられて十七日の後に復命を終え、さらに成周に派遣されたことになり、時日の關係からみてかなりの不自然を生ずるので、いまかりに頌器を孝王に屬し、史頌の器を夷王の三年に錄入すべきものとしておく。同年の器とすることも不可能ではないが、頌と史頌と、名號上の相違があることも、一應考慮すべきであろう。

一三八、史頌段

時代　共王大系　懿王董作賓　厲王唐蘭　宣王兩罍・厤朔・通考　幽王頌器

收藏　一、「內府藏」西清　「是敦愙齋曾自藏、今器歸劉省三中丞矣」愙齋　器制・銘文によって検するに、書道博物館に藏する一器は、これであることが確かめられる。いま器のみを存している。

二、「器、原藏嘉興張氏、葢、原藏歸安吳氏」頌器　この器の器葢の分合については、吳雲の兩罍に、「雲於甲子一八六四年初夏、游寓泰州世好鍾桐叔、携此敦葢相贈、因憶嘉興張叔未藏有史頌敦、適行篋有拓本、取以相較、銘文恰合、特不知器之形製大小合否、聞亂後此敦爲金蘭坡所得、轉售於人、不復知其蹤跡、己巳一八六九秋、親家潘季玉方伯、物色得之、試以此葢相配、形製大小、無絲毫或爽、遂舉以爲贈、俾成合璧、此葢不知何時離散、乃於三千年之後、卒能離而復合、是必有神物呵護之者、因附記之」と記しており、一たび器葢が合している。ただその後の消息については聞くところがない。

三、「清宮原無此器、或於民國初年、由廠市購入故宮、今在臺、葢、原藏徐乃昌家、今不知所在」頌器

四、「器、物今不知所在、葢有裂痕、原藏澂秋館」頌器　いま寧樂美術館に藏するものはこれであろうが、器葢は原配でない。

著錄

器影　一、西清・二七・一六　大系・八五

二、葢、兩罍・六・三五

三、澂秋・上・二〇（葢）　大系・八四（葢）　通考・三三七　故宮・上・六七　二玄・三六〇

四、通考・九　頌器・二

銘文　一、恒軒・上・二七　奇觚・四・八　愙齋・一〇・一七　大系・四〇　小校・八・五六　三代・九・七・二

二、器、筠清・三・三一　攈古・三之一・五三　奇觚・一六・三六　愙齋・一〇・一八　周存・三・三三　從古・二・一五　大系・四一　小校・八・五七　三代・九・八・一　葢、攈古・三之一・五四　敬吾・下・五　兩罍・六・三五　愙齋・一〇・一五　周存・三・三三　大系・四一　小校・八・五五　三代・九・一〇・二　二玄・三五九

三、器、貞松・六・五　大系・四二　三代・九・九・二　葢、攈古・三之一・五四　澂秋・上・二〇　大系・四二　小校・八・五七　三代・九・一〇・一

四、器、攈古・三之一・五五　愙齋・一〇・一五　周存・三・三三　大系・四三　小校・八・五六　三代・九・九・一　葢、攈古・三之一・五五　周存・三・三四　大系・四三　小校・八・五八　三代・九・八・二

考釋　窓齋賸稿四二　韡華・乙中・五九　大系・七一　文錄・三・二四　文選・上三・一〇　通考・三五三　脈朔・五・一一　積微居・六八

高鴻縉　頌器考釋民四八・七

史頌𣪘第三器

史頌𣪘蓋

器制　一、西清にいう。「通高七寸二分、深四寸一分、口徑六寸八分、腹圍二尺七寸六分、重二三五兩」。圖像のみを存する。兩耳、珥あり、三小足の圈足𣪘。足は殆んど犧首のみ。器蓋口緣に變樣夔文、器腹蓋上は瓦文、圈足部に鱗文を飾る。

二、蓋の拓影のみを存する。器制はおそらく第一器と同じであろう。蓋の口緣は第一器蓋と同じく、互字形に組合わされた變樣夔文である。

三、失蓋。故宮にいう。「通耳高一九・五糎、深一一・八糎、口徑二四・二糎、底徑二三・二糎、腹圍八七・七糎、重六・五五五瓩、口沿下飾竊曲紋一道、腹飾瓦紋、腹下飾鱗紋、三蹲獸爲足、兩耳作獸首形、有珥」。口沿下の變樣夔文は第一・二器と同じ。ただ足端は外折反轉し、第一器と異なる。

四、通考三二六には器を僞器としていう。「余嘗見一史頌簋、審其顏色、乃由塗澤而成、兩耳形制亦板滯非眞、然蓋器對銘各六十字、花紋與蓋之圈內鳥紋的由笵成、竊謂鑄器之法久已失傳、近世工人、安能有此技巧、色澤後加、兩耳後補、估人之常、無足異者、卒斥千金購得之、細察仍是僞鑄、敢竭所知、以告同好」。しかし高鴻縉氏は蓋のみを眞器とし、「今考以爲器誠仿鑄配合、銘亦贋品、但蓋不僞、其銘亦不僞也」と述べて、蓋銘には僞迹なしという。器制他器と同じきも、三小足は第三器と異なり、足頭が稍しく屈折するのみ。寧樂に藏するものは、おそらくこの器であろう。

銘 文

六行六二字。四器八銘中、器蓋の組合せに不明のところがあり、いま著錄は大系に從う。高氏の頌器にも器蓋の分別を記しているが、第二器以下は原配を確かめがたいところがある。行款字數はすべて同じである。

隹三年五月丁巳、王才宗周、令史頌省穌、瀼友里君百生、帥𩰫盩于成周、休又成事、穌賓章・馬四匹・吉金、用乍䵼彝

器の日辰を以ていえば、頌壺・頌鼎に先だつこと十七日であるが、この十七日間に省蘇のことを終え、成周の貯の官嗣を命ぜられて器を作ることは時日の上から無理であると思われるので、いまかりに壺・鼎を孝王に屬し、この器を次の夷王に屬すべきものとしておく。暦譜の關係をて以ていえば、この逆の場合は成立しない。史頌と頌と、名號の上にも相違がある。

省を攈古に許說を引いて招と釋し、窓齋賸稿は職事を聽訟に關することとして聽、郭氏は字を覰の假借とみて、「覰謂省視承問也」という。覰の假借としなくても、字は省の繁文である。遹正の義に近いが、遹正には軍事的な意味が強く、省には行政查察の意が強い。賸稿の聽訟說は、「曰瀼曰理曰盩曰休又成事、皆聽獄之詞也」とする文字解釋から出ているのであるが、あるいは鬲攸從鼎の爭訟事件の審理を王が命じて、「王令眚」とある眚の義を採ったのであろう。そして下文の賓章のことを、賄賂であるなどと解しているが、すべて誤解に本づくことである。字は中方鼎二・三、中甗「王令中先、省南國」、中觶「王大省公族于庚□旅」、大盂鼎「雩我其遹省先王受民受疆土」とある省・遹省の省で、この場合遹省を行なう意である。

穌は蘇。大系にいう。「小雅何人斯序有蘇公、毛傳云、蘇畿內國名、左傳成十一年、蘇忿生以溫爲司寇、是蘇國在溫、其地卽今河南溫縣、與洛陽相隔不遠、故此王命史頌覰蘇」。國語鄭語に「己姓、昆吾、蘇、顧、溫、董」とあり、己姓の有蘇氏は殷商以來の古國で、當時なおその地を領していたのであろうが、何らかの必要に備えて、蘇地の遹省を命じたものと思われる。

蘇地の遹省といってもその地をすべて巡察するのでなく、蘇地の有力者、政治責任者たちを一處に

集めて忠誠を盟わしめ、撫恤の功を収めたものであるらしく、以下はその儀禮をいう。灋友は法友。灋は異文であるが、郭氏は齊侯盤にみえるその字を鮮虞の虞に充て、結局は字義不明であるとしている。灋の右旁は解豸を鴟夷を以て包んだ形で、神聖を犯し汚穢にふれたものを神判に付し、その解豸を水に投じて修祓する儀禮を示したもので、灋と立意同じ。法友とは官友・官守友・友正等と同じく、その官治を執るものをいう。里君百生は書の酒誥にいう百姓里居、逸周書商誓解の百官里居と同じ。里居は里君の誤、金文によつて經文を訂しうる例である。臏稿に文を「理群百姓」として聽訟のことと解したのは誤る。令彝にも諸侯・侯・田・男と里君とを併擧している。里は邑と同じく一の行政單位で、里君とはその治者をいう。

百生は百姓。邑里内外の氏族をいう。生は姓。邑里の居住者も氏族を單位としていたので、大體において族長がそのまま里君であつた。姓は氏というほどの意味で、姓組織の姓とは異なる。以上の三者は、法友が地域を官司する行政的官吏、里君は邑里の長で氏族の代表者、その下に一般氏族員があるという關係である。被支配者たちは、その氏族形態のままで氏族代表者である里君に率いられ、王室は官司者を派遣していわば間接支配を行なつていたので、時に應じて遹省などの査察を行なう必要があつた。このたびの遹省に際して、蘇以下右の人々が成周に會合し、盟誓を行なうのである。

帥覇は難解の語である。臏稿は帥俾、郭氏は帥を語助、覇盩二字を動詞とし、「以二字聯列之聲類求之、盩假爲遨遊也」と解する。史頌が蘇地の省視を終えたのち、蘇地の法友以下を伴なつて成周に遨遊したというのであるが、器銘の内容として不適當であるのみならず、王命を奉ずる所以でない。積微居にこの句を、曹偶を率いて成周に朝せしめた意としており、この方が文意に順適である。楊氏は帥を率從先道、覇を隅の一體にして、隅は讀みて偶、兩字を合せて曹偶の意であるとし、史籍の中からその語を求めている。

偶謂曹偶、史記倉公傳云、女子豎曹偶四人、又黥布傳云、率其曹偶、亡之江中、爲群盜、索隱云、偶類也、銘文云帥覇、猶黥布傳云率其曹偶矣、

そして盩は朝の假借にして、法友里君百姓が各々その曹偶を率いて成周に朝したとするのであるが、曹偶は倉公傳にもみえるように殆んど奴婢の類であり、黥布傳では群盜の徒とされているもので、もとより臣從の列に入るべきものでない。また臣下として謁するのは見事といい、朝という語を用いた例なく、またすでに朝字があるのに盩を假借して用いる理由もない。

高氏は帥を相率、覇を隅にして「此處通遇、後世亦以晤字代之」として遇過の意とする。省蘇のことが終つて、法友以下が成周に遇會したとするものであろうが、法友以下が成周に會聚することが省蘇のために行なわれているのである。ゆえにそのことが終つてのち、賓禮がなされている。

帥は金文では帥井・帥用・帥秉のように規範に從う意に用いる。率從のときには率の字があり、率懷・率征あるいは禹鼎「馭方率南淮夷東夷」のようにその字を用いる。帥を名詞に用いた例はなく、二字連用の動詞例が多い。ただそのときは、「先王命」・「先文祖」・「皇祖考懿德」のような副詞句をとるので文例は異なるが、帥覇二字で動詞とみてよい。準則に從つてそれぞれの部署に分れ、秩

序ある集團として行動することをいうものである。こうして成周に會集して盩の禮を行なうのである。

盩を郭氏は覊と連ねて遨遊、楊氏は朝會、また高氏は「當是通奏、奏報也、師覊盩、卽相率晤報之意」とするも、みな假借を以て說くものである。盩は說文にその字があり、「引擊也、从㚔攴、見血也」という。幸は執の從うところで手械、これを擊つのはその罪を定める意で、血は盟誓の意を示す。すなわち誓約の儀禮をいう。盟誓のときに歃血が行なわれたことは、左傳襄九年、「與大國盟、口血未乾、而背之可乎」、また說文盟字下にも、「周禮曰、國有疑則盟、諸侯再相與會、十二歲一盟、北面詔天之司愼司命、盟、殺牲歃血、朱盤玉敦、以立牛耳」という。省蘇のことはこのように蘇君をはじめその有司以下氏族國家を代表する人物が、それぞれ選拔されて所定の地に會集し、王使と盟誓するという儀禮として行なわれたのである。おそらく遹正・遹省とよばれる行爲にも、同樣の儀禮がなされたものであろう。

「休又成事」は休にして成事あり、省察の首尾を終つて、成績をえたことをいう。蘇地に對する査察は、何らかの特定の事情があつてなされたもので、たとえば夷王の初年讒構のこと多く、その五年には齊侯が烹殺されるというような事件もあり、諸侯の力によつて擁立された夷王政權の內部に、種々の複雜な暗流があつたようである。省蘇のことも、おそらくそのような事情があり、いわゆる「國有疑則盟」という盟誓がなされたものと思われる。

こうして盩すなわち盟誓のことも無事終つて臣從の禮成り、蘇は王使たる史頌に對して賓禮を行なつた。賓は王使に對して禮物を贈り、王の眷寵に應えるもので、作册睘卣・盂爵、下つては大段二などにその禮が見える。賓物は睘・盂では貝、大段二では章・帛束・㝬章・馬兩であるが、本器では章・馬四匹・吉金である。それぞれ、當時の財寶とされていたものであろう。史頌はおそらく、このとき賓禮として受けた吉金を以て、この段を作つたのであろうが、段は今知られるもののみでも四器あり、また別に同銘の鼎がある。䵼は烹飪の意で、概ね鼎に用いる。中方鼎一「䵼父乙障」・曶鼎「乍朕文考弃白䵼牛鼎」・小克鼎「克其日用䵼朕辟魯休」などその例である。段にも君夫段・蔡姞段など䵼を加えていう例は多いが、本器の例を以ていうと、鼎銘としての文を段にも加えたものであろう。鼎・段など同銘の器を一具として作るときには、鼎を中心とする銘文が用意されたものと思われる。

頌其萬年無疆、日運天子覭令、子々孫々、永寶用

萬年無疆は金文の常語。克器や伊段など、夷王期の諸器にみえる。運を賸稿に徉の古文とし、文選に揚、高釋に「未察其義、此處應讀爲將、將持也、引申爲奉」とするが、麥尊に「運天子休」・「運明命」とあり、對揚の義である。册命には對揚の字を用いるが、器銘は册命に對揚するものではなく、王使としての大任を命ぜられた顧寵に對するものであるから、運を用いたのであろう。郭氏が「大率乃光大顯揚之意」と解しているのが、字義をえていよう。

覭は顯と同じ。也段の「顯々受命」の顯は尹に從う。吳式芬は克鼎・虢盤に顯・覭を兩用しているので、覭を䀠と釋しているが、也段の例を以ていえば兩字相通ずるところがあり、多少慣用を異に

するも同義の字である。

訓　讀

隹三年五月丁巳、王、宗周に在り。史頌に命じて蘇を省せしむ。法友里君百姓、帥覊して成周に盩(ちか)ふ。休にして成事有り。蘇・章・馬四匹・吉金を賓(おく)る。用て䵼彝を作る。頌、其れ萬年無疆、日に天子の覭命に遻(こた)へむ。子々孫々、永く寶用せよ。

參　考

本器と同銘のものに史頌鼎二器がある。本來この器銘は鼎を主とするものであるが、鼎はいま佚して傳わらず、わずかにその圖像を殘すのみであるので、段を以て標出したが、鼎は圖像によると大克鼎の器制に近く、堂々たる偉容をもつものであったらしい。

*史頌鼎

收藏　一、「物原在清宮、後佚」頌器
　　　二、「新安程木庵舊藏、今歸潘文勤公」窓齋

器影　一、西清・三・二
　　　二、攀古・一・一〇　恒軒・上・一四　大系・九

銘文　一、貞松・三・三二　小校・四・二六　三代・四・二六・二
　　　二、筠清・三・三二　攈古・三之一・五二　奇觚・一六・一九　周存・二・二五　窓齋・四・二五　大系・四四　小校・三・二一　又・八・五四(重)　三代・四・二六・一　上海・五〇

器制　第一器について西清にいう。「高七寸四分、深四寸三分、耳高一寸七分、闊二寸一分、口徑八寸九分、腹圍二尺七寸一分、重二五六兩」。立耳の三獸足鼎。口下に夔樣變文、器腹に波狀文を飾る。脚頭に饕餮文を付している。西清の圖は鼎足細く、失眞の憾みがある。攀古等に載せる器影は第二器、器腹の傾垂や鼎足が第一器の繪圖とかなり異なつている。

銘文は第一器七行、第二器六行、史頌段と同文である。攀古に詳しい考釋が試みられており、また張孝遠の考釋一篇を附載している。當時の考釋家の研究方法をみるべき興味ある解釋が多いが、字釋に誤多く、今日の參考に資すべきものは至つて乏しい。兩鼎の字迹は、段と全く同じく、篆意の強い流麗なものである。なお史頌の器は他にも匜・鬲・簠・盤などあり、みな同一人の器であると思われる。

史頌鼎第二器

史　頌　匜

＊史頌匜

收藏　「見於長安」攈古　「澂秋館藏」澂秋

器影　澂秋・下・五三　大系・一四五　雙劍誃・上・二　通考・八五二　河出・二三一　二玄・三六四

銘文　攈古・二之三・一一　愙齋・一六・二五　周存・四・二七　綴遺・一四・一一　大系・四四　小校・九・六二　三代・一七・三二・二

器制　雙劍誃にいう。「高九寸一分、深四寸一分、口徑七寸五分、橫一尺二寸二分、繚白繞碧、晶光射人」、また通考に「腹飾瓦紋、口飾竊曲紋一道、鋬及四足作獸首形」という。その帶文は史頌𣪘のそれと同じ。

銘文　三行一四字。「史頌乍鉈、其萬年、子子孫孫、永寶用」。鉈は匜。多くは皿に従う字形に作る。字は頌器の中でも特に篆意の強いもので、克器・皇父の器に類するところがある。

史　頌　簠

＊史頌簠

收藏　「見于長安市、福建閩縣陳子良承裘購得之」攈古

器影　澂秋・上・二二

銘文　攈古・一之三・六二　小校・九・一　三代・一〇・一・四

器制　澂秋にいう。「器高建初尺三寸九分、口橫徑一尺一寸六分、直徑九寸六分、深二寸五分、四圍四尺二寸三分、重庫平六四兩」。失蓋。口沿下變樣夔文、器腹に波狀文、足に環文を飾る。文樣の要素は第二鼎と同じ

である。頌器に「圖未見」とするのは失檢であろう。字迹は匜銘に近い。

銘文二行、「史頌乍簋、永寶」の六字を銘する。字迹は匜銘に近い。

*史頌盤

收藏　「嘉興王氏寶盤齋舊藏、後歸張叔未」従古　「張廷濟云、此盤同里王氏舊物、椒堂大人曾書寶盤齋扁、今售歸於余、余有頌敦史頌敦、合此因以三頌名吾齋、張甥徐同柏云、仁和趙之琛爲篆張老善頌印」頌器

銘文　攈古・二之二・八　愙齋・一六・一二　從古・五・一五　敬吾・上・四　清儀・一・四七　周存・四・一六　綴遺・七・七　大系・四四　小校・九・七〇　三代・一七・六・四

銘文三行一四字。「史頌乍般、其萬年、子〻孫〻、永寶用」と銘する。字迹は匜・簋に近い。

頌器の時期については、從來、頌・史頌の器を同年の作とみるのが通説のようであるが、頌と史頌の器の銘辭の內容からいえば、頌器を前、史頌の器を後にするのが自然ではないかと思う。もし史頌の丁巳銘を前とすると、丁巳に宗周において省蘇のことを命ぜられ、成周で法友等の適省のことを行ない、かえってその報告を終えて丁巳諸器を作り、十七日後の甲戌には、また宗周において成周の貯の官司を命ぜられ、甲戌諸器を作つ

たこととなる。省蘇のように多數人を對象とする重大な行事が、そういう短時日に完了するとは考えがたいことであり、あまりにも往來の急速なことで、當時の實狀と合わぬように思われる。もし甲戌諸器の成周官司の命が先に行なわれていて、頌はすでに成周にあつて現地の事情にも通じており、そのため後に省蘇のことを命ぜられたと解するならば、以上の不自然を避けることができる。かつ頌と史頌と、名義の異なる事實をも、一應は説明することができよう。また月相四週の名について、頌器の丁巳と甲戌とを同年に屬し、その間十七日であるから、甲戌の屬する既死霸は月の後半にあるべき週名であるとする論證にこの器が援證されているのであるが、右のような解釋からは、兩器はその證明に用いえないものとなる。本來、月相週名の當るところを定めるには、週名干支をもつ器銘全體の斷代、編年を通じて、曆譜上の問題としてなさるべきことであり、それによつて丁巳・甲戌器の前後も改めて考定されなければならない。

甲戌器を前とし、丁巳器を後とする場合、當然兩器を一王に屬することはできない。かつ兩者の時期は、器制・銘文の上からも、數十年の距離をもつとは考えがたいもので、前器は在位數の短い王でなければならぬ。後期諸王のうち、孝王は懿王の叔父にして懿王の後を嗣いだもので、その在位年數は併せてほぼ三十年左右である。三年頌壺はその孝王三年（五月既死霸甲戌、第二十六日）に當り、史頌段は次の夷王三年の譜に入る。また師旋段兩器は、その第二器に齊侯を伐つことが記されているが、孝王の時に齊の厲公が沒し、夷王の時その弟が嗣いでおり、齊公烹殺は孝王の時に當るかと思われる。兩器を以て構成する曆譜には三年九月初吉に丁巳をおくことも可能であるが、丁

巳器は夷王三年の譜にも入る。孝王の在位は十九年を超えることはないと考えられ、従つて頌・史頌の兩器の間隔は約十九年である。頌が成周の貯を官司し、また新造の貯を監してより十數年、成周にあつて東國河内の情勢にも通じ、勢威の確立している頌氏に、省蘇の命が與えられたのは、當然のことであろう。

このことはまた、頌・史頌諸器の器種・器制・銘文・字迹の上からも、ある程度はいうことができよう。尤も兩器の間が十數年に過ぎぬとすれば、そこに截然たる區別を認めうるほどの變化があるはずはないが、史頌の器には匜・簠のように新しい器種に屬する系列のものがあり、特に匜・簠の字迹には屈折が多く、字樣の線狀化がめだつている。史頌の器のうちでも、鼎・𣪘を除く他の諸器は銘文も同じでなく、鼎・𣪘と同時の作器とも限らぬことであるから、なお時期の下る可能性もある。そしてそのことは、頌と史頌とがおそらく世代を異にするか、かりに同一人であるとしても、その時期が異なり、三年甲戌と三年丁巳とは同年に屬するものでないことを示す、一佐證といえるようである。

一三九、散氏盤

器名　西宮槃潛硏　西宮襄戎父盤續苑　矢人盤奇觚　散盤愙齋

時代　殷末萃編・小川　西周中葉韡華　厲王大系・通考・厤朔

出土　「此器出世、已踰百年」王釋

收藏　「器藏揚州徐氏、今歸洪氏」積古　「嵩笁山侍郎器、乾隆間眞者入內府、咸豐初復出、今藏嵩文仲」奇觚　「器本藏洪氏、後由揚州鹺使貢入內廷、不知所終」周存　「故宮博物院藏」故宮

著錄

器影　大系・一五一　通考・八三六　故宮・上・二二〇　通論・二五三　二玄・三〇五

銘文　積古・八・三　攈古・三之三・三七　奇觚・八・二一　愙齋・一六・四　小川・卷首　周存・四・一　大系・一二七　小校・九・八五　三代・一七・二〇、二二　書道・八〇、八一　河出・二四三　二玄・三〇四

考釋　潛硏・一　續苑・一・五　餘論・三・五一　韡華・壬・三　大系・一二九　文錄・四・二三　文選・上三・二三　通考・四六一　積微居・三三

王國維觀堂集林　又、散氏盤跋考釋觀堂古金文考釋

散　氏　盤

器　制　故宮にいう。「高二〇・六糎、深九・八糎、口徑五四・六糎、底徑四一・四糎、重二・一三一瓩、腹飾夔紋、間以獸首三、足飾饕餮紋、附耳」。口緣はゆるやかな屈折をもつ虺龍文、足部はかなり高く、目雷文に近い線狀表出をもつ饕餮文を飾る。足底は圏足狀をなし、文樣甚だ古く、到底厲王期のものとはしがたい。後期の盤は概ね足部が低く、ときに三小足を付するものが多い。器制・文樣は兎・守宮の盤よりもなお古制を保つものがある。器は祕府にあつて容易に觸目しえなかつたらしく、積古には銘末の一字を鬲とし、また愙齋には豆とよんで「似不當名盤」と疑つている。この種の盤としては隨分大型のものである。

銘　文　一九行三五〇字。積古に「末一行、蝕其半」というが、末文は署檢、上文に泐損があるのではない。從來三五七字としているのは、上文の空格を計算に加えたものである。この盤には仿鑄の器があつたらしく、奇觚に「按此盤有仿鑄者、字多就積古釋文、酌改之」というが、著錄のうちに仿刻らしいものをみない。

用矢𦍒散邑、迺卽散用田

一篇の綱領を述べた語である。矢が散の邑を侵奪したので、これを返還することをいう。第三字を積古に蔽と釋し、定界の義とする。愙齋は撲と釋し、餘論にその說を承けて、「吳大澂亦云、此因矢人戮伐散邑、迺就散邑、正其疆界也、其說甚塙」としている。郭氏はまた別解を出し、文は矢人の營業權を認める代償として、田を散氏に與えたことをいうものと解していう。

𦍒字舊多釋戮、說爲戮伐字、按字右旁从業、分明業字、不得釋爲戮、且訓伐、理亦難通、日本小川博士琢治釋剿、謂从戈从刀同意、引方言剿續也、秦晉繩索謂之剿爲證、然未能通其讀、葢此字乃叚爲業、謂因矢人營業于散邑、故用田以報散氏、與鬲从盨田邑對換事相彷彿、事乃和平交易、非戰爭賠償也

もし郭說のように單なる相互交易の契約に過ぎぬものならば、下文の違約規定に「傳棄之」という嚴しい誓約を必要としないであろうし、また當時、他邑に營業權を獲得するというような商行爲が契約の內容となりえたかどうかも、頗る疑問である。交付されている田邑がかなり廣大な範圍のものであることも、營業權承認の代償としては適當でない。

この句の解釋には、用・𦍒・卽の三字の意味が十分に把握されなくてはならない。用は金文においい

て「用匽以喜」のように以と同義に用いる。すなわち文首の用は以と同義であるが、それはまた辨濟・賠償のためにするという意味をもつ。曶鼎に「用五田、用衆一夫」・「用茲四夫稽首」などみなその例である。この場合、「用矢𢧵散邑」とは辨償の意をもつ用法である。

𢧵は戮と釋してよい。業は必らずしも別字でなく、業は鑿の象、業はこれを臺座に樹てる象である。業は版築の器であるが、戈に從うのは武器を執ることを示すもので、字は戮の異構とみてよい。かりに業形に從うものとするも、業を營業の意に用いるのは後起の義である。戮というも戮伐のような戰鬪行爲をいうとは限らず、田邑の侵奪が行なわれたとするのであろう。散・矢はもと婚姻を通ずるような關係の家であるが、その所領が相接していて、そのため何らかの機會に侵奪事件を惹起するに至ったのである。

即は與。積微居に「即者今言付與、曶鼎云、……凡用即曶田七田人五夫、即字用法與此銘同、即曶用田、與此文即散用田文句尤一律、然今書傳即字無授與之義、知古字義之失傳者多矣」と論じている。即は即就の義であるから、實物を相手方に交付する意がある。下文にいう定界には、雙方が立會った上で、その引渡しが行なわれているのである。

眉、自濡涉以南、至于大沽、一封、以陟、二封、至于邊柳、復涉濡、陟雩、䣄𨻰隩

眉はまず地名をあげて、その所在をいう。以下境域を定めて境界を施す行爲を述べている。積古に眉を竟と釋するも字形合わず、餘論に堳埒の堳、すなわち境上の短垣の義とするが、この境界の全體に短垣を設けることは困難であり、また字は文中に五見し、その義では通じないところが多い。

孫氏も「此字盤中五見、唯第二眉道爲地名、餘如眉井邑田・矢人有司眉田・凡十又五夫正眉・散人小子眉田、與此竝爲正疆界之事、田眉・眉田文倒義同、正眉謂正其田之堳埒界域也」といい、眉道を地名と認めている。眉は地の大名、この一條の次に、また「眉、井邑田」とあつて、そこでは井邑の田に屬する地の定界が行なわれている。眉は、おそらく郿であろう。この銘文は地券としての契約文書であり權利證書であるが、當時の土地表示の方法は、まず地名をあげ、以下にその疆域を表記するものであつた。

境界線は濡よりはじまる。積古に濡涉を濾洮とよみ、洮は「字見集韻、水名、洮水出隴西臨洮、東北入河」というが、洮は涉の誤釋である。字は下文に數見する。下文に「復涉濡」とあつて濡は水名である。大沽を積古に水名とし、「沽水出漁陽塞外、東入海」とするも全く方向を失しており、窓齋以下、大湖と釋する説もあるが、下に一封といい、また「以陟、二封」とあるから、山陵にかかる地名である。封を積古に表と釋し、國語周語中の「列樹以表道」を證とするが、字は封木を奉ずる象で、封と釋してよい。標識とする木を封植するのである。自然木を標識とするときは、邊柳・桹木などの名がそのまま用いられている。

「復涉濡」というのは、濡水が屈曲して流れているので、南下の途中、再び濡を涉るのである。何れも橋名をあげず、徒涉しうる程度の山川なのであろう。ついで雩に陟る。地名は舞雩などからえたものかも知れない。䖒を大系に徂とし、詩の雲漢「自郊徂宮」、緜衣「自堂徂基、自羊徂牛」を引く。及の義である。金文では小臣謎段「䖒東夷大反」・大保段「王伐彔子聖、䖒厥反、王降征命于大保」など、及の義をも含む例である。[illegible][illegible]は地名。郿の東方の鄠縣に渼陂あり、器銘の鄠・[illegible]とその名が近いが、郿よりはかなりの距離であるから、この地ではあるまい。䖒とは、及んでここを極限とする意で、郿より一路南下して[illegible][illegible]に至り、ここより道を西に轉じている。

以西、封于敿城桂木、封于芻速、封于芻道、內陟芻、登于厂湶、封剳析・[illegible]陵・剛析、封于巢道、封于原道、封于周道

以上、[illegible][illegible]より西し、また北して周道に達する境界をいう。敿城桂木とは山塞で城柵などのある地であろう。郿の西南は斜谷に通ずる道であるが、漢中を控える要害で、南北朝のとき柵が設けられている。おそらく古くから山塞などがあり、柵をめぐらしていたのであろう。桂を積古に杜と釋する。杜塞の象とも解しうる字形である。芻速は下句に芻道・芻の名がみえ、地名。速は下文に谷速があり、草萊の茂るところであろう。芻道は下文にも某道というもの多く、境界に便なるところである。

內は動詞、この場合右折をいう。大系に芻道內とよむは誤る。南して西し、また北するのである。芻に陟り、厂湶に登る。陟と登を區別しているが、登とは登頂の意であろう。剳析・[illegible]陵・剛析はみな地名。析はあるいは斷岸のところであろう。一地毎に封する例であるが、ここでは三地を合せていう。かつ于の字を加えていないのも異例である。ここより降つてまた平地となり、おそらく東西の道路を横切つて、周道に達するらしく、途中、巢道・原道に封し、周道に至る。周道とは渭水に沿う東西の幹線で、東は黃河に沿うて譚に達し、さらに齊・魯にも及ぶもので、詩にいう周道・

周行・魯道はみなこの交通路をいう。

以東、封于□東疆、右還、封于眉道、以南、封于谷逨道、以西、至于堆莫

周道を東して□地の東疆に達し、そこで南に下る。還は旋。眉道に封してさらに南下し、谷逨の道に封じ、そこから道に沿うて西して堆莫に達する。郭氏は莫を墓とし、下文の眉とつづけてよむが、堆莫は地名。その南は出發點の濡水である。以上によつて境界されている地域は南北に狹長の矩形の地で、北は渭水に沿う周道、南は太白山を望む山陵、東西は北に廣く南に狹く、ほぼ「狀をなす地形である。ここは大體が山陵地帶で芻牧採薪の地であり、田土を含んでいない。田土は次項に井邑の田として記されているものである。

眉、井邑田、自根木道、左至于井邑封道、以東、一封、還、以西、一封、陟剛、三封、降、以南、封于同道、陟州剛、登桁、降棫、二封

眉は地の大名にして標題。その地の井邑の田のうち、以下の區域を封境して散に與えるのである。根木道は木を以て道に名づけている。左は東。東して井邑の封道に至り、そこを基點として東し、おそらく右折するのであろう。すなわち南下して、また西して一封する。そこより剛に陟つて三封するが、この剛はさきの剛桁の剛であろう。降つてまた南し、同道に封し、州剛に陟り、桁の尾根に出る。桁は剛桁であろう。そして棫に下つて二封する。田邑の表示には概ね田某田といい、あるいは「易田于某」という表示をとるが、本器のいうところは地域的な表示で、相當の廣さをもつ邑土であると思われる。

この項にみえる剛・州剛は、前項の剛桁と同地名である。前項においては、剛桁は疆域の西邊にある。從つて本項の區域が前項疆域の外にあるものならば、井邑の田は前項の西境に連なる地であるはずである。全體として、この二項の地は、東に山陵を負い、西は田土をなしている地形であろうと思われる。

矢人有嗣、眉田鮮・且・散・武父・西宮襄、豆人虞丂・彔貞・師氏右眚、小門人繇、原人虞葬・淮、嗣工虎孝・鼎豐父、堆人有嗣刑・丂、凡十又五夫、正眉矢舍散田

定界のことに當つた矢人側の有嗣十五人の名を列記している。有嗣はこの地の經營に從つている役職のものである。田は甸。周禮天官にみえる甸師は主として祭祀のことを掌る。禮記文王世子・國語周語中にも甸人の職があつて、耕藉薪蒸のことに當つている。有力な氏族の農耕地にもこれらの甸官があり、眉地に配せられている矢の甸官は、鮮以下の五名で、今次の定界の任に當つた。末文の詛盟のときにも、散を除く四名が宣誓を行なつている。

矢の有嗣のほか、豆・小門・原・堆の諸人もそれに加わつている。おそらく利害關係者であろう。豆は豆閉段の豆氏の人であるかも知れない。豆閉段は西安の出土と傳えられる器である。虞は山虞・澤虞の虞。山澤の利を掌る虞人である。彔は麓、林衡などの屬であろう。師氏も豆地の職で、王官としての師氏ではない。小門は未詳。上文の地名にみえぬが、隣接の利害關係あるものであろう。原・堆は上文にその地がみえる。その虞人たる葬・淮の二名、また嗣工たる虎孝、鼎の職にある豐父の二名、さらに堆人の有嗣たる刑・丂二名、合せて十五名である。すなわち矢五名、豆三名、

小門一名、原人四名、唯人二名であるが、以上はすべて矢の臣従もしくはその隷下にあるもので、このたび矢が散に與えた田土の定界のことに當つた人たちである。

嗣土荓寅・嗣馬單𩛥・䢅人嗣工駷君・宰德父、散人小子眉田戎・敚父・效果父、襄之有嗣橐・州𩫖・倏從𩰫、凡散有嗣十夫

散側の定界立會者をいう。その名は奇字多く、その隷釋しがたいものは近似の字を充てておいた。寅はその倒形に土を加えた形、襄は上文西宮襄の衣中の結體と似ている。𩰫は下部が羊に従う字である。單は上文に單道としてみえる單邑のものであろう。散の有嗣として、その嗣土たる荓寅と嗣馬たる單𩛥と、これに䢅人の嗣工たる駷君、宰の職にある德父が加わつている。また散人小子の身分をもつ眉の甸師である戎・敚父・效果父は、散氏一族のもので、小子とは分宗の身分を稱するものであろう。戎・敚父・效果父がその人名であると思われるが、大系には效を校人とする。襄の有嗣はおそらく橐・州𩫖と倏從𩰫であろう。州は上文にその地名がみえる。以上合せて散の有司十夫、某人と稱するものもみな散の臣屬である。なお十夫下に上文と同じく「正眉矢舍散田」の句がもう一度あるべきであるが、これを略している。倏從𩰫は㒳從盨・㒳攸從鼎の㒳攸從と關係あるものと思われるが、器の時期は必らずしも同時とはみえない。おそらく當時、散の一有嗣に過ぎなかつた倏從𩰫が、のち雄族として勢威をうるに至つたものであろう。

唯王九月、辰才乙卯、矢、卑鮮・且・𢍰旅誓曰、我既付散氏田器、有爽實、余有散氏心賊、則爰千罰千、傳棄之、鮮・且・𢍰旅則誓

以下、誓契のことをいう。契約は盟誓の形式を以て行なわれる。契約の本辭であるから、ここに至つて日付けを加えている。

盟誓は、矢人の有嗣によつて行なわれている。鮮・且は上文の矢人有嗣中の二名であるが、次の𢍰旅はその名がみえず、郭氏は𢍰を動詞とし、旅を虢旅をいうと解して、この二人をして虢旅に至つて盟誓させたとする。その說にいう。

旅當卽㒳攸從鼎之虢旅、虢旅乃當時王臣中之司訊訟者、彼鼎㒳從控攸衞牧時、王既命攸衞牧誓旅立誓、此銘之立誓、當亦同有王臣以爲質、曰罰曰傳棄、非王朝蔑能措施之、二器時同事同、故知旅必卽虢旅

もし虢旅が司盟のことを掌るならば、單にその私名を稱することをせず、虢旅もしくは虢叔旅と公的な呼稱を用いるであろうし、また盟誓は本來自己詛盟的なものであつて、罰や傳棄の語があつても、必らずしも聽訟の者を必要とせず、當事者の盟誓で足るはずである。また下文に同じ句がもう一度用いられていることからいえば、そういう行爲をくりかえしていう必要もないことであるから、甚だ重複した辭となる。思うに下文にはまた西宮襄・武父も盟誓を行なつており、盟誓者は本來、矢人の有嗣たる上文の五名が爲すべきことであるらしい。このうち敚の一人のみがその名を脫しており、おそらくはこの敚に代つて𢍰旅がその盟誓に與かつたのであろう。

既は二旡を列する字形であるが、既の異文であろう。付は交付。敔毀三に復付、曶鼎に逆付、㒳攸從鼎に具付の語がある。田器は耕作の用具をいう。耕作權の移讓と同時に、その用具の一切をも引

渡すのである。「散氏田器」は雙賓語。爽は差忎をいう。郭氏は「有爽」で句讀するが、實を語助や副詞に用いる例は金文にはみえない。爽實とつづくべき語である。心賊とは、心に惡心を抱くことをいう。「有爽實」と「余有散氏心賊」とは竝列の條件句。違約行爲とか、呪詛などの背德・妨害行爲をいう。兩句は假定形によむべきである。

爰は守。爰千とは金千守など、財貨による贖罪をいう。罰千とは體刑的なものであろうが、みな自己詛盟として自らに課するものである。傳は傳乘の傳、傳車を以て遠く遺棄することをいう。以上が盟誓を命ずる語で、鮮・且・𢍰旅の三名は、命に從って上文の盟辭を以て誓ったのである。

廼卑西宮襄・武父誓曰、我既付散氏濕田𤲞田、余又爽變、爰千罰千、西宮襄・武父則誓

また田土の授受について、矢人有𤔲五名のうち、西宮襄と武父とが盟誓を行なう。上文に田器、ここでは濕田・𤲞田をいう。濕田はおそらく下濕の田であろう。𤲞田はそれに對する語で、兩者をあげて一切の田土を包括しうる表示であろう。

又は有、爽變は上文の爽實と同じ、爰千罰千は上文と同じく、ただ傳棄の語を略している。田土の授受には違背のしようもないが、田器の類には隱慝なども可能であるからであろう。何れにしても盟誓の慣用語である。

周禮秋官司盟に

凡盟詛、各以其地域之衆庶、共其牲而致焉、既盟、則爲司盟共祈酒脯

とあり、矢人側の盟誓がその有𤔲五人によつて行なわれているのは、いわゆる地域の衆庶に當るものであろう。牲を致し酒脯を供することも、當然行なわれたものと思われる。

厥受圖矢王于豆新宮東廷、厥左執纓史正中農

厥は領格に用いる代名詞であるが、稀に主語に用いる。小臣謎𣪘「雩厥復歸在牧𠂤」・蔡𣪘「非厥先告蔡」・𦣻盨「厥非正命」のごとし。ここでは厥は散をいう。圖は上文二地の地圖をいう。圖は啚の境域を示す字で、本來地圖をいう。契約の文書や盟誓の書とともに、耕地田土の地圖も添付されるのである。

矢は王號を稱しており、矢王という。その關係彝器も殘されているので、後に附載する。書類の交換や地圖の交付は、盟誓とともに、おそらく豆の新宮東廷において行なわれたのであろう。矢側の十五夫中に豆人があり、豆は矢王の屬邑であつたとみられ、その新宮東廷で調印その他の手續きがなされた。最後に、文書作成者の署名によつて、書類が認證される。厥は上文と同じく散氏であろう。左執纓の纓は契要の要で、契約書をいう。今ならば公證人のように、書類に認證を與えるもので、史正はその本官、仲農は名である。この銘文は副署をそのまま記錄として銘辭中に載せたのである。

訓讀

矢の散の邑を𢦚てるを用て、廼ち散に卽ふるに田を用てす。

眉。濡より涉りて、以て南し、大沽に至りて一封す。以て陟りて二封し、邊柳に至る。復た濡を涉

り、雩に陟り、瞏陕に觑ぶ。以上南行

以て西し、敾城の楏木に封じ、芻逨に封じ、芻道に封ず。內りて𠛬に陟り、厂湶に登り、𨋬析・陕陵・剛析に封じ、䍙道に封じ、原道に封じ、周道に封ず。以上西行・北行

以て東し、□の東疆に封じ、右に還りて眉道に封じ、以て南し、谷逨の道に封じ、以て西し、堆莫に至る。以上東行・南行。眉の境域をいう。

眉の井邑の田。根木道よりして、左して井邑の封道に至り、以て東して一封ず。東行　還りて以て西して一封し、剛に陟りて三封す。西行　降りて、以て南し、同道に封ず。南行　州剛に陟り、析に登り、棫に降りて二封す。井邑の田をいう。

矢人の有嗣、眉の甸なる鮮・且・敚・武父・西宮襄、豆人の虞なる丂、麓なる貞、師氏なる右眚、小門人の䌛、原人の虞なる莽・淮、嗣工なる虎孝、閈なる豐父、堆人の有嗣なる刑・丂、凡て十又五夫、眉なる矢の散に舍ふる田を正す。矢人側の定界立會人をいう。

嗣土なる屰寅、嗣馬なる䍙㝬、䣙人の嗣工なる騌君、宰なる德父、散人の小子にして眉の甸なる戎・敚父・效果父、襄の有嗣なる橐・州㐭・倏從䍐、凡て散の有嗣十夫なり。散側の定界立會人をいう。

唯王の九月、辰は乙卯に在り。矢、鮮・且・𢍰旅をして誓はしめて曰く、我既に散氏に田器を付せり。爽實すること有り、余に散氏を心賊とすること有らば、則ち守千罰千、傳して之を棄てよ、と。鮮・且・𢍰旅、則ち誓ふ。矢人有司三名、盟誓するをいう。

廼ち西宮襄・武父をして誓はしめて曰く、我既に散氏に溼田牆田を付せり。余に爽變有らば、守千罰千ならむ、と。西宮襄・武父、則ち誓ふ。矢人有司二名、盟誓するをいう。

厥の、圖を矢王より、豆の新宮東廷に受く。厥の左執䋎は、史正仲農なり。地圖の授受と、文書の認證をいう。

参　考

本器の銘文は、矢が散氏の田土を侵害した辨償として、矢の領する眉地の一部及び井邑の田を散氏に割讓することを記し、その定界と授受の形式を詳記したもので、當時の土地關係文獻としても貴重な資料的價値をもつものである。かなり早くから出土していたものらしく、王國維も「顧此器出世已踰百年」という。銘文三五〇字に及ぶ長篇であり、文中の地名・人名も多く、出土以來、多くの學者によつて考說が試みられている。いま器銘のもつ二三の問題について、考說を加えておく。

一、器名について　　器は矢人あるいは散氏の名を以てよばれている。作器者が何れであるかは、銘文理解の基本にかかわるところであるが、大系に器を矢人盤と稱し、矢人が散邑に營業權、すなわち用益權をえた代償として散氏に田土を與えたものだとする。受圖以下の末文に注していう。

受者授省、言經界既定、誓要既立、乃授其彊里之圖于矢王、授圖之地乃在豆新宮東廷、豆者矢之屬邑、上擧矢之有司中有豆人、可證、就此語觀之、本盤實是矢人所作、舊稱散氏盤者實誤也、今從劉心源、正名爲矢人盤

また積微居には散氏說をとつていう。

散氏受田、以事理衡之、制盤者當爲散氏、而非矢人、舊題此器爲散盤或散氏盤者、是也、劉心源
改題爲矢人盤、失其理矣

銘文の形式は、當時の約劑の形式をそのまま保有するものとみられるが、事實關係からみて、田土や田器の提供者は矢であること明らかである。それでまずその疆域を表示して定界の事實を記し、權利の移讓を確認するために、矢側の有司が盟誓を行なつている。盟誓の辭においても、田器・田土を引渡したことを宣言しており、違背せざる旨を述べているのであるから、新しい權利者が散氏であることは疑問の餘地がない。もし散氏が義務者であるならば、散氏側有司の盟誓があるべきである。文書の授受が豆の新宮で行なわれたことは、權利關係を左右するものでない。ゆえにいま散氏の名を冠して器名とする。

二、眉地の所在について　銘文中の地名について最も詳しい考説を試みたものとしては、王國維の盤跋と考釋、また小川琢治博士の散氏盤地名考がある。王氏は克諸器との關聯より推して渭南の郿縣附近とし、小川博士は晉の河曲附近であろうとする説である。王氏はいう。

此盤銘中、多國名地名、前人有爲之説者、余以爲、非知此器出土之地、則其中土地名、無從臆説也、顧此器出世、已踰百年、世絶無知其淵源者、卽近出之散伯敦・矢王尊亦然、嗣讀克鼎銘、其中地名、頗與此盤相涉

かくて王氏は、本器の丼邑は克鼎の丼家・丼・丼人と同じであると考え、克鼎出土の地を追迹して本器の出土地を推定しようとした。

知此盤出土之地、距克鼎出土之地、必不遠、而克鼎出較後、器較鉅、世當有知之者、訪之十餘年、莫能答

庚申一九二〇、民九冬日、華陽王君文燾言、頃聞之陝人言、克鼎出處、在寶雞縣南之渭水南岸、此地既爲克之故虛、則散氏故虛、必距此不遠、呂輿叔考古圖、有散季敦、云出於乾之永壽因知散氏者、卽水經渭水注大散關・大散嶺之散、又銘中瀗水卽渭水注中之扞水、周道卽周道谷、大沽者卽漾水注之故道水、岡卽衙嶺山間之高地也、其諸地之總名、銘中謂之眉

この眉を、王氏は微と通用する字であることを論じて書の微に外ならずとし、のち播遷して郿縣に至つたものであるとする。

眉當卽周初之微人、周書牧誓、及庸蜀羌髳微盧彭濮人、立政、夷微盧烝、向不知微所在、殆卽此盤之眉及益公敦之眉寇也、其種族一部早移居於渭水之北、故漢右扶風有郿縣、詩大雅、申伯信邁、王餞于郿、則宗周時已有此地、葢因此族得名、然其本國固在南山、當作此盤時、已爲矢散諸國所役屬矣、又據此盤所紀地理觀之、則矢在散東、井在矢散二國間、而少居其北、矢分井地與散、而克亦得井田、此時亦已無井國矣

此器地理、本無可考、今由克鼎出土之地、推考之如此、其餘諸小地、當盡在數十里間、古今異名、寧從葢闕矣跋

大散關は寶雞の西南、蜀道に通ずる要所で、さらに西南して鳳縣の地には大散水がある。散氏がこの散と名號上の關係をもつことは考えうるであろうが、それはむしろ散氏がその方面に播遷してか

ら後のことであろう。書の微と詩の郿とを結合することは、にわかに徵證をえがたいようである。なお王釋中、諸地名の比定すべきものをあげており、參考のために附記する。

散　即水經渭水注大散關、汧（漾）水注大散嶺之散

矢　在散東、則矢國當即自漢以來之盩厔縣、盩厔二字、均與矢音相近、二國壤地相接、故世爲昏姻、又時有疆場之事

眉　即漢右扶風郿縣

濡　水名、讀當與憲同、以聲類求之、葢即水經渭水注之扞水也、注云、渭水又與扞水合、水出周道谷北、逕武都故道縣之故城西、又東北歷大散關而入渭水也

大沽　余疑即水經汧（㵪）水注之故道水、注云、兩當水出陳倉（縣）之大散嶺、西南流入故道川、謂之故道水、西南逕故道城東、余疑後世之故道水、由縣得名、漢之故道縣當因沽水得名、既有故道縣、因稱此水爲故道水矣、但地望稍西、未敢遽以爲定

雩　地名、漢右扶風有鄠縣、在盩厔東、非此雩也

析　趞卣云、唯十又三月辛卯、王在厈、疑析厈一地

巢　克鼎云、錫女井人奔于㠱、此盤亦有井邑、則巢㠱亦一地、吳縣潘氏藏一敦、銘云、㠱侯虘作寶尊敦、則㠱本侯國、此時已爲散所滅

周道　即水經渭水注所謂扞水出周道谷者也、此名至後魏猶存矣

眉道　上云田眉、乃諸地之大名、此云眉道、則其中之一小地也

井　井本國名、彝器中、有井人井季井伯井叔井侯、穆天子傳有井利、亦稱井公、是井本侯國、此時井地屬矢散二國、而作克鼎之克、亦得井田、葢已無井國矣

豆　地名、宰圃敦云、王獸于豆麓、是也、本天子大夫采邑、豆閉毀云、王曰、用併乃祖考事、嗣守艅邦君司馬弓矢、是豆本天子大夫采邑、此時已屬矢國、故豆人乃爲矢人有嗣之一矣

淮　水名、漢書地理志右扶風武功下有淮水祠、武功正是矢地、然志無淮水、疑即水經渭水注之綏陽溪水矣

敧　人名、疑即作克鼎之克、克鼎出土之地、距大散關不遠、又克鼎中地名、如井如㠱、並見於此盤、則克之封邑、與散相隣、故敧之有嗣名、乃在散有司中矣

㑊從鬲　疑鬲㑊從之倒、考鬲从簋作于王廿五年、但稱鬲从、鬲攸从鼎作于卅一年、前稱鬲从、後稱鬲攸从、葢是年始得攸衞牧之地、故兼稱鬲攸、鬲攸从其祖考皆稱公、又得自達於天子、是亦天子大夫、而名在散有司中者、葢此時、矢散二國强大、諸小國及天子大夫之采邑、或爲所兼幷、或奉以爲上國、已失其獨立之實矣　考釋

その説は博にして詳、史籍・金文を徵引し、大體觀としては動かしがたいものがある。ただ王氏のとき克鼎出土の地は正確に知られておらず、また鬲攸從の器を本器より前とするなど、種ゝの問題はあるが、本器の眉が郿縣の眉であることは決定的としてよい。

小川琢治博士の説は穆天子傳、水經注を驅使して、眉を山西南界の地とし、また各地名に考證を加えられているが、今では殆んど參考とすべきものがない。いまその概略をあげて王說との對比に便

しておく。

濡　渇と音通じ乾河。また會と音通じ澮ともみられる。水經涑水の條に堨水がある。

大沽　沽は鹽。穆傳に太行より南鄭への途中に鹽あり、鹽澤の堰堤を堨水という。大沽は解州鹽池。濡・堨は有害な溪水の意である。

矢　涑水の涑。水經注の涑水條に甸瑕あり、矢王の名は甸瑕より起つたもので、薄山の北麓に住んだ。

𢿱　涑水下流の𢿱溪。字は審ともみられ、鄃・矢は同音。一地三名の例である。

桑　舊釋に若・㑹とする。涑水注に引く紀年に桑の名がある。

原　涑水注に引く紀年に泉がある。今本は原を泉に誤つたものである。

堇　舊釋巢。涑水の上流をいう。

游　斜面の裾のある地形の名。涑水注の郇は同音通用の字である。

郤　晉の大夫郤氏の郤。

堆莫　堆は鴻。莫は亳。殷人の居住地で大邑の意。

淮　堆と同名。雝の異文ともみられる。

井邑　穆傳の井公博・井利と關係がある。

同　涑水注の桐鄉。北魏にまでその名を傳えている。

虞考・原人虞糾　薄山南麓、周代の虞國。

邢考　穆傳の鹽澤に至る徑路に鈃あり、その地である。

段父　段干木の段に同じ。

𢽾果父　北山經の𢽾山𢽾水の𢽾と同じ。

攸從鬲凡散人有司十夫　鬲は罐。祭器の名。「罐を持參して來た村役人十人」と解すべきである。

眉　竟にして境。地名ではない。

湶　字は叜に從う。涑の籀文形と考えられる。

散　涑水注の左邑に當る。散は差・左と音近く、散は音の轉訛。聞喜の附近である。

のち柯昌濟は韡華において、矢を西南夷の大窄、眉を同じく𧆞莫、𨸏を扶風美陽、𢿱を禹貢の嶓冢、根木を犍爲に充て、また「散氏盤爲羌族器考」を書いて器を羌人の作るところとしているが、初期における考證の方法をみることができよう。田土定界のことはそれほど廣範圍にわたるものではなく、一地一區域のことであるから、器銘中の地名を悉く文獻に求めることははじめから困難なことであり、王氏が「此器地理、本無可考」跋とするのが穩妥である。ただ地の大名が郿であること、渭水南岸を東西に走る周道が疆域の北限となつていることから、その地は郿縣附近の渭南の一區域であることが推定される。當事者である矢・散の關係彝器のうち、矢王尊は鳳翔の出土と傳えられ、散伯段・散伯匜など散氏の器も同じく鳳翔の出土という。定界のことは兩地相接壤することからその必要が生ずるわけであるから、兩者は郿において相隣していたと考えてよい。王氏の散關説も、

なお後の名號によってその起原を考えようとしたもので、散氏矢氏は古くから鳳翔・郿縣の地にあつたものと思われ、その遺器には初期に近いものを含んでいる。

三、矢について　矢は側頭の象で音側。周初の令の諸器、また宜侯矢毀にも矢の名がみえるが、本器の矢との關係は明らかでない。

矢王鼎蓋

矢は器の末辭において矢王と稱しており、周とは異姓異族のものであろう。王國維の「古諸侯稱王說」別集補遺に彔伯𢦚毀の釐王、乖伯毀の武乖幾王の例をあげて、「二器皆紀天子錫命、以爲宗器、則非不臣之國、蓋古時天澤之分未嚴、諸侯在其國、自有稱王之俗、卽徐楚吳楚之稱王者、亦沿周初舊習、不得盡以僭竊目之」と論じている。彔は天子聖・彔父にして毀の後であるから、矢王と稱する矢も、もともと周の世臣ではなかつたものであろう。いまその遺器を錄しておく。

*矢王方鼎　十二・居・四　通考・一四二　貞松・二・三二　三代・三・三・六　二玄・二一二

蓋のみを存する。方鼎の蓋。十二家にいう。「左右一五・六糎、前後一二・二糎、鼻高三糎、寬三・二糎、色黝、有紅斑、口緣繞鳳八、間雲雷文、左右二闕、所以納鼎耳也、銘六字、黃縣丁樹楨舊藏、昔誤著作鼎」。中央に鈕あり、兩耳の部分に空闕をとる。匡郭の四周に稜を中心として相對う夔鳳を配する。鳳文はゆるやかな屈折をもつ長身の文様で、鳥首前向、地に雷文を埋め、初期の様式に近い。文にいう。

矢王乍寶障鼎

字迹も雅健にしてすぐれており、初期の器である。

*矢王觶　周存・五・一八　小校・五・一八　三代・一一・一九・三・四

器は各著錄にみな尊とするも、周存に載せる拓影によると觶とすべきであろう。蓋頂に環形の鈕がある。銹が強く、拓影では文様の有無が明らかでない。器蓋の正中に一犧首を飾る。器制は亞攸觶十二家・貯・一六・父癸觶故宮・上二〇〇に似ており、やはり初期の形制を保つものである。銘文

五字、「矢王乍寶彝」と銘する。字迹古く、少くとも昭穆を下らぬものである。

器は鳳翔の出土と傳え、南海甘氏の舊藏である。周存にいう。「丁巳、陝西鳳翔府屬出土、器蓋完美、週身黑水銀、裏内塗金、……似卣而無提梁、與商尊同式、金君以六七百金得來、已運至美洲、吳興張弁群、聞而允二千金爲易、電索回國、於甘君翰臣生辰、欲一器爲紀、增價請讓、余因得拓全形一紙焉、己未」。己未は一九一九年民八である。いまその所在は知られない。

矢　王　觶

以上二器は矢王自作の器であるが、他に矢王の名のみえるものに同卣がある。

*同卣　攈古・二之三・三七　殷存・上・四一　綴遺・一二・二四　周存・五・九一　小校・四・六〇　三代・一三・三九・一、二　二玄・二一一」　窓齋・一二・五　小校・八・二四（以上、毀）

器は卣あるいは毀として著錄されているが、器影をみない。銘は同じであるから、一器であろう。

器蓋二文、五行二五字。文にいう。

隹十又二月、矢王易同金車弓矢、同對揚王休、用乍父戊寶䵼彝

字迹は盂卣・彔毀に近く、行款整齊、昭穆期の字様である。同は矢王より金車弓矢を下賜され、王の休賜に對えて父戊の器を作つている。同はおそらく東方出自のものであろう。この同と同毀の同との異同は知られないが、同毀では同は吳大夫を輔佐して昜の林虞牧のことを司ることを命ぜられている。

同卣の同が東方出自のものであるとすれば、矢王もあるいは東方からこの地に遷された東方諸族の一であるかも知れない。周初には成周に矢令の一族がおり、また殷代虎方の後と考えられる虎侯矢は、東に遷されて宜侯矢となつた。周初には東方諸族を割裂分治する政策がとられていたのであるから、陝中にも多くの東方族が遷されてきているはずである。

孫詒讓は盤銘の矢王をつづけてよむのを誤とし、

乃爲圖矢、句、言畫界既定、乃爲圖矢之畫域、防其侵軼散竟也、王於豆新宮東廷、此則指周王靖其事而言、豆地名、……時王盉適在豆地也、舊以矢王連讀、則於情事不可通矣

と論じている。孫氏のとき、矢王の器はなお出土していなかつたのであるが、餘論は攈古所收の

銘を釋したものであるから、孫氏は同卣の銘をみているはずである。しかるに文錄にその說を是として同𣪘・矢王觶の文をあげ、

疑皆因此文僞造、葢若果有矢王、則篇首便當大書特書、今前文矢字數見、皆不稱王、而唯王九月、亦不稱矢、則矢非王國明矣

という。しかし矢王諸器や同𣪘の器・銘には特に疑うべきところなく、古くは異姓の古族のうちに、自ら王號を稱することがあつたのであろう。なお矢には矢白と稱するものがあり、

＊矢伯甗　　錄遺・一〇一

に「矢白乍旅彝」と銘している。器影はないが、字樣は周初に迫るものがあり、あるいは矢氏ははじめ矢伯と稱していたのであろう。

四、散について　　散は大散關・大散嶺の散と關係があるとする王說は首肯すべきであるが、その地が本貫であるのかどうかは知られない。積古にその氏姓を論じていう。

按散氏著于周者、有散宜生、書君奭孔傳、散宜生名考、大戴禮記帝繫云、帝堯娶于散宜氏之子、謂之女皇氏、是當以散宜爲氏、生爲名、然薛書有散季敦、此銘亦曰散氏、則書傳以散爲氏是也

散宜生の名は呂覽古樂・史記周本紀・尙書大傳・說苑權謀等にみえ、孔叢子には虢叔・泰顚等とともに五官同僚の一とされ、文武の業を輔けた功臣と傳えられている。金文に倗生・番生・琱生など生と稱する名稱が多く、散宜生も宜生とつづけてよむべきであろう。尙書大傳によると散宜生は太公に學び、その推擧によつて文王に羑里に見えたというが、散氏はもと姬姓の族であるらしい。周存にいう。

攼矢爲周諸侯、地與散境相連、均近王畿、曾互通婚姻、散伯𣪘、散伯作矢姬寶敦、可證也、卷五、矢王尊條　矢散本通婚姻、且矢亦姬姓、故文字與王朝一律、近出散伯敦矢王卣、皆可證也金說四

また文錄にも矢・散の關係を論じて、

別有散伯作矢姬寶敦、知散矢二國葢婚姻、而仇敵者、又知矢爲姬姓國、此文之作、則散伯巳亡、其田土受他人之處分也

という。何れも矢を姬姓とし、また文錄は器銘を散氏の滅亡を證するものとするが、文の誤讀から出ている說である。散氏が姬姓であることは、散姬鼎によつて知ることができる。以下に散氏の諸器をあげておく。

＊散伯卣　　一、貞松・八・二四　三代・一三・二七・一・二　錄遺・二六八・一・二

上，散姬鼎銘
右，散伯卣銘

二、錄遺・二六七

器は二器。二は蓋のみ。貞松にいう。「漢軍許氏藏」。文はみな左行。「散白乍□父隮彝」の七字を銘する。□父はあるいは尼父とよむべき字かも知れない。器影をみないが、字迹みな雄勁、散盤よりは時期の早いものであろう。

散　伯　𣪘

＊散姫鼎　　貞松・二・二八　小校・二・三三　三代・二・五一・一

貞松に「盧江劉氏善齋藏」という。「散姫乍隮鼎」の五字を銘している。これは自作の器であるから、散は姫姓であると考えられる。器影は存しないが、字迹は前器と近いものであろう。

＊散伯𣪘　　雙劍古・上・二四　上海・五五」　貞松・五・一六　貞松・續上・三八　周存・三・九〇　小校・七・八〇　三代・七・二五

貞松にいう。「器二、一曾見之都肆、一藏南陵徐氏積學齋」。周存に、一を新安の程氏藏、一を余氏の藏という。三代には四器六銘を收める。雙劍古・上海に錄するものは同じ器で、三代の5・6に當る。上海に「散伯簋傳世約四器」というが、器影の知るべきものは一器である。上海にいう。「高二三・一糎、口徑二二・一糎、腹深一一・八糎、腹徑二七糎、底徑二二・一糎、重五・六四瓩、周體作横列溝紋、雙耳作龍首、附環、圈足下承三獸首、造型優美」。鐶耳の瓦文𣪘で器制は師兌の器に近い。他の器はその器影をみないが、おそらく同制のものであろう。字迹は前二器より幾分新しいようである。文にいう。

散白乍矢姫寶𣪘、其萬年永用

六銘とも萬をすべて厲に作る。また器蓋の銘はすべて左右反鑄、行款も同じ。他に多く例をみないことである。器はおそらく媵器であろう。散・矢兩家は、通婚の關係にあつた家である。

＊散伯匜　　未著錄。上海にその器を藏するという。「散伯□作匜」の五字を銘し、後期の器で

あるという。

散氏が姫姓であるとすれば周初以來の名家であろうが、矢氏はおそらく東方からこの地に移されて、土地の開拓やその他技術や生産を以て周の諸侯に奉仕していたものであろう。しかし矢もまた東方の名家であるから、早くから矢王と自稱するほどの勢力をもち、散氏とも通婚し、ついには散氏の田土を侵すような紛争が生じて、盤銘に記すような田土の割讓を行なつたものとみられる。豆に新宮を擁し、富裕の生活をしていたとすれば、これらいわば歸化族の陜中における勢力も、決して侮りがたいものがあつたとすべきである。

五、器の時期について　**銘文中に**𤔲攸從と關係があるとみられる㑋從𦉢の名がみえ、また𡔚は克氏の克であろうとされて、器は從來厲王期のものと考えられている。殷末とする小川博士の說や西周中期とする韡華の說を除いて、他に殆んど異論をみないほどであるが、なお問題が殘されていないわけではない。

器の時期については、王氏の考釋に代表的な所見が述べられている。その說にいう。

此盤所紀地理、既得由克鼎出土之地推考之、至作器時代、亦有可推究者、因見於此器中之人、若克若𤔲攸从、皆有彝器傳世故也

克之諸器、除大鼎外、並有紀年、克鐘最先、作於王十又六年、克簋作于十又八年、小克鼎作于廿又三年、𤔲从簋作于廿又五年、𤔲攸从鼎作于卅又一年、𤔲从于卅一年得攸衞牧地、始稱𤔲攸从、而此盤有𤔲㑋從名、則當作于卅一年之後、諸器年代皆相銜接、然不能知其在何王之世、考宗周諸王歷年、多者有穆王厲王宣王、此盤之作、以盤中所記事、及政治情狀推之、殆當厲王之世

史記周本紀稱、厲王卽位三十年、好利近榮夷公、三十四年、王益嚴、三年乃相與畔、襲厲王、厲王出奔于彘、是厲王在位卅又七年、如此器作於厲王時、則去周召共和不遠矣

古代史事、得由此器推知者、則周初與於伐商之微人、此時已分散諸土、其一部渡渭成一聚落、是爲大雅之郿、而其本部之在南山者、乃爲矢散二國所兼幷、又周初建國、若井若豆若㠱、亦爲二國所幷、至天子之膳夫克、其分地跨渭水南北者、又如𤔲攸从之得自達於天子者、皆脅於散氏、失獨立之實、蓋當時王室及渭北諸國、以有玁狁之寇、僅能自保、而矢散二國、依據南山、旁無彊寇、得以坐大、矢既僭稱王號、而散氏因矢人侵軼、力能使之割地、其勢亦必不弱、邦畿之內、兼幷自如、周德之衰、於此可見

其後犬戎滅周、秦人度隴、矢散二國、亦亡也忽焉、千載之下、僅留盩屋及大散關大散嶺之名、而絕無知有此二國者、非此盤尙存、豈知宗周之季、有此特異之事實乎

王說によれば、井・豆既に滅び、克・𤔲從の諸族も衰落し、渭南の矢散二國に兼併され、從屬するに至つた後にこの器が作られたもので、時期は厲王の末年であるとする。王氏の所說はこれらの彝銘を自由に驅使し、周初の事實より說き起して岐陽諸族の消長に及び、ついに西周の滅亡に至るまでの史論を展開したもので、王氏の考釋のうち稀にみる統論的な立說であるが、その所說にはなお問題が多く存するので、一二の指摘を試みておく。

1　本器は克氏諸器と直接の關係をもつものでなく、文中の「𡔚之有嗣」四夫の𡔚は、𡔚という隷

釋も確かでなく、明らかに克字とは異なる。かつ王氏は、克器の出土地を寶雞にして渭水の南岸であると固く信じているようであるが、克器は岐山法門寺任村から出土した大量の窖藏器のうちに含まれていて、渭南の地でなく、盤銘の定界に立會つた散氏の小吏とは關係がない。

2　器銘中の倐從鬻と鬲攸從鼎の鬲攸從とは、必らずしも一人としがたい。鬲從盨の鬲從が、鼎において攸衞牧の所領の攸をえて鬲攸從と稱し、本器には倐從鬻の名があるので、本器は厲王期のその兩器より後の作で厲末の器であるとする論證であるが、鬲攸從鼎には攸の地を割くという記載はなく、盟誓のときなお攸衞牧の名を稱している。本器では攸を倐に作る。觶三代・一四・三九に「倐乍」と銘するものあり、また「攸隹父甲」三代・一四・五二と銘するものあり、古くからある氏號である。それで倐・攸をつけていうのは、あるいは複姓であろう。鬲從の器は厲末のもので、その日辰も厲譜に合するが、本器の器制は決して、厲末に下るものでなく、韡華に中葉の器とするように、むしろ中期的なものである。克・鬲從との關係が直接的にはないものとすれば、器の時期は器そのものに卽して考えてよい。

3　器制は高足の盤で後期にはこの種のものがなく、器制のみより論ずれば兎盤などよりも古制をもつ。また文様も鮮麗な顧龍と目雷文、すなわち線狀表出をもつ饕餮文である。器制・文様がかなり古い様式のものであるから、厲末とする時代觀の間に矛盾を生じ、僞器説書道すらみられるが、文字も挫鋒盤紆して圓腴、獨自の様式をもち、器・銘ともに疑問とすべきところはない。器に卽していえば、その時期は夷厲以前、懿孝のときにあり、㫚鼎の字様とその風尚を同じうするものあり、おそくとも孝・夷の間に位置しうるものであろう。從つて鬲從は、本器のときなお散氏の一小吏として微弱であつたものが、散氏衰亡の後に興起した氏族とすべく、その隆替は舊説とあたかも逆となる。

4　散・矢の器は何れも周初より中期にわたるものであり、明らかに後期に下るものはないようである。器影を存するものが少くて確言はしがたいが、矢には方彝を存し、散には卣・甗の遺器がある。その器種・器制や文字からみて、二家は西周前期にその地にあつて繁榮し、この盤を作つたころには最もその强盛を誇つていた時代であろう。そしてこの器の後、ついに消息を絶つているのである。おそらく夷厲の混亂期に、何らかの事情で沒落を來したものであろう。

一體に金文にみえる諸氏族には各々隆替があつて、召・井・毛のごとき大族名門もときに汚隆あるを免れず、一時の勢家と雖も概ね一二代にとどまるものが多い。また井・虢の器も必らずしも一家の器でなく、本支の間にまた盛衰を重ねている。召・毛・禹のように周初に盛にして、また周末に名の聞えるというような家は、むしろ例外的である。そしてそれらと雖も、一家一宗の器とも定めがたいのである。これらの事情を考慮すると、散・矢兩家の隆盛はむしろ西周の前・中期にあつたとすべく、この散氏盤を頂點として、やがて衰頽の運命をたどつたものであろう。

六、封疆について　　土地關係の內容をもつ金文には宜侯矢毀・倗生毀・同毀・大克鼎・大毀二などがあり、それぞれの土地表示の形式をみることができるが、本器に最も近いものは倗生毀である。倗生毀では封界の表示に杜木・㭘桑などの木名がみえるが、その疆域はほぼ三十田に相當するもの

であるらしい。本器の物件は二筆に分れていて、一は山林叢澤の類、一は田邑である。そして兩者とも封疆のことが行なわれている。封疆の方法について、積微居に文獻の例を引いて詳說しており、參考とすべき點が多いので、要點を摘記しておく。

按文曰邊柳、曰楮木、說者大都認爲地名、今按諸詞果皆爲地名、不應通以木爲號、余熟思之、此葢所謂封樹也、周禮地官封人云、掌設王之社壝、爲畿封而樹之、凡封國、設其社稷之壝、封其四疆、造都邑之封域者亦如之、爲畿封而樹之、鄭注云、畿上有封、若今時界矣、孔疏云、云畿上有封若今時界者、漢時界上有封樹、故擧以言之、按封人所指及鄭孔所釋、雖不必指田之界畔爲言、然百年喬木、往往矗立於阡陌之間、爲遠近所屬目、古人劃定田疆、於凡有木之所藉以爲標識、固事理之所宜也、此知邊柳者、柳不一、故約之曰邊

然則根木道左、直以木名名其道、不復以地名限之者、當何說乎、曰、周禮地官司徒云、辨其邦國都鄙之數、制其畿疆而溝封之、設其社稷之壝、而樹之田主、各以其野之所宜木、遂以名其社與其野、以野之所宜木名其社、莊子之櫟社、漢高祖所禱之枌楡社、是也、以野之所宜木名其野、此銘之根木道是也

定界に自然の地勢・標識・樹木・道路を用いるのは普通のことであるが、足らざるところには封樹して新しく界標とするのである。前代以來の封樹には、自然にその木の名を以て呼ぶことが行なわれた。地名や家氏の名にもこれに起原するものが多いことは、わが國の場合でも同樣である。

本器では「井邑田」も同じ方法で定界を行なっているが、それは田十田のような區劃の整理されたものでなく、濕田牆田とよばれる谷地や山田を包含しているからであろう。地勢にも降陟あり、當時そのような地形のところも開墾が進められていたのである。

矢人の有嗣十五夫、散の有嗣十夫がその劃定に立會っているが、職掌は土地の管理に關係あるもので、いわゆる田官である。豆人・原人、あるいは「襄之有嗣」のような呼稱は、それぞれの行政區域をなす地域の人々であろう。利害關係ある近隣地の人々も、この立會に參加しているようであるが、それは定界のことだけでなく、例えば入會權のような利益關係をもつことがあつたためかも知れない。

七、約劑文書としての盤銘　　この器銘は當時の約劑の形式を最も忠實に傳えているものであろう。權利者は散であるが、文書の作成義務は矢にあり、權利の移讓について何らの異議のないことを、その有嗣の盟誓によつて宣明しており、最も當時における契約のあり方を示している。器銘はその文書をそのまま盤銘に移したもので、原本の文書には附圖も添付されていたはずである。その文辭については、文錄に「此古代典制文字、事繁而詞覈、法度森嚴、壁壘部勒、一絲不亂、與禹貢周官同體、非大手筆不能爲」といい、また文選に「舖敍典雅、高簡峻整」・「高古渾噩、冠絕萬世」などと稱するも、文書の性質上、事實を直敍したにとどまる。倗生殷も同樣の內容をもつものであるが、その事件は爭訟となり審理を受けて、判決によつて處理されたものであるため廷禮の記述をも含んでいる。しかしこの器銘は直ちに定界の記述に入つており、事件はおそらく示談解決したものであろう。ゆえに盟誓のことが、一筆ごとにくりかえして行なわれているのである。文中の旅を虢旅と

し、虢旅が理官として事件の裁定に當ったとするのは、根據のない説である。

八、器の出現と考釋　器の眞僞の問題が一部にあるので、その出現の事情についてもふれておく必要がある。最も詳しい記述は、何庚と署する「散氏盤的説明」語絲第六期、一九二四・一二・二二、頁四四という一文である。長文であるからその要旨を紹介しておく。

一月前に清室善後委員會が故宮の遺物を封鎖したとき、散氏盤が無事にあることが傳えられて、新聞紙にも一齊に報道された。三四九字に及ぶ長銘あり、書の典謨訓誥にも比肩すべき寶器である。器の流傳については諸説あり、阮元が進獻したものともいうが、積古にはその記載がない。張廷濟の清儀閣題跋によると、「康熙時、廣陵徐約齋以萬金購於歙州程氏、徐繼歸洪氏、嘉慶十四年、鹺使某貢入天府」と記しているが、呉士鑑が王懿榮から聞いたという話によると、阿林保が嘉慶十四年一八〇九に兩江總督となったとき、進貢したものという。その十月は顒琰仁宗・嘉慶帝五十歳の誕辰で、その壽禮としたもので、これはありそうなことである。徐・洪はおそらく揚州の鹽商人で、阮元も揚州の人であるから器を實見したであろうし、また仿鑄を家廟にとどめていたかも知れない。しかしそれにしても、阮氏が原器をみているならば、積古に此器有三足というのはいかにも不審で、器にはもとより足はない。積古の大部分は朱爲弼の代作であるから、そのための誤であろうか。

器は呉玉搢の金石存乾隆三年成に乙卯鼎の名で收錄され、孔廣森・樊明徵・汪肇龍・江德量・錢大昕・王昶らに考證がある。阮元の積古とともに、器が天府に入る以前のものである。ついで劉心源・呉大澂・方濬益・王國維等の考釋が試みられている。入府以來百十六年間の消息は知られないが、今夏また忽然としてその消息が知られたことは喜ばしいことである。

以上がその要略であるが、三足盤とする積古の記述からみて、僞器があるらしいことが知られる。なお阮氏が原器をみていたかどうかは不確かで、阮氏はその揅經室三集卷三に散氏敦銘拓本跋の一篇を收めているが、盤の器制にふれず、積古では「此器有三足、與款足之鬲迥異」とまことに丁寧な誤をしている。拓本跋では朱釋の精審を稱しているのであるから、朱釋に器制についての誤があれば、これを訂しているはずである。

本器は出土早く、長文の銘があり、かつ異例の內容のものであるため學者の注目を集め、呉玉搢の金石存、錢大昕の潛研堂金石跋尾卷一、孫星衍の續古文苑卷一などにも考釋が試みられている。孫氏の跋にいう。

近時呉氏玉搢・樊氏明徵・汪氏肇龍・俞氏楚江・孔君廣森・江君德量・武君億皆有釋文、而得失互見、余以古文奇字訂定之、以示知者

これらの考釋は、概ね金石萃編卷二に收められている。その後の主要な考釋はすでに題下に標出しておいたが、他に國學叢刊一には章炳麟の論散氏盤書一札、易培基の散氏盤釋文、李淑の呉氏散氏盤釋文補正の三篇を收め、その他の論文も十餘篇に及ぶ。その篇目は金文關係文獻目錄一九五八、廣島大學に列せられているが、うち王氏の考釋と跋文は最も詳審を極めたものである。

器の時期については確言しがたいが、器制・文様・銘文・字迹などからみて、少くとも厲期に下る

ものではなく、散・夨諸器との關聯からみても、孝夷に屬しうると思われるものであるから、いま孝夷諸器中に加えておく。文字は晉鼎の様式に近く、晉鼎は懿王元年の譜に入るものであり、本器もそれを去ること遠からぬものであろう。岐陽に克氏の勢力が擡頭するのはそれより以後、夷王の中期からであり、また鬲從の器は厲末であるから孝夷の際を去ることすでに五十年である。孝夷の後、渭南の散・夨の兩族が衰えて岐陽に大族克氏の興起あり、厲末には散氏の一小吏であつた鬲從が、散の故地に據るという形勢に變化しているのである。

昭和四十三年十二月　初版發行
平成四年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白川 静

金文通釋 二五

白鶴美術館誌

第二五輯

鳥鈕蓋方卣

財團法人 白鶴美術館發行

一四〇、師旋𣪘一

器名　師旋𣪘甲郭釋

時代　厲王郭釋　夷厲期書道・補

出土　「一九六一年十月三十日、陝西省長安縣張家坡出土了一大批青銅器、共五十三件、其中有銘文者十一種」。郭釋　このうち孟𣪘はすでに錄入した。出土器の全體については參考の項に述べる。

著錄

器影　郭釋・考古學報・一九六二・一、圖版四　張家坡・圖版七　二玄・三一三

銘文　郭釋・圖版五　張家坡・圖版八　二玄・三一二　書道・補一三

考釋　郭沫若「長安縣張家坡銅器群銘文彙釋」考古學報・一九六二・一　科學院考古研究所編「長安張家坡西周銅器群」一九六五　白川靜「西周彝器斷代小記」集刊第三十六本上・一九六五

器制　張家坡にいう。「元年師旋簋四件四―七號、通高二五・六糎、口徑二三・八糎、腹徑二九・四糎、斂口、腹外鼓、有蓋、兩耳作獸首形、有珥、圈足下有四小足、扁平而上卷、并作獸首形」。二器あり、器蓋合せて四件。器制は同じなのであろう。器蓋に變様の夔文を飾り、帶文以外は瓦文。圈足下に小四足が外折反轉している。第二器五年𣪘とは器制が甚

師旋殷一

だ異なっているが、脚部だけは同じである。

銘文　張家坡にいう。「銘文相同、蓋銘九八字、器銘九九字、器較蓋多一克字」。「作册尹」を器銘に「作册尹克」に作る。いま器銘を錄しておく。

佳王元年四月既生霸、王才減应、甲寅、王各廟、卽立、遅公入右師旋、卽立中廷

元年の紀年について、郭氏は「王元年之器、在金文中所見不多、但卽使僅此一器（事實上不止一器、如舀鼎卽有隹王元年六月既望乙亥、王在周穆王大室之文）、已足證明西周並無三年之喪的制度」として、論語憲問に「百官總己以聽於家宰三年」という三年の喪制を否定している。元年の器は舀鼎や本器にのみとどまらず、師虎・師𣪕・師兌・師詢などもみなそれであり、二年・三年の器に至ってはさらに多い。先王登遐

ののち、嗣王が直ちに繼體の禮を行なうことは尙書顧命にみえ、論語にいうような喪制は考えられない。彝銘に年紀をいわずして月週干支を記す例は甚だ多く、これらは王の初年でなくては年月を識別しがたいものであるから、卽位初年の器は彝銘によつて知りうるものよりも遙かに多いはずである。冊命のことは新王卽位、あるいは家臣嗣襲の際に行なわれるのが原則であつたと思われる。減庂は蔡段にみえる。蔡段には㫚の名がみえ、ほぼ懿孝期の器である。穆王期の長由盉には下減庂で冊命が行なわれており、減に上下の庂があつて、穆王期以來、孝夷に及ぶ時期まで、ここに離宮があつたのであろう。

遲公を郭釋に遲公と釋し、伊段の遲叔と同一人であるとしていう。

遲公殆卽伊簋之遲叔、遲叔復稱遲公者、猶班簋中、毛伯亦稱毛公、亦稱毛父、伊簋作於王二十七年、於時遲叔已故、故伊稱之爲皇考、余以彼簋爲厲王時器、此簋當亦然、以形制花紋、字體文體按之、均適合

郭氏は厲王期三十七年說をとるものであるが、春秋長暦によつて逆算してえられる厲王の暦譜には、伊段の日辰は適合せず、兩師旋段によつて構成される孝王暦譜にも入らず、夷王二十七年の譜に合う。從つて伊段の遲叔は本器の遲公よりのちであり、遲公はあるいは伊の皇考に當るものであろう。減庂・下減庂の關係よりしても、本器は厲王期にまで下るものでなく、孝王初年の器とみられる。師旋の旋は、史・事の緐文ともみられる字形であるが、器銘中、事の字と區別してかかれており、字形に從つて旋と釋しておく。

本器の廷禮の記述は、從前のものとやや形式を異にするところがあり、まず王が廟に格つて位置に卽くことを述べ、ついで右者と受命者が位に卽くことをいう。走段に「王在周、各大室、卽立、嗣馬井伯入右走」、また伊段にも「王在周康宮、旦、王各穆大室、卽立、䚄季內右伊、立中廷、北鄉」とあり、王の卽位をいうものは懿孝以後にはじまるようである。

王乎作冊尹克、冊命師旋曰、備于大左、官嗣豐還左右師氏、易女赤市・同黃・麗般、敬夙夕、用事

葢銘には克の名がない。克氏は夷厲期の大族で、大克鼎をはじめ、鐘・盨など多くの彝器を殘している。郭釋にいう。「克當卽克盨・克鐘・克鼎等器之克、歷事夷厲二代、曾任善夫・師氏等職、此復爲作冊尹（史官之長）、可見此人所秉之職不少」。克の名は作冊より師克に至るまで、その時期はかなり長く、これらをすべて一人とみることは誤である。本器の作冊尹克は、克氏の名の最も早くみえるものである。

備は備位。その職に就くをいう。郭釋に、左傳文七年の宋の左右二師、周禮大右の職をあげている。下文によると豐還の左右師氏を官司する職で、將軍というほどの地位である。師旋は師職のものであるが、師職中にまた等位があつて、師氏を宰領する職を以て命ぜられている。豐還は免簠に鄭還とあるのと語例同じ。免簠には、「令免乍嗣土、嗣奠還歠眔吳眔牧」とあり、嗣土として林虞の諸官を統べることを命じている。それで郭氏は還を苑とよんで王領の宮苑の地と解しているようであるが、還とは王領の直營地をいう名であるらしく、本器ではそこに左右の師氏がおかれている。師氏は「邑人師氏」のように地區によつて編成された部隊の指揮者をいうことがあり、本器の大左も

豐還地區の部隊の最高統率者となる意であろう。還は奠・豐など、周室の重要な地區、いわば特別の行政區である。

命服賜與のうち、赤市・同黃は趞鼎の赤市・幽亢、趞曹鼎一の載市・同黃、師奎父鼎の載市・同黃と同様の賜與であるが、麗般は他器にみえないものである。郭氏は鞶革であるとしていう。

麗般者鞶厲也、禮記內則、男鞶革、女鞶絲、鄭玄注云、鞶小囊、盛帨巾者、男用韋、女用繒、有緣飾之、則是鞶裂、小雅都人士、垂帶而厲、鄭玄箋云、而厲如鞶厲也、帶必垂厲以爲飾、厲字當作裂、疏云、如鞶厲者、如桓二年左傳云、鞶厲游纓也、說文以鞶爲大帶、賈逵・服虔・杜預解左傳鞶厲、亦以爲大帶之垂者、如鄭玄說、則鞶如今少數民族之荷包、掛於肩而垂之、有緣飾、漢民族舊時之荷包、則縣於帶而垂之、此殆後世之轉變、揆其初殆亦掛于肩、麗厲同音、故知麗般、即爲鞶厲（花荷包）、麗古有成雙、作對之義、成雙作對亦含判裂之意、如解麗爲美麗、意亦可通、但此當是後來引伸之義、有緣飾之麗鞶美觀、故麗字引伸而爲美也

なお、字を易に従う形として裼とする説あるも、裼を襁褓とし褕狄とするもともに通じがたいとして、花荷包とする説を提示している。荷包は官吏が腰につける垂囊であるが、通俗編によると歐陽脩の啓に紫荷垂囊の語があるという。かりに鄭玄の説をとるとしても、漢以後の服飾である。

鞶は說文によって大帶とみるべく、麗は字のままに麗皮としてよい。鞶革に裝飾のあるもので、武官の禮裝に用いたものであろう。「敬夙夕」・「用事」の語を添えることは、師虎𣪘などから以後に例が多い。

旂拜䭫首、敢對䁑天子不顯魯休令、用乍朕文且益中𨺗𣪘、其邁年、子〻孫〻、永寶用

不顯魯休を重ねていうことは、舀壺にみえる。益を廟號に用いるものに盠方彝の益公、牧𣪘の益伯がある。本器の益中とは關係がないようである。休盤の右者に益公の名がみえ、本器より約二十年後のものであるが、これも生號と廟號であり、兩者の關係はないものと思われる。

訓讀

隹王の元年四月既生霸、王、減の应に在り。甲寅、王、廟に格りて位に即く。遅公入りて師旂を右け、位に中廷に即く。王、作册尹克を呼びて、師旂に册命せしめて曰く、大左に備はりて、豐還の左右師氏を官司せよ。女に赤市・同黃・麗鞶を賜ふ。夙夕を敬しみ、用て事へよ、と。旂、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休の命に對揚して、用て朕が文祖益仲の𨺗𣪘を作る。其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

本器の月週干支は、五年𣪘との關係によってその曆譜を構成しうるが、兩器を一王の譜に收めることは不可能であり、元年器の既生霸はおそらく既死霸の誤であろう。その譜はただ孝王期にのみ充てうるものであり、また五年𣪘の彝銘の内容が齊との紛爭の事實を示しているので、いまこの兩器を以て孝王曆譜を算定することとする。

一四一、師旋𣪘二

器　名　師旋𣪘乙郭釋

器　制　張家坡にいう。「五年師旋𣪘三件八―一〇號、大小皆同、唯一〇號𣪘缺蓋、通高二三糎、口徑一八・七糎、腹徑二三・五糎、斂口、鼓腹、兩耳作獸首銜環、圈足下有四小足、作獸首形而上卷」。第一器と形制甚だ異なり、蓋肩は殆んど直角、鼓腹小、耳は環耳、器蓋に夔鳳の帶文あり、他はすべて直文を以て埋めている。器は第一器よりやや小さい。出土・著錄・考釋はすべて第一器に同じ。

師旋𣪘二

銘　文　二器一蓋。銘各〻七行五九字。

隹王五年九月既生霸壬午、王曰、師旋、令女羞追于齊、儕女干五・昜登・盾生皇畫內・戈琱戟・厥必彤沙、敬毋敗逮

廷禮の記述を略しているのは、一般の册命と異なり、速かに出軍を命ずるものだからであろう。直ちに王の征命を記している。羞追は不嬰設に「王令我羞追于西」の語があり、羞は爾雅釋詁に「羞進也」という。齊への討征を命じたものである。齊への討征という重大な事實について、郭釋には一語も言及していない。齊はもともと周の元勳である太公望呂尙の封ぜられたところで周の懿親であり、東藩の雄鎭であるが、齊が周室との間に怨構を生ずるとすれば、よほどの大變というべく、これが史傳に記載を缺くはずはない。おそらく史記齊世家に「哀公時、紀侯譖之周、周烹哀公」というものが、それであろう。集解に徐廣の說を引いて、「周夷王」という。周本紀にも、「懿王之時、王室遂衰、詩人作刺、懿王崩、共王弟辟方立、是爲孝王、孝王崩、諸侯復立懿王太子燮、是爲夷王」とあり、正義に

紀年云、三年致諸侯、烹齊哀公于鼎、帝王世紀云、十六年崩也

という。しかし始皇本紀の正義には、帝王世紀を引いて「紀侯譖齊哀公於周懿王、王烹之」とあり、懿王のときのこととしている。公羊の莊四年に、齊が紀侯を滅ぼしたのは九世の讐に報いたものであるとし、紀侯の譖のことを論じているが、周王の名をあげていない。鄭玄の詩譜序と齊詩譜にいずれも懿王のときとしているのは、何に本づくのか知りがたいが、紀年の說に據るべきであろう。ただ紀年には齊侯の烹殺を夷王の三年とするも、この器銘によると、討齊のことは五年九月に征命が發せられている。史記の齊世家には、哀公烹殺ののちその弟胡公を立てたが、反對派に襲殺された經緯について述べている。

胡公徙都薄姑、而當周夷王之時、哀公之同母少弟山、怨胡公、乃與其黨、率營丘人、襲攻殺胡公而自立、是爲獻公、獻公元年、盡逐胡公子、因徙薄姑、都治臨菑

この獻公の時の亂は、史記三代世表によると孝王の時に當り、兩師旋の器も孝王の譜に合う。儕はおそらく齎であろう。字は齊下になお冉形の字を添えている。郭釋に、字を齎の異文とする陳夢家の說を引いている。干五を郭氏は十五と釋し、昜登を瑒簦にして、以下の兵器各〻十五具を賜うたと解するが、十をこの字形にしるすことはなく、趞曹鼎二に「虎盧・冑・干・殳」と列擧する干の字形と同じ。小盂鼎に「貝冑一・金干一」とあつて、冑と干とは別個に賜與され、かつその數を記しており、本器も「干五」であろう。

瑒を郭釋に、「爾雅釋器、黃金謂之璗、說文、璗、金之美者、所謂黃金或金之美者、在古時均指銅而言」というも、單なる銅ではなく、銅内に鎳質のものなどがあつて、自然に光輝を發するような兜鍪がえられたのであろう。周緯氏の中國兵器史稿一六九頁にそのような殷の遺品についての記述があり、趞曹鼎二の條に略引しておいた。瑒登とはそういう錫質の光澤ある虎盔をいう。虎盔の數を記していないのは、虎盔以下、盾・戈を合わせて一具をなすのであろう。師猷設にも「干五・錫」とあり、郭氏は字を「十五鍰」とよんで、十五を上文戈琱戒以下の武具に屬し、戈十五具を賜うたものとみて、「彼所錫同樣之戈亦爲十五、疑此是周代的一種制度、非偶然暗合」と論じているが、この器では十五が品目の首にあることになり、文例に合わない。字もまた十の字形とは異なつている。

盾生皇畫內とは、羽飾畫文のある盾であろう。郭氏は周禮樂師の皇舞に、鄭司農が注して「以羽冒覆頭上、衣飾翡翠之羽」といい、また鄭玄が「皇、雜五采羽、如鳳皇色、持以舞」とあるのを引き、詩の秦風小戎「蒙伐有苑」は、羽飾ある盾のことであるから、そのような楯であろうとする。そして皇の字形も、そういう羽飾ある王冠の象形より起ったとしているが、皇はその字形の示すように玉冠の象である。羽飾にはのち翌の字を用い、漢書禮樂志・說文には皇舞を翌舞に作っている。郭氏はまたいう。

此銘言盾生皇畫內、可以有兩種解釋、一種是生皇與畫內、分爲兩事、卽盾頭飾有眞正的五采羽飾、而盾面復有花文畫入、另一種是把生皇畫內、聯爲一事、卽謂盾上有五采畫文、栩栩如生、我傾向於采取前一種

もし五采の畫文ならば、これを生皇と稱することはないと思われるから、生皇とは全羽をいうものであろう。羽毛は孔雀や翡翠などの羽飾で、當時最も貴重とされたらしく、左傳襄十四年に、晉の范宣子が羽毛を齊から借りて返還しなかったため、齊は晉の不信を怒って友好を絶ち、晉の覇業がここに一頓挫を招いた話を載せている。また定公四年に、同じく晉が鄭から羽旄を借りたところ、鄭はこれを晉に贈與した。翌日、召陵の會が行なわれ、晉を主力として諸侯の軍を合せ、楚を伐つ謀議がなされたが、その會に赴く晉の車乘に、鄭から寄贈した羽飾が建てられているのをみて、鄭は晉人の不信を怨み、晉は諸侯の信望を失うに至ったという話を記している。これらの羽毛は特に立派なものであったのであろうが、これを貪ったり輕んじたりしたために國際關係に影響を與えたとする記事が殘されているのは、羽毛が極めて貴重な、ときには國家や氏族の象徵的なものとして貴ばれていた事實を示すとみてよい。賜與された楯に、特に生皇の羽飾があることをいうのは、その楯が尋常のものでないことを特記したものであり、また楯面に美しい畫文が施されていたのであろう。楯に雕飾を加えることは、楯の畫文を示す周の字から、彫・雕が派生していることからも知られる。いま討齊の師を送るに當って、その將帥に專征を認める干を賜り、全羽の羽飾をつけた畫文の楯などを與えて、その行を壯にしたのであろう。

戈琱㦸は初期の小盂鼎にみえている。戈の柄飾として刻紋や雕鏤を施したもので、玉戈の遺品には、みなみごとな雕飾が加えられている。厰必彤沙はその柲部の裝飾をいう。師至父鼎にはただ戈琱㦸をいうのみであるが、夷厲の器に至って、多く戈琱㦸・厰必彤沙という。休盤・寰盤・無叀鼎・師獸殷など、概ね武將への賜與の品目中に列しており、宰辟父殷考古・三・一五　博古・一六・四九　嘯堂・五八　辥氏・一四・八には戈琱㦸彤沙という。考工記に「廬人爲廬器、戈柲六尺有六寸、殳長尋有四尺」とあり、その戈戟矛柄は積竹を以て作った。郭氏は厰を廬人の廬の初文であるとみている。沙は綏。彤綏とは戈の纓飾をいう。師獸殷に沙を尾下に小を加えた字形に作っているのは、あるいは旄牛の類であろう。戈琱㦸とは戈身をいい、厰必彤沙はいわばその附屬部分である。郭氏には別に「戈琱㦸厰必彤沙說」殷周青銅器銘文研究下、七八頁があり、その制を詳論している。

敗逋は敗績。「敬毋敗績」は征命を嚴にする語である。逋は師寰殷「弗逋我東國」のように治績の意で成功をいう。敗績は他器に例のない語である。

旂敢䵼王休、用乍寶毀、子々孫々、永寶用

䵼は三銘何れも左偏のみをかいている。器は征命を受けて、これに奉荅して作られたものであるが、おそらくその成功を祈念する意を含むものであろう。

訓　讀

隹王の五年九月既生霸壬午、王曰く、師旋よ。女に命じて齊に羞追せしむ。女に干五・昜登・盾生皇畫內・戈琱戟・畝柲彤沙を賚ふ。敬しんで敗績すること毋れ、と。旂、敢て王の休に揚へて、用て寶毀を作る。子々孫々、永く寶用せよ。

參　考

本器の日辰は元年毀と合せて一王の曆譜を構成しうる標點をなすものであるが、器銘のしるす討齊の事實が史記の哀公烹殺の史傳をいうものとすれば、孝期の曆譜をここに求めうることとなる。元年・五年兩毀の器制文様にはかなり異なるところあるも、文字は平潤なる書體にて氣味通ずるものがあり、同じ手筆と認められる。

器は新出器群のうち、普渡村の長由器、郿縣の盠器とならんで同出の器の多い器群の一で、同出五十三件に及ぶ。いまその出土事情の大略と、出土器中の主要なもの數器を錄しておく。

器は張家坡西の西鄠鐵道の路線に沿う地點で、道路工事のため土を採取していたとき發見された窖坑より出土した。一九六一年一〇月末日から一一月五日まで作業、その後附近一帶三粁の範圍で試掘したが、西周期の一小墓を發見したのみで他に遺迹なく、器物は陪葬でなく窖藏品であることが確かめられた。

窖內にはほぼ二層に器群が堆積され、南端下層に孟毀諸器、中部下層に師旋諸器、北部上層に伯梁父・伯喜の諸器があるが、他の散亂している諸器のうちには、必らずしも原位置でないものも認められるという。出土の彝器は次の通りである。

足部波状文鏤孔豆

鬲十件　伯庸父鬲八件二五—三三號　斜角雲文鬲二件二三・二四號　器底にすべて薫煙のあとがある。

毀四組廿二件　孟毀三件一—三號（七九著錄）　師旋毀七件（甲、元年師旋毀四件四—七號　乙、五年師旋毀三件八—一〇號）　伯梁父毀四件一一—一四號　伯喜毀四件一五—一八號　竊曲瓦文毀四件一九—二二號

豆一件三九號　口緣に柔軟な顧龍文、足部に波状文を鏤孔を以て飾る。竊曲文豆　歐米・一五七通考・四〇三と極めて近い。通考に器を春秋とするも、この器によるとその器制は西周後期

に起るものであろう。

匕五件　獸文匕一件四九號　夔文匕四件五〇—五三號　何れも虺龍文である。

盉二件　伯百父鎣三八號　伯庸父盉三七號　伯百父鎣に鎣と自銘している。器は長喙ある短足の盉形で、季良父盉西清・三一・三五　恒軒・九三と殆んど同制である。通考三八九頁にその器を春秋とするも、張家坡器群の時期よりいえば、その器制は西周後期に遡りうるものであることが知られる。

鏤孔把手杯三式

壺二件　伯壺二件三三—三四號　上腹收斂、下腹外鼓、兩耳銜環の壺。器制は前期の貫耳壺に類し、大きな鼓腹をもつ後期の壺と同じでない。兩壺とも「白乍寶壺」の器・蓋銘がある。

杯五件　一式二件四〇—四五號　束腰の平底杯。足部に公字形を含む波狀文を飾る。二式一件四二號　束腰の圈足杯。素文。大きな鋬をつけている。三式二件四三—四四號　殆んど直腹。鏤刻の兩把手をもつ。鏤刻の上端は外卷、魚尾形をなしている。

盤二件　伯百父盤一件三六號　附耳の環文盤。伯百父は宋刻にみえる伯百父。字は百と釋するのがよい。　筍侯盤一件三五號　附耳の變樣夔文盤。筍は郇。文王の後にして周の同姓である。

枓四件　一式二件四七—四八號　斂口鼓腹。曲柄のある大勺である。　二式二件四五—四六號　侈口束腰、曲柄は圈足部より斜に高く伸びて、器口より高いところで曲折する。

伯喜毀

右諸器のうち、孟毀・師旋の兩毀はすでに錄入したから、その餘の銘文のある諸器について附說する。何れもすでに郭沫若氏の考釋が試みられているものである。

*伯喜毀　二器。張家坡にいう。「大小皆同、通高二二・七糎、口徑一九・八糎、腹徑二五・四糎、斂口鼓腹、有蓋、兩耳作獸首形、有珥、圈足下有三獸首形足、銘文相同、各廿二字、蓋器同銘」。器蓋に變樣夔文の帶文あり、他は瓦文、圈足部に斜格獸文がある。文樣は大體において師旋毀一に似ているが、蓋の肩が鋭く、その點は伯梁父毀に

近い。銘文四行廿二字。

白喜乍朕文考剌公隮𣪘、喜其萬年、子々孫々、其永寶用

郭釋にいう。「此乃祭器、以器形及字體占之、殆西周中葉略後之物、當在夷厲時期」。ほぼその時期のものであろう。伯喜の名は他に所見がないようである。

*伯梁父𣪘　二器。張家坡にいう。「大小皆同。通高二二・八糎、口徑一九・七糎、腹徑二五・七糎、口稍斂、腹稍鼓、有蓋、兩耳作獸首形、有珥、圈足下有三小足作獸首形、銘文相同、各十五字、器蓋同銘」。全瓦文の三小足𣪘。蓋に肩があること前器と同じ。何𣪘等と同じ系統に屬するものであろう。器蓋四銘、みな三行十五字。

白梁父乍龔姞隮𣪘、子々孫々、永寶用

梁は木に從っていないが梁の初文。稻粱の字はこの形に從う。龔は女旁を添えており、龔の繁文であろう。郭釋にいう。「龔姞乃姞姓國之女、殆伯梁父之亡妻或亡母、伯梁父爲之作祭器」。字は師旋の器に似ている。

伯梁父𣪘

*伯庸父盉　張家坡にいう。「通高二三・三糎、口徑一七・二糎、喙長一六・二糎、分當、獸流、鋬作獸首形、原有環與蓋相連、蓋內有銘文一六字。」器蓋に變樣夔文あり、流首を獸形に作るものは鳳蓋盉泉屋・一〇二　通考・四八三などの例がある。銘三行一六字。

白庸父乍寶盉、其萬年、子々孫々、永寶用

伯庸父には別に鬲があり、その文によると姫姓の家である。盉の字形について、郭釋にいう。「此器盉字、原文特異、左側以兩手捧盂形、右側從一手持勺以挹酒漿、因器形確是盉、故得認爲盉字、唯由此字以推測、盉之使用有時須用兩人、蓋銅盉如過大、並盛酒漿、則以一人操作時便致費力」。また盉を和酒の器とする王國維の說を「殊不盡然」として、盉の字形に麥秆で酒を

伯庸父盉

＊伯庸父鬲　すべて八件あり、白壺三三號內に四件、また白壺三四號內に四件が內裝されていた。張家坡にいう。「大小皆同、高九・八糎、口徑一四糎、腹徑一五・七糎、平唇、鼓腹、平當、柱足而中空、八件皆在唇上有相同的銘文一〇字、器底部都有煙薰的痕迹、當係實用之物」。壺中に數器を容れうるような小鬲である。

飲む象に作るものがあり、酒罐であるとしているが、祭器としての盉には考えがたいことである。盉には普渡村出土器中に長由盉があり、殆んど盉の下限を爲すものと考えられているが、本器によつてその時期はさらに孝夷期にまで下りうることが確かめられた。器形は大體において長由盉に近い。洛陽中州路の西周墓からも、この種の盉一器が出土、分尾の鳳帶文をもつ毀と同出しており、また本器より稍〻先行するものであろう。前期盉の形式を保有するものとしては、この器を最下限におきうるようであるが、なお著しい分當をもつことが注意される。

伯庸父鬲

白庸父乍叔姫鬲、永寶用

郭釋に「此器無媵字、盩伯庸父爲其妻所作之器」と說いているが、疑問である。媵器に媵字を略することは、たとえば伯家父毀に「白家父乍孟姜媵毀」三代・七・三六とあり、同じ作器者の伯家父鬲に「白家父乍孟姜寶鬲、其子孫永寶用」三代・五・三〇というに徵すれば、普通に行なわれていることであり、この場合も同例とみてよい。すなわち伯庸父の家は姬姓であることが知られる。

＊伯百父鎣　自銘に器名を鎣という。鎣の初文であろうが、器形は短足の盉というに近い。張家坡にいう。「通高二一・七糎、口徑一〇・一糎、腹徑一七・二糎、喙長七・五糎、平唇斂口、

折肩收腹、長流、鋬作獸首形、圜底、三足特短、有蓋、蓋上蟠龍與二小龍、蓋內有銘文八字、此類器形比較少見、已見著錄的季良父盉、與此器幾無差別」。

伯百父鎣

白百父乍孟姬朕鎣

說文に鎣あり、「備火長頸缾也」とあるが、器は盉と同じ器種とみてよい。宋刻に伯百父毀考古・三・一九 博古・一六・四二があり、正しくは白百父と釋すべく、おそらく本器と同じ作者の器であろう。器影はすでに毀の條第二卷・四一三頁に掲げておいた。その銘にいう。「伯百父作周姜寶毀、用夙夕

伯百父盤

享、用旂邁壽」。鎣において孟姬の媵器を作っており、その家は姬姓、姜と通婚の關係にある。伯百父毀は考古によると驪山の白鹿原から出土しており、伯百父の家の墳塋の地はおそらく白鹿原方面であろう。

*伯百父盤　張家坡にいう。「通高一〇・五糎、口徑三九糎、平唇而外折、矮圈足、附耳、器內銘八字」。器と圈足部に環文を飾る。文は伯百父鎣に同じ。

白百父乍孟姬朕般

また孟姬の媵器である。郭釋にいう。「伯百父爲姬姓國之長、則孟姬所適國、(卽窖藏銅器之國)、必非姬姓、媵器乃外來陪嫁物、故所窖藏之器、非一國所制」。同出の器に、龔姞・叔姬があり、殊に姬姓の女が多い。

郭氏はすでに伯庸父鬲を自作の器とし、その文中の叔姬を伯庸父の妻としてこの說を立てたものであろうが、伯庸父鬲が媵器であることはすでに述べた。郭氏の論法でいうと、張家坡は伯庸父の地で庸父は姬姓に非ず

とするわけであるが、何れも誤である。

*筍侯盤　張家坡にいう。「通高一〇・一糎、口徑三六・二糎、附耳、圏足、器內銘文一二字」。器腹と圏足に變樣夔文をめぐらす附耳盤。

筍侯乍叔姬賸般、其永寶、用鄉

鄉は饗。盤銘に饗・食器・宗彝䵼彝などの語を用いる例があり、盤には盥盤だけでなく、盤飧の用に供するものもあつたのであろう。郭釋にいう。「此銘一首一尾二字漫漶、就原器觀之、可辨、筍同郇、文王之子所封國、故爲姬姓、此叔姬殆卽伯庸父作叔姬鬲之叔姬、筍侯當卽伯庸父岳父」。伯庸父鬲の叔姬もまた媵器であることはさきに述べた。郭氏のこれらの釋は、すべてこの窖藏諸器の性質觀にかかつている。墳塋からの出土品でないため、この同出銅器群を

筍　侯　盤

どのように解するかが、甚だ大きな問題となるのである。

張家坡出土の器群について、郭氏は次のような總括的な見解を與えている。

1、器非作於一時、全部器皿是西周時代的東西、但作器的時期很不一致、有的早在周初成王時、有的在西周中葉或以後

2、器非作於一家、十一種銘文中、有三種明顯標明是媵器、卽是陪嫁的嫁奩、是從姬姓陪嫁來的、由此可見、器群的主人不姓姬、而與姬姓族通婚

3、器群的主人不僅與姬姓通婚、又與姞姓族通婚、伯梁父作龏姞簋、可以爲證、但主人究竟姓什麽、無法考證

4、器群的主人、是周朝的卿士、在周初曾有人從軍東征、在周中葉以後、其後人亦從事戎政、古者世官、看來歷代都是軍事上的人物、地位頗高

5、器既非作於一時、亦非作於一家、證以坑中埋藏狀況、確非墓中殉葬品、而是窖藏、何以要窖藏、必然是經歷了重大的事變、在西周時有兩種可能、一種是在厲王奔彘的時候、另一種是在幽王滅國的時候、厲王三十七年、國人發難、厲王出奔于彘、故城在今山西省霍縣東北、其明年共伯和執政、凡十四年、(舊稱周召二公共和而治、非是)、這在西周爲一革命時期、當發難時、國人要殺太子靜、(後爲宣王)、召公用自己的兒子來替死了、可見革命鬪爭的激烈、因此、朝廷貴族、不依附革命勢力的、必然窖藏其重器而出奔、然待宣王復辟後、窖藏應該啓復、而此却不然、且同樣未啓復之窖藏不少、以前屢有發現、一九六〇年十月陝西省歷史博物館卽曾經在扶風縣齊家村發現了一批、尚有已露苗頭而待發掘者、然則器之窖藏、當以幽王時遭犬戎之禍爲宜

6三年之喪、爲孔子所創制、此外、在官制・器制・文字上、也有了新的發現、如備于大左、如盾生皇畫內、如油瓶謂之鎣、如盤厲謂之麗般、均是第一次見於彝銘者

伯壺

以上六點の總括について、次に簡單なる小批を加えておく。

1、器は一時の作ではないが、盂毀は郭說のように周初成王期のものでなく、その器は大顧鳳文をもつ方座毀、その文字は緊湊の小字體で昭穆期のものである。伯壺もまた環耳壺で、時期の早いものであろう。次に兩師旋毀は銘文により孝王初年の器であることが知られ、自餘の器はその器制・文様・銘文・文字よりして、ほぼ孝夷期のものと考えてよい。盂毀の三器が時期的に先行するほか、他はみな一時のものであるから、盂毀は當時傳世の器、他は當時の器であると考えられる。

2、器群の主人公を郭氏は姫姓以外の者とし、伯庸父をその人に擬定している。伯庸父鬲にみえる

叔姫を、筍侯盤の叔姫にして、郇侯より來嫁した人とみるのであるが、鬲は媵器である。盂・師旋・伯喜・伯梁・伯・伯庸父・伯百父・筍侯の八家の關係が不明である以上、この器群を特定氏族の器と定めることは困難である。自作の器であることが明らかなものは、盂・師旋・伯喜・伯の四者であるが、四者の關係は知りがたい。

3、一窖中に姫・姞の媵器あり、また伯庸父が姫姓の人であるとすれば、この器群は本來一所にあつたものでなく、何らかの機會に收集されたものであろう。

4、すでに器群が一時の器でなく、一家の物でないとすれば、器群の本來の所有者を定めることも容易でない。たとえば盂と師旋との關係についても、これを明らかにする手がかりは殘されていない。自作器の最後のものは伯喜・伯庸父の器であると思われるが、伯壺の伯がその自稱であるとすれば、最終にはその家に收藏された器という推定が、一應は可能であろう。伯庸父の器がすべて九件という多數に達している事實も看過しがたい。

5、窖藏の時期として、厲王奔彘、幽王滅國の二つの場合の可能性をあげ、結局後者のときとするが、孝王の初年より厲末まで九十餘年、幽末ならば百七十年左右となる。發掘の報告者である趙永福氏によると、伯壺の蓋、伯庸父盉の足にひとしく補修のあとがあり、破處に溶銅を注入した形迹を認めうるということであるから、制作後多少の時期を經たものではあるとしても、東遷のときと論斷するには、なお十分な檢討を必要としよう。器群には明らかに宣・幽期と定めうる銅器が認められず、窖藏の時期としては一應夷末・厲末の場合をも考慮に加えておくべきであろ

う。厲末に戎狄寇掠のことが竹書紀年後漢書西羌傳注にみえ、この時期に一時鎬京廢絶のことがあつたと思われ、また厲王奔彘のとき、その本貫を大去して王に從がつた氏族もあつたと考えられる。これらのことについては、他の窖藏諸器の場合と合わせて考察すべき問題があるので、別の機會にいう。

6、器群中の伯百父の關係器が、伯百父毀として宋刻に著錄されており、白鹿原出土の器と傳えられていること、伯梁父關係の器中に伯梁其・梁其の盨・鐘が現存すること、その鐘が虢叔旅鐘や師望鼎の銘辭と近似した表現をもつこと、これらは何れも器群の時期や他氏族との關係を推究しうる資料であり、その點の究明が必要である。

以上の問題を考えるに當つて、まずこれら窖藏器群の出土狀態について、報告者のいうところを聞く必要がある。坑は長一・二米、寬〇・八米、地下〇・九米の小長方坑で、坑口に擾亂のあとあり、坑底に一、二糎ほどの灰土がある。この中に五十三器が窖藏されていたわけであるが、伯壺にやや損傷があるほかは保存完好、器は大體二層におかれ、鬲・杯・匕・枓など小形の器は、壺や毀の器腹中に容れられている。その出土狀況は、上下二層の平面圖次頁によつてその大體を知ることができよう。

器群の性質は、その出土狀況、すなわち墓葬か窖藏かによつて規定されるところが大きい。墓葬の場合は別としても、窖藏の器群については器物を離れた他の條件をも考慮しなくてはならぬから、問題は複雜となる。齊家村器群について、黨晴梵氏は齊家村に序している。

張家坡窖藏諸器出土狀況一（上層平面圖）

張家坡窖藏諸器出土狀況二（下層平面圖）

向來出土之銅器、多在墓穴、此次發現、則係窖藏、又係正式發掘、爲西周重器地下存放狀況、增加一新概念、洵足重視、回憶廿餘年前寶雞戴家溝附近出土周器二百餘件、早已散軼、僅留影照、可認輪廓、銘文墨本三十有餘、亦堪考訂、其中禮器居多、或謂大部出土於窰洞中、以此次之發現證之、蓋亦係窖藏、而由崖岸從側面發現者、當時不察、遂誤認爲窰洞耳

戴家溝出土二百餘件の器についてはその詳細を知りがたいが、おそらく金文分域編一二・一一に寶雞縣出土として著錄する銅柉禁以下の數十器を指すものであろう。柯氏は注して「民國乙巳、寶雞鬭雞臺出土」というが、乙巳は己巳の誤なるべく、民一八年のことと思われる。器名をあげるもの六六器、器名によつて察するに、殷周期の器と西周後期の器とが混在しているようである。一時一家の器でなく、黨氏のいうように窖藏の器であろう。寶雞からは、道光戊戌一八年、一八三八・光緒元一八七五・光緒一三年一八八七・宣統末など、數次にわたる出土があるが、光緒二七年一九〇一出土の柉禁と器群は陶齋に著錄されて海外にも喧傳し、のち一九二四年メトロポリタン博物館の藏に歸して、海外學者の研究を誘起したことは著明な事實である。この陶齋柉禁の出土について、截頭方錐形墳丘の後方に、羨道によつて通ずる塼築穹窿狀の天井をもつ圓形平面の玄室に、棺の前面に禁をおき、その上に諸器があつたという西人の實見談が傳えられているが、この説は梅原博士も疑問とされているように疑わしい。支那考古學論叢・七七頁以下 おそらく銅柉禁の器群と同じく、窖藏の器であつたとみてよい。

近年出土の器群についてみても、墓葬品でない器群が多いことは注目すべきである。たとえば、丹徒諸器一二件一九五四は古代の烽火臺下の傾斜地の大坑から出土、凌源諸器一六件一九五五は墓葬の痕迹のない山の斜面から、また藍田諸器一六件一九五九はその出土報告に墓葬のことにふれておらず、齊家村諸器三十九件一九六〇も窖藏の器であることが報告されている。これらの窖藏諸器については、たとえば南方の銅鼓の出土情況や、わが國の銅鐸の出土と相似た事情をもつことが推量されるものもあり、そのことは別の機會にまとめて考察するつもりである。

一四二、噩侯鼎

器名　馭方鼎𥨊齋　王南征鼎簠齋　噩侯馭方鼎小校
時代　夷王大系　厲王通考・麻朔
收藏　「陳壽卿器」奇觚・通考
著錄
器影　通考・二九五・圖二

噩侯鼎

銘文　𥨊齋・五・八　奇觚・二・七　簠齋・一・一六（鼎二）　周存・二・二四　大系・九〇　小校・三・二三　三代・四・三二・一

考釋　𥨊齋賸稿・二一　韡華・乙中・五二　大系・一〇七　文錄・一・一六　文選・上二・六　麻朔・四・一三　通考・二九五
王國維「噩侯馭方鼎跋」觀堂集林補遺

器制　通考にいう。「拓本、通耳高約一尺二寸、腹飾夔紋一道、足飾饕餮紋」。立耳、鼓腹深く、項下の帶文は顧龍文で尾部内卷、斜格形をなす。文樣は趞曹鼎二と同じであるが、脚頭に饕餮を飾り、氣象渾厚、器形はおそらく師湯父鼎に似ていよう。ただ器は通考にその拓を載せるのみで、詳細を識りがたい。

銘文　一一行八六字

王南征、伐角𩎟、唯還自征、才砄

この器の前後に南征をいうものには無㠱𣪘・虢仲𥁰などがあるが、王の親征をいう點では虢仲𥁰のいうところに近い。

角𩎟を奇觚に「未詳、或釋舒」といい、郭氏はその説を採り、「疑卽群舒之屬」というが、角を説かず、字形も合わない。𥨊齋賸稿に角について「後漢書有角閎、其先或因地爲氏、左傳襄廿六年、襲衞羊角取之、或卽其地與」、また第二字を郳鄘衞の鄘、もしくは庸蜀の庸かという。庸蜀とするのは簠齋の説で角を觸の省文とし、書の牧誓の蜀庸に充て、南征の語にも合するという。韡華に第二字を喬と尸に從う字にして夷種の名とする説を出している。

尸卽古夷狄夷字、疑卽古裔夷裔字、左定十年傳、齊侯以萊人劫魯侯、孔子曰、兩君好合、而裔夷之俘、以兵亂之、裔不謀夏、裔喬音近、此字當爲从喬聲、卽古裔夷字也

裔は遠、裔夷は夷種の名ではない。親征の根據地が砄におかれていることからみて、この種族は南

淮夷の屬であろう。𣎴については窸齋に說文の邳を引いて魯國の薛縣とし、韡華に秦公段にみえる地名に充てるが、みな方向を異にする。大系に王國維の說によつて競卣の鄆と同一の地とし、王氏のいう大伾の地を、河南の濬縣に非ずして汜水縣の大伾山であるという。厤朔に地を成皋とするが、地點としては適當なところである。成皋・虎牢は古來中原の險要とされたところで、一時虢氏の居城であつた。

噩侯駿方、內豊于王、乃僎之、駿方晉王、王休宴、乃射、駿方卿王射、駿方休闌、王宴、咸、酓、王親易駿〔方玉〕五𣪘・馬四匹・矢五〔束〕

ここにいう儀禮は、納醴・祼禮・侑・燕射・鄉射・燕飲及び賜與にわたつており、古代の謁見儀禮の詳細を知りうる重要な資料である。王の南征と噩侯との關係は記されていないが、のちに噩侯駿方の叛亂を述べている禹鼎によると、噩侯は南淮夷・東夷を率いて南國・東國を伐ち、これを震撼せしめているのであるから、本器における噩侯は、このとき王の南征を受けて歸順し、朝見の禮を行なつたものとみられる。

噩侯は鄂侯。その字釋は窸齋に詳しく、地望については大系に說がある。大系にいう。

古地名鄂者有三、一卽今湖北鄂城、一在今山西鄉寧縣、縣南里許有鄂侯故壘、卽左傳隱六年所見之鄂侯也、又其一在今河南沁陽縣西北、史記殷本紀、以西伯昌九侯鄂侯爲三公、正義引徐廣曰、鄂一作邘、音于、野王縣有邘城、左傳僖廿四年、邘晉應韓、武之穆也、杜注亦云、河內野王縣西北有邘城、余意邘乃鄂之子邑、周人滅殷、以邘地分封、故復號邘也、沁陽與汜水隣接、本銘之噩侯、當卽殷末鄂侯之後裔矣、此噩乃姞姓之國、與周室通婚姻、別有噩侯段云、噩侯乍王姞媵段、王姞其萬年、子〻孫〻、永寶用、可證

噩は卜辭の畋獵地名にもみえ、やはり河內の地であるが、本器の鄂侯は、のち南淮夷を率いて南國に騷擾を起したものであるから、淮域方面の古國であろう。湖北鄂城というのも、その意味では遠きに過ぎる。噩侯段によると、一時周と通婚の關係をもつた姞姓の國である。

內豊は納醴。效卣にも、王が嘗において灌禮を行なつたとき、公東宮が納饗して貝五十朋を賜うたことを記している。本器では噩侯の納醴に對し、王は祼禮を與えている。邦賓を迎えて祼禮を行なうことは、小盂鼎にもみえる。

儛について、大系に王國維の説を引いていう。

王國維云、儛字雖不可識、然毛公鼎有鄭圭、與秬鬯相將、蓋卽鬯圭矣、然則鼎所云王乃儛之者、謂王祼駁方也、駁方晉王者、謂駁方酢王也、周禮大行人、侯伯之禮、王禮一祼而酢、卽此事也、觀堂別集補遺、釋宥今案王說至確、蓋儛卽䰝之繁文見庚嬴鼎亦卽古祼字、从人从収、以奉圭瓚也

儛はすなわち祼禮の祼である。祼については小盂鼎・庚嬴鼎の條下にそれぞれ略説した。晉を王說に酬酢の意とするが金文にその例なく、師遽方彝「師遽蔑曆、晉」のように宥命の義、あるいは毛公方鼎「飼其用晉」のように侑薦の義に用いる。この器では「駁方晉王」とあり、駁方よりの行爲であるから、納醴の上になお進獻するところがあつたのであろう。これに對してまた、王より休宴を賜うのである。休も賜與の義である。

饗宴の際には射儀が行なわれる。射儀には令鼎・靜設などのように、卿射の形式をとる。射儀には修祓・盟誓の意味があつて、この器では盟誓の意味で行なわれたものであろう。「駁方休闌」とはその卿射の結果が休善であつたとの意とみられる。奇觚や韡華に、闌を地名にしてその地を休賜されたと解しているのは、饗醴の途中で賜土のことをいうものとなつて、甚だ文の次序を失する。闌はあるいは宗周鐘「艮子廼遣間」の間と同義であるかも知れない。麻朔には嫺の義であるという。

遣間とは和好の意を表示してきた意味であろうが、本器では射儀を行なうことによつて、相互に和親の意を確認するのである。かくして「王宴、咸、酓」となる。賜饗のことが終つて、飲爵が行なわれた。咸は儀節の終ることをいい、一字で句。その後玉五瑴・馬四匹・矢五束を賜うている。玉五瑴は尹姞鼎の「玉五品」、卯設の「鬲章四・瑴」、師遽方彝の「珊圭一・璟章四」に當るもので、祼鬯の玉器であろう。馬四匹は噩侯の入見に對して、また矢五束は四方専征の命を與える意味とみられる。矢束は百本。左傳莊十八年に晉侯入見の禮を記し、同じく玉五瑴・馬四匹を賜うているが、諸侯入見のときの定禮であつたのであろう。

〔駁〕方拜手韻首、敢〔對覭〕天子不顯休贅、〔用〕乍障鼎、其邁年、子孫永寶用

贅は釐。敔設三「贅敔圭鬲」、大克鼎「易贅無疆」などの例がある。班設には釐、また春秋の器にも多く釐を用いる。時期による慣用があつたのであろう。

訓　讀

王、南征して角翻を伐つ。唯自り還りて矿に在り。噩侯駁方、醴を王に納る。乃ち之を儛す。駁方、王に侑す。王、休宴す。乃ち射す。駁方、王の射に卿す。駁方に休闌あり。王、宴す。咸る。飲す。王親しく駁方に玉五瑴・馬四匹・矢五束を賜ふ。

駁方、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる休釐に對揚して、用て障鼎を作る。其れ萬年、子孫永く寶用せよ。

參考

本器の噩侯馭方について、愙齋賸稿にその人と時代とを論じていう。

鄂侯、左氏隱六年傳、嘉父逆晉侯于隨、納諸鄂、晉人謂之鄂侯、注、不詳其名、或卽馭方、亦未可攷、竹書紀年周平王四十七年卽魯惠公四十五年、晉立孝侯子郤、是爲鄂侯、左氏云、惠之四十五年、曲沃莊伯伐翼、弑孝侯、翼人立其弟鄂侯、一曰子、一曰弟、此不符也

竹書紀年桓王二年、王使虢公伐晉之曲沃、晉鄂侯卒、曲沃莊伯復攻晉、晉立鄂侯子光、是爲哀侯、左氏隱五年傳則云、曲沃莊伯、以鄭人邢人伐翼、翼侯奔隨、秋、王命虢公伐曲沃、而立哀公于翼、一曰鄂侯卒、一曰翼奔隨、此又不符也

竊疑、鄂侯郤爲孝侯之子、郤已卒、故立其子光、奔隨之翼侯、當係孝侯之弟、翼人納之鄂、亦謂之鄂侯、是鼎所謂鄂侯馭方、或卽翼人所立孝侯之弟、亦未可知、下云、乃遷之、內卽納、納下一字不可辨、王既立哀侯于翼、故遷鄂侯於它邑、當係地名、鄂侯爲翼人私立、未奉王命、故納地于王、以下皆紀鄂侯從王射、從王宴、拜王錫玉錫馬矢、此鄂侯歸命于王之事、左氏不詳鄂侯之所終、得此可補左氏之闕文

器を春秋初期、晉の鄂侯に關するものとし、鄂侯が地を王に獻じて朝見し、賜與を賜うて諸侯の列位をえた次第を敍べるものとするのである。儐禮や納醴の字を誤り解し、彝銘の證を經傳に求めてその解を誤つたものであるが、清末諸家の考釋には往々にしてこのような牽合の説がみられる。王國維がその三代著錄表に序して、「至於考釋文字、宋人亦有鑿空之功、國朝阮吳諸家、不能出其範圍、若其穿鑿紕繆、誠若有可譏者、然亦國朝諸老之所不能免也」というのもそのためである。禹鼎は近出の器であるが、その同銘の鼎は宋刻にすでに穆公鼎の名を以て錄されており、文中に鄂侯馭方が南淮夷・東夷を率いて南國・東國を廣伐するという叛亂の事實を記している。從つてその地望は北方山西の僻地ではありえず、また文中に西六𠂤・殷八𠂤の動員が述べられていて、東周のことではない。おそらくこの鄂侯の叛亂は、周朝入事の後に志と違うところがあつて起されたものらしく、本器の時期はそれよりかなり先立つものとみられる。器は顧龍文をもつ鼓腹の深い鼎であり、少くとも夷王期より下るものではない。鄂侯の器になお鄂侯毀というものがあり、同一人の作器と思われるものであるから、その器によつてもその時期を推すことができる。

*噩侯毀

器名　器侯敦 攈古　鄂侯敦 筠清

時代　夷王 大系　厲王 麻朔

收藏　「湖北漢陽葉氏藏」攈古　「一藏內府、一藏熱河行宮、與前人著錄漢陽葉氏平安館所藏、文同器異」貞松　「一藏故宮博物院、一藏中央博物院」故宮

著錄

器影　一、故宮・上・六九　二、武英・七五　大系・一〇〇　通考・三三八　故宮・下・一八三

銘文　一、貞松・五・二五　大系・九〇　小校・七・九七　三代・七・四五・三

二、貞松・五・二五　大系・九〇　小校・七・九六
三代・七・四五・四
三、筠清・三・二　攈古・二之二・四〇　敬吾・下・
二　奇觚・一六・二四　周存・三・七七　小校・七・九
六　三代・七・四五・五　二玄・三三八

考　釋　通考・三五三　厤朔・四・一三

器　制　一、故宮にいう。「通耳高一三・三糎、深一一・六糎、口徑一八・五糎、底徑二〇・八糎、腹圍七四・一糎、重四・二七五瓩、腹飾瓦紋、口及足飾重環紋、兩耳作獸首形、有珥、一耳斷」。器影によると、右耳に補修のあとがみられる。失蓋の圏足毀である。

二、故宮にいう。「通耳高一六・四糎、深一〇・三糎、口徑二〇・二糎、底徑二〇・九糎、腹圍七六糎、寛三五糎、重四・一一瓩、口緣及圏足飾重環紋、腹飾瓦紋、兩獸耳、有珥、三足飾獸面紋、失蓋」。第一器に比して器腹淺く、器はやや大きい。文様は同じであるが、小三足がある。同銘の器にして一は圏足、一は小三足毀であることが注意される。

噩侯毀第一器

第三器は器影未見。

銘　文　三器、器銘、二行一七字。

噩侯乍王姞媵毀、王姞其萬年、子〻孫永寶

容庚氏は史記殷本紀の鄂侯の名をあげ、「厥後鄂侯不見于經傳、今得此簋及鄂侯馭方鼎、是知鄂國于周尚存矣、此簋乃鄂侯爲其女王姞所作之媵器」武英・七六という。春秋期の鄂侯については窓齋に詳しいが、殷代の鄂はおそらく河内の地で、本器や春秋の鄂ともまた各〻別であろう。第三器が漢陽葉氏の舊藏であるのは、あるいは器がこの方面の出土に係るためであろうか。當時鄂侯は王室と通婚し、その女の媵器を作つており、おそらく鼎にいう服事入朝の後に王室と和親を重ねたものであろう。そして禹鼎にいう背叛に至るまで、淮漢方面の東南の藩鎭たる地位を占めていたものと思われる。

噩侯毀　第三器銘

一四三、⿰黹虎𣪘

器名　𪓐𣪘善齋

時代　厲王大系

收藏　「善齋藏」善齋　「中央博物院」故宮

⿰黹虎　𣪘

、著録

器影　善齋・禮七・八八　大系・一〇一　善齋圖・八一　通考・三二六　故宮・下・一七八　二玄・三四〇

銘文　彙攷・二・一四　貞松・補上・二七　大系・一〇四、一〇五　小校・八・五〇　三代・九・四・一、二　二玄・三三九

考釋　大系・一一九　文錄・三・一五　文選・下二・一三　通考・三五〇

器制　故宮にいう。「蓋器均飾瓦紋、口緣各飾竊曲紋、兩獸耳、有珥、三足、通蓋高二一・四糎、深一一・八糎、口徑一六・五糎、底徑一八・三糎、腹圍六八・六糎、寬二八・八糎、重三・一四五瓩」。蓋淺く、變樣虁文・瓦文の三小足𣪘。𫊣𣪘善齋・七八　通考・三二八がこれに近い器制である。

銘文　器蓋二文　各七行五八字

唯王正月、辰才甲午、王曰、⿰黹虎、命女𤔲成周里人眔者侯大亞、嗌訟罰、取遺五寽

週名をいわず、「辰在」と稱している。初期・中期のものにこの形式が多い。曶鼎には週をあげ、なお「辰在」の語を著けている。文は廷禮を記さず、ただちに王命を錄する。⿰黹虎を善齋に𪓐と釋するのは、說文にその字がみえるからであろう。說文黹部に、「𪓐、合五采、鮮色、从黹虘聲、詩曰、衣裳𪓐𪓐」という。詩は曹風蜉蝣、字はいま楚に作る。

成周里人と諸侯大亞を對擧しており、⿰黹虎に兩者を官𤔲することが命ぜられている。里人は史頌𣪘に「瀗友里君百生」とある里で、成周

邑里の里人をいう。成周は周初に庶殷を移した新邑で、その邑里に庶殷を配置し、里に里君がおかれていたのである。諸侯大亞は、諸侯の大亞であろう。成周里人と語例同じ。大系にいう。

亞者、尙書牧誓及立政有亞旅、酒誥、越在內服、百僚庶尹、惟亞惟服、周頌載芟、侯主侯伯、侯亞侯旅、據詩知亞與旅實二職書梓材、司徒司馬司空尹旅、亦謂尹與旅也、據酒誥知亞乃王官、爲亞者不只一人、故卜辭有多亞後編・下・三二・九、邇彝亦有多亞貞・四・四七、亞之爲職、實自殷代以來所舊有、此言大亞、知亞職亦有大有小、猶群右之有大右與小右也

詩の載芟は藉田の儀禮を歌うものであろう。稿本詩經研究通論篇第三章その儀禮に參加するものには主・伯・亞・旅・彊・以があり、主は族長、伯は管理者、彊・以は有力者や餘力あるもので、農耕の奉仕者である。亞旅は酒誥・立政のほか、牧誓にも亞旅師氏とあつて師旅と並稱している。亞の起原はおそらく殷周期の亞字形款識の示すように、諸族の祭祀儀禮を執行する祭祀階級であり、殷陵の墓室がその形に作られていることも、その名號と關係があろう。藉農や軍旅に亞職のものが關與するのもそのためである。克殷の後、成周には庶殷が遷されたが、そのうち特に宗祝の官として重要な地位にあるものが大亞であつた。それら大亞の職にあるものを虩に官司させるのである。爾雅釋親に亞を親族稱謂としているのは、後の轉義であろう。

嗌は訊。訊訟のことを命ずるときには、多く「取遺若干守」という。趞鼎・揚𣪘・牧𣪘などにみえる。取遺は特命のことに對する職務俸的な報酬であろう。

易女尸臣十家、用事、虩拜䭫首、對䚄王休命、用乍寶𣪘、其子〻孫〻、寶用

尸臣とは夷族出身の臣隷である。臣を賜うときは、多く家を單位としていう。この賜與は、成周里人・諸侯大亞を官司する本務の册命に當つて、與えられたものである。

訓　讀

隹王の正月、辰は甲午に在り。王曰く、虩よ、女に命じて成周の里人と諸侯の大亞とを嗣めしむ。訟罰を訊せよ。遺五守を取らしむ。女に夷臣十家を賜ふ。用て事へよ、と。

虩、拜して稽首し、王の休命に對揚して、用て寶𣪘を作る。其れ子〻孫〻、寶として用ひよ。

參　考

本器の時期について、大系にこれを厲王に屬していう。

本銘字體文例及典制、均與揚𣪘相近、二器之相去、必不甚遠、故次于此

郭氏が本器と近しとしている揚𣪘は、斷代に懿孝、通考等には厲王期に屬しているものであるが、器影を傳えない。その廷禮は周康宮で行なわれ、本器と同じく訊訟のことを命じている。文中に嗣徒單伯が右者としてみえ、單伯鐘と同期の器である。

器銘には成周庶殷の官嗣が命ぜられており、おそらく南夷東夷の問題が緊要を加えるに至つた時期のものであろう。周の紀綱は、夷孝期の討齊などにもみられるように、その頃に至つて急速に弛緩の傾向をみせるが夷厲の治世は長く、一時その繁榮を回復したものと思われる。

しかし厲末に至つて、ついに大壊を招いた。南征のことは懿王期にもみえるが、本器の器制は夷厲期のものであろうから、周が南方の經營に異常な努力を拂うに至つた夷厲期における、南征の關聯器の一と考えてよいであろう。

一四四、虢仲盨

器名　虢中簋貞松・三代　虢仲盨蓋十二

時代　厲王大系・通考・麻朔

出土　「器出陝右」王跋

虢仲盨

收藏　「北京孫氏雪園藏」十二

著録

器影　十二・雪・一〇　通考・三六九　二玄・三八七

銘文　貞松・六・四一　大系・一〇五　三代・一〇・三七・三

考釋　大系・一二〇　文錄・四・五　文選・下三・三　通考・三六二　積微居・一四〇　王國維　虢仲簋跋觀堂別集補遺

器制　十二家にいう。「通鼻高八・三糎、口徑左右二四・五糎、前後一六・八糎、失器、色黶、微綠、緣繞鉤曲文一道、鼻四、作夔文」。鉤曲文は變樣夔文をいう。器は明らかに盨の蓋で、その制は克盨・杜伯盨などに近い。

銘　文

蓋銘、四行二二字。

虢中以王南征、伐南淮尸、才成周、乍旅盨、玆盨友十又二

器の南征は、鼉侯鼎にいう南征と同時の役であろう。征伐の對象は淮夷であり、このとき王の親征が行なわれ、虢仲もその軍に隨行したのである。以は與、その行をともにすることをいう。文錄に「以舊釋與、非、以因也、因王征南淮夷而至成周也」というが、文義妥順を缺く。

王跋に、虢に三虢あり、虢仲とは城虢に外ならぬとしていう。

漢書地理志所謂北虢在大陽、東虢在滎陽、西虢在雍、是也、西虢又謂之小虢、史記秦本紀武公十一年、滅小虢、裴駰集解、卽以西虢當之、又謂之城虢、吳淸卿中丞所藏城虢中敦、出於鳳翔、古西虢之地、彼敦之城虢中、卽此簋之虢中、或謂之城虢者、所以自別於大陽滎陽之虢也

諸虢については別にいうが、虢仲の諸器は鳳翔より出で、そこからはまた虢季氏の器も出土する。虢季氏の器は別に上村嶺からも出土しており、その上村嶺からは虢器も出ているから、諸虢の間に移動があつたようである。城虢中の所在はもとの鳳翔の地であろうが、もと東虢より關中に移つたことも考えられ、鄭虢仲はまたその別氏であるらしい。本器の當時の虢仲がどの地にあつたのかは明らかでないが、鼉侯鼎にみえる「王才矦」の矦はもとの東虢の地であるから、今次の南征に虢仲がその親征に從つたのも、そのような關係があつてのことと思われる。國語鄭語に「其濟洛河潁之閒乎、是其子男之國、虢鄶爲大」とあり、韋注に「虢、東虢也、虢仲之後」とみえ、漢書地理志上には東虢の地を滎陽としている。

大系に、この南征を後漢書東夷傳にいう淮夷入寇のことに當るとしていう。

後漢書東夷傳、厲王無道、淮夷入寇、王命虢仲征之、不克、本銘所紀、卽行將出征時事

後漢書四裔傳の記事は多く古本紀年によるものであるから、この條も紀年の文であろう。今本紀年の厲王三年に、「淮夷侵洛、王命虢公長父、伐之、不克」とみえるものがこれに當る。虢公長父は呂覽當染に「周厲王染於虢公長父・榮夷終」とあり、荀子成相に「郭公長父」に作る。郭公はまた郭公に作り、郭は虢の借字ともみられる。厲王と虢公のことが諸書に傳えられていることからいえば、この虢公長父は虢仲であり、淮夷の侵寇に當つて、虢仲がその討伐に向つたのであろうが、紀年の文は親征をいわず、その點に多少の齟齬がある。

文末に器數を記すことは、臿皇父毁とともに、あまり例をみないものである。王跋にいう。

簋者陳黍稷之器、故其數必偶、易損卦辭、二簋可用享、二簋者黍一稷一也、此殆士禮、稍進則爲四簋、詩云、於我乎每食四簋、此大夫之禮也、聘禮、歸上介饔餼、則堂上六簋、西夾六簋、公食大夫禮亦用六簋、此於聘賓禮有加、故增四爲六也、又進則用八簋、詩云、陳饋八簋、聘禮、歸賓饔餼、則堂上八簋、西夾六簋、是八簋者卿之禮也、周禮掌客職、上公侯伯及其上介、鼎簋皆十有二、

是十二者諸侯之禮也、此器云、玆簋友十又二、虢中以畿內諸侯、爲天子三公、正宜用上公及侯伯之禮也

王氏は器を𣪘と解して立論しているが、器は明らかに盨である。尤も𣪘は大名として盨をも含めていうことがあり、盨にして盨𣪘・旅𣪘・旅盨𣪘・寶𣪘と稱している例も多い。通考上・三六一ゆえに𣪘は盨の兼名と解してよい。郭氏も「其形制在𣪘與簠之間、亦有器形爲盨而銘之爲𣪘者、蓋盨乃𣪘之變種、別名之爲盨、兼名之仍爲𣪘也」と論じている。盨には旅盨と稱するものが多く、本器は「在成周作旅盨」とあつて、本貫以外の地で作られている。そこに旅器としての盨の特質をみることができよう。

盨のことは禮書にも殆んどみえず、その器種は後期に起つている。その用は𣪘に近いものであつたらしく、數器一作のことも多かつたのであろうが、いま存するものでは杜伯盨三器が最も多く、十二器を作つたという本器も、いまは一器を殘すに過ぎない。作器の器數をいうものには函皇父𣪘に「自豖鼎降十又一、𣪘八」とあり、本器の末文と似た形式である。王跋にいう。

此器假友爲有、有無之有、古本無正字、所用又友有三字、皆假借也、又双之爲假借、人皆知之、有字古文从又持肉、盂鼎毛公鼎皆然、其本誼當爲侑食之侑、後世譌肉爲月、說文乃以春秋日月有食之、不宜有之說解之、非其朔矣、又双有三字、皆假借、故古人隨意用之耳

文は「有十又二」とよむべく、もと十二器あつたはずである。

訓讀

虢仲、王と南征し、南淮夷を伐つ。成周に在り、旅盨を作る。玆の盨、十又二有り。

參考

器の時期について王跋に、「此爲宗周時器、文云、在成周、是王平日居宗周、不居成周也」といい、西周中葉の三虢の一である西虢の器であるという。器が陝右の出土と傳えられているからであろうが、淮夷討征の軍としては東虢・鄭虢の地が便宜であろう。器の出土地についても、確實なことは知られていないのである。また郭氏は東夷傳によつて、器を厲王期とする。紀年によると厲公三年の器となるが、器制文様からみて夷末厲初に位置しうるものであろう。字は篆撥のない頗る平板なものである。

何𣪘

虢仲の名のみえるものになお何𣪘がある。宋代の著錄に錄するものである。

*何毁　續考古・三・二五　大系・一〇二」嘯堂・下九七　大系・一〇六」大系・一二〇　文錄・三・二二　釆朔・四・一六

續考古にその圖を載せているが、兩獸耳に珥のある全瓦文小足毁である。葢には文様あり、後補のものであろう。しかるに銘はその葢にありといい、五行五一字、子孫の字に重文がない。器は榮詢之藏、高一尺、口徑八寸半、腹深六寸、容漢二斗二升、器には銘刻なしという。嘯堂に錄するものは文九行五三字、字迹もかなり確かである。これによつていえば、續古の器は嘯堂と別器か、もしくは僞器であろう。從つてその器制を考えがたいが、もし續考古の器が眞器を仿鑄したものとすれば、器は全瓦文の三小足毁であつたとみてよい。

隹三月初吉庚午、王才華宮、王乎虢中、入右何、王易何赤市・朱亢・䜌旂、何拜韻首、對䵼天子魯命、用乍寶毁、何其萬年、子〻孫〻、其永寶用

華宮は大夫始鼎嘯堂・下・九二に見える。命毁「王在華」とあり、おそらくその地の宮であろう。虢仲は前器の虢仲であろう。何は同毁にみえる河字の從うところと同じ。册命のことをいわず、ただちに賜與に及んでいる。赤市・朱亢・䜌旂は趞鼎・趞曹鼎以下、共懿期諸器にこの種の賜與がみえ、孝夷期まで行なわれている。魯命も、無㠱毁・吕壺に魯休命という語があり、當時の用語であつたらしい。文にいう。

隹三月初吉庚午、王、華宮に在り。王、虢仲を呼びて、入りて何を右けしむ。王、何に赤市・朱亢・鑾旂を賜ふ。何拜して稽首し、天子の魯命に對揚して、用て寶毁を作る。何其れ萬年、子〻孫〻、其れ永く寶用せよ。

字は王字などになお肥筆のあとを存し、必らずしも厲期にまで下るものではない。大系・釆朔に厲王期に屬する。「天子魯休命」の語は無㠱毁にもみえ、なお夷王期にとどめてよい器であると思われる。

一四五、乖伯段

器名　歸夆敦窓齋　羌白敦麻朔　珚伯簋上海

時代　成王麻朔引容庚說　康王麻朔　穆王韡華　宣王或宣王以前上海　宣王大系

收藏　「吳縣潘氏藏」周存　「此器現已移交中國歷史博物館陳列」上海

著錄

器影　大系・新・二六〇　上海・五四

銘文　窓齋・一一・二三　周存・三・一一　大系・一三七　小校・八・八七　上海・五四

考釋　韡華・丙・三四　大系・一四七　文錄・三・七　文選・上三・七　麻朔・一・三九　積微居・九三・二〇六

王國維　羌伯敦跋觀堂別集補遺

器制　上海にいう。「高一五・三糎、口徑二四・一糎、腹徑二九・一糎、底徑二五・七糎、腹深一二・六糎、重五・一九瓩、形制簡美樸素」。器は失蓋。全瓦文の環耳圈足段。器制は最も師虎段・無曩段と似ており、特に無曩段とは同笵かと疑われるほどよく似ている。器の時期も相近いものとすべきであろう。

銘文　一四行一五〇字

乖　伯　段

佳王九年九月甲寅、王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻貞、己未、王命中、致歸乖白貔裘

王九年を麻朔に曆譜の推算から康王九年が得られ、「餘王盡不可通世」とするが、その日辰は夷王九年の譜に入る。益公の名は孝王二年の王臣段、十二年の永盂、十七年の詢段、夷王九年のこの乖伯段、二十年の休盤にみえ、孝夷期にわたる人である。器は夷王期に屬すべきものであろう。器制・銘文の何れからみても、これより上下することはない。

二十年の休盤にみえる益公の名は「益公右走馬休入門、立中廷、北鄉」とあつて、走馬休に對する册命のときの右者である。なお益公の名號のみえるものに次の諸器がある。

益公鐘　「益公爲楚氏龢鐘」長安・一・一　三代・一・二・三

曩　段　「曩乍皇且益公文公武白皇考龏白鬻彝、

𩰪其熙〻、萬年無疆、靈冬靈令、其子〻孫、永寶、用享于宗室」 考古・三・七 博古・一七・一

四 嘯堂・下五一 薛氏・一四・二

畢鮮段 「畢鮮乍皇且益公隮段、用旛眉壽魯休、鮮其萬年、子〻孫〻、永寶用」 攈古・二之三・

四一 周存・三・五五 三代・八・二六・一

これらの益公が同一人であるとは限らないが、生號として益公と稱する休盤・益公鐘の益公は、あるいは同一人とみてよいであろう。鐘の器制は克鐘に似ており、それよりもいくらか古意がある。益を積微居に益と釋すべく、謚・謚は同字であると説いているが、金文の益は括り染のように布帛の一部を縊つた形で縊の初文であり、益と益とは初形が異なる字である。

眉敖を韓華に蔑敖と釋し、敖は楚の君號に多く用いる字であることに注意していう。

考是器文誼、乃爲國君之稱、殆非官名、左傳載楚之君稱、亦稱敖、如若敖・霄敖・堵敖・郟敖等是也、疑敖爲古蠻夷之君稱、楚從夷俗、不定爲楚之專法矣

蔑地當在西南之地、散氏盤所載地名、云蔑者甚多、……與此正同、殆卽其地、吳清卿以靡莫之地當之、則今四川西南境與雲南之地也、其說亦無明證、卜詞蔑方帝受右、又曰伐蔑方、字與散盤字同、亦卽是國也、葢殷代之舊國矣

散氏盤や卜辭の地名・國名に比擬するのは根據のないことであるが、眉敖を楚地の君號と解するのは、器銘にいう行動の方面とも合している。郭氏もその地を西南の方面と考えて、歸夅の歸を湖北の秭歸縣に比定していう。

眉敖當卽微國之君、其故地在今四川巴縣、正與秭歸接壤、通審全銘文脈、葢眉敖不享、王命益公征之、得告成功、致眉敖復來朝貢、師行之次、歸國必有所掖助、眉敖之來、乖伯或卽與之偕來、故王命仲、致之以貂裘也

征を積微居には征伐の解をとらず、ただ之往の義としているが、金文の用義上、やはり征伐の意とすべきである。ただ格別の激闘もなく撫順の目的を達したらしく、益公はその結果を復命している。「益公至告」と稱しているのは、益公の地が周都の外にあつたからであろう。益公の地は識るべくもないが、さきの益公鐘に楚氏の龢鐘を爲ると銘しており、楚氏とはもと親緣の關係にあるものと思われる。これによつていえば、眉敖は楚地の君の名である可能性が多いのである。

超えて十年二月、眉敖は恭順の意を表するために入朝見事している。殆んど半歳の後であるが、その地が遠隔であることも、その理由の一であろう。そのとき眉敖は貟を獻じている。貟は帛と貝とに從う字であるが、一字であろう。字は師寰𣪘にも「淮夷繇我貟畮臣」、また兮甲盤に「淮夷舊我貟畮人、毋敢不出其貟・其賮・其進人・其貯」とみえ、淮夷がその朝貢品として王室に獻じていたものである。字が帛と貝とに從うのは、禹貢の揚州に「厥篚織貝」、荊州の貢するものに「厥篚玄纁璣組」とあるもので、南方特産のものであつたらしい。眉敖の賓獻のことなどがあるのも、おそらくその以前から江淮の族がこのような品目を王室に齎しており、それがやがて朝貢義務として定例化するに至つたために、師寰・兮甲の器に「淮夷繇我貟畮臣」のような表現がとられるに至つたものであろう。これによつていえば、當時は眉敖もまた淮夷と同じく、南夷の一種と考えられていたものと思われる。

二月己未を、大系に「年月日辰、文字事跡、與宣世諸器、均無牾」というが、週名を缺く日辰は、何れの曆譜にも入りうるものである。仲を麻朔に中鼎にみえる南宮仲とするも時代が異なり、字形も同じでない。大系に無叀鼎の司徒南仲であるとするが、無叀鼎は鱗文獸足の立耳鼎で、本器のような瓦文環耳𣪘と並びうるものではない。おそらく別人であろう。いま眉敖の入貢朝見をえたので、王はその招撫に功のあつた乖伯に貔裘を贈つて、その勞に報いた。貔を大系に貂と釋するも、字は匕に從うもので貔の省、貔の初文とする上海の釋による。また致を上海に到と釋するが、文義がえがたく、字は明らかに致の形である。

歸乖伯は下文に歸夆とみえているもので、歸夆がその國族の名であろう。歸國について、大系にこれを歸子國としていう。

古有歸子國、其故地卽今湖北秭歸縣、水經江水注於又東過秭歸縣之南下云、縣故歸鄉、地理志曰、歸子國也、樂緯曰、昔歸典叶聲律、宋忠曰、歸卽夔、歸鄉葢夔鄉矣、古楚之嫡嗣、有熊摯者、以廢疾不立而居于夔、爲楚附庸、後王命爲夔子、春秋僖公二十六年、楚以其不祀滅之者也、本銘王稱乖伯之祖、來自他邦、輔翼文武、乖伯又自稱其國爲小裔邦、均與此說相符

郭氏は眉敖の微は四川の巴縣であり、益公が眉敖征討の途中、この歸子國を經過したが、その征行に當つて乖伯に掖助の功があつたので、眉敖の入見とともに來朝した乖伯に、王から賜與が與えられたものとしている。

この眉敖と乖伯との關係について、これを一人とする說があつて、たとえば文錄には、「上云眉敖、至此云歸乖伯、則乖伯卽眉敖也、葢東歸之後、改其封號耳」として、名號が異なるのは、前後その所封を易えたからであるという。積微居もまた、眉敖・乖伯を一人とする說であるが、改封說をとらず、眉敖は爵名、乖伯は字號、歸夆はその名であるとする。從つて征を征伐の意とせず、之往の義を以て解し、益公がその來朝を促したのに對して朝意に順つたので、褒賞をえたと解するのである。そして眉は微にして書の牧誓に「戎蜀羌髳微盧彭濮人」とみえる微、また敖は左傳昭十三年の杜注に「不成君無號謚者、楚皆謂之敖」とみえるもので、眉敖は微國の君長にして敖は爵號、乖伯は字、歸夆はその名とする考えである。これによると、歸乖伯という名號はありえないので、「王命仲致歸乖伯貔裘」の歸を、饋贈の意とする。歸をその意に用いるものには中方鼎二や貉子卣に文例のあることではあるが、眉敖・乖伯・歸夆をみな一人とするのは、文理上いかにも通じがたい。乖を王跋に羌と釋し、牧誓の蜀羌髳微のうちの羌に當るとするが、これはやはり字形が異なるものとすべきであろう。字は韡華に楚の姓である芈であるとするのがよいであろう。眉敖という名號もまた楚地のものであるから、乖伯と眉敖とはおそらく同じ種族、少くとも淮夷・南夷の一系に屬するものと考えられる。乖伯は下文において、自國を小裔邦と稱している。またその遠祖が文武の創業を輔けたということから相當の古族であることが知られる。その皇考を武乖幾王ということからいえば、化外にあつて邦國をなしていた國である。歸はおそらく夔と同じく、夔子は芈姓の國であり、楚の一族邦であろう。

眉敖を諸家は多く四川・湖北にその地を求めているが、眉敖が貝を獻ずるものが師袁𣪘や兮甲盤では淮夷とよばれていることからみると、眉敖は周からは淮夷とみなされていたものとすべく、その地は淮域、あるいは江淮の間にいたものであろう。夔子は春秋のときには秭歸に都しているが、古い時代にはもつと漢域に近い地方にいたのではなかろうか。それでなくては、淮夷の屬と思われる眉敖への行動は、困難であると考えられるからである。𤞞裘は貎裘・貂裘などの解もあるが、字は匕に從う形であるから、貔裘と釋する上海の解をとる。熊貔の屬を裘としたものであろう。

王若曰、乖白、朕不顯且玟珷、雁受大命、乃且克𠦪先王、異自他邦、又芇于大命、我亦弗□享邦、易女𤞞裘

王若曰は、册命を傳語するときの辭。大盂鼎以下の金文に習見するものであるが、大體重要な册命の銘文に用いられている。王若曰の次に受命者の名をよぶときには、趞・虎・牧・曶・蔡・揚・克などみなその名をよぶ。ただ異姓外邦のときには彔伯㦰𣪘のように、彔伯㦰とよぶことがあり、本器の乖伯もそれと同例である。何れもその先人を釐王・武乖幾王と稱している。積微居に乖伯を「父義和」と同例にして歸夆の字と解しているが、彔伯の場合と同樣、異姓の首長をよぶに伯號を以て稱したものとみるべきである。

祖は祖考の祖に限らず、遠祖を含めていう。𦔻𣪘に皇祖として益公以下の三公を列擧しているのはその例である。文武の字を玟珷に作ることは大盂鼎にもその例があり、厤朔に本器を康王期に屬す

る一證としているが、珷は中方鼎一にもみえ、周王の文武には特にこの字を用いる傳統があつたのであろう。他はすべて文武の字を用い、本器の武𢓊幾王にも武の字に作つている。

「雁受大命」は毛公鼎・晉公𥂴など、後期以後の器にみえる。𢍏を韡華に奉と釋するも、拜や餴の從う𢍏の形で、賁飾の意がある。下文の「異自他邦」の異と對文。𢍏は弼、異は翼の義である。「異自他邦」を韡華に「言翼戴周室於他邦也」、また文選に「言自他邦、來輔先王也」という。積微居は、この句を殷周の際を指すものと解して、「謂𢓊伯之先人、以殷諸侯國之微、從武王伐紂也」と説いている。異は大盂鼎に「故天異臨子」、𥁰圜器に「𥁰弗敢𧽊王休異」などの例があり、輔翼・翼戴の意。自は金文では自今の自に用い、自他の意には「自作」の場合に限つて用いる。從つてこの自は介詞とみるべく、殷周のとき周を支持したことをいう。他邦とは周よりみて𢓊伯の國などを他邦と稱したのであろう。

芇は文選に説文「芇、相當也」母官切とあるのを引いて文を「有當于大命」とよむ。積微居にもその説を是とし、彔伯𢾊𣪘「王若曰、繇、自乃且考又𤔲于周邦、右闢四方、叀𠭯天命」を引いて、𠭯は𤔲にして當、本器の「又芇于大命」と文例が同じであるという。文選のように「有當于周邦」とよんでは、𢓊伯が天命を膺受することになつて文意が順でないから、ここは「有𤔲于大命」と同例とすべく、芇も勳勞の意であろう。字はおそらく席の初文で、藉・績と同義と思われる。「我亦」以下は、この輔翼の功によつて、周室の顧寵をうることをいう。弗下の一字未詳。王跋に望、大系に曠、文錄に競と釋するも、何れもその本づくところを知りがたい。字の上部は寀字の從うところと同形で、釜甑の𦾔の象。「弗□」で顧念の意であろう。享は異體の字であるが、下文にもみえ、かね楚嬴匜などにもその字形がある。この句は、上文の𢓊伯の功績に對して周王のいう語であり、かねて今次の眉敖撫順の功によつて、入都した𢓊伯に貔裘を賜うのである。文錄に「弗競享邦者、言汝既來歸、我亦不必務滅汝國也」というも、上文に誤讀のところがあり、また天子の優渥の語としては語意が淺率に過ぎる。享邦は享國。書の無逸に「肆高宗之享國五十有九年」というに同じく、康誥「汝乃以殷民世享」とあるのもその意である。韡華にこの句を周王自らをいうものと解し、□を寡と釋して「我亦弗寡享邦、當言多年享國也」といい、さらに「考周代享國多年之君、惟穆王、呂刑、惟呂命、王享國百年耄荒、此器或穆王時器歟」とするのは考え過ぎである。器や字迹は、穆期にまで遡りうるものではない。

上文にすでに貔裘を賜うことを述べ、いままたそのことに及んでいるのは、この賜與のことをも含めて、冊命の語を錄しているからである。

𢓊白拜手䭫首、天子休弗望小裔邦、歸夆敢對䢅天子不㔻魯休、用乍朕皇考武𢓊幾王䵼𣪘、用好宗朝、享夙夕、好倗友雩百者𦣞遘、用旛屯彔永命、魯壽子孫、歸夆其邁年、日用享于宗室

銘文の末辭。拜手稽首は匡卣・彔伯𢾊𣪘・揚𣪘・無㠱𣪘・噩侯鼎などにみえる。䭫の字は旨と手に從つている。望は忘。裔は哀と巾とに從う。おそらく喪禮に關する字で邊裔の義は假借であろう。拜手稽首の四字は動詞。「天子休弗忘小裔邦」がその賓語。「弗忘小裔邦」は「天子休」の説明附加語である。拜手稽首を動詞に用いることはあまり例がない。これにつづいてまた對揚の語があり、

末文は

　乖伯拜手稽首天子休弗忘小裔邦

　歸夆敢對䚄天子不杯魯休

という複重した形式をとつている。しかも前後でその名號を改めていることが注意される。普通ならばこの末文の形式は

無㠱𣪘　無㠱拜手稽首曰、敢對揚天子魯休命、無㠱用乍朕皇且釐季隮𣪘、無㠱其萬年、子孫永寶用

となるところである。この點について積微居に、

　乍視之文似重複、然非重複也、(前句) 指王稱其先祖翼戴武王之事言也、(後句) 指王命歸罷裘之事言也

と論じ、乖伯の句は先人のことに連なり、次の句は自己に連なるものだとする。思うに乖伯の句は天子に奉荅する語であるから政治的な意味をもつ名號である乖伯の名を用い、歸夆以下の語は器を作つて廟に祀り先人に告げる語であるから、正名を用いたものと解すべきであろう。すなわち乖伯の句は册命賜與の儀禮の際のことであり、歸夆對揚の語は作器のときの語であつて、告げる對象が異なるのである。

武乖幾王は謚號的な名號で、大系には國語楚語の叡聖武公・叔夷鐘の趄武靈公・因資敦の孝武趄公の例をあげている。これらの例によると、武乖が修飾語的な語に當るようである。王と稱するものは、西周のときにおいても外方には王と稱するものが多く、歸夆も異族の邦であつたことが知られる。當時王號を稱するものについては、王國維の「古諸侯稱王說」觀堂別集補遺に詳しい。

好は孝。大系にいう。「均當讀爲孝、孝者享也、養也、于宗廟固可言孝、於倗友婚媾、亦可言孝、殳季良父壺言、用享孝于兄弟婚媾諸老、正其明證」。好孝は通假の字であつたのであろう。

銘末の文を大系・文錄に「子孫歸夆」と句讀し、文錄は歸夆を歸降と釋して、「更以子孫歸降爲言、祝其世世勿叛也」という。從つて上文の歸夆をも「弗忘小裔邦歸降」と句讀しているが、「敢對揚」・「其萬年」の上には受命者・作器者の名をおくことが常例であり、兩句とも歸夆を主語とする句である。作器者の上に子孫を冠していう語例はない。その上文は、「用旂屯彔永命、魯壽子孫」とよむべく、「屯彔永命」は虢姜𣪘・頌鼎の「通彔永命」と同じ。「魯壽子孫」とともに、四字句である。

訓　讀

隹王の九年九月甲寅、王、益公に命じて眉敖を征せしむ。益公、至りて告ぐ。

二月、眉敖至りて見え、貴を獻ず。己未、王、仲に命じて、歸乖伯に貔裘を致さしむ。

王、若(かくのごと)く曰く、乖伯よ。朕が丕いに顯らかなる祖文武、大命を膺受す。乃の祖、克く先王を弼け、他邦よりして翼け、大命に績あり。我も亦、享邦を□せず。女に貔裘を賜ふ、と。

乖伯、天子の休にして、小裔邦を忘れたまはざるに拜手稽首す。

歸夆、敢て天子の丕杯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考の武𠦪なる幾王の隮段を作る。用て宗廟に孝し、夙夕に享し、倗友と百諸婚媾に孝し、用て純祿永命、魯壽子孫を祈る。歸夆其れ萬年、日に用て宗室に享せむ。

参　考

積微居に「王若曰」以下の文について、「按此段爲銘文中關涉史實之處、最爲重要」とし、眉敖の眉が牧誓の微に當ることを述べ、武王伐紂のときの史實を證するものであるとしている。微は牧誓・立政にみえ、周初の統一事業を助けた西南諸族の一であるが、舊注に殆んどその地望にふれるものがなく、柯氏は卜文を資料としてその邦族の問題に及んでいるが、その消息を確かめうる資料に乏しい。本器の眉敖は周の討伐を受け、入朝して貢を獻じており、これが後期諸器にいう「淮夷舊我貢晦人」の淮夷に當るものとすれば、周初の微とは、あるいは異なる部族であろう。𠦪伯の國は異姓の外邦であることは疑なく、また眉敖に近い邦國であろう。文錄に銘の文辭を評して、「此錫命外國降藩、文特典重非常」といい、また「文雖𠦪伯之詞、實由中國代作」とするも、𠦪伯の國はそれほど隔遠の地であるとは思われず、本器にいう册命賜與のごときも、仲が王命を奉じてその地に赴き、これを傳達しているのである。從つて王跋に、「此敦未知出土之地、而形制文字、與中原禮器無異、知宗周文物、所被遠矣」と論じているのは、必らずしも事實に當らない。かりに歸夆の國がのちの秭歸と關係があるとしても、芈姓の諸族はもと江淮の間におり、のち播遷して江の上流にも至つたものであるから、その原住の地は、古くは河南・湖北の境域にあつたことは疑ないと思われる。今の苗系の諸種族も、殷代には桐柏の方面にいたと考えられ、また西藏族と同系と思われる羌族は、河南西部の山陵の地がその原住地であつた。それで𠦪伯の舊貫は一應江漢の方面であつたと考えてよく、その方面は周初以來、周とは頻繁な交渉をもつ地である。

銘文は行款整齊にして共懿期の諸器に近い。文中の益公の名は、また休盤に走馬休の右者としてみえている。兩器の字迹もよく似ており、時期の近いものであろう。休盤を郭氏は宣王期に屬し、從つて本器をも同じく宣王期としているが、宣王期の曆朔は春秋期より推算して簡單にこれを求めることができ、これらの日辰がその期に適合しがたいものであることも、容易に確かめうることである。斷代上、一應問題がないとされている宣幽二期については、器の時期比定に當つて、曆譜を推算する程度の勞を惜しむべきではない。本器や休盤などを宣王期におくか夷王期におくかは、銅器斷代の體系に關する問題であるからである。

一四六、休　盤

器名　休敦周存　走馬休盤韡華

時代　穆王厤朔　孝王董作賓・陳夢家　宣王韡華・大系

收藏　「吳縣潘氏藏」周存　今南京博物院藏

著錄

器影　二玄・二九四

銘文　貞松・一〇・三〇　周存・三・二七　大系・一四三　小校・九・七九　三代・一七・一八・一　二玄・二九三

考釋　韡華・壬・二　大系・一五二　文錄・四・二七　文選・下三・六　厤朔・二・三九

器制　大小未詳。附耳の盤。器腹に夔様の夔文を附し、圈足部に弦文一道をめぐらしている。周存に敦とするは誤る。器影は樋口隆康博士の照片による。

銘文　八行九一字

隹廿年正月既望甲戌、王才周康宮、旦、王各大室、卽立、益公右走馬休入門、立中廷、北郷

休　盤

周康宮はこの期のものでは輔師𠭰𣪘に、下つては伊𣪘にみえる。韡華に器を宣王期とし、走馬休と詩の程伯休父との關係に注意しているが、結局同一人ではないとする考えである。その說にいう。

走馬官名、周禮作趣馬、休人名、按詩有程伯休父、爲宣王時人、與此器文字時代相合、唯休父爲司馬、而此休爲走馬、官職頗不相符、是未可以一人解之也

郭氏は兩者を一人と解し、それを理由として器を宣王期に屬した。

走馬休當卽常武之程伯休父、毛傳云、程伯休父始命爲大司馬、依周禮大司馬之屬有趣馬、卽此走馬、趣馬之職、見于詩者、其位頗高、十月與卿士司徒竝列、雲漢與冢宰竝列、走馬之見于彝銘者、如本器所受之錫命甚隆、足知亦不卑賤、蓋走馬若趣馬之職、其中自有等級、其最高者、或當于卿、斷非如周禮之僅以爲下士也、周禮以爲下士者、乃劉歆所爲、此走馬休、必係走馬之長、雖非卽大司馬、然相去必不遠

走馬の職は大鼎にもみえ、大鼎では王が𩞁侲の宮にあつて饗醴を行なつたとき、大はその友官を率いて捍護の任に當つたので、王は走馬雁を呼んで馬卅二匹を賜わらせたことがみえている。他に左右走馬・五邑走馬などの職もあり、何れも師氏の職分である。

侍衞の職よりして、政務の樞要にも參加するに至つたのであろう。
本器の日辰はさきにもふれたように、紀年の明らかな宣王の暦譜には入りがたいものであるから、詩の常武を宣王期の詩篇と解するかぎりにおいては、休父と休の兩者を一人とすることはできないわけである。その日辰は夷王二十年の譜に入る。
右者盃公は𠂤伯殷にみえる。殷は環耳の全瓦文殷で、孝夷期より下るものでなく、本器の紀年は夷

王期に屬して考うべきであろう。器の日辰も夷王の譜に入りうるものである。
王乎作冊尹、冊易休玄衣黹屯・赤市・朱黃・戈琱戫・彤沙䡅必・䜌旂
冊易の語は寰盤にもみえるが、他に多く例をみない。賜與は輔師嫠殷・寰盤・無叀鼎・詢殷・師獸殷など、後期の器にみえる。戈琱戫は戈の胡・內等に琱飾ある戈をいう。小盂鼎に戫戈を賜うことがみえ、師奎父鼎に戈琱戫の賜與を記している。戈琱戫以下の列次は、輔師嫠殷に「戈彤沙琱戫」、師旋殷二・寰盤・詢殷には「戈琱戫・䡅必彤沙」とあつて互易しうるところからみると、琱戫・䡅必彤沙は、それぞれ戈の部分の裝飾をいう語である。彤沙は師獸殷に字を彤尿に作る。紅綏・旄飾の類を付する飾りであろう。圖象的に描かれている戈字形の內の部分には、綏纓を加えているものが多い。䡅は字未詳。郭氏は無叀鼎の釋では攷工記廬人の文に引いて、說文の「𥲅、積竹矛戟矜也」であると解し、詢殷において字を縞の倒文とみて、宋人の說に從つて縞柲と釋している。柲部の裝飾であるから、柲上に革や籐を纏いて、強化と美觀とを兼ねたものと思われる。胡部に柲を裝着するとき、その胡孔に纏縛するに、普通はその部分を革で纏くのであるが、それとは別に、おそらく柲の全體を纏いたものであろう。郭沫若氏に「戈琱戫䡅必彤沙說」殷周青銅器銘文研究所收の一篇があつて、その制を說くことが甚だ詳しい。
休拜䭫首、敢對䚄天子不顯休令、用乍朕文考日丁䵼殷、休其萬年、子〻孫〻、永寶
日丁は休殷の父丁と同じ。殷もまた同じ作器者の器であろう。廟號からみて、休の家は東方系の族であろうと思われる。

訓　讀

隹二十年正月既望甲戌、王、周の康宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。益公、走馬休を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、作册尹を呼び、休に玄衣黹純・赤市・朱黃・戈琱戟・彤緌甗柲・鑾旂を册賜す。休、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文考日丁の㴪盤を作る。休其れ萬年、子〻孫〻、永く寶とせよ。

參　考

麻朔に器の時代を論じていう。

此器文有益公右走馬休入門云々、與羌白𣪘之益公字相同、然羌白𣪘至是年已八十七年矣、當是益公之子或孫也、又此盤文字之體制氣韵、與遹𣪘全同、而遹𣪘穆王時器也、則此盤之爲穆王時器、得一旁證矣

本器の文字を遹𣪘と氣韵相通ずるというのは、甚だ無頓着な議論である。董作賓氏はその曆譜の孝王廿年にこの器を加えているが、別に擧證を試みていない。また同じ作器者の器と思われるものに休𣪘西淸・二八・三　三代・六・三八・七があり、「休乍父丁寶𣪘　□圖象標識」と銘する。鼓腹の兩耳圈足𣪘で、項下に顧龍文があり、仲自父𣪘盧氏一三・通考二七七に近く、器制は孝夷期より下るものではない。父丁はすなわち盤の日丁であり、兩者は一人の器であろう。

一四七、微䜌鼎

器　名	微䜌鼎薛氏　䜌鼎續考古
時　代	厲王大系・麻朔・通考
出　土	「崇寧初、商州得古鼎」續考古
收　藏	「尋上之朝廷」續考古
著　錄	

微䜌鼎

器影　續考古・四・一九　大系・二一

銘文　薛氏・一〇・一〇　續考古・四・一九
　大系・一一五

考　釋　叢攷・二五九　大系・一三三　文錄・一・二〇　文選・下一・一七　麻朔・四・二七　通考・五三

器　制　續考古に圖を掲げ、「器制未考」という。尺寸は知られないが、六十三字の長銘をもつかなり大きな鼎のよう

である。立耳三足、器腹深く、ただ弦文を飾るのみで、羞鼎故宮下・七七・頌鼎等に近い器制のものであろう。

銘　文　　七行六四字

隹王廿又三年九月、王才宗周、王令微䜌、𠛬嗣九陂、䜌乍朕皇考䵼彝障鼎

年紀は小克鼎と同じ。大系に「本銘與小克鼎、同年同月、同言王在宗周、而文辭字例亦極相近、其爲同時之器無疑」といい、器を小克鼎と同じく厲期に屬している。小克鼎は克盨・伊段によって考えると夷王期に加うべきもので、従って本器も夷王に屬すべきものである。

微䜌を薛氏に宋の景公とし、「諸器有宋公欒並欒女、及此鼎凡三品、皆稱欒、博古云、名欒者、宋景公也」と論じているが、器は景公前五一六〜四六八のときまで下るものではない。文錄に器を小克鼎と同時とし、しかも宋景公説を執っているのは時期が合わず、前後矛盾した説である。

𠛬嗣は併司。九陂を薛氏に九服と釋するも、續考古に九陂とするのがよい。大系に「陂、沱也、蓋命管理川虞澤虞之屬」という。併司は兼官で、微䜌はその本官の他に九陂を治める職を命ぜられたのである。九陂を文選に地名とする。官職を命ずるのに單に地名のみをあげることはないから、陂は陂池の意とすべく、また郭釋のように虞牧の職ならばその職名を明示する例である。ここは九陂をそのままに解して、陂池を掌るものとしてよい。陂には畜水・堤防の義があり、治水あるいは水利に關する職事とみられる。陂の字形が、薛氏と續古とではかなり異っているので、確かなことはいえないが、單に地名あるいは澤虞の官でないことは明らかである。またこの一事の册命を以て器を作っていることからも、その職事が重要なものであったことが知られる。

䜌用享孝于朕皇考、用易康勵魯休、屯右眉壽、永令霝冬、其萬年無疆、䜌子〻孫、永寶用享

末文の形式は小克鼎と極めて近く、また同じく押韻。考・休・壽は幽部、疆・享は陽部の韻である。

訓讀

隹王の廿又三年九月、王、宗周に在り。王、微䜌に命じて、併せて九陂を𤔲めしむ。䜌、朕が皇考の䵼彝障鼎を作る。

䜌用て朕が皇考に享孝す。用て康勵魯休、純佑眉壽を賜ひ、永命靈終ならむことを。其れ萬年無疆、䜌の子〻孫、永く寶として用て享せよ。

參考

器は商州の出土と傳えられている。作器者の本貫がその地であつたとすれば、宗周東南の諸川の發源に近いところであるから、その河川の管理を命じたものであろう。他に例のない官職任命であり、その意味で重要な資料である。

昭和四十四年三月　初版發行
平成　四　年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
中村印刷株式會社

白川静

金文通釋　二六

白鶴美術館誌

第二十六輯

夔龍文象鼻兕觥

財團法人　白鶴美術館發行

一四八、康鼎

時代　懿王大系・通考　孝王厤朔　夷王唐蘭

康　鼎

収藏　「舊內府藏」貞松・補　「故宮博物院藏器」故宮

著録

器影　寧壽・一・一七　大系・一三　通考・六四　倫敦・一三　故宮・上・四一（圖は頌鼎と互易）

銘文　積古・四・二七　攈古・三之一・五一　貞松・補上・一四　彙攷・二・九　大系・七一　三代・四・二五・二　二玄・二七七

考釋　大系・八四　文錄・一・二四　文選・下一・一一　厤朔・三・二〇　通考・二九六

器制　故宮にいう。「通耳高二三糎、深一一・六糎、重三・二瓩、口沿下飾竊曲紋一道」。立耳、器腹は深く、半椀形をなし、足は獸足形である。文様は變様の夔文、帶文の下に一條の弦文がある。

銘文　一〇行六二字。貞松補に、「阮氏積古齋款識、阮氏所摹有譌脫、故更箸之」という。積古には三字缺摹あり、他にも二三、字形の確かでないものがある。

唯三月初吉甲戌、王才康宮、焚白內右康、王命死嗣王家、命女幽黃鋚革

康宮を積古に、「康宮康王廟、禮爵祿必賜于祖廟、示不敢專也」といい、大系に「卽井叔康之宮、非周之康宮也、因康宮上未冠以周字、與它器不類」という。冊命は王室の宮廟だけでなく、廷禮關係者の宮廟で行なわれることもあるが、受命者と同名の宮廟でなされている例は殆んどない。臣下の宮廟で冊命賜與がなされているものには、牧段・豆閉段・師俞段・諫段・師晨鼎以下、懿王期の器に多い。この器の廷禮の記述は、簡略を極めている。

康は、銘末に鄭井の二字を署しており、鄭井叔康であることが知られる。康には別に鄭井叔盨があり、鄭井叔康の名がみえている。大系に「蓋康名、井叔字、奠食邑所在地也」といい、この井叔を「亦卽曶鼎之井叔」とし、趞觶にみえる咸井叔は咸林に封ぜられた鄭の桓公と同じ所封であり、これらの井はみないわゆる南鄭に當り、奠井叔の奠は西鄭であるという。ともかく康が大族である井の一族であることは疑なく、この器では王家のことを宰領する職を命ぜられている。焚伯は卯段・同段・輔師嫠段にみえ、卯段ではその臣下に命ずるのに、殆んど王室の廷禮と同じ儀禮を用いている。當時、王家を左右するほどの勢家であつたとみられる。

命は賜與の義。貞松に易と釋するが、字は上文王命の命と同じ。獻段「朕辟天子㪇伯、令厥臣獻金車」のような例がある。幽黃は幽亢と同じ。鋚革は金文では多く攸勒という。詩では鞗革とよばれ、小雅蓼蕭・采芑、大雅韓奕、周頌載見にみえる。大系にいう。「鋚乃轡首銅、故字从金、勒乃馬首絡銜、以革爲之、故字从革、亦竟稱之爲革」。すなわち詩の鞗は、鋚の譌變の字である。攸勒は馬具であるから、概ね車馬の賜與の中にみえ、ときには諫段のように攸勒一具のみを賜うこともあるが、本器では合せて幽亢を賜うている。幽亢も禮服と合せて賜與されることが多い。

康拜頶首、敢對阠天子不顯休、用乍朕文考釐白寶障鼎、子〻孫〻、其萬年永寶用　奠井

銘末に奠井のような款識をしるすことは異例で、殷器の圖象標識のような使い方である。斷代に咸井を共懿期、奠井を懿王期あるいはそれより以後、また井白章父・井叔男父を懿王以後としているが、これら諸井の時期が近く、そのため奠・咸を附して區別する必要があったのであろう。大系に咸井・鄭井の別を論じていう。

趩觶又稱咸井叔、咸者宗周畿內地之咸林也、詩譜云、初宣王封母弟友於宗周畿內咸林之地、是爲鄭桓公、漢書地理志、京兆尹鄭縣下云、周宣王鄭桓公邑、有鐵官、是知奠井叔之奠、即是西鄭、宣王封母弟于西鄭之說、漢志注引臣瓚謂無其事云、周自穆王以下都于西鄭、不得以封桓公也、初桓公爲周司徙、王室將亂、故謀于史伯、而寄帑與賄于虢會之間、幽王旣敗、二年而滅會、四年而滅虢、居于鄭父之丘、是以爲鄭桓公、無封京兆之文也、傅瓚所據、大率乃古本紀年、參看王國維古本紀年輯校、或近事實、要之、西鄭咸林實井叔康之舊封也

咸林は咸井の封地、また奠井の地は西鄭であり、「要之、西鄭咸林、實井叔康之舊封也」というが、漢志によると詩譜にいう咸林は京兆鄭縣、すなわち南鄭である。西鄭は漢志の臣瓚注に穆王の都したところとし、それは太平御覽一七三・初學記二四に引く竹書紀年に「穆王所居鄭宮春宮」とあるにあたり、免觶にいう「王在鄭」とはその地であろう。金文にみえる鄭還・鄭人の鄭はその地をいうものとみられる。鄭桓の始封は宣廿二年史記年表にあり、桓公が司徒となり、虢會の地に據ったのは幽王十年史記世家であるから、鄭桓の鄭は陝西の諸鄭とは關係のない名號である。もし詩譜にいう咸林を南鄭とすれば、咸井は南鄭、また奠井を鄭宮所在の地とすれば西鄭となり、鄭桓は鄭開國後の名號であるから、これらの鄭とは無關係ということになる。なお穆天子傳に王の歸還を「天子入于南鄭」と記しており、竹書の所傳と異なる。鄭については「殷代雄族考」其一、鄭、甲骨金文學論叢五集參照。

訓　讀

隹三月初吉甲戌、王、康の宮に在り。燮伯、內りて康を右く。王、命ず。王家を死嗣せよ、女に幽黄・攸勒を命ふ、と。康、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考釐伯の寶障鼎を作る。子〻孫〻、其れ萬年まで、永く寶用せよ。　鄭井

參　考

器の時期を大系に懿王期としていう。

據晉鼎、井叔在孝王元二年已爲王左右之重臣、而本鼎言始受命、死嗣王家、是知此鼎必爲懿世器

郭氏は晉鼎の井叔を本器の奠井叔康と一人とみて時期を推定しているが、奠井の器には必らず奠井と記している。井叔の名はまた免器にもみえるが、これも時期が異なり、晉鼎の井叔とも一人ではない。咸・奠のほかに、別に井叔の一家があったようである。井氏は周侯の胤たる井侯の後で、本

支何れも有力な一族として繁榮していたのであろう。

鄭井には鼎の作器者である康に鄭井叔康盨、その他鄭井叔と稱する器が數器ある。康以外の諸器には時期の下るものが多いが、一家の器であるからここに附記しておく。

＊鄭井叔康盨

器名　鄭井叔敦攈古　井叔盨大系

收藏　「浙江錢塘瞿穎山藏」攈古

銘文　從古・八・三五　攈古・二之二・二〇　敬吾下・二一　周存・三・一六〇　大系・七一　小校・九・三〇　三代・一〇・三三・三、四

銘文　器蓋二文　各二行一五字

奠井叔康乍旅盨、子〻孫〻、其永寶用

從古にいう。「鄭井叔康、南鄭之邢大夫、字叔、名康也、鄭邢並省邑旁、穆天子傳、入於南鄭、井叔利云〻、此名康者、蓋其族」。旅盨を作っているのは、本貫以外に居館をもっていたからであろう。康鼎では王家の宰理を命ぜられているのであるから、康は王の近臣であったのである。

＊鄭井叔甗

銘文　二行一〇字。綴遺・九・三一著錄

奠井叔乍季姞甗、永寶用

綴遺にいう。「銘十字、半蝕者一字、橫行在脣內、與鬲同、據馬山甫手拓本摹入、此與鄭井叔妥賓鐘・井叔康簠、疑皆一人所作器」。字迹はかなりすぐれており、鼎と時期の近いものであろう。季姞は鄭井の家に入嫁した姞姓の女である。井氏が姬姓であることは、井姬鬲攈古・二之一・五四　綴遺・二七・一〇に井姬の名があることによって知られる。

＊鄭井叔蒦父鬲

收藏　「四明趙氏寶松閣藏」貞松

銘文　貞松・補上・一六　周存・二・八二　小校・三・六〇・四　三代・五・二二・一

奠井叔蒦父乍𢷎鬲

一行八字。蒦父もまた鄭井の族で、字迹も康の器よりそれほど下るものではない。𢷎は手旁に從い、拜と同形であるが、兩字の形・聲に相通ずるところがあるのであろう。𢷎はもとより餗の省文である。

＊鄭叔蒦父鬲

銘文　積古・七・二三　攈古・二之一・一三　三代・五・二一・三

奠叔蒦父乍羞鬲

一行七字。積古にいう。「器見于山左、據舊藏摹本編入」。鄭叔蒦父は前器の鄭井叔蒦父である。井

を省して單に鄭叔と稱している。本姓たる丼を捨てて、地名を氏號として冠したものである。字迹は前器と殆んど異なるところはない。

＊鄭丼叔鐘

収藏　「潘氏攀古樓藏」窓齋　「一據武陵趙伯臧大守云延許堂藏器、一見元和江建霞集冊、今器在吾家、道州何氏又有一具、大於此二者、僅鉦間八字、壬子一九一二年、民元年　鬻於市、某估增刻上下四字、爲十二字、至不能讀、旋爲日人購去」周存　「是鐘壬子自湖南藏家運滬、鬻於市、某估以鉦間有空闕、加上下四字、幷剜清原銘九、不能讀、旋爲東人以百金買去」同上

器影　Heusden・三三

銘文　積古・三・二　攈古・二之一・四七　窓齊・一・一七　金索・一・六四　周存・一・七一　又補一・二　大系・七二　綴遺・二・一　小校・一・一〇　三代・一・三・三

考釋　窓齋賸稿・四　韡華・甲・二　文選・下一・一　庥朔・三・二二　積微居・一〇〇

銘文　鉦間二行一〇字。左鼓一字。大系にいう。「鄭丼叔鐘出世已久、積古首箸彔之、誤解妥賓二字爲甤賓、周金文存箸彔二器、銘同、唯第二器妥賓相連、刻於右鼓、案乃僞刻也、鐘銘款式、當由鉦而接左鼓、不得刻在右鼓、作僞者乃先有甤賓觀念、故連刻之、而未知刻失其位、自露馬脚也、該僞器又見雙王鉨齋吉金圖、有形、其形制、舞上有紐、而非甬、篆間有枚、淺圓而非尖鋭、乃春秋中葉以後之器、蓋器眞而銘僞也、周金文存卷一補遺、又著錄一僞器、前五字在鉦、夷則二字亦在右鼓、二僞器蓋同出於一人之手」。圖錄七二葉。要するにこの鐘には三銘あるも、器文の眞なるものは一、他はみな僞刻ということになる。

奠丼叔乍靈龠鐘、用妥賓

靈龠の二字合文。鐘には龢鐘、あるいは鸖龢鐘というものは多いが、靈龠鐘という例は少い。大克鼎に「易女史小臣靈龠鼓鐘」の文があり、また者減鐘一にも「我靈龠」の語がみえる。大系圖錄にいう。「靈龠每與鐘相應、疑古以籥爲調協鐘鼓之器、龤龢字均从龠、蓋有以也」。また韡華には、「國語、王曰、鐘果龢矣、古人鑄鐘、重在音龢、故云霝龢鐘也」と和と稱する意味を説いている。妥は綏。妥立・妥多福・妥多祜のように用いる。賓は鼎に從う字形に作る。貝と鼎とを互易して用いることは、卜文・金文にしばしばみられることであるが、賓を鼎に從つてかく例は他にみられな

い。積古に妥賓を樂律の蕤賓と解し、この鐘の律呂が蕤賓の音に合するものとし、綴遺もその說に從うが、それは愙齋のいうように誤である。愙齋賸稿にいう。

妥古綏字、鐘銘中多以樂嘉賓之文、此云用綏賓、用以燕樂賓客、明非宗廟祭祀之器

積微居にはさらにその義を詳論し、周禮春官大司樂の「大合樂……以安賓客」の文や他の鐘銘を引いて、「用樂嘉賓」の意であることを述べている。鐘銘の末辭には、魯原鐘「用享考」・單伯鐘「用保奠」のような語が用いられることがあり、本銘の「用妥賓」は賓客に對する末辭である。

一四九、卯　毁

器　名　卯敦蓋 攈古

時　代　懿王 大系・通考　孝王 厤朔

收　藏　「嘉興張氏清儀閣藏」從古　「江蘇吳縣曹秋舫藏」攈古　「此器入清儀後、即不知所往、疑早佚矣」周存

卯毁蓋

著　錄

器影　懷米・下・二四　大系・九一

銘文　積古・六・一九　從古・六・三六　攈古・三之三・八　古文審・七・一四　奇觚・四・二九　周存・三・二一　大系・七三　小校・八・八八　三代・九・三七・二

考　釋　全上古・一三・一〇　餘論・三・三七　韡華・丙・三五　大系・八五　文錄・三・二七　文選・上三・六　厤朔・三・二五

器　制　蓋のみを存する。懷米にいう。「高一寸六分、

ロ六寸、頂二寸七分、深一寸、重十九兩」。蓋の上半は瓦文、下半は垂尾の顧鳳文を線刻で表出している。正中に獣首様の文飾がある。

銘　文　攈古にいう。「銘文一百五十一字者、凡二器、并文一百四十九者一器」。また周存に「卯敦聞有二本、殆一器一蓋、然余藏祗蓋文」という。いま諸書に錄するものはみな蓋文である。文一二行一五二字。

隹王十又一月既生霸丁亥、焚季入右卯、立中廷

焚季は焚伯の一族であろう。積古に焚を艾と釋し、路史などにみえる殷の艾侯とするのは論外であるが、餘論には書序にみえる成王期の榮伯、史記にみえる厲王期の榮夷公の名をあげ、書序の説を採るようである。焚氏が周初以來の雄族であることは、焚𣪕・焚子諸器卷一・五九一頁以下などの一大器群があることからも知られるが、後期に至つても懿孝期の焚伯諸器があり、また厲王期には文獻に傳える榮夷公がある。春秋後半にも、榮氏は大族として勢威をえており、連綿たる家系である。本器の册命は王室のものではなく、焚伯がその家臣たる卯に對して行なつているものである。從つて中廷とは焚伯の家廟の中廷であろう。

焚白乎令卯曰、𢦏乃先且考、死嗣焚公室、昔乃且亦既令、乃父死嗣莽人、不盄、取我家窠、用喪

𢦏は載。在と同じ。師虎𣪕に「虎、𢦏先王、既令乃且考事」とあり、同じ語法である。卯はその先

祖考以來、焚公に事えて、その家事を治めていたのである。「乃且亦既令」とは祖、「乃父死嗣葊人」とは考を承けていう。父は焚伯所領の葊の人民を官司する役であった。葊は葊京の葊であろうが、その地に焚伯は民人を所有していたのである。

盄は弔の緐文。字はまた恖に作り、大克鼎に「盄悊厥德」、王孫遺者鐘に「恖于威義」の語がある。不盄は不淑。古文審に「葊人不盄」とつづけて「葊人不善也」というも文義をえず、韓華に不淑にして不幸の義とする。

弔叔古文、當爲一字、蓋二字古文形相似、亦可叚用也、叔弔亦雙聲、詩曰、遇人之不淑、又曰、不弔昊天、皆謂不幸之誼、則二字之訓誼亦近也

という。文獻にも多くみえる語で、尙書大誥「弗弔、天降割于我家」、多士「弗弔、昊天大降喪于殷」とあり、みな天の降喪をいう。詩には不淑といい、鄘風君子偕老「子之不淑　云如之何」、王風中谷有蓷「條其歗矣　遇人之不淑」とあり、みな不善の意に解されているが、詩は何れも悼亡の詩であり、死をいう。大系にいう。

不盄、取我家窠、用喪、猶左傳哀十六年、哀公誄孔子語、旻天不弔、不憖遺一老、蓋謂不弔昊天、取去我家柱石之臣、因以不祿也

郭氏は、下文の窠を「字在此當卽叚爲柱石之柱」と解し、不淑を柱石の臣を喪った意と解したが、「取我窠」は下文の「用喪」の副詞句とみるべきである。字は彔伯𢦚殷の「虎冟窠裏」の窠と同じ。窠は積古以來室と釋されており、餘論には室の緐文とするが、家室は夫婦に用いる語であるのみならず、字は明らかに朱の異文である。文は喪儀に關するものであることは疑ない。「用喪」を嚴可均以來、多く誤って「用器」と釋している。それで餘論のごときは、「取我室家用器也」といい、不盄をこのような不善の行爲を指すと解しているが、誤釋のため文義を失なったものである。喪は金文では多く降喪の意に用い、禹鼎に「用天降大喪于下或」・師訇殷「天疾畏降喪」のようにいう。これを喪事の意に用いるのは列國の器に至ってみえ、

洹子孟姜壺　齊侯女𩰫、肆喪其殷舅、齊侯命大子、……聽命于天子、曰、期𠜱爾期、余不其事、……齊侯拜嘉命、……齊侯既遵洹子孟姜喪

壺の文は孟姜がその舅の死に當って、齊侯の賻贈によって喪事を終えたことを記している。この例によっていえば、喪に喪事の義があることが知られる。

この器銘において、上文の「取我家窠」とは、喪事に際しての賻贈のことをいうものであろう。凡そ家臣に不幸のあるときは、主家はこれに物を贈って弔問し、その喪を終えしめるのが禮であった。周禮にも喪紀のときのことを多く記しているが、車馬をはじめ、祭器の類に及ぶまで、種々の賻贈が行なわれた。禮記曲禮上に、「弔喪、弗能賻、不問其所費」とあるように、賻贈には喪の入費を負擔する意味もあったようである。そして檀弓上には、その事例もみえている。

伯高之喪、孔氏之使者未至、冉子攝束帛乘馬而將之

孔子之衞、遇舊館人之喪、入而哭之哀、出、使子貢說驂而賻之、子貢曰、於門人之喪、未有所說

駸、說駸於舊館、無乃已重乎

賻賵のことは左傳にも多くみえるが、ときには左傳隱公三年、「武氏子來求賻」のように、赴告して賻を求めることもあつた。禮記檀弓上にまた次の一條がある。

子張之喪、公明儀爲志焉、褚幕丹質、蟻結于四隅、殷士也

鄭注に「以丹布幕爲褚、葬覆棺、不牆不翣」という。覆棺の布幕に丹質のものを用いるだけでなく、明器として陪葬する雕骨・蚌貝の類も朱を以て塗飾し、棺槨にも種々の塗料を用いていたことは、殷墓の發掘によつて明らかにされた。喪紀のことには多くの朱を必要としたのである。

朱は周禮鍾氏によると薰蒸してこれを作る。寀の上部は釜甑の蓋の烝氣の洩出するところを示したもので、薰染の法をあらわすものとみられる。朱は當時高價なものであつたらしく、いま卯の先人の死に當つて、喪紀の用としてこれを賜うたのである。これを賜うに當つて特に祖考以來の臣事の功をのべているのは、この賜與が殊寵を示すことをいうものであろう。

今余非敢夢先公又徣徭、余懋爯先公官

この部分は極めて難解で、韡華には未詳として文意にふれることを避けている。諸家の句讀もまた區々にして、容易に歸趨をえない。いま參考のために、その釋文と句讀とを揭げておく。

全上古　今余非敢夢借爲蔑先公、又進逭、逭或釋遠、余懋毋借爲寵、或釋思先公官
積古　今余非敢夢味、先公又惟遠、余懋寵先公官
餘論　今余非敢夢、先公又有徣徭、余懋爯先公官
従古　今余非敢夢、先公有舊遠、余懋爯先公官
奇觚　今余非敢夢先公又隹造、余懋辰先公官
文錄　今余非敢夢先公、有唯造余、懋稱先公官
文選　今余非敢夢先公、又唯□、余懋□先公官

句讀は夢で一句讀とするもの、先公・徣徭までに及ぶものと三通りある。夢を嚴可均は蔑の借字とし、韡華に輕蔑の意とする。劉心源も「夢讀蔑、穀梁傳昭二十年、自夢、釋文、夢本作蔑、可證」といい、文選には「國語周語、不蔑民功、注、蔑棄也」を引いている。郭氏の大系にはこの部分については一語をも著けず、その解釋を知りがたい。

夢の字形は、倗生毁第二卷・四二九頁の「格伯遱」の遱字の從うところと同じである。郭氏は遱を還と釋しているが、倗生毁の文は違約のことをいうものと解される。字を以ていえば、蔑・懵などの義に近い。蔑は蔑曆の蔑とは異なる文字であるが、何れも夢の上部に從う。夢は瞢寐の間にあらわれて人を迷亂させる精靈の作用であり、瞢・懵はみなその狀をいう語である。惑亂して常軌を失し、盟約に違背し、舊事を忘失するなどは、みな遱という。本器の夢は遱の省文とみてよく、「余非敢夢」とは、焚伯が卯の三世に及ぶ臣事の關係あり、先公によく事えた功を忘却せぬことをいう。先公とは「焚公室」の焚公である。

徣徭は進退であろう。徣はほぼその字形を確かめうるが、徭は明晰を缺く。右旁の豸は、下文の隊に從うところと同じ字形で、退の異文であろう。卯の家を嗣いだ卯に對して、その祖考が先公焚公

に近侍して指使をえていたことを述べ、その功を忘れずして職事を嗣襲させることをいう。

爯は一應孫釋によると、下文に爯册という語があり、詛祝を意味するが、爯は稱擧、册をあげて祝告することをいう。ここでは册命の意に用いているらしく、「余懋爯先公官」とは、先公燹公が卯家に命じていた職事を以て、卯に命ずるもので、下文に册命の語がつづいている。

今余隹令女、死嗣葊宮葊人、女毋敢不善、易女瓚章四・瑴・宗彝一・將寶、易女馬十匹・牛十、易于乍一田・易于宔一田・易于隊一田・易于截一田

册命と賜與とをいう。「今余隹」は舊職の嗣襲あるいは黼黻のときにいう語である。死嗣は治司の意。葊は葊京諸宮のあるところであるが、後期には葊京儀禮を記す銘文例がなく、諸宮はすでに鎬京に遷されており、葊の地には燹伯の宮が營まれていたのであろう。葊人とは、葊宮所屬の民人で、百工臣妾の屬がおかれていたものと思われる。卯の祖は燹公の室を治め、卯の父は葊人を官司していたというが、それを合せていえば、「死司葊宮葊人」となるのであろう。すなわち卯の世襲の職事である。

「毋敢不善」は册命の常語。諫殷「毋敢不善」・師獣殷「毋敢否善」などの例がある。家の內外のことを命ずる際に、この語を用いることが多い。

賜與は禮器の類・馬牛の屬及び田土の三項より成る。一項ごとに賜の字を著け、田土には一田ごとに賜字を用いている。

瓚章は瓚章。祼鬯の用に供するもので、庚嬴鼎に「祼璋」、また師遽方彜には「瓌章四」という。

章は四器を賜う例であつた。瑴は雙玉、字はまた玨に作る。說文に「二玉相合爲一玨」とみえるものである。大系に「瑴一」と釋するも、銘刻中に一の字を認めがたい。宗彝に一ということからいえば、宗彝は器名で、上文の瓚章・瑴と一組をなし、酒器であろう。將寶を大系に、「將寶者、命卯以所錫之器物爲寶也」というのは、ここにだけ器數をいわぬからであろうが、これを誥命の語と解するのは無理であろう。將寶は鬹寶で、烹飪の器。鼎鬲の類をいう。師獣殷には將殷の語がある。

次に馬牛の賜與をいう。馬には匹と稱し、牛にはただ數をいうのは、馬は車乗の用であり、牛は牢牲に備えるものだからであろう。馬は四匹・十匹・卅二匹、あるいは匹馬のようにいう。大系に

馬十匹・牛十之錫、驟視似甚輕微、然徵之曶鼎、則當時馬比人貴重、一馬幾足抵五人、牛諒亦稱是、是則十馬十牛、幾等于百人之錫矣

と馬牛の高價であることを論じているが、倗生殷では良馬乘の對價は卅田の租入に當るものとされている。車乘用には特に駿逸なるものがえらばれたのであろう。

田地については、一田ごとに賜の字をつけている。大克鼎にも同樣の表示法がとられているが、これは土地權利の登錄の方法と關係があるのかも知れない。大克鼎には「易女田于匽」のように、一田ごとに女の字を加えており、その繁重な形式には、何らかの意味があるものと思われる。

田土は一筆ごとに所在の地が異なる。乍はその左文に似た形であるから、かりに乍と釋しておく。宔も近似の字を以て充てた。隊・截もみな地名。各地より一筆ずつを分與しているのは、當時の農地の形態を示唆するものがある。一田の廣さがどれほどであつたかは知りがたいが、敔殷三におい

て南淮夷討伐の獻捷の禮に、田五十田を二、合せて百田を賜う例があり、一田の大きさはそれほどの規模のものでないことが推定される。舀鼎では、五田に對して衆一夫臣四夫、田七田に人五夫を充てており、これがその耕作に必要な人員のすべてでないとしても、まず一人一田がその可耕の面積とされていたのであろう。土地を分散的に所有するという形式は、地域の土田の細分化とともに、土地の兼併をうながす要因となつていつたとも考えられる。

卯拜手頁手、敢對溉焚白休、用乍寶障段、卯其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用

拜手頁手は拜手稽首。手と首とを誤用するものに、遹段「拜首頟首」・不嬰段「拜頟手」などがあるが、あるいは通用というほどであつたのかも知れない。

訓　讀

隹王の十又一月既生霸丁亥、焚季、入りて卯を右け、中廷に立つ。焚伯、呼びて卯に命じて曰く、乃の先祖考に在りて、焚公の室を死司せり。昔、乃の祖も亦既に命ぜられ、乃の父も葬人を死司せしも、不淑なりしとき、我が家の朱を取りて、用て喪せしめたり。今、余、敢て先公の進退すること有りたまひしに違ふに非ず、余、懋めて先公の（命じたまひし）官を稱ぐ。今、余隹女に命じて、葬宮葬人を死司せしむ。女敢て不善あること毋れ。女に鬲章四・瑴・宗彝一・將寶を賜ふ。女に馬十匹・牛十を賜ふ。乍に一田を賜ふ。宔に一田を賜ふ。隊に一田を賜ふ。截に一田を賜ふ、と。卯、拜手稽首し、敢て焚伯の休に對揚して、用て寶障段を作る。卯其れ萬年、子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

參　考

焚伯諸器の一であるが、本器は王の册命でなく、その家臣に對する焚伯の册命であり、しかもそれが王室と同じ廷禮の形式で行なわれていることが注意される。陪臣の作器は、周初以來その例は少なくないが、本器のように廷禮を備え、册命賜與のことをいうものはこのころからはじまり、以下師獸段・柞鐘・幾父壺など、末期の器にその形式がみえ、また王の册命を待たぬ自作の器などもあらわれる。王室が漸く陵夷し、權勢の家が王室を左右する狀態が、次第に馴致されてきているのであろう。

器の時期は、器制及び焚伯關聯器との關係からみて、大體夷王期に位置しうるものと考えられる。

一五〇、同毁

器名　同彝甲編　同毁蓋周存

時代　懿王大系　孝王厤朔

同　　毁

収藏　二、「丹徒劉氏食舊堂舊藏、今歸定海方氏舊雨樓」貞松

著錄

器影　二、甲編・六・二九　大系・六九

銘文　一、周存・三・補　貞松・六・七　大系・七三　三代・九・一八・一

二、周存・三・補　貞松・六・八　大系・七四　三代・九・一七・二

考釋　韡華・丙・四〇　大系・八六　文錄・三・一三　文選・上三・九　厤朔・三・一二　積微居・二三三

器制　甲編にいう。「高四寸六分、深三寸七分、口徑六寸七分、腹圍二尺一寸五分、重五十三兩、兩耳有珥」。口下正中に獸首あり、左右に虁鳳文らしい文様一道を帶文としている。その下に弦文一條がある。圈足はやや高く、その底邊が開いている。器は二器あり、一器は蓋のみを存する。

銘　文　周存三補に器蓋二銘とするも、二銘とも器文である。各九行九一字。行款同じ。

隹十又[illegible]月初吉丁丑、王才宗周、各于大廟、焚白右同、立中廷、北鄉

廟は月に従わず、水に従う。焚伯は康鼎・卯毀にみえる。大廟は敔毀三に成周大廟の名があり、周の大廟は周大廟とよんで區別されている。

命同、差右吳大父、嗣易林吳牧、自淲東至于河、厥逆至于玄水、世孫〻子〻、差右吳大父、毋女又閑

冊命の語。作冊も史もみえず、簡略な形式である。差は左。工を省している形で、師詢毀にも同じ字形がみえる。吳大父は師酉毀の吳大であろう。易は對趴の趴の左旁の形である。大系に「易當讀爲場、周禮有場人」といい、場人の職とする。また「林、林衡、吳虞、山虞・澤虞之類、牧、牧人・牧師之類」という。免簠に「嗣奠還歠罘吳罘牧」とあるのと同じ。韓華に易林をつづけて地名の陽林とし、曹植の洛神賦にみえる陽林の地であるとするのはよくない。林はやはり職名とすべきである。ただ易は、免簠の文を參照すると、地名もしくは農圃の普通名詞とみることもできる。林・吳・牧の類はその所在をいう例であるからである。

韓華の陽林說は、淲の字釋と關聯している。韓華に淲を洛とよみ、

此器文又云、自洛至于河、尤與曹賦文相符合、否則陽林地名、乃出古佚書中、曹賦引用、當有所本、或三國時古籍未全亡佚、子建猶得據佚書以爲說歟、洛字从虍、河从奇、皆古字繁文

と論じて、その地を河洛の間のこととする。かくて韓華は、吳大夫の吳をも虞虢の虞とし、その地望に合せている。

文錄にも淲を洛と釋するが、字はやはり虎に従う形であろう。大系には淲字のままで洛とよみ、河洛の洛に非ずして涇洛の洛とする。そして地を玄洛河渭の間であるとしていう。

淲殆卽陝西之洛水、其流域約與河道平行、而在其西、東南流入渭、以達于河、……逆當讀爲朔、玄水當卽今之延水、水經之奢延水也、……山海經西山經、孟山生水出焉、而東流注于河、今按生卽玄字之誤、奢延卽玄之緩音也、此言自洛東至于河、厥逆至于玄水、正由玄洛河渭、天然形成一區域、疑古吳卽虞虢之虞之封域、本在河西、後乃改食河東也

その他、甲編に地を西吳にして玄水は黑水に外ならずとする說あり、文選にも吳大夫の吳を西虞にして虞芮の虞に非ずとする說もあるが、何れも吳大父の吳に拘泥しすぎた考說であるように思われる。虞仲の初封の地は夏虛大陽であると傳えられているが、文選に銘文の易を以てこの大陽に充てるなども、巧說に過ぎるようである。大系に虞はもと河西にあり、のち河東に移封したとするのも同斷といえよう。

吳が虞虢の虞であるとは定めがたい。史記秦本紀注に引く括地志に「周之北、故夏虛」というもその地を確かめがたく、師酉毀によると「隹王元年正月、王在吳、各吳大廟」とあつて、王が親しくその地に臨んで、吳大の廟で冊命を行なつている。吳の地は周都を去ること甚だ遠くはない地である。また受命者の同は、あるいは小臣宅毀にみえる同公の家であろうが、毀には「隹五月壬辰、同

公在豐、令[illegible]事伯懋父」とあって豐地にあり、豐は豐鎬の豐である。師兌𣪘一の同仲も、おそらくその家の人[illegible]あろうが、その器では康廟での册命に右者となっている。何れもみな畿內の王都に近い地に所領[illegible]ある家であって、淲・河の地もその附近にこれを求めるべきであろう。その意味では、夏虚大陽説[illegible]河洛陽林説は何れもやや遠隔に過ぎ、郭氏の玄洛河渭の間におくものが、最も可能性がある。

郭氏は淲[illegible]洛とよんで涇洛の洛と解したが、洛は古くは漆沮とよばれた。また虢季子白盤には「洛之陽」という語があって、洛の字を用いている。銘文の淲を直ちに洛と釋するのはその點に問題があり、淲はあるいは滹の初文もしくは省文ではないかと思われる。金文においては、且は多く虎形に従って、虘・䖒に作る。漆沮はもと二水の名であるが、のち合せて洛という。器銘にいう地域は洛の下流、河に迫るところで、渭北の山陵に接する地域であろう。そこに王領の林虞の地があり、吳大父の官嗣するところであるが、いま同に命じてその職を輔佐せしめるのである。

「世孫〻子〻」は、銘文の末辭と子孫に命ずる語として用いるのが普通であるが、ここでは官職を授けるに當って使われており、いわば永代職を命ずる意である。それで郭氏は次の「毋女有閑」の句を、「意謂不汝限制」と解しているが、すでに永代職を任ずる以上、そういう語を用いる必要はない。文錄には「猶云世世勿替」の意であるとするが、またその意ならば女を世に易えなくては文意が順でない。

普通の語法では、ここはたとえば卯𣪘「女毋敢不善」のようにいうべきところで、文はまさに「女毋有閑」となるはずである。それで文選には女と毋とを互訓して、

毋女、女毋也、言女須勤勞、毋閑暇廢職也

とするが、ここは毋女を誤倒したものとみてよい。また閑は間暇曠職の意とするよりも、壅閉不通の意としなければならぬ。「女毋不善」・「毋又不聞」・「女毋妄寧」と同じく、授職に當っての戒告の語であろう。

對䚄天子厥休、用乍朕文考叀中隮寶𣪘、其邁年、子〻孫〻、永寶用

厥は介詞之と同じ。令彝「明公尹厥宦」のごとし。隮寶𣪘は、普通には寶隮𣪘というところである。

訓　讀

隹十又二月初吉丁丑、王、宗周に在り、大廟に格る。焚伯、同を右けて中廷に立ち、北嚮す。王、同に命じて吳大父を左右し、埸の林・虞・牧を司めしむ。淲より東して河に至り、厥れ遡って玄水に至る。世孫〻子〻、吳大父を左右けよ。女、閑有ること毋かれ、と。天子の休に對揚して、用て朕が文考叀仲の隮寶𣪘を作る。其れ萬年、子〻孫〻永く寶用せよ。

參　考

器は繪圖のみを傳えるが、器形文様は縣改𣪘などに似ており、かなり古制を存するものである。字迹は精拓に乏しく、ただ二銘があるので相補うことができる。焚伯を群標識とする諸器の一である。

別に同自毀と称する一器があり、おそらく同家の器であろう。三小足毀であるが時期の近いものであろうと思われる。

*同自毀

著録

器影　乙編・一二・三六（旅毀）　寶蘊・六二　通考・三一四　故宮・下・一七五　通論・五九

同自毀

銘文　貞松・五・一二　三代・七・二〇・一・二

器制　故宮にいう。「通蓋高一八・二糎、深九・一糎、口徑一八・九糎、底徑二〇・一糎、腹圍六六・八糎、寛二七・三糎、重三・八九五瓩、蓋器口緣各飾蟠夔紋一道、足飾弦紋一道、兩獸耳、有珥」。文様は顧龍文、圏足に一弦文あり、三小足を付している。

同自乍旅毀、其萬年用

銘文二行九字。この器と器制の近いものに仲自父毀盧氏・一三　通考・二七七があり、「中自父乍好旅毀、其用萬年」と銘し、また別の一毀恒軒・三八に「中自父乍旅毀」と銘している。器は附耳毀であるが、文様は全く同自毀・中自父毀と同じ。おそらく同自と中自父とは一家であり、時期も近いものであろう。後の師兌毀一に同仲の名がみえているが、あるいはこの中自父の後であろう。

一五一、輔師嫠𣪘

時代　厲王 郭釋

出土　「以一九五七年十一月十二日、中國科學院考古研究所灃西工作隊在灃河兩岸時、得之於長安縣五樓鄉政府、據云係以一九五七年三月、兆元坡村兆豐社農民平地時所發現」郭釋

著錄

器影　考古學報・一九五八・二・圖一　二玄・三〇二

銘文　同・圖二　二玄・三〇一

考釋　郭沫若　輔師嫠簋考釋 考古學報・一九五八・二　文史論集所收

器制　郭釋にいう。「通高一五・二糎、口徑二一・九糎、腹深一一・五糎、耳長二一・五糎、足高四・一糎、兩耳間二八糎、足徑一八糎」、「本簋形制典雅、花紋樸素、獸耳有珥、圈足、花紋僅口下環帶一條、作雙鳳夾犧首形、前後相同、此例頗多、蓋是通制」。夔鳳は鳳首前向、分尾、鳥身はなお柔軟な姿態を示し、鳥啄はかなり大きく、冠毛をなびかせている。帶文下と圈足に弦文あり、口は侈口、無蓋である。郭釋に無蓋を簋、有蓋を彝とする器名の誤を論じているが、有蓋無蓋を通じて、この器制のものには𣪘と銘する自名の器が多い。分尾の夔鳳文は庚嬴・靜・競・彔の諸器など中期に盛行したもので、後期には次第に姿を

輔師嫠𣪘

沒している。從つてこれを厲王期とする郭說はおそきに過ぎる。銘文中にいう𤇾伯は、夷王期の諸器にみえる𤇾伯と同一人と解すべきであろう。

銘文　一〇行一〇二字

隹王九月既生霸甲寅、王才周康宮、各大室卽立、𤇾白入右輔師嫠

周康宮は君夫𣪘・師遽方彝より休盤・伊𣪘など、夷王期前後に至るまでの器銘に多くみえる。𤇾伯は康鼎・同𣪘には本器と同じく右者として、卯𣪘には家臣への册命者として、また敔𣪘三には獻捷の場所として𤇾伯の所がえらばれており、當時雙びなき權勢の家であったらしい。郭釋に本器を厲王期に比定したのは、この𤇾伯を、文獻に厲王期の重臣と傳える榮夷公と解したからである。その說にいう。

𤇾伯是厲王時重臣、根據此銘、可以確定、案𤇾卽榮字、此人當卽榮夷公、史記周本紀、厲王卽位

三十年、好利、近榮夷公、大夫芮良夫諫厲王曰、……榮公若用、周必敗也、厲王不聽、卒以榮公
　為卿士、用事、榮公之或稱榮伯、猶召公之或稱召伯

郭氏はさきに大系において、敔毀三を夷王に、康鼎を懿王に屬していたが、本器によって康鼎の時期を厲王に改め屬し、鄭井叔康の諸器をも合せて厲期に下した。それは榮伯を榮夷公と解すること以外に、師嫠毀の銘文解釋とも關聯のある問題であるが、一器があらわれるごとに器の斷代に改說を要するということは、郭氏の體系に甚だ不安定な要素を含んでいることを示すものといえよう。師嫠毀の問題は後に論及するが、榮伯榮公の同一人を證するために、召公召伯を同一人とするなども用例を失したもので、金文においても文獻においても、召公と召伯とはそれぞれの時期において區別されている。

輔師嫠とは、輔の職にある師嫠をいう。郭氏は輔師を合せて官名とし、周禮の鎛師に當るものとしてその職掌を論じていう。

　鎛師、掌金奏之鼓、凡祭祀、鼓其金奏之樂、饗食賓射亦如之、……是則鎛師的職責、主要是管擊
　鼓、……古者世官、加以音樂性的職掌、是一種專門性的業務、必終身以之

師嫠の職についていては、師嫠毀に

　在昔先王……既命女叓乃祖考嗣小輔、今余隹巤𠣋乃命、命女嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘

とあつて、師嫠はこのとき、その祖の舊官である小輔と鼓鐘に任ずることを命ぜられている。師嫠毀はその銘文中に右者宰琱生の名がみえ、琱生毀には召伯虎の名があつて、その器は宣王期のもの

であるから、師嫠は厲宣二王に歴事した人である。そこで郭氏は、本器と師嫠段の師嫠とは同一人であり、[illegible]嫠は厲王のとき輔となり、宣王のとき再命を受けて小輔と鼓鐘を兼ねるに至つたものと解した。しかし師嫠段によると、師嫠の皇考は輔伯とよばれており、この輔伯が輔師嫠であるらしく、[illegible]なくとも師嫠と輔師嫠とは同一人ではない。兩器の間に一世以上の距離をおかなくては、本器の[illegible]制を説明することも困難である。

師[illegible]段ではその祖考の職事を嗣承することを命ぜられ、王命に對揚して皇考輔伯の器を作つている。輔伯はあるいは輔の職にあつた人かも知れない。その文首に「師龢父段」とあり、師嫠はそのことを王に赴告し、嗣襲の册命を受けているのであるから、輔伯とは師龢父の廟號と考えられる。師龢父は、おそらく厲王期と思われる師兌の兩器にその名がみえ、當時の老臣であつたらしい。

しかし師嫠段においての王命は、その父の職を嗣ぐことでなく、祖の舊官たる小輔と鼓鐘を嗣ぐことであつた。師嫠の祖もまた、小輔・鼓鐘の官にあつたのである。これを系譜的にいうと、祖（小輔・鼓鐘）・父（師龢父・輔伯・小輔）・師嫠（小輔・祖の舊官たる小輔・鼓鐘を追命）という關係となつて、厲宣期の師嫠の祖たる人は、かつて小輔・鼓鐘の職にあつたのである。そして本器にいう輔師嫠とは、まさに厲宣期の師嫠の祖に當る。厲宣より二世代遡るとすれば、孝夷期である。すなわち本器の右者㷀伯は、康・同・卯・敔の諸器にみえる㷀伯であつて、厲王期の榮夷公その人とはしがたい。また輔師嫠は輔・師嫠であり、輔師・嫠でないことも明白である。下文に「更乃且考嗣輔」とあるのは、その明證といえよう。師はその本官であるゆえに師嫠と冠稱し、輔はまた特命の職であるから、輔師嫠と稱したものであろう。器の日辰は夷王の元年・五年の譜に入る。

王乎作册尹、册命嫠曰、叓乃且考嗣輔、緘、易女載市・素黃・䜌旋、今余曾乃令、易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・戈彤沙琱㦸・旂五、日用事

叓は更、賡續。輔は師嫠段にみえる小輔。郭氏は大系にこれを少傅と釋した前説を誤であつたとして、輔師を鎛師と改め、

今以本簋銘勘合、銘言更乃祖考司輔、可知卽厲王命師嫠司小輔時事、器卽作於厲世、小輔、吳大澂以爲、當讀作少傅古籀補・一四・五、余前以爲近是、大系考釋・一四九、今案有問題、以本銘勘合、此言司輔、並稱嫠爲輔師、則輔當讀爲鎛、輔師卽周禮春官之鎛師也

と述べている。小輔と鼓鐘と兼職であることからいえば、何れも鼓樂に關するものであるが、師を本官とするものの兼務であり、その職とはあるいは軍樂の指揮を掌るものであろう。鼓樂の適否が軍の消長勝敗にも關するものであることは、左傳の曹劌の説話にもみえているところである。

緘は字になお疑問があり、郭氏は載とよんで「載易女」と下文につづけてよむ。文首の虚詞とみるものであるが、字形は載ではない。字は咸と糸とに従うているらしく、毛公鼎の緘の字に近い。輔緘とつづてよむことは考えがたいから、一應、緘を一字句とする。郭釋のように載とよみ、これを語詞に用いる例は金文にはないようである。字はおそらく咸の繁文であろう。一儀節の終るごとに咸の一字を文末におくことは、德方鼎・麥尊・小盂鼎・貉子卣・班段など、多く初期の器にみえる語法である。この器に近いものでは、噩侯鼎「王宴、咸、飮」の例がある。

賜與の[illegible]、載市は趙曹鼎一・免觶にみえる。孫詒讓は載を纔にして雀頭色を示す爵、郭氏は周頌絲衣の[illegible]弁の載と同聲字とする。色目をいう。素黃は白色の珩。鑾旋は鑾旂の屬であろう。郭氏は旋を[illegible]に従う字とし、又を別の一字として下續してよむが、又を又且の義に用いる例はない。旋について郭氏は、「疑旄之異文、字亦作旄、載毛竿頭也、以旄牛尾爲之、蓋謂賜以有鈴有旄之旂幟」と、[illegible]旄の異文とみている。字はあるいは旛に近い音であるかも知れない。旛は旗旐の總名である。以[illegible]に一たび冊命と賜與とをいう。銘文は、また重ねて冊命賜與の行なわれたことを記しているのである。

郭氏は旋の下部を又の字とみて、「今余曾乃命」の上につづけたのであるが、今といい曾といい以上　又の字をおく理由はない。「今余」は「昔」・「先王」に對して用い、再命のときの語である。そしてそのときには多く醽亶の語を用いる例であるが、本器では曾命という。郭釋に、この二つの冊命と賜與との關係を論じていう。

又者、繼作冊尹冊命之後、王又重申一次、此銘命詞甚爲別致、係兩重命辭、作冊尹是史官長、史官長所傳布之冊命、本卽王命、卽命嫠承繼其祖與父舊官、賜以爵韓・素珩和鑾旄、這是寫在命書上的冊命、在這命書宣讀之後、王感覺賞賜太輕、乃又口頭命令一次、下面卽是口頭的命辭

すなわち再賜のものは、王がさきの賜與があまりに輕きに失すると考えて、にわかに追加したものであり、厲王の爲政の輕率さも、このような器銘の事實から推測しうるとするのである。この解釋は、又の一字から導かれているものであるが、おそらく誤讀であろう。厲王がいかに暴虐失政の人であつたとしても、輔弼の臣もあり、また受命者がその早率の失態の状を器銘に載せるとも考えがたい。この一又字を除けば、冊命と口勅とが重複するという嫌疑は容易に避けうるのである。すなわち「今余曾」以下も、なお史官宣讀の冊命中にある語とみるべく、それは「我既令女」と「今余令女」とを幷擧する醽亶の冊命と、何の異なるところもない。もし郭釋のごとくならば、「今余」の上に「王曰」などの語を、改めて加えなくてはならない。

思うに前命は祖考の職事を嗣ぐことを命じたもので、いわば慣例的に行なわれる冊命賜與である。そして後賜のものは、その醽亶あるいは陞敍などの意を含めた恩命としての追賜であろう。後命は單に「今余曾乃令」とあつて、新しい任命を含むものでないが、その職のままで任寵の特に重いことを示したものと思われる。そして前賜のものと合せて、別に冊命の際の賜與を與えたのである。甚だ異例のことであるが、「今余曾乃令」とはこのように解すべきであろう。曾は重。醽亶と同義である。再命の際の賜與は師奎父鼎をはじめ、師虎殷・師類殷・大克鼎などにみえ、概ね師系の武將に與えられるものであり、輔師嫠の職は、單なる鎛師の職でなく、師氏にして小輔を兼ねるものであろう。器銘にいう冊命賜與が重複するような形式をとつているのも、師嫠の職事がその本官と兼任職とにわたつているからかも知れない。輔師が郭說のように周禮鎛師の職ならば、その地位は中士を出でず、このような隆命を受けるはずはない。賜與の品目中、戈彤沙琱戫は、師奎父鼎などにみえる戈琱戫に彤沙、すなわち紅綏の類を加えたものであろう。師獸殷に、彤綏を加えた戈琱戫・干五を與えることが記されている。「日用」の語法は、[illegible]伯殷・小克鼎にみえる。

嫠拜䭫首、敢對䢅王休令、用乍寶障殷、嫠其萬年、子〻孫〻、永寶用事

文末に事の一字をおいているのは、册命の辭が「日用事」とあるのに對應したものであろう。

訓讀

隹王の九月既生霸甲寅、王、周康宮に在り。大室に格りて位に卽く。熒伯入りて輔師嫠を右く。王、作册尹を呼びて嫠に册命せしめて曰く、乃の祖考に賡ぎて輔を嗣めよ、と。咸る。女に載市・素黃・鑾旂を賜ふ。今、余、乃の命を曾ぬ。女に玄衣黹純・赤市・朱黃・戈彤緌琱戟・旂五を賜ふ。日に用て事へよ、と。

嫠、拜して稽首し、敢て王の休命に對揚して、用て寶障段を作る。嫠其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用して事へよ。

參考

郭氏は器を厲王、師嫠段を宣王に屬し、輔師嫠と師嫠とを一人とするが、兩器の銘にいうところを考えると、兩者は祖と孫との關係に當る。また郭釋は、この器銘に厲王期大壞の兆があらわれているとして、器銘の再賜のことを以て、

　這位皇帝很有趣、不僅是朝令夕改、簡直是邊令邊改、這也表明了周厲王輕率的性格

と論じているが、前命は輔の嗣襲、後命は師職の嗣襲をいうもので、賜與もまた職務の輕重に從がつており、銘文の記述には何の破綻もない。

郭氏はまた、一樂人に過ぎない師嫠がこのような恩寵を蒙るのは、補任にその人を失している證であり、周室の敗壞はここに原因しているとしていう。

　據此銘文看來、可見師嫠很受厲王寵愛、可能他的音樂技巧、是相當高明的、據此也可以得出這様一個推測、厲王是愛音樂的一位國王、既好利、又好樂、專制異常、册命等於兒戲、西周幾乎滅亡在他手裏、不是沒有來由的

このような議論は、すべて旂の又を離析してよみ、かつ兩重命辭の内容をよく理解しなかつたことから起つている。そしてついに好樂喪國の説にまで發展するわけであるが、一字の誤解がどのような結論を導く危險性をもつか、研究者の最も戒心すべき一例といえよう。師氏と軍樂との關係については、かつて「釋師」甲骨金文學論叢第三集に論じたことがある。

一五二、師 類 段

時代　昭王麻朔・董譜

收藏　「閩侯陳氏猗文閣藏器」麻朔

著　録

銘文　金石書畫第九期　西周年暦譜集刊二十三本、七一一頁、摸本

考釋　麻朔・二・一　董譜・七一一頁

銘　文　一二行一一二字。拓影未見。麻朔に「在津偕商錫永至陳家手拓」とあり、また董譜に「據金石書畫第九期、摹寫杭州童氏藏拓本」という。他に著錄をみず、いま董氏の摹本を錄しておく。

隹王元年九月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各大室、嗣工液白、入右師類、立中廷、北鄉

前文廷禮の形式は、孝夷期の諸器にみえるところと同じ。嗣工の職は免觶・揚段にみえ、揚段にはその職事を列擧している。液白・師類は何れも他に未見。人物の關係より器の時期を推しがたいが、銘文に紀年日辰があり、暦譜上、その時期を考えることができる。

麻朔に器を昭王に屬し、その日辰は昭王元年の譜に密合するという。その譜によるに、元年閏九月十八日に當るとし、當時閏月に閏を稱せず、單に九月と記す例であると論じている。また廷禮が周康宮で行なわれているのも、昭王期の一證に外ならずとし、「餘王盡不可通」という。周康宮における廷禮は後期の器にも習見しており、廷禮・册命・賜與など銘文の樣式より推していえば、器は夷王期前後のものであることは疑がない。

董氏の西周年暦譜にもまた吳氏の說により、器の日辰を昭王元年九月十八日とするが閏月說をとっていない。董氏の月相四週の解は他の諸家と異なり、「定點月相、既死霸初吉爲朔、既生霸爲望、皆限於一日、惟既望包括十六至十八三日」とし、この器銘に密合するものとしては、康王元年の閏

九月と、昭王元年の他にないと述べているが、月相四週を董氏のように解しては、殆んど暦譜の算定をなしがたい。日辰は、師詢𣪘と同じく夷王の譜に合し、その九月の第十五日に當るようである。後期諸王の他の暦譜には合うものなく、おそらく夷王元年の器であろう。いまこの器を周康宮廷禮のみえる輔師𠭯𣪘と合せて錄しておく。輔師𠭯𣪘は右者欬伯諸器の一で紀年なく、ただ週名日辰のみを記している。王の初年の器とすれば、元年もしくは五年に入りうるものである。

王乎內史遺、册令師類、王若曰、師類、才先王、既令女乍嗣土、官嗣汸闇、今余隹肇𤔲乃令、易女赤市・朱黃・緐旂・攸勒、用事

册命賜與の辭をしるす。內史遺も他に所見がない。「王若曰」は傳命の語。册命にこの語を加える例は、この期の器銘に數見する。嗣土は免簠にみえて𢽾・虞・牧を掌り、また𢦏𣪘では藉田を官司する職である。この器では、汸闇の官司を命じている。汸闇は未詳。嗣土の職事を以ていえば、王室の經營する施設であろう。闇は闇とも釋しうるが、闇ならば廬室の類である。先王以來の職事で、新王の即位により、その肇𤔲すなわち再任命を受けたものである。賜與は赤市・朱黃・鑾旂・攸勒、その品目は伊𣪘等と同じ。

類拜頴首、敢對昜天子不顯休、用乍朕文考尹白𩰫𣪘、師類其萬年、子〻孫〻、永寶用

末辭。尹伯の名は尹伯甗三代・五・八・三にみえ、「尹白乍且辛寶𩰫彝」と銘し、器は善齋・圖・四八にみえる。鬲部に饕餮を飾る西周初期の器制の甗であり、この器にいう尹伯とは時代がかなり異なる。もとより別人であろう。

訓讀

隹王の元年九月既望丁亥、王、周康宮に在り。旦に、王、大室に格る。𤔲工液伯、入りて師類を右けて中廷に立ち、北嚮す。

王、內史遺を呼び、師類に册命せしむ。王、若く（かくのごと）曰く、師類よ、先王に在りて、既に女に命じて嗣土と作し、汸闇を官嗣せしめたまへり。今、余隹（これ）乃の命を肇𤔲す。女に赤市・朱黃・鑾旂・攸勒を賜ふ。用て事へよ、と。

類、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文考尹伯の𩰫𣪘を作る。師類其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

器は器影を錄せず、拓影も著錄に入るものなく、器制・字迹何れも確かめがたいものであるが、銘文はおそらく眞刻のものと思われる。紀年週名日辰を備えるものはその數が多くなく、金文による暦譜構成の資料として、逸しがたいものである。

一五三、無叀鼎

器名　無専鼎積古　鄦専鼎従古　鄦惠鼎周存　無叀鼎奇觚

時代　宣王大系・厤朔・通考

收藏　「器今在焦山、僧行載所輯焦山志云、鼎傳于吾鄉魏氏、分宜相嚴嵩當國、以不得此鼎將罪之、嵩敗、魏氏懼子孫終不保、送焦山、據此、則鼎自魏氏歸焦山、王西樵士祿詩序以爲、曾入嚴氏、謬矣」積古「丹徒焦山寺海雲堂藏」従古「焦山定慧寺藏」周存「焦山定慧寺藏器、舊傳鼎故京口某公家物、明嚴嵩枋國時、某公官于朝、嚴氏聞此鼎欲之、某公不卽獻、因嫁禍焉、鼎竟入嚴氏、嚴氏敗、鼎復歸江南、捨之焦山寺中」通考引焦山鼎銘考頁二四、王西樵焦山古鼎歌序　嚴嵩一四八〇―一五六九は明の世宗の權臣で擅私多く、構讒を敢てした人物であるから、ここにいうような話も多少の眞實性があろう。王西樵士祿一六二六―一六七三は明末清初の人。焦山古鼎考の著がある。

著　錄

器影　大系・二四　通考・七三

銘文　積古・四・二八　攈古・三之二・八　金索・一・二九　従古・二・一　又・一〇・一一　窓齋・四・二三　奇觚・二・一〇　周存・二・二三　大系・一四三　小校・三・二七・一　三代・四・三四・二　河出・二四九

考釋　全上古・一三・四　窓齋賸稿・一八　涉林・七・三六　韡華・乙中・五三　大系・一五一　文錄・一・二二　文選・下一・一七　通考・二九八　厤朔・五・二二　積微居・一二二、二六八

器制　積古にいう。「此鼎、元、于癸亥一八〇三秋、北覯回浙、渡江便至焦山、視之、鼎約高二尺許、體圓、雙耳三足、口約徑一尺七八寸、其銘在口下、直立于鼎內、非在鼎腹向上仰也、質頗純厚、黝然光澤、外有紋、絕無青綠、元每謂、古金之至精者、其銅精不外洩、絕無青綠、其有青綠者、皆金錫之齊不精堅、走洩于外、漸成剝落、其體必輕、故以青綠爲古器重者、非眞知古器者也」。また金索にいう。「雲鵬于癸酉一八一三冬日在焦山、曾見此鼎、闇然渾古」。銅質堅く、綠銹をみないものであろう。通考に器制を記して、「通耳高一尺六寸二分、口飾竊曲紋一道、腹飾鱗紋、足飾饕餮紋」という。器腹は豊かな膨らみをもち、口下に變樣夔文、腹には繁縟な感じをもつ三層の鱗文をめぐら

無叀鼎

している。

銘文　一〇行　九四字

隹九月既望甲戌、王各于周廟、述于圖室、嗣徒南中、右無叀內門、立中廷

圖室は新出の善夫山鼎にみえる。積古にこれを明堂太廟とし、國の玉鎮大寶を藏し球圖をおくところとし、從古に「圖室卽太室、謂之圖者、圖象也、象與貌同」という。球圖あるいは先王圖象のあるところとみるのであるが、廟中の室名である。善夫山鼎では、「王在周、各圖室」と記している。

述は舊釋に燔とする。古文番の從うところと似ているからであろう。積古に「執膰以祭」、奇觚には槱燎のこととする。從古には脤膰の膰とみているが、字形は述に近い。郭・容氏らは述と隷釋し、郭氏はさらに遂と字釋する。大盂鼎「殷述命」の述は墜、小臣謎殷「述東」は遂の義であるが、ここは動詞によむべく、かつ下文に直ちに廷禮がはじまっているので、卽位の義である。上文に格があり、ここは座の定まるをいう。

嗣徒は揚殷に嗣徒單伯の語がみえる。南仲の名は詩の小雅出車に「王命南仲　往城于方」・「赫赫南仲　玁狁于襄」、また大雅常武に「赫赫明明　王命卿士　南仲大祖　大師皇父」とみえ、出車の傳に「南仲文王之屬」、常武の箋に「南仲文王時武臣也、宣王之命卿士爲大將也、乃用其以南仲爲大祖者、今大師皇父是也」という。大系に大祖の祖は出祖の義、皇父は函皇父にして厲宣期の人であるから、南仲も宣王期であるとし、從って本器をも宣王期とする。文錄には南仲は一人に限らずとし、

　說者以南仲爲宣王之臣、因謂此爲宣王時器、吾謂南仲南季、猶虢仲虢叔、皆世襲封號、不必其一人也

と論ずるが、兩詩の南仲と器の南仲とは、同一人とみてよい。「南仲大祖」は下句の「大師皇父」とともに王の命ずる卿士で、「大師皇父」の句と同じく官・氏を列したものと思われる。毛傳に「王命南仲於大祖、皇甫爲大師」とあるのも、兩者を同時の人と解するものである。常武の第二章

に程伯休父の名があり、金文の休盤の作器者であると思われるが、休盤は夷王廿年の器と考えられるもので、その前後に番・禹・皇父の諸器が位置しうる。圖室の名のみえる善夫山鼎が夷王卅七年のであることも、この器の時期、器銘中の人物を考えるとき、參考となろう。いまこの南仲を、詩篇にいう南仲と同一の人物とみておく。

無叀の無を窓齋膡稿に鄦と釋し、「余以爲古姓無字、皆鄦之省、如鄭作奠、邢作井、古文皆不從邑、其例也」とするが、韡華にその説を非とし、「按竹書紀年、有越王無顓、顓專音同、知古人自有以無專爲名者、未容附會爲鄦惠也」と論じている。金文の名號に無貫・無[illegible]・無嬰・無敄などあり、それらの無は必らずしも後の鄦すなわち許國の許と同じでなく、聖桓夫人曾姬無卹の無と解してよい。無嬰は不嬰というのと同様、その名字に意味をもつものであろう。内門の二字は一字に合書している。

王乎史晉、冊令無叀曰、官嗣□王遉側虎臣、易女玄衣黹屯・戈琱戟・敐必彤沙・攸勒・䜌旂

史晉を文錄に「克敦尹氏友、當卽此人」というが、それは尹氏友史趛で別人である。晉には彝三代・六・二四・一・設同・八・五一・二・壺同一二・四・五・六などあるも時期が早い。また本器の字は晉と釋しうるか疑問で、羽形に從う字ともみえるが、いまかりに晉と隷釋しておく。

官嗣下の一字未詳。工に從う字形であり、積古に「舊釋作佐、或作空、皆非是、字從工從鳥形、是鴻之古文、大也」といい大王の義とするが、語例なし。窓齋には嗣と連ねて嗣工にしてのちの司空に當るとし、字は紅の初文であるとする。膡稿にいう。

□古紅字、漢書女工多作女紅、卽此字之譌、周官有嗣工、無司空、或古書工字有作□者、漢時釋爲司空、幷以司空名官、漢人習見漢官有司空之職、遂將經典嗣工、悉改讀爲司空、後人見古器嗣工字、轉以工爲空之假借字、不知古人命官、必有所指之事、司空則所司何事也

韡華には空を功の假借とし、司空とする舊釋を是としている。しかしこの文で官嗣二字連文。□王以下がその目的語である。述林も司空說であるが、王以下についていう。

王遉側虎臣、說文辵部無遉字、疑貞之異文、遉側猶之先後左右、虎臣卽周禮虎賁氏、掌先後王而趨、以卒伍、又其屬旅賁氏、掌執戈盾、夾王車而趨、左八人、右八人、故曰遉側、明在王之先後左右也、詩大雅蕩云、不明爾德、以無背無側、毛傳云、背無臣、側無人也、竊謂詩背謂在王之後、猶緜傳云、予曰有先後也、側謂在王之旁、猶左右也、此銘遉當訓正、爾雅釋詁云、貞正也、謂正在王前、猶撣人之正王面、與背義相反、而文例同、詩擧背以晐前、銘擧遉以晐後、皆撮擧一隅、毛詩未別白釋之、漢書五行志引傳作亡背亡仄、小顏注遂誤釋爲逆背傾仄、失之遠矣

遉は說文にはみえない字であるが、玉篇に「邏候也」とあり、偵と同じ。奇觚には「謂察其近侍之臣、有功將行賞也」という。奇觚は上文を嗣功とよんで周禮司勳の職と解しているが、司勳の對象は虎臣に限るべきことではない。

虎臣を積古に吳侃叔の「虎方西方也、謂邏遉反側之虎方也」とする說を引き、「所釋甚爲明顯」といい、韡華にも「與詩所云薄伐西戎事亦合」とも稱しているが、虎臣は師酉設・毛公鼎をはじめ、師寰設には淮夷を伐つに左右虎臣が出動し、新出の訽設には先虎臣・後庸、また師笭側新の名がみ

えて、孫氏述林の說のように、王の左右先後に親衛の部隊を配するのである。積微居には遣卿とよんで正卿の義とし、正卿と虎臣の意とするが、正卿を官嗣する職があるはずはない。かつ賜與は明らかに武將に對するものである。

官嗣という動詞の目的語には、概ね名詞を列擧する例である。それで□は地名とするかあるいは□王と連讀するかの何れかであるが、部隊名は詢𣪘に「邑人・先虎臣・後庸」以下の諸夷、また師笭側新以下の諸夷、成周走亞以下の諸人のように、編成部隊別にいう例であるから、器銘の□を一應部隊所在の地名とみておく。「□地にある王の遣側の虎臣」の意で、詢𣪘にいう師笭側新に近いものである。

戈琱㦰以下の賜與は休盤をはじめ師獸𣪘・寰盤等にみえる。𠩺必について、大系に
𠩺疑攷工記盧人爲盧之盧、說文作簏、謂積竹矛戟矜也、此蓋其初字
としているが、詢𣪘の釋では縞必と改め釋している。柲の部分を綣きつけて、强化と裝飾とを兼ねたものであろう。

無叀敢對𩁹天子不顯魯休、用乍𤔲鼎、用享于朕剌考、用割眉壽萬年、子孫永寶用
剌は烈。割は匃と同音で祈求の意。

訓　讀

隹九月既望甲戌、王、周廟に格り、圖室に述る。𤔲徒南仲、無叀を右けて門に入り、中廷に立つ。王、史曶を呼びて無叀に册命せしめて曰く、□の王の遣側虎臣を官嗣せよ。女に玄衣黹純・戈琱㦰・𠩺柲彤緌・攸勒・鑾旂を賜ふ、と。

無叀、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て𤔲鼎を作る。用て朕が烈考に享し、用て眉壽萬年を割む。子孫永く寶用せよ。

參　考

器の出土事情は知られないが、明の世宗の權臣嚴嵩がこの器に執心であったというから、かなり早い出土品である。焦山寺に收められて焦山鼎の名を以て著聞し、學者の注目を惹き、跋尾考釋の類が甚だ多い。

朱彝尊　周鼎銘跋　曝書亭集四六
王士祿　焦山古鼎考　刊本　昭代叢書六帙・昭代叢書乙集五帙
朱　筠　焦山無專鼎跋尾　笥河文集六
翁方綱　焦山鼎篆銘考　復初齋文集一五
〃　焦山鼎銘考　刊本　景刊本　百一廬金石叢書
莊述祖　焦山周鼎銘後跋　珍執宧文鈔五
顧廣圻　跋焦山鼎銘　思適齋集一六
羅士琳　周無叀鼎銘考　刊本　觀我生室彙編　文選樓叢書

陶方琦　中阼說　漢孳室文鈔三

わが國でも書苑四・八昭一五に瓶齋氏の「焦山鼎銘及び題跋釋文」がある。

この器銘[illegible]文中に南仲の名があり、經籍に徵あるものとして注目され、器もまた堂々たる大鼎で重器として[illegible]重された。阮元・馮雲夢・陳介祺なども焦山寺において器を實見しており、通考も就いて器影[illegible]えている。四百年近くも山林寂莫の郷に祕藏されているのである。朱彝尊の跋にいう。

嗚呼、三代之文、自九經而外、其得見于今者希矣、顧神物顯晦、或有時復出、惜乎又委之荒山梵宇中、莫之寶惜、徒令好古君子、摩沙歎息之不已也

鼎はいま何處に存するかを知らないが、あるいはなお荒山梵宇のうちに、滄桑の世變を避けているのであろう。近刊の殷周金文集成によると、器はいま鎭江市博物館に收藏するという。

一五四、善夫山鼎

時代　宣王 文物

出土　「解放前在麟游・扶風・永壽交界處（卽在扶風北岐山一帶）的某溝出土」文物

收藏　「乾縣李培乾捐獻、陝西省博物館藏」文物

善夫山鼎

著錄

器影　文物・一九六五・七　圖版四・二

銘文　文物・一九六五・七・圖版六

考釋　陝西省博物館新近徵集的幾件西周銅器 朱捷元・黑光兩名執筆、文物・一九六五・七

器制　文物にいう。「高四五糎、口徑四二糎、腹圍一二五糎、腹深二一糎、圓形鼓腹、平沿、雙肩耳、腹有鎖鏈紋一道、足作馬蹄形」。立耳環文の獸足鼎。器制は毛公鼎に極めて似る。

銘文　一二行一二一字

隹卅又七年正月初吉庚戌、王才周、各圖室、南宮乎入、右善夫山、入門、立中廷、北鄉

圖室は無叀鼎に「王各于周廟、述于圖室」とあつて周廟の宮室である。無叀鼎における廷禮では、右者は𤔲徒南仲、册命者は史翏である。南宮はその名を記していないが、寶雞號鎭出土の器に南宮柳鼎があり、その南宮であろう。善夫は膳夫。善夫の器に克・吉父・梁其の諸器があり、夷厲以後の器である。善夫山の名は他にみえない。

王乎史桒册令山、王曰、山、令女官𤔲飲獻人于𣅀、用乍𡨦司𡧍、毋敢不善

官𤔲以下、文義はよく知られない。文物にいう。

　獻人可以就是書大誥民獻有十夫的民獻、大盂鼎有人鬲千又五十夫的人鬲、令簋也有鬲、詞有正倒或簡稱、其屬性是同的、飲獻人于𣅀的飲爲飤字古文、不知借用爲何義、𣅀是地名

飲は金文において會と通用しており、おそらく拚・掩集の意があろう。獻人は兮甲盤にいう進人に當るもので、諸方の進人を𣅀に會集し、そこに新造の𡧍を作らせることをいうものと思われる。民獻には他の解釋もあつて、單なる勞役者ではない。

𡧍は貯。貯積の意で、租徵を集積するところをいう。倗生殷では、良馬乘の代償に「厥𡧍卅田」とあつて卅田の租入を充てているが、その租徵を集積するいわば屯倉にあたるものをも貯という。頌鼎に「令女官𤔲成周𡧍廿家、監𤔲新造𡧍、用宮御」というのは、成周の王室宮廟の費用に充てる屯倉廿家の監𤔲を命じたもので、貯は家を以て數えたようである。一般人の集積所をも貯とよんだら

しく、毛公鼎には「庶□寘」の語がある。害司はおそらく貯の設けられる地名。「成周寘」というにひとしい。頌鼎では新造の貯の監嗣を命じているが、本器では貯の造成を命じたもので、そのことを戒めて「毋敢不善」という。卯殷「令女死嗣莽宮莽人、女毋敢不善」、諫殷「令女併嗣王宥、女某不又昏、毋敢不善」、師獣殷「併嗣我西隔東隔僕馭百工牧臣妾、東裁内外、毋敢否善」など、何れも多數の臣妾等を使役するときに用いる語であるから、不正のないよう、また秩序の維持を戒める語である。

易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂、山拜韻首、受册、佩以出、反入堇章

賜與は頌鼎と殆んど同じく、ただ攸勒を缺く。成周のような遠隔でないので、攸勒を略したものであろう。賜與ののちに「用事」の語も略されている。「山拜韻首」以下、また頌鼎と同じ。ただ頌鼎では受册を受命册に作る。その命册は史官傳命の後に受命者に渡される例なのであろうが、これを佩して退出することをいうものは、本器と頌鼎のみである。また「反入堇章」をいうのもこの二器のみであるが、郭氏はこれを「納瑾報璧之禮」であるという。堇章は瑾璋。これを返納するのは、漢儒のいう使臣歸瑞の禮に當るものであろうが、ただ本器にしても頌鼎にしても、何れも貯を新造し、あるいは新造の貯を監司することを命ずる册命に限つてこのような禮が記されているのは、その職事と關聯するところがあるのかも知れない。左傳僖廿八年「受策以出、出入三覲」とある三覲は、あるいは覊章・瑾璋を返納する儀禮であろう。郭氏にその説がある。

山敢對㝬天子休令、用乍朕皇考叔碩父障鼎、用擶匃眉壽綽綰、永令靈冬、子〻孫〻、永寶用

叔碩父には傳世の器に鼎・甗各一器がある。おそらくその人であろう。甗には克器に似た波狀文を飾り、夷末の器であるらしく、本器の卅七年も夷王に屬すべきようである。厲王卅七年の譜には、その日辰が合わない。

綽綰は蔡姞殷三代・六・五三・一に「用擶匃眉壽、綽綰永命」とみえ、大系に書の無逸「寛綽厥心」を引く。容庚氏は說文素部に屬する䋽緩、爾雅に綽〻爰〻、詩の「寛兮綽兮」にあたるという。心の寛濶をうる意とするのであるが、永命靈終と同義であろう。殷は大系に厲宣の器としているように、後期の器である。永命靈終は永命魯壽・永命眉靈などと同じく、嘏辭の常語である。

訓　讀

隹卅又七年正月初吉庚戌、王、周に在り、圖室に格る。南宮、呼ばれ入りて善夫山を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、史桒を呼び、山に册命せしむ。王曰く、山よ、女に命じて、獻人を皇に歛(あつ)めて、用て害司の貯を作ることを官嗣せしむ。敢て不善あること毋れ。女に玄衣黹純・赤市・朱黃・鑾旂を賜ふ、と。山、拜して稽首し、册を受け、佩びて以て出で、瑾璋を反入す。山、敢て天子の休命に對揚して、用て朕が皇考叔碩父の障鼎を作る。用て眉壽綽綰、永命靈終ならむことを祈匃す。子〻孫〻、永く寶用せよ。

参考

器の時代について文物にいう。

此鼎的年代、據我們的看法、一、其造型和紋飾、與毛公鼎相類、郭沫若院長定毛公鼎爲宣王時器、二、本器紀年爲卅又七年、西周各王在位年數、試從第四代的昭王算起、爲昭王五十一年、穆王五十五年、懿王二十五年、孝王十五年、夷王十六年、厲王三十七年、宣王四十六年、幽王十一年（皆本史記）、享年三十七年以上的有昭穆厲宣四王、昭穆過早、與此器的時代不符、唯有與厲宣兩代擺得上、故可定此器爲厲宣時的、三、從文字來講、一二百年間的風格變化不大、僅可作爲參考、而不能執以爲某一王的依據、王在周、各圖室的圖室、是第二次的出現、無叀鼎、王各于周廟、述于圖室、郭院長據銘文中有南中其人、定爲宣王時器、因此、善夫山亦似是宣王時人、四、據捐獻者反映、此鼎與琱生鬲同坑出土、琱生鬲前已釋爲宣王時期的器物、此鼎應與之相同、鑄于宣王卅七年時

すなわち宣王の器とするものである。宣王の曆譜は春秋より推して推算しうるものであるが、器の日辰はその卅七年に屬しえず、また厲譜にも入りがたい。もしまた郭氏のように厲王卅六年説をとり、共和元年をその卅七年とするときは譜に合うが、奔彘前後の事情からみて、その年の器とも考えがたいから、器の屬するところは厲宣以外に求めなくてはならない。

史記には武・穆・厲以後の諸王には在位の數をいうも、他には記載がない。器は懿孝以前に遡りうるものではないが、共王は早く沒してその子懿王が立ち、懿王沒して共王の弟孝王が即位している

ので、この間二世三王、その在位は各〻三十年を超えることはむつかしい。從つて可能性としては、ひとり夷王を殘すのみとなる。休盤・伊段を以て構成しうる曆譜の卅七年には、この器の日辰を收めることができるので、曆譜による編年を主とするならば、本器は夷王卅七年の器とする外はない。孝王が叔父の身を以て懿王の後をついでいるのは、當時太子たる夷王がなお幼弱のためであつたと解すべく、從つて夷王の在位が四十年に近いとしても、不自然ではない。夷王は年少にして諸侯の擁立を受け、そのため諸侯の謁見を堂下に受けて天子の禮を失うに至つたことが禮記郊特牲にみえているが、あるいはその間の消息を傳えるものであろう。

山の皇考叔碩父の器をあげておく。

*叔碩父甗　陶齋・續・二・三　尊古・二・二六　通考・一九五」　愙齋・一七・五　周存・二・八九　綴遺・九・二九　小校・三・九三　三代・五・九・四

叔碩父甗

通考にいう。「通耳高一尺三寸九分、口徑縱七寸、橫九寸二分、體方四足、上下體相連、口飾重環紋一道、腹飾環帶紋、四足飾目紋」。方體四足の甗。器腹に克器にみられるような公字形を含む波状文を飾る。四足の方甗は父辛甗通考・一九四のように殷器に近いものにもその器制があり、必らずしも新しいものでなく、この器のごときも孝夷期に屬しうるものであろう、鬲の部分になお著しい分當を殘している。

銘文二行一三字。「叔碩父乍旅甗、子〻孫〻、永寶用」とあり、旅甗であるが、器は山西吉州安平村の出土と傳える。宜川の東方であるが、善夫山鼎の出土地とは、かなり遠隔の地である。いわゆる東山の行役で、この方面にも當時往來があったものかも知れない。

*叔碩父鼎　擦古・二之二・七九　筠清・四・一〇

器影を傳えず、その器制は識られない。銘文四行二〇字。文にいう。「新宮叔碩父監姬乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用」。新宮とは、地名あるいは別宮の名であろうが、作器者の名に冠している例は殆んどない。作器者は夫妻の名を列ねている。姬姓より來嫁しており、その家は姬とは異姓である。

なお善夫山鼎と同出と傳えられる器が數件あり、付記しておく。報告者によると、これらの器は扶風北岐山附近の某溝より出土したものであり、あるいは窖藏の器であろうと思われる。中に琱生鬲のように、師嫠毁・琱生毁にその名のみえる器が含まれており、鼎の時期推定の資料とすべきものがある。

伯寬父毁（甲）

1　伯寬父毁　二器。文物にいう。「同銘、一器失蓋、兩器的形制・銘文、都相同、唯大小稍有差異、都作圓形、鼓腹、雙螭耳銜環、通體瓦紋、間竊曲紋、甲器、通蓋高二二糎、口徑二一糎、腹深一一糎、腹圍八一糎、腹和蓋同銘、乙器、失蓋高一五・六、口徑二〇、腹深一一、腹圍八三・五糎、腹底亦有銘文、兩器銘文、都作三行一六字、重文二」

伯寬父作寶毁、其萬年、子〻孫〻、永寶用

と銘する。文物に、湖南省博物館藏の伯喜父毁考古・一九六三・一二と、形制・花文・字體の風格が近いという。伯喜父毁は環帶文、有珥の瓦文三小足毁で、字樣も必らずしも近似せず、器形はむしろ

散伯𣪘二一八頁に近い。なお伯喜の𣪘が別に張家坡から出土しているが、湖南の伯喜父とは別人であろう。考古に兩者を一人としているのは疑問である。器は何れもほぼ夷厲期のものと認められる。

2　□作父盂　文物にいう。「高二九糎、口徑四二糎、腹深二三糎、圓形、鼓腹、圈足、腹部附有雙耳、口沿下及圈足外均有夔紋一道、底部有細綫雲雷紋一道、口內銘文部分爲銹所掩」

□作父寶盂、其萬年永寶、用享宗［室］

と銘する。器は陝西永壽縣出土の盂文物・一九六四・七、二三頁と極めて似ている。その器を文物に、西周中期としているが、相似た花文をもつ半椀形の立耳三獸足鼎同上・圖一〇も同出しており、おそらく懿孝期以後のものであろう。

□作父盂

3　伯考父盤　「高一〇糎、口徑四〇・五糎、腹深七・二糎、圓形、大口、平沿淺腹」。口沿下に重環文、圈足下に三小足あり、柄は螭獸銜環、一端に流がある。銘三行一六字、

伯考父作寶盤、其萬年、子〻孫〻、永寶用

伯考父盤

と銘する。伯考父にはまた鼎三代・三・三二・四があり、盤銘の盤を鼎に作るほか、文も行款も同じ。鼎は器影をみないが、周存二・補に「大鼎」と注している。盤の一端に流のある器制は、他に多く例をみないものである。

4　編鐘　「兩件、形制相同、均爲夔龍紋飾、甲器、高三〇糎、口橫一四糎、乳釘殘缺、乙器、柄缺、殘高一五・五糎、口橫一四糎、乳釘亦殘缺」。銘なし。器制は普渡村編鐘卷二一・三五一頁に近く、それよりやや大きい。普渡村は三器、本器は二器を存している。

5　琱生鬲　琱生は師嫠𣪘の宰琱生、琱生𣪘二器にその名がみえ、器の制作も器群中最も見るべきものがある。琱生𣪘の條に附說する。

以上、善夫山鼎と合せて八件の器物は、一坑同出と傳えられるものであるが、器相互の間に何の關聯もなく、時期も前後にわたるものがあり、おそらく窖藏の器であろう。琱生𣪘二器は洛陽の肆上にみえたもので、鬲とは出土地が異なるようである。

一五五、虢叔旅鐘

器名　虢叔大林鐘積古　虢叔鐘攈古

出土　「出長安河壖土中」窓齋賸稿

時代　厲王大系・羅朔・通考・唐蘭

收藏　一、「阮元所藏」積古

二、「海寧蔣氏、嘉興張氏、歸安吳氏」周存　「清吟閣・觶硯齋・清儀閣・隨庵」三代表

三、「海寧陳氏、汀州伊氏」周存

四、「吳縣潘氏、漶陽端氏」周存

六、「濰縣陳氏」周存　「住友藏」泉屋　「清愛堂・簠齋・泉屋」三代表

七、「吳縣曹氏、南海李氏」周存　「後歸丁幹圃」王獻唐

著錄

器影　四、陶續・上・三　大系・二一四

六、泉別・九　大系・二一五　海外・一三四　通考・九四七　殷周・B・九四　二玄・三三二

銘文　一、積古・三・一　攈古・三之二・一　奇觚・九・三〇　窓齋・一・一二　周存・一・六　大系・一一八　小校・一・七九　三代・一・五七　二玄・三三一

二、攈古・三之二・四　從古六・三　窓齋・一・一三　周存・一・七　大系・一一九　綴遺・一・一三　小校・一・八一　三代・一・五八

三、筠清・五・二四　攈古・三之二・三　從古・一〇・二　周存・一・八　大系・一二〇　綴遺・一・一九　小校・一・八五　三代・一・五九

四、窓齋・一・一四　陶續・上・三　周存・一・九　大系・一二一　綴遺・一・二二　小校・一・八六　三代・一・六〇

五、攈古・三之二・五　筠清・五・二六　大系・一二二

六、筠清・五・二七　攈古・三之二・五　窓齋・一・一六　從古・一〇・五　小校・一・八八　三代・一・六一　清愛・二　海外・一三四」　奇觚・九・三二　周存・一・一〇　大系・一二三　泉別・九　綴遺・一・一二

七、攈古・三之二・六　從古・一〇・六　窓齋・一・一六　周存・一・一〇　大系・一二三　綴遺・一・一二三　小校・一・八九　三代・一・六二

考釋　續古文苑・一　全上古・一二　窓齋賸稿・一　拾遺・中・六　韡華・甲・五　大系・一二七　文錄・二・五　文選・上一・二　通考・四九六　羅朔・四・三四　積微居・一〇四

器制　第四器について陶齋にいう。「高一尺六寸、甬高七寸三分、徑三寸二分、兩舞相距一尺一寸四分、横四寸八分、兩銑相距一尺二寸九分、横八寸九分」。鼓上・舞上に象首文、篆間に變樣の夔文を飾る。繪圖はやや失眞のところがあるが、第六器と形制同じ。第六器に

虢叔旅鐘

ついて通考にいう。「欒長七寸、甬長三寸五分、篆間飾竊曲紋、鼓上舞上飾象首紋、甬之上部及幹飾重環及環帶紋、鼓右飾一鸞形」。器は第四器に比して稍小さく、鼓上に鸞形を加えている點が異なる。竊曲紋とは變様夔文をいう。刪訂泉屋にいう。「此の鐘通體褐色にして綠褐の鏽を出し、鉦間往〻青銅の原色を留む。形體整齊にして、紋様も亦た諸鐘中最も秀美なるものに屬す。即ち篆間・鼓面・舞上に虺龍形の紋様を置き、甬の上部幹にも紋様あり、表面右銑に一夔形を現はせり」。鼓上の文様は象首虺龍を組み合せたような形で、ときに鳥足を加えた形のものもある。象鼻は魚尾形をなし、夷厲期の鼓文に多く用いられているもので、克鐘にその典型的な圖様がみられる。

傳世七器うち、器影の識るべきものは右の二器にとどまる。收藏・器數・器の大小等について、愙齋賸稿に次のような記述がある。「舊傳三器、一爲儀徵阮文達公所藏、錄入積古齋款識、今存阮氏家廟、一爲嘉興張叔未淸儀閣藏器、得之孫氏者、今歸歸安沈中復閣學、一爲陳受笙所得、後歸伊墨卿太守、鉦間四行、阮鐘最顯、鼓左文、伊鐘最完、光緒六年秋間、潘伯寅師又得一鐘、文與阮張伊三器皆同、惟嚴在上至永寶用享一行在銑右、下連鼓右、與它器稍異、又有一編鐘二十六字、起皇考止作朕、聞出土時亦有三鐘、山陰胡定生得其一、歸諸城劉燕庭、今爲濰縣陳氏簠齋藏器、以拓本斠之、阮鐘最大、張次之、伊又次之、潘又次之、陳氏編鐘、其最小者、以理揆之、當有十二鐘、不知其餘七鐘、流落何所矣」。愙齋のいうところによると阮・張・伊・潘・陳五器の他になお二器あり、その一は曹・李得るところの第七器、流落して未詳のものは第五器である。また周存にいう。「張得於海寧蔣氏、自謂即孫淵如器、然余前見積古原册、孫器似不如是、此與筠淸以伊器爲張器、同誤、潘文勤又得一具、即今歸端忠敏者、若非孫器、是虢鐘有五矣」。孫星衍舊藏の器と伊・張の器の間に、所傳の混亂があつたようである。孫器も全銘の鐘である。周存にまた「虢叔編鐘、傳世者三、餘一本三十七字、在杭州」といい、その三十七字銘のものを卷三末に補遺として加えているが、器・銘ともに僞作である。これによつて、虢鐘には僞器のあつたことが知られる。

銘文

七器中、四器全文、文九一字。

一・二は鉦四行、鼓左六行、三は鉦四行、鼓左七行、四は鉦四行、鼓左五行、五以下は分銘

の編鐘、五は鉦二行、鼓左三行、文二九字、六は同じく二六字、七は同じく一八字である。王獻唐の黃縣丁氏銅器文參・一九五一・八にいう。「清代在陝西出土的虢叔旅鐘、各書著錄、共有十器、三器銘文皆全、文九十一字、一器九十字、缺虢字、一器四十七字、一器二十九字、一器二十六字、一器二十字、一器十八字、一器十四字、這是十八字的那件、銘文自皇考叀叔起、至數〻止、爲全文的一段、清代初爲曹秋舫收藏、繼歸李山農、後歸丁幹圃」。すなわち丁藏の器は第七器である。王氏のいう四十七字・二十字・十四字の三器は何れも僞銘であるから、錄入しなかつた。

虢叔旅曰、不顯皇考叀叔、穆〻秉元明德、御于厥辟、得屯亡敃

諸虢については別に列國器の條に述べるが、著錄中代表的なものとして積古の說をあげておく。

按左僖五年傳云、虢仲虢叔、王季之穆也、正義引賈逵注云、虢仲封東虢、制是也、虢叔封西虢、虢公是也、是鄭所滅者虢仲之後、晉所滅者虢叔之後、國語韋昭注、與賈逵同、虢仲後有虢叔、左隱元年傳、虢叔死焉、鄭語所謂虢叔恃勢、是虢仲之後、字曰叔也、虢叔後有虢仲、又有虢叔、桓八年傳、王命虢仲、立晉哀侯之弟緡于晉、是虢仲虢公林父也、莊二十年傳、鄭伯聞之見虢叔、二十一年傳、虢叔自北門入、是虢叔之後、字亦稱叔也、此虢叔名旅、史傳無徵、未詳何國偃師武虛谷進士億云、周景王作大林鐘、是時虢亡已久、不宜復有虢叔、爲之效尤、蓋其後續封也、唐書宰相世系表、西虢地在虞鄭之間、平王東遷、奪虢叔之地、與鄭武公、楚莊王起陸渾之師、責王滅虢、於是王求虢叔裔孫序、封于陽曲、表文多舛、當亦有所據

元按、鄭所滅者乃東虢、表云西虢、誠有舛譌、然謂復封陽曲、必有確據、如楚簡王十四年、越既滅郯、及頃襄王十八年、復有鄒費郯邳、春秋時、小國之絕而復封者、難更僕數矣

器は窓齋に長安河壖土中の出土というも、虢器の西周器は概ね鳳翔寶雞、春秋器は多く上村嶺より出土し、他に長安出土の器をみない。思うに周初に虞虢あり、宗室を東虢に封じたが、虢叔・虢仲の後、去つて西虢虢季に合し、東周のときまた東に遷るというようなことがあつて、西虢の地より虢仲・虢叔・虢季の器を出すのであろうが、虢叔がもと東虢の地にあつたことは左傳にもみえ、虢中も東方に居城したことは虢仲盨によつて知られる。ただ厲末の鬲攸從鼎に虢旅の名もみえ、厲王期には虢叔の族は關中に遷つていたものと思われる。

文は自述の形式であるが、鐘銘にはこの形式をとるものが多い。その場合は多く皇祖考の德望より文を起しており、本器も皇考惠叔の德をいう。穆〻は重文。拾遺に、「程瑤田通藝錄載司馬氏藏器、及吳錄虢叔編鐘、穆䇂有重文……阮釋及孫苑所錄、穆下䇂無重文、誤」と論じている。拾遺は自藏の精拓によつて彼此の考覈を試みている。

秉は秉德・秉明德・秉威儀のように用いる。番生𣪘に元德の語あり、元明德とは元德・明德を合せた語。元は元武・元成のように、德を頌する語である。御は辟事。下文に「御于天子」という。「得屯亡敃」は師望鼎・大克鼎にもみえる。郭氏は「渾敦亡愍」と釋するも、得純の釋は積古・孫星衍の續古文苑以來、誤ることはなかつた。

旅敢肇帥井皇考威義、□御于天子、亶天子多易旅休

肇は肇。多く帥井の語の上に用いる。嗣襲して皇祖の威儀に帥型するをいう。器もまた家職を嗣ぐときの作器であろう。威儀は明德と並べていうことが多い。

御字の上一字未詳。積古に爲、窓齋・通考に飮と釋するも、字形・語義ともに適當でない。字は鬲に近いが、語例がなくて定めがたい。亶は攸。積古に由の古文とするが、石鼓に「君子亶樂」の句あり、語詞の用である。積微居に由にして自・從の義とするが、文は賜物の由來するところをいうものでなく、語詞と解すべきである。

休は休賜。常用の語であるが、積微居に字を好の借字とする説があるので、紹介しておく。

蓋古音休與好同也、左傳昭公七年云、楚子享公于新臺、好以大屈、好以大屈、即賂以大屈也、周禮天官內饔云、凡王之好賜肉脩、則饔人共之、好賜連言、好亦賜也、鄭注說爲王所善而賜、非是、……古人名動不殊、賜人以物謂之休、因而所賜之物、亦謂之休、故多錫旅休者、多與旅以好賜之物也、旅對天子魯休揚者、旅揚天子之嘉賜也、……若休美休嘉、非具體可數之物、固不得言錫、尤不得云多錫矣

楊氏はなお詩の江漢五章の對揚の語中、首・休・考・壽の休は上聲にして韻讀に合し、好聲に用いた證としている。金文にも微䜌鼎のごとき、同樣の押韻であるが、古韻のことであるから、必らず上聲にして韻を合するというものではない。休の初文は兩禾軍門の禾の形に從う字で、もと軍功を旌表する義の字であり、それより休光・休賜の意となつたものであろう。

旅對天子魯休𢼄、用乍朕皇考叀叔大𧀺龢鐘

對・揚を上下に離析して用いている。克盨にもその例がある。
〓鐘は克鐘にもみえ、字は刀に從う。楚公鐘は泉形に從うている。積古にいう。

按國語周語三、周景王鑄無射、而爲之大林、單穆公諫謂、作重幣、以絕民資、又鑄大鐘、以鮮其繼、若無射有林、耳弗及也、……韋昭注、謂大林爲無射之覆、無射陽聲之細者、大林陰聲之大者、據此知大林爲逾常之大鐘、景王鑄之、當日必有效之者、此虢叔鐘是也、鐘之大、從無及此者、稱之重六十六斤、逾于古權遠矣

かくて阮氏はこの鐘を林鍾の律を示すものとし、以下にその樂律を論じているが、鐘銘に律呂を記す確實な例はなく、もと樂律とは關係がない語である。それで愙齋賸稿には、「若以大林爲鐘之大者、則此鐘大小不一、皆云大〓龢鐘、抑又何說」という。愙齋に〓・龢はみな嘉美の名に過ぎぬとしている。單に大〓鐘井編鐘とも、また龢〓鐘虘鐘二ということもあり、鈴鐘などと同じく、鐘の修飾語とみてよい。

皇考嚴才上、異才下、數〻〓〻、降旅多福、旅其萬年、子〻孫〻、永寶用享

鐘銘の末辭として、一般に行なわれている形式である。宗周鐘にも同樣の文がある。そのため兩器を同じく厲王期とする説が行なわれているが、宗周鐘は字迹古く、ただその銘辭の形式が傳承されているのであろう。

訓讀

虢叔旅曰く、丕顯なる皇考惠叔、穆〻として元明の德を秉り、厥の辟に御へ、純を得て泯むこと亡かりき。旅、敢て肇ぎて皇考の威儀に帥型し、天子に□御し、卣て天子多く旅に休を賜ふ。旅、天子の魯休に對へて揚へ、用て朕が皇考惠叔の大〓龢鐘を作る。皇考、嚴として上に在り、翼として下に在り、數〻〓〻として、旅に多福を降さむ。旅其れ萬年、子〻孫〻、永く寶として用て享せよ。

虢叔鬲

參考

積古に銘文中の德辟帥・攸卣休を韻とするが、句讀に誤があり、その韻讀は成立しない。王氏の韻讀、郭氏の補遺に何れも韻讀をあげていないが、これだけの長銘であるから、押韻があるものと思われる。德・子・下・〓・福などは之・魚の韻に屬しており、兩韻は金文において通用している。なお作器者の虢叔旅について、從古にこれを虢公長父とし、古くは旅・呂相通じ、呂には長の義がある廣雅釋詁・方言から、その名字相配する關係にあり、長父は字、旅は名である

とする。また大系には、士父鐘に「皇考叔氏」とあるものは虢叔のことであり、士父が旅の字であろうという。その文中に「降余魯多福亡彊」とある魯も旅の異文であり、余魯とは余旅に外ならぬとしているが、余某と余の下に名をいう例は金文にみえず、語法的に成立しがたい。兌毁三代・八・六にも「皇考叔氏」の語があり、叔氏の名によつて虢叔の家とも定めがたいことである。虢叔の作器に、別に鬲・簠・盨・尊・盉があり、また虢叔大父というものがある。

＊虢叔鬲　薛氏・一六・五　考古・二・六」　十二家・式・八　小校・三・五五　三代・五・一五・三

考古にいう。「右不知所從得、高四寸有半、深二寸六分、徑五寸有半、重二斤十兩、銘五字」。直文三稜の鬲である。また十二家に錄するものは、衡水孫氏式古齋の藏器。十二家にいう。「通高一三・五糎、腹深七・四糎、口徑左右七糎、前後六・三糎、色黶兼紅、腹作回環文、下垂直綫、有三稜」。口下に環帶文を配するところが、考古の器と異なる。銘五字、「虢叔乍隮鬲」と銘する。式古齋の器は、戲伯鬲泉屋・八　通考・一五八と器制近く、考古のように直文のみのものには、仲姞鬲泉屋・七　通考・一五九などがある。

虢叔簠第一器蓋銘

＊虢叔簠一　文物・一九六四・四、圖版六・三」　擴古・二之一・五六　愙齋・一五・六　簠齋・三・四　奇觚・五・二〇　從古・一六・四　周存・三・一四九　綴遺・八・一一　小校・九・四　三代・一〇・四・五、六

二器あり、擴古にいう。「山東濰縣陳氏藏、得之關中、一江蘇吳縣曹秋舫藏」。また周存によると、一は濰縣の陳氏、一は廣州の陳氏の藏器であるという。「虢叔乍旅匿、其萬年永寶」の十字を銘する。第一器はいま青島市文物管理委員會藏。孫善德氏の報告にいう。「高九、口徑縱二三・五、口徑橫二八、腹深六・五、圈足縱一四・五、橫一八糎、重二・六一瓩、侈口無耳、缺蓋、器作長方形、圈足呈曲尺狀、近口與圈足、各飾重環紋一道、腹部飾以環帶紋、器之底內有銘文、共二行十字、此器係青島市孫惠之先生于一九五六年二月所捐贈、據說原爲山東濰縣陳簠齋所藏、簠齋吉金錄內有一銘文拓片、與此器銘文相同、不知是否同一器、按三代吉金文存一〇・四拓本、與此器同、爲陳簠齋舊藏」。三代に器蓋二文を錄する。器は史頌簠一八七頁と極めて近く、ただ口下に重環文を飾り、環耳がない。錄入した銘文は、吳大澂の手拓にかかるもので、第一器の蓋文である。

＊虢叔簠二　愙齋・一五・六　小校・九・二　三代・一〇・二・二

器影なし。「虢叔乍叔殷穀隮匿」と銘する。尊に叔殷穀の媵器を作つており、この器も媵器であろう。

虢叔尊銘

＊虢叔盨　小校・九・二八・四　三代・一〇・三一・二

器影なし。「虢叔鑄行盨、子〻孫〻、永寶用享」の十三字を銘する。

＊虢叔尊　積古・五・一　攈古・二之一・二五　奇觚・一七・四　三代・一一・二七・七

器影なし。「虢叔乍叔殷穀障朕」とあり、媵器である。尊を媵器に用いることは、多く例をみない。前掲簠二と同時の作器であろう。

＊虢叔盂　貞松・一一・二　周存・四・四〇　綴遺・二八・二　三代・一八・一二・一・二

貞松に「器二、其一器黄縣丁氏陶齋藏」という。王獻唐氏の黄縣丁氏藏器文物・一九五一・八に、「綴遺諸書著錄、同銘尚有一器、歸日照丁紱宸、早已散出、方濬益誤以丁紱宸器、爲黄縣丁氏藏」と論

虢叔大父鼎

じている。兩器とも、「虢叔乍旅盂」の五字を銘する。

虢叔の器は字迹概ね近く、鐘銘と氣味の通ずるものがあり、一人の器とみられる。

また虢叔大父というものあり、鼎一器を存する。

＊虢叔大父鼎　貞松・三・一　貞松圖上・二〇　三代・三・二七・五

器は尺寸を明らかにしないが、二弦文を配する器腹の深い立耳三獸足鼎。器制は最も頌鼎と似ている。銘文十三字。「虢叔大父乍障鼎、其萬年、永寶用」と銘する。大父は、筍伯大父盨三代・一〇・三五・五・六に筍伯大父、また魯伯大父殷三代・八・一・二、二・一に魯伯大父の名があり、虢叔大父は虢叔氏に屬するものの名であろう。字迹は虢叔の諸器と近く、時期も相近い。

一五六、士父鐘

器　名　叔丁寶林鐘積古　叔氏寶林鐘擴古　叔氏鐘奇觚

時　代　厲王大系・唐蘭

收　藏　一、「大興翁宜泉比部樹培所藏」積古　「清吟閣錢唐瞿氏藏器」三代表　二、漢陽葉東卿兵部志詵所藏」綴遺　三、「四明趙氏寶松閣藏」貞松

著　錄

銘文　一、積古・三・六　擴古・三之一・五七　從古・八・三　奇觚・九・二五　周存・一・三九　綴遺・一・九　大系・一二四　小校・一・五〇　三代・一・四三・二

二、擴古・三之一・五八　窓齋・二・四　周存・一・四〇　綴遺・一・一〇　大系・一二五　小校・一・五〇　三代・一・四四・一

三、周存・一・四一　貞松・一・一八　大系・一二六　小校・一・五〇　三代・一・四四・二

四、三代・一・四五・一

考　釋　窓齋賸稿・三　拾遺・中・四　大系・一二七　文選・下一・一

器　制　器影を傳えず、器制未詳。銘拓により、鉦・鼓の大小、鼓上文様の一部を知りうるのみである。文様は鼓左上に魚尾形の一端が認められ、虢叔旅鐘・克鐘に近いものと思われる。

銘　文　五十數字を存する。鉦四行、鼓左五行。周存にいう。「叔氏寶棽鐘、舊傳二、今新得一、鉦文起首缺數字、三鐘一律、此例金文希見、或云、與散盤末行同、似非」。起首の數字のみならず、鼓文も二字缺泐、故意に人名の部分を鏨去したものとみられる。

□□□□□乍朕皇考叔氏寶薔鐘、用喜侃皇考

文首の約五字缺泐。下文にも人名の二字が鏨去されている。綴遺にいう。

鉦間首行作字上半行、兩器幷闕、其闕處凹下、有昔人摩礲痕迹、非後來土蝕也、鼓左所闕字、亦兩器幷同、按此闕處、皆作器人名氏、昔人摩礲去之、不詳何意

方氏はなお首行にかすかに口字の殘畫があり、鼓文の萬年の上は受福の二字であろうかとしているが、鼓文も人名が削られているようである。大系に鏨去の理由を推測していう。

此鐘傳世凡三器、凡有人名之處大抵鏨去、僅士父二字之一得免于難、疑在古時由賄賂、或虜獲之故而易主、後之所有者鏨去之也

全器同じ部分が鏨去されているのであるから、出土後の鏨去でなく、土中に入る前にその名を滅しているのである。郭氏は所有者が代つたためであろうとしているが、そういうことは窖藏の器についても考えうることであるが、文中の人名を鏨去した例は他にみえず、別に理由のあることであろ

う。文中の叔氏や士父の名は殘されており、鑿去を受けたのは、下文に「士父其眔□□萬年」とある士父と並列されている人名である。この形式は、たとえば縣改段「我不能不眔縣白萬年保」、また虘鐘「虘眔蔡姬永寶」のように、夫婦の名を列して成婚を紀念する器にみえるものであり、缺文のところは士父の婦人の名であろう。文首が削られているのは、そこにも婦人の名か、もしくは婚姻を示す語が加えられていたものと思われる。從つてこの二個所の人名の缺落は、贈賄や俘獲などのためではなく、何らか不祥の理由があつて、婦人の名を鑿去したものとみるべきであろう。廟器である鐘銘にその名を勒しておきがたい事情、たとえばその結婚が破綻に終つたというような特殊な事情があつて、鐘銘からその痕迹を除く必要があつたものと思われる。他に例のないことであるだけに、異常な事情があつたものと推測されるのである。

皇考叔氏を、郭氏は虢叔旅鐘の叔であろうとしていう。

鐘銘辭例字體、與虢叔鐘酷似、又稱皇考叔氏、亦與虢旅之氏叔者同、疑士父卽旅之字、又疑降余魯多福亡疆之魯、卽是旅、說文旅、古文以爲魯、同例語亦見井人妄鐘、曰、降余厚多福無疆、疑彼厚與安、亦一字一名也、因旣言多福無疆、又于其上冠以魯厚字爲形頌、未免有屋上加屋之感、故以魯厚字爲人名、似較妥適、然卽使士父非旅、本鐘與虢叔鐘、相去必不甚遠也

論據は銘辭字體の相似、叔氏の稱、余魯多福の魯は旅であるとの三點である。鐘銘は彝銘のうち最も様式的傳承の强いもので、相似という點ではこの兩者に限らない。叔氏は固有の名稱でなく、三年師兌段の釐公を、兌段では叔氏とよんでいる。第三の理由は語法的に成立が困難で、「余某」と

いう自稱の形式は、金文では一般的でない。叔氏は一應虢叔とは別人として扱うべきであろう。
「喜侃皇考」は猶鐘「□侃先王」・井編鐘「用追孝、侃前文人」と同じ語例である。
其嚴才上、數〻〓〻、降余魯多福亡彊、隹康右屯魯、用廣啓士父身、勵于永命
猶鐘・井編鐘には何れも上文の皇考の部分に複點があり、「先王其嚴」・「前文人其嚴」のようにつづく。本器銘には何れも複點が認められないが、其嚴以下の主語はもとより皇考である。以下は鐘銘の常語。「康右屯魯」は小克鼎・微䜌鼎・頌鼎に類語があり、いずれも上に𤔲匄・易などの語がある。この器銘ではその語に對する動詞を缺く。おそらく降余の降が多福亡疆と康右屯魯とにかかり、隹はその連詞であろう。隹を連詞に用いることは、縣改𣪘「易君我隹易壽」のような例がある。廣啓以下は叔向父禹𣪘に「廣啓禹身、勵于永令」とあり、番生𣪘に「嚴才上、廣啓厥孫子于下、勵于大服」というのと似ている。廣啓はいずれも身・厥孫子を賓語とする。勵は永命・大服にかかる動詞で、叶う意である。
士父其眔□□萬年、子〻孫〻、永寶、用享于宗
士父の士も鑿去を受けているが、上文の士父は殘されているので、誤剔であろう。語例は縣改𣪘・虘鐘の文と同じであるから、剔去の部分は夫人の名とみるべく、廟器にその名をとどめがたい不祥のことがあつたのであろう。そのためその名を沒し、器のみは殘毀を免れていたものと思われる。

訓　讀

……朕が皇考叔氏の寶薔鐘を作り、用て皇考を喜侃す。其れ嚴として上に在り、數〻〓〻として、余に魯なる多福無疆と、康祐純魯とを降し、用て士父の身を廣啓し、永命に勵はしめむことを。士父、其れ□□と萬年ならむ。子〻孫〻、永く寶とし、用て宗に享せよ。

參　考

積古に屯・寅・身の三字を韻とするが、寅は廣の誤釋である。上・疆」〓・魯」身・命・年」をそれぞれ韻字としてよい。人名を鑿去した異例の鐘銘であるが、出土事情などが不明のため、その理由を確かめがたい。ただ何らかの不祥によつて、夫人の名を沒したものと推測しうるのみである。

一五七、梁其鐘

時代　厲王唐蘭・上海

出土　一、上海市文管會、最近在上海從廢銅中揀選出兩件西周晩期的銅器、梁其鐘和中殷父簋」文物・一九五九・五、七三頁　二、解放前岐山縣出土的梁其諸器、在抗戰時期就流散到各地、于省吾先生商周金文錄遺裡收集了梁其鐘等四器的拓本」唐蘭・陝西序、七頁「梁其諸器、傳一九四〇年陝西省扶風縣法門寺任村出土」上海

梁其鐘

收藏　一、「上海博物館」上海　三、「本館藏另一梁其鐘」上海

著錄

器影　一、文物一九五九・五　上海・六〇

銘文　一、上海・六〇　二、錄遺・三

考釋　文物・一九五九・五、七三頁　陝西唐蘭序・七

器制　一、上海にいう。「高五三・五糎、舞縱二七・一糎、舞横一九・三糎、于縱三一・八糎、于横二一・七糎、重二五・四六瓩、舞部飾雷紋、篆間飾兩頭獸紋、鼓上作象首紋、鼓右有鸞紋」。文物によると、甬長一八糎、欒長三六糎という。銘文未完、編鐘中の一器であることが知られる。その器制は宗周鐘・猶鐘に近い。　三、「形制較小」上海

銘文　一、「在鉦間及左鼓有銘文」文物　「鑄銘七十八字、銘中正字上首缺一筆」上海　鉦面四行四三字、鼓面六行三四字、鉦面の重文はなお一を加うべく、すべて七八字である。二、鉦面は一に同じ。鼓面は末四字少なく、すべて七四字。鑄銘は何かで塡塞されているらしく、錄遺には別に摹本を添えている。　三、「銘四十一字」上海　文字の配置は知られない。器はなお他に數器あり、近刊の集成に著錄。全文百四十八字に及ぶ長文である。

梁其曰、不顯皇且考、穆〻異〻、克哲厥德、農臣先王、得屯亡敃、梁其肇帥井皇且考、秉明德、虔夙夕、辟天子、天子肩事

銘辭は自述の形式をとる。鐘銘にその例多く、虢叔旅鐘などもその形式のものであるが、文辭は最も師望鼎に似ており、おそらくそれらと時期の近いものであろう。師望鼎は望段と同じ作器者とす

れば夷王期、また虢叔旅の器は夷王期ころのものと考えられるから、本器もまた夷王期前後に入りうるものであろう。異〻は翼〻、恭愼をいう。悊は哲。農は厚。洪範「農用八政」の孔傳にみえる。上海に左傳襄十三年「小人農力、以事其上」、また管子大匡「耕者用力不農」の文を引いている。

いま比較のため二器の關係部分を錄しておく。

師望鼎　大師小子師望曰、不顯皇考寬公、穆〻克盟厥心、悊厥德、用辟于先王、得屯亡敃、望肇帥井皇考、虔夙夜、出內王命、不敢不家不妻、王用弗䛒聖人之後、多蔑曆易休

虢叔旅鐘　虢叔旅曰、不顯皇考叀叔、穆〻秉元明德、御于厥辟、得屯亡敃、旅敢肇帥井皇考威義、□御于天子、𠁁天子多易旅休

本器の鉦面の銘辭は殆んどこの二器と同じであり、一時の様式であつたことが知られる。「農臣先王」は右の二器では「用辟于先王」・「□御于天子」に作る。㚇毁「朕臣天子」・伯梁其盨「畯臣天子」と語例同じ。「得屯亡敃」は後期銘文の常語。郭氏は「渾敦亡斁」と釋するも、語義を成さない。以下、帥井の語は右の二器と同じ。鉦面末文の「子肩……」は語義が明らかでないが、子はあるいは天子二字を重文とすべきところで、「天子肩」あるいは「天子肩事」とよむべきであろう。遹甗に「師雝父戍在古自、遹從、師雝父肩、史遹使于䚄侯」とあり、肩は饗。祭祀に肉を薦めて祀るもので、その脤胙を頒つ儀禮が行なわれた。遹甗の文は「師雝父肩、史遹……」とつづくものであるから、本器も「天子肩、使梁其……」という文を考えることができるが、遹甗ではここに頒胙の禮が記されており、本器銘にはそのことがない。下文に使遣のことがないからいま肩事とよんで、

賑の儀禮が行なわれたものとみておく。

梁其身邦君大正、用天子寵、蔑梁其曆、梁其敢對天子不顯休剔、用乍朕皇且考龢鐘、……

「梁其身邦君大正」とは、梁其を邦君大正の榮位におくをいう。邦君は豆閉毀に邦君厲馬の語がある。また大正は邾君鐘に「邾君求吉金、用自乍其龢鐘鈴、用處大正」のように宮廟の名に用いる例があるが、ここでは群正の長の意であろう。後出の鐘銘に「鎗〻鏓〻、鉠〻、雝〻、用卲格喜侃前文人、用旂介康□純祐、綽綰通祿、皇祖考其嚴在上、數〻、纂〻、降余大魯福亡斁、用寶光梁其身、勵于永命、梁其其萬年無彊、龕臣皇王、眉壽永寶」の七十字がある。

訓　讀

梁其曰く、丕顯なる皇祖考、穆〻翼〻として克く厥の德を哲にし、農く先王に臣へ、純を得て攸むこと亡かりき。梁其、肇ぎて皇祖考に帥型し、明德を秉り、夙夕を虔しみ、天子に辟へむ。天子肩事す。梁其、身、邦君大正となる。用て天子に寵せられ、梁其の曆を蔑はしたまふ。梁其、敢て天子の丕顯なる休に對へて揚へ、用て朕が皇祖考の龢鐘を作る。……

參　考

器は扶風縣法門寺任村の出土と傳えられている。法門寺からは、光緒十六年一八九〇大克鼎・小克鼎など克氏の器が出土し、また他にもしばしば古器を出しているところである。また近年長安張家坡から、孟毀・師旋毀等の器群の中に伯梁父毀二器が出土したが、これには「伯梁父乍龔姞隮毀」とあり、任村と張家坡兩族の間に婚姻が行なわれていた事實が知られる。梁其の本貫はおそらく任村であり、その地の出土と傳えられるものに、なお梁其鼎・善夫梁其毀・伯梁其盨がある。いずれも錄遺に收錄されている。梁其鐘の後出器は集成一八七〜一九二に收錄されている。

梁　其　鼎

*梁其鼎　一、陝西・六九　二、錄遺・九六　陝西にいう。「通高四三・一糎、口徑四四糎、腹圍一三〇糎、口雷紋、腹弦紋」。立耳。器體は半球形をなし、獸足。また第二器についても陝西に、「另有梁其鼎一、通高三〇・五糎、口徑三二・八糎、腹圍九五糎、紋飾銘文皆與前器同、未列圖」とあり、兩鼎とも陝西博物館に收藏されている。

隹五月初吉壬申、梁其乍隮鼎、用享孝于皇且考、用旛多福、眉壽無彊、畯臣天〔子〕、其百子千孫、其萬年無彊、其子〻孫〻、永寶用

二器。文各〻六行四八字。畯臣の句は、

二器とも「晄臣天子」の子一字を脱している。盨には「晄臣天子」とあり、脱文であろう。「百子千孫」の語は善夫梁其毀にもみえており、この諸器の他に例をみない用語である。詩の大雅思齊「則百斯男」・假樂「千祿百福　子孫千億」など、これに近い語である。文にいう。

隹五月初吉壬申、梁其、隮鼎を作る。用て皇祖考に享孝し、用て多福、眉壽無疆ならむことを祈る。晄く天子に臣とならむ。其れ百子千孫、其れ萬年無疆ならむことを。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

字はかなりの大字で結體やや疏緩であるが、なお鐘の字迹に近い。梁其の其は丌に従う。

梁其壺

＊梁其壺　一、陝西・七〇　二、書道・補・一四陝西にいう。「通高三五・六糎、腹寛三〇糎、足長二四糎、足高一五糎、腹圍田形帶紋中夔紋、口圍透空蓮瓣、耳螭首鳳帶紋、蓋臥犠鈕」。夔文は變様夔文。器口

下に三角形の便化した蟬文を付している。これと同制の器がサン・フランシスコのド・ヤング・メモリアル・ミュージアムの收藏に歸しているが、解放前に發見された梁其壺は二器あつたことが知られており、その一器が舶載されたものとみられる。蓋は花瓣狀の內側に落し蓋となつてお

り、一般の壺のように器口の部分に銜接する形式でない。器のような田形帶文は周⿱夌壺故宮・上・一四七・孟載父壺貞松・上・四二などにみえ、中期末にすでにあらわれているが、本器は虢季子組壺に近く、後期の器制である。

隹五月初吉壬申、梁其乍隮壺、用享考于皇且考、用𣋩多福眉壽、永令無彊、其百子千孫、永寶用、其子〻孫〻、永寶用

文首より「百子千孫、永寶用」までは二行、器の口外にあり、「其子〻」以下は蓋の外緣にある。器蓋は別の銘辭とみてよいが、いま合せて掲げておく。文は横讀、合せて四十五字。日辰は鼎と同じ。文は鼎銘と多少の出入がある。文にいう。

隹五月初吉壬申、梁其、隮壺を作る。用て皇祖考に享孝し、用て多福眉壽、永命無疆ならむことを祈る。其れ百子千孫、永く寶用せよ。

其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

壺銘を、器口に横書する形式は古いものではない。器は鼎と同時の作器であり、梁其の其字は𠆢に從う字形である。

＊善夫梁其㲃　一、錄遺・一六四　二、梁其壺・董作賓・三、中國文字・一所收

善夫梁其乍朕皇考惠中皇妣惠𡛥隮㲃、用追享考、用匄眉壽無彊、百字千孫、子〻孫〻、永寶用享

文五行三八字。錄遺の銘に眉壽の壽の重點、千孫の孫の重點があるのはおそらく誤鑄であろう。董氏の摹するところには、その重點がなく、行款もまた異なる。文にいう。

善夫梁其、朕が皇考惠仲・皇妣惠妀の隮毀を作る。用て追うて享孝し、用て眉壽無疆ならむことを匃む。百子千孫、子〻孫〻まで、永く寶として用て享せよ。

字は子の繁文。上掲の鼎と相似た文であるが、文に誤鑄あり、字迹も末行にやや篆意のみるべきものがあるほかは、かなり疏緩に流れている。董氏の附記にいう。「梁其器、另有一毀、往時于王獻唐先生處、見其臨本、卅年二月十九日、王獻唐寄來、摹之如此、獻唐原注云、孫氏藏、底蓋對銘、器文鏽蝕、不可拓、此爲蓋銘」。錄遺の収めるところと、あるいは器蓋の銘であるかも知れない。

*伯梁其盨　上海・五七　錄遺・一八〇　上海にいう。

「高一九糎、口縱二三・八糎、口橫一五・九糎、腹縱二五・六糎、腹橫一九・三糎、底縱二二・七糎、底橫一六・四糎、腹深一〇・二糎、重四・六二瓩、盨蓋有冠、中間飾兩頭龍紋、器身所施的竊曲紋、是獸體的變形、器身渾樸」。器は克盨歐米・一二二 通考・三六六 と器制最も近く、文辭にも似たところがある。

白梁其乍旅盨、用享用孝、用匃眉壽多福、畯臣天子、萬年唯亟、子〻孫〻、永寶用

器蓋二銘。文各四行三一字。文は鼎・壺と似ており、ただ「萬年唯亟」は新しい用語である。亟は極。克盨にも「降克多福、眉壽永令、畯臣天子」とあり、語彙が似ている。器種も同じく盨であり、近い時期のものであろう。梁其五器のうち、この器のみ伯梁其と稱していることも注意される。文にいう。

伯梁其盨

伯梁其、旅盨を作る。用て享し、用て孝し、用て眉壽多福を匃む。畯く天子に臣へ、萬年を唯極めむ。子〻孫〻、永く寶用せよ。

梁其の諸器は、張家坡出土の伯梁父毀二器を除いて、他はおそらく扶風法門寺任村の出土であろう。その器には伯梁父毀・伯梁其盨・善夫梁其毀・梁其鐘二・鼎二・壺がある。伯梁父毀に「作龔姞隮毀」

といい、善夫梁其𣪘に「作朕皇考惠仲皇妣惠𡚱隮𣪘」とあつて、兩者は別人であるらしく、また梁其諸器も一人の器でなく、一・二の世代にわたるもののようである。おそらく夷厲より厲末に及ぶ器を含むものであろう。いま夷王諸器を錄するに當つて、文辭が師望鼎・虢叔旅鐘に類している梁其鐘を標首とし、他の諸器をその項に錄入しておく。

梁其鐘後半銘の訓讀

鎗〻鏓〻、鈌〻鏞〻として用て卲格し、前文人を喜侃し、用て康□純祐、綽綰通錄ならんことを旂介す。皇祖考其れ嚴として上に在り、數〻𥤐〻として、余に大魯福を降して斁ふこと亡く、用て寶光せむ。梁其、身、永命に勵（かな）はしむ。梁其、其れ萬年無疆にして龕（あつ）く皇王に臣（つか）へ、眉壽にして永く寶とせむ。

昭和四十四年六月　初版發行
平成　四　年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第二七輯

白川靜

金文通釋 二七

饕餮文象鼻兕觥

財團法人
白鶴美術館發行

一五八、函皇父鼎一

時代　厲王觀堂集林・大系・厤朔　幽王唐蘭

出土　「陝西最近發現的西周銅器」文物・一九五一・一〇にいう。「公元一九四〇年、扶風縣北鄉的任家、距法門約五里、有徐姓農民、在夏收後、碾麥子時、場面忽陷一深洞、探看洞內、發現古物很多、當時徐某、將洞口封閉、於夜間陸續把古物取出、分藏他處、後來即陸續攜到鳳翔出售、經過了一段長時期、長安古玩商、聞風前往、又先後收購了鼎鬲簋簠毀爵卣盤等器六十餘件、在長安分售、變爲私人所有、這批古物、據說共有一百餘件之多、大鼎三四件、竟有重數百斤的、初發現時、深洞是一有建築性的懸坑、不是埋藏的、大小銅器、很整齊的堆積在裏面、在中間的、未沾黃土、因之許多彝器、未經土斑侵蝕、偶有幾點銅綠、沒有起化學性的變化、金光燦爛、儼然如新、是從來所沒有看見的、當是西周東遷、或其他變亂時這裏的宗周貴族、有計劃的、做了這一儲藏窖洞、是可能的事」。これらのうちすでに收藏した器として、禹鼎と函皇父鼎，盤，鼎，毀二器、函交中簠・旅鼎・旅甗、合せて九件をあげている。なお陝西圖釋に次の記述がある。

「圖六一函皇父鼎甲〜六六函交中簠、凡六器、又函皇父毀一未列圖、共爲七器、一九三三年扶風縣康家村出土、當時不止此數、除失散外、一九五一年歸本館、計鼎二、毀二、甗一、盤

一、簠一、簠爲函交中作、與函皇父器同時同坑發現、根據銘文、盤・盉・隮及自豕鼎降十又一、據盤銘、毁八、罍二、壺二幷早已出土之毁二、此二毁當時在八毁數內、匜一見攈古錄計算、函皇父彝器原爲二十七件、除本館所得六件及攈古錄所收三件外、不包括函交中簠、尚有十八件不明流散何處、至攈古錄所收之匜、在所見各器銘文中無此物、疑紀入別一器、又據經紀此批彝器人說、與此批器物同時同窖發現者、凡一百餘件、每四五器成一疊、放置窖內、均甚整齊、決非墓葬遺物、如果這樣、則此批宗廟重器、可能是周室東遷時埋藏窖內的、特爲記出、以備參考」、「還要特別提出的是在這批器物中、根據銘文的記載、只有鼎毁尊罍壺盉盤等、沒有爵觚觶等類酒器、各金石書籍中、也未見著錄過、已出土的實物、與銘文所記同」陝西・二二

「關于函皇父的器是分兩次出土的、第一次的出土在清代約一八七〇年前後、計有兩個簋、一個匜、著錄于攈古錄等書、第二次是一九三三年出土的、關于出土的地點、本書說是扶風縣康家村、柯昌濟金文分域篇則說、是岐山淸化鎭、按岐山縣在扶風西、可能出土地點在兩縣的交界處、所以傳說有分岐、本書所錄函皇父器共七件、圖六一～六六、有一個函皇父毁未列圖、據金文分域篇、則第二次出土時、有函皇父鼎兩器・伯鮮鼎兩器・鮮甗・守婦彝・函交仲簠兩器・函皇父盤・伯鮮匜等共十件、除伯鮮鼎・伯鮮甗也見于本書圖六七・六八外、守婦彝・伯鮮匜及函交仲簠另一器、大概都已散失了」陝西・七

収藏　「陝西省博物館」陝西

著錄

函皇父鼎一

器影　陝西・圖六一

銘文　陝西・圖六一

考釋　陝西・二二　又唐蘭敍言　別に毁の條參照。

器制　陝西にいう。「通高五七糎、口徑四九糎、腹圍一四八糎、通身夔紋、足饕餮紋、腹圍大部分金色」。器腹・項下に同樣の變樣夔文を配する。頗る肉の太い表出である。立耳三獸足。脚頭に饕餮を飾る。器高半米を超える大鼎で、雄偉の氣象にみち、新出の禹鼎より器も大きく、制作も重厚の感を與える。大克鼎・禹鼎とともに、この期の代表的な大鼎である。

銘文　六行三九字、うち二字脱文、すべて三七字。

函皇父乍琱娟般盉隮器鼎毁一具、自家鼎降十又一・毁八・兩罍・兩壺、琱娟其萬年、子〻孫〻、永寶

用

凾皇父は詩の十月之交に「皇父卿士」とある皇父であろうとされ、早くから詩篇との關係が注目されている。皇父諸器の著錄は攈古にはじまるが、攈古には凾と豔妻との關係を論じていう。

　許印林說、召皇父姓與豔剡閻皆同音、通借豔剡閻、見詩十月正義、惟閻雖音通、而出姬姓、見唐宰相世系表、皇父厲王后族、不應氏閻、自當以召爲正

閻ならば姬姓であるから、閻妻出自の家である皇父は閻氏ではありえず、銘も召皇父と釋すべしとするのである。閻は姓纂によると、武王が泰伯の曾孫仲奕を閻鄉に封じ、また唐叔虞の後とも、晉の成公の子懿の食邑であるともいう。何れもみな姬姓であるから、周との通婚はありえないこととなる。

從古は、皇父が向に都を遷そうとしたことから、字を向皇父と釋していう。

　說文、向北出牖也、詩曰、塞向墐戶、是文从匋、匋陶本字、右之上作耳形、陶復陶穴之象、當是向字、皇父周卿士、邑于向、故稱向皇父、詩、皇父孔聖、作都于向

十月之交の詩にみえる日食は、日食表によると幽王元年七月朔辛卯のものである。傳に幽王、箋に厲王のときの詩とする。王國維は鄭箋の說を是とし、その證としてこの器銘を用いている。

　逮同治間、函皇父敦出於關中、而毛鄭是非、乃決於百世之下、……周娟猶言周姜、即函皇父之女歸於周、而皇父爲作媵器者、十月之交豔妻、魯詩本作閻妻、皆此敦函之假借字、函者其國或氏、娟者其姓、而幽王之后、則爲姜爲姒、均非娟、鄭長於毛、即此可證觀堂集林二三、玉溪生詩年譜會箋序

凾は向とは字形が異なり、金文には別に叔向父禹段があってその字がみえる。また王氏が周娟と釋して周室との通婚の證とした周は、明らかに琱の字であり、これまた宣王期の器に琱生の段がある。何れも字釋を誤った考說である。窓齋賸稿に凾の字形を說いていう。

　凾象器中容物、緘其口、使不能出也、古文凾函爲一字、毛公鼎、召于囍、亦作凾、陳簠齋謂、凾即閻之省

これまた字を凾にして閻とし、魯詩の閻妻の閻と同字とするものである。凾氏の名は左傳襄十六年に「次于凾氏」、その杜注に「凾氏許地」とあり、奇觚三・三〇に「姓觽云、郡國志、古有凾氏國、後以氏」とあるを引き、本器の凾氏はそれであろうとしている。

器は凾皇父が琱娟のために媵器として作つたものである。從つて凾氏は娟姓である。娟姓の家には、輔伯に豐孟娟の器あり、周棘生に猒娟媸の器あり、殳氏季良父に宗娟の器あり、奠の大內史叔上に叔娟の器あり、他にも五娟・季娟・屈娟・司娟の名がみえており、相當の盛族であつたらしい。輔

伯は師嫠の家であり、琱生は宣王期の宰であるから、厲宣のとき、その姓はみな名望の家であつた。詩の甗妻・閻妻がかりに娟姓の女であつたとしても、それは本器にいう琱娟ではない。娟は文獻にいう妘であろう。妘姓は祝融の後にして、春秋のとき山東に偪陽・鄅・夷、河南の許州に檜があつた。左傳の杜注に「圅氏許地」というによれば、圅皇父の家は祝融の後の檜と同姓である。おそらく殷周革命の後、遷されて陝中に入つたものであろう。娟姓の周氏も、たとえば周棘生𣪘に「周棘生作獻娟媿賸𣪘」とあつて、銘末に亞形標識を付しており、東方出自の族であることが知られる。亞形標識の族もまたみな娟姓である。周氏及び亞形標識をもつ諸器については、倗生𣪘の條第二卷四三四頁に略記しておいた。倗生も東方周氏の出自である。さきにあげた娟姓の媵器の作器者にも、齊・鄭の族が多い。

器銘にいう媵器は「盤盉隮器鼎𣪘一具」であるが、これは一器一名をあげたものとみえず、罍・壺など下文にみえる器種の名もない。おそらく盤盉で一類、これを承けて隮器という。鼎𣪘一具の一は、盤銘によつて補う。おそらく鼎・𣪘でまた一具をなすもので、下文にその器數をいう。本器と同銘の盉・壺・罍はなお發見されていない。

豕鼎を、奇觚に禮說を引いて士の鼎であると解していう。

豕鼎者、禮圖云、天子諸侯之鼎、容一斛、大夫羊鼎、容五斗、士豕鼎、容三升、天子諸侯之鼎卽牛鼎、禮書云、天子諸侯有牛鼎、大夫有羊鼎、士豕鼎魚鼎而已、此云豕鼎、則士鼎也、云降則非盡正鼎、亦兼陪鼎鉶鼎

これは後世禮家の說を以て解するもので、器の大小は必らずしも身分によらない。成王方鼎は大保方鼎一の半に過ぎず、毛鼎・克鼎・盂鼎や本器に匹敵する王室の大鼎をみない。晉鼎は王室の鼎ではないがなお𩱛牛鼎と稱しており、しかもその器は高さ約二尺と稱するのであるから、本器とほぼ同じ大きさである。かつこの器は琱氏に嫁する琱娟の媵器として作られたもので、琱氏は宣王期に宰の職にあつた人である。「自豕鼎降十又一」の一も、盤銘によつて補う。諸器銘にみなその字を脫しているため、大系には「自豕鼎降十、又𣪘八」と句讀し、又を加上の意としているようである。豕鼎と合せて鼎數は十二である。出土のとき鼎は二、しかもその一器は本器と銘文が異なり、ここにいうものとは別の器であろう。

𣪘には𣪘八といい、罍・壺に兩罍・兩壺という。名數の法が同じでない。積微居に、春秋經僖公十六年、「春、隕石于宋五、是月、六鷁退飛、過宋都」の穀梁傳に、「隕石于宋五、後數、散辭也、耳治也、六鷁退飛、過宋都、先數、聚辭也、目治也」とあるのを引いて本器と同例とし、古人は行文の變化を求めたものであるという。語調に從つたというほどのことであろう。

銘文にいう作器は、盤盉各一、鼎十二、𣪘八・兩罍・兩壺、合せて二十六器、このうち同銘のものは盤一・鼎二・𣪘四を存し、別に琱娟の媵器として鼎一・匜一がある。これほど多數の媵器が作られている例は他になく、圅皇父の富裕權勢の狀を知ることができる。

末文に琱娟に對する嘏辭をそえる。媵器の普通の形式である。

訓讀

函皇父、琱娟の盤盉隮器鼎毀一具を作る。豕鼎よりして降ること十又一、毀八・兩罍・兩壺なり。琱娟其れ萬年、子々孫々、永く寶用せよ。

函皇父盤

參考

本器と同銘の器は、第一次出土のものに毀二あり、本器と同出の第二次のものに二毀一毀未著錄・一盤がある。盤銘は脱字なく、銘の最も備わるものであるから、盤を首として錄入しておく。

＊函皇父盤　陝西・六五　錄遺・四九七

陝西にいう。「通高一一・五糎、口徑三八・二糎、腹圍一一一糎、腹足雲紋」。文様はいわゆる環文、附耳の盤である。同銘にして器種の異なる一組の銅器であるから、器制・文様が器種によって同時にどのように用いられているかが知られ、その展開流變を考える上に參考となる。盤としては、散氏盤よりは新しい形制で、周棘生盤・師寏父盤などの時期に當るものであろう。銘五行三九字。陝西に「按函皇父各器銘文、十又下無數目字、語意不完整、此文作十又一、可見其他器銘文中有奪字」というように、この器銘のみ文備わり、他にはみな奪字がある。これもまた稀有のこととすべきである。

＊函皇父毀　第一次出土二器、第二次出土二器、計四器、一器未著錄

器名　周娟敦攈古　向皇父敦從古　函皇父毀積微居

時代　厲王大系・麻朔・陝西

收藏　一、「山東濰縣陳氏藏」攈古　「天理參考館藏」日本　二、「陝西長安孫氏藏」攈古　「猷氏」猷氏　三・四　「陝西省博物館」陝西

著錄

器影　一、日本・三二四　水野・一一八　二玄・三六八　天理・三〇　二、猷氏・一・四一　三、一五八、函皇父鼎一

陝西・六四

銘文　一、攈古・三之一・四　從古・一五・二六　奇觚・三・三〇　愙齋・一〇・一四　周存・三・四

六　簠齋・三・四　大系・一二八　小校・八・三八　三代・八・四〇　河出・二五七　二玄・三六

七　二、攈古・三之一・五　小校・八・三八　三代・八・四一　三、錄遺・一六二　陝西・六四

考釋　愙齋賸稿・四三　韡華・丙・六　大系・一三一　文錄・三・三七　文選・下二・二四　麻朔・四・二八　積微居・一四一

器制　一について日本にいう。「高二八・八糎。この簋また前圖版の器史頌段とほぼ形制を一にしている。その直紋の間に配する圖紋は所謂鱗狀紋帶であつて、これが大まかながら整い、作りも莊重である」。直紋は瓦文。器蓋の口緣と圈足部に環文、三小足の脚頭に獸首一を配する。獸耳に珥あり、後期の典型的な三小足段である。

また三について陝西にいう。「通高二五・

函皇父段一

三糎、口徑一八・六糎、腹圍七八糎、螭耳、蓋緣及器口雲紋、腹圍瓦紋、足饕餮紋」。說明のしかたは異なるが、器制文樣は第一器と同じ。第四器についても、陝西に「高一九・三糎、口徑一八・五糎、腹圍九七糎、紋飾同前器、蓋佚」とあり、圖を錄入していないが、同制の器である。各器多少高低あるも、器の大きさも殆んどひとしいようである。

銘は第一器器蓋二文、第二器蓋文、第三器も蓋文、第四器については記述をみないが、函皇父段と題しているのであるから、器銘があるのであろう。何れもその銘にいう八段中の器であろうと思われる。

＊函皇父匜　攈古・二之二・一〇　愙齋・一六・二六　周存・四・二七　奇觚・八・三二　綴遺・一四・一一　大系・一二八　小校・九・六〇　三代・一七・三一・三

器影を傳えない。文三行、「函皇父乍周娟匜、其子孫〻、永寶用」と銘しており、やはり琱娟の媵器である。琱を周に作つているので、周室の婦にして閻妻であるとする說を生じ、文錄のごときも、「此卽詩之皇父、銘爲其子鑄媵器而作、所謂周娟者、蓋卽詩所謂閻妻煽方處者也」と論じているが、周は琱の省文である。また文錄に、「嫁於王室而僅具豖鼎以降、以尊者所御、不敢具也、此足徵古禮之遺意」と說くも、同樣に前提を誤つた論である。

＊函皇父鼎二　陝西・六二

いわゆる第二次出土の器で、陝西博物館藏。陝西にいう。「通高二九・五糎、口徑三〇・五糎、腹圍九〇・五糎、口雲紋」。立耳半椀形の獸足鼎、帶文は環文である。銘三行、「函皇父乍琱娟隮□

鼎、子〻孫〻、其永寶用」と銘しており、琱娟への媵器であるが、器制は第一鼎の堂〻たる雄偉の風にくらべると甚だ簡素である。別に錄遺八二に同名の鼎文を錄し、琱の一字を脱ける。

なお、これらと同出のものに無銘の環帶文甗陝西・六三があり、また函交中簠がある。

＊函交中簠　陝西・六六　錄遺・一七〇

函皇父鼎二

函交中簠

陝西にいう。「高一〇糎、口寬二五糎、口長三〇・六糎、腹夔紋」。失蓋。器腹の夔文は淺く肉の太いもので、鼎一の表出法に近い。文二行、「函交中乍旅𠤳、寶用」とあり、これは他器と作器者も異なり、旅器である。

別に王中皇父盉というものがあり、また娟姓にして屈娟の器を作っている。

＊王中皇父盉　攈古・二之二・七五　周存・五・六一　綴遺・一四・三一　三代・一四・一一・二

器は綴遺によると二器あり、一は漢陽の葉東卿、一は潘伯寅の舊藏にかかる。殆んど同笵であるが、一器には寶字に蝕損がある。兩器とも器影をみない。ただ銘は器口外緣にあり、銘拓のうちに公字形を含む波狀文の一部が殘されていて、その文樣を知りうる。文にいう。

王中皇父乍屈娟般盉、其邁年、子〻孫〻永寶用

皇父の名は函皇父と同じであるが、王中を氏號とするものであろう。陳侯簠に「王中嬀□媵簠」とあつて陳嬀より夫人を迎えている。屈は字形やや異なるが近似の字に釋しておく。韡華には遲と釋する。韡華丙・六にこの皇父を論じている。

按函皇父與王仲皇父盉之王仲皇父爲一人、仲盉云、王仲皇父作遲娟盤盉、遲娟蓋卽此器之周娟也、稱王仲者爵次、稱函者封氏、如王季子之別爲劉氏者、實乃一人也、左傳載周有王叔氏・公仲氏・公叔氏、與此器王仲稱同、遲娟天子妃、故稱周娟也、考此器文字、蓋在厲宣幽平之時、詩人所云之皇父、乃幽王時事、據盉文之稱王仲、徵之詩傳、則函父當是厲王之仲子、周娟、或厲王之別妃

歟、詩所見之皇父凡二、一常武之太師皇父、是宣王時人、一十月之交之皇父卿士、是幽王時人、宣王至幽王之時、相隔四十餘年、其是二人同名、此則十月之交之皇父也、詩人歷述其貴勢之情形、若證以金文所稱之王仲、則王仲之稱、殆謂宣王之昆弟、而當爲厲王之仲子矣、厲王子鄭桓公友、亦仕幽王之時爲司徒、亦一證也

かくて柯氏は、厲王の仲子にして宣王の兄たる王仲皇父が、その母である厲王の別妃遅娟のために

この器を作つたと解するのであるが、器銘の形式を凾皇父の器と比較すると、器はやはり媵器であつたと解すべく、それならば皇父は娟姓にして厲王の仲子ではありえない。周娟もまた琱氏に嫁した婦人である。王中については、綴遺にも、左傳等にみえる王叔・王季と同例の名號であるとしているが、金文には王叔・王季という例はみえないようである。

他に文錄に凾弗生甗陶齋・二・六〇 三代・五・七・三と□伯皇父甗周存・二補遺を凾皇父の關係器としてあげているが、凾弗生の凾は釋字に困難があり、周存に錄する銘は僞銘であろう。皇父の器二十數器、同坑百餘器と稱せられるもののうち、器の錄しうるものは以上に過ぎない。

皇父諸器によつて、當時凾皇父の家がその富强を誇る大族であつたことが知られるが、もし琱娟が宣王初年の宰琱生に嫁したものとすれば、皇父は宰琱生の父輩に當り、夷厲の際の人であつたことが知られる。そして詩の十月之交は幽王期の詩篇と考えられるが、詩の皇父はあるいはその後人であろう。詩にいう「皇父卿士」・「番維司徒」・「楀維師氏」の番は番匊生壺・番生𣪘の番であろうし、楀は叔向父禹𣪘・禹鼎の禹であろう。番匊生壺の紀年は夷王の廿六年の譜に合し、禹鼎にいう天畏降大喪は、厲王奔彘という喪亂の事實にあたると解しうる。

詩の常武にみえる皇父も、あるいはこの凾氏であるかも知れない。虢仲盨・噩侯鼎にいう南方經營はついに不成功に終つて、禹鼎にはその大規模な叛亂と、征討の役とがしるされている。詩の大雅常武にいう徐戎に對する親征がこのときのことをいうものとすれば、常武中の皇父もまたこの凾氏

となしうる。常武は江漢の次に編次されているため、普通は召伯虎の江淮の役をいうものと解されているが、作戦の方面は同じであるとしても、常武は親征の役とされているので、江漢の役とは別の作戦とする見方も成立しうるのである。

函氏の器を含む窖藏が、一窖百餘器にも上つているということも、岐山の大族克氏諸器、その他陝西に多い多量の彝器窖藏と合せて、興味深い問題を殘している。少なくとも函氏の場合は、十月之交に歌われている事情から考えて、政情の急激な變化による沒落ということもありえたと思われるが、同窖器物の消息がなお判明しない限り、その事情を明らかにすることは殆んど不可能に近い。

いまこの皇父の器をはじめ、番・禹の器を十月之交に名のみえる諸家の關係諸器として編次し、夷厲の際の事情を考えてみようとするのである。

一五九、番匊生壺

時代　康王厤朔　孝王董作賓　厲王大系

收藏　「庚申一九二〇夏、見之都肆」貞松

著錄

器影　嗇古・二・三〇　通考・七二〇　二玄・三三五

著錄　貞松・七・三二　大系・一三〇　厤朔・一・四六　小校・四・九二　三代・一二・二四　河出・二四一　二玄・三三四

考釋　大系・一三四　通考・四三七　厤朔一・四六

器制　通考にいう。「大小未詳、兩耳作獸首形銜環、蓋及腹飾環帶紋、足飾竊曲紋」。器の下部は鼓腹大、器の全體に三層に分つて公字形

番匊生壺

文様を含む波状文があり、足に變樣夔文を飾る。器制文様は洹子孟姜壺に類している。

銘　文

蓋銘、五行三二字。字間に大克鼎と同様に凸線の界線がある。

隹廿又六年十月初吉己卯、番匊生鑄賸壺、用賸厥元子孟妃乖、子〻孫〻、永寶用

器を吳・董二家は康・孝に配している。後期の器制をもつ壺を康王期に屬することからみても、吳氏の厤朔が全く恣意的な配當を試みていることが知られるが、吳氏は本器の紀年日辰は康・穆の外合わず、また番匊生は番生𣪘と一人にしてその孟妃乖は乖伯𣪘と關係があり、乖伯夫人たる可能性が大きく、乖伯𣪘は康王九年であるから、本器の孟妃はその夫人であろうという。乖伯𣪘を康王期の器とし、乖伯が少なくとも在位十七年にしてはじめて孟妃を娶り、番生が賸器を作つたというのは不自然を極めている。さらに本器の銘文字體が、成王期の毛公鼎、康王元年の師訇𣪘と類するというのは、時期を誤ることが甚だしい。吳氏厤朔の方法をみるべき一例として、その説をあげておくのである。董氏は器を孝王廿六年に屬し、伯克壺をも同年の器としてその厤譜に錄入しているが、伯克壺の紀年は十六年である。董氏は乾隆黃氏重刻の考古の字形にその證を求めているが、宋刻嘯堂は明らかに十に作る。これまたその據るところを誤つたものというべきである。

銘文に元子孟妃の賸壺を作るとあり、番氏は妃姓の出であることが知られる。賸器には、孟妊東母・叔姬邛□・季姬牙のように名をあげていうものが多いが、東母や牙は夫の名ではない。從つて孟妃乖を乖伯の夫人とする厤朔の説は、その點においても誤るものというべきであろう。

訓　讀

隹廿又六年十月初吉己卯、番匊生、賸壺を鑄る。用て厥の元子孟妃乖に賸す。子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

番匊生は番生毁の番生であろう。大系に「此番匊生卽番生、匊與生、一字一名也、匊讀爲鞠育之鞠、故名生字匊、古人名字並擧時、常字上名下」というが、金文には城虢遣生・周䍙生・史號生・須柔生・倗生・琱生・周生・單伯旲生・番中旲生・武生・剌𦒻生・同黃生など、某生と稱するものが甚だ多く、これらをすべて一字一名と解することは困難である。某生とは某父と稱するのと同じく、名號の一として用いられた呼稱であろう。ゆえに番匊生をまた番生とも稱しうるのである。字迹は克氏の諸器や叔向父禹毁に近く、時期もまた相近いものであろう。

一六〇、番生毁

器名　番生毁蓋 陶齋・獲古

番生毁

時代　成王 厤朔　厲王 大系　宣王 通考

收藏　「吳興陸氏、溗陽端氏藏」周存　「番生敦蓋、吾浙鬲鼎樓藏、字與㫺鼎有相合者、存齋觀察之子純伯、與鬲从鼎同饋端忠愍、今聞又抵入他氏矣」又・金說　「寶華庵端方・平齋歸安吳雲退樓藏」三代表　「浪華春篁堂」獲古圖錄

著錄

器影　陶齋・二・一六　大系・一〇六　獲古・二六

銘文　周存・三・二　大系・一三〇　小校・八・一〇二　三代・九・三七・一

考釋　大系・一三三　文錄・三・二四　文選・上三・六　厤朔・一・三三　積微居・一〇五・一〇六

器制　陶齋にいう。「高三寸三分、徑一尺二分」。口緣に顧鳳の變様文を飾り、他は瓦文。鳳文は分尾の形式である。

獲古圖錄にいう。「外面全體綠色、內部水銀紫褐相交はる。以て侵土の如何に由りて、器色の異なること見るべし」。

銘　文　一一行一三九字。𣪘蓋の圓形中に銘しており、首・末行の上下に、各一字空格のところがある。獲古に蓋銘の寫眞を添えている。

不顯皇且考、穆〻克誓厥德、嚴才上、廣啓厥孫子于下、勱于大服

自述形式の文。一般に文首に「也曰」・「克曰」・「禹曰」のように作器者の名を著けていう。後期金文にその形式をとるものが多いが、本器には某曰の語がなく、異例の文である。

誓は哲。悊・𢘅など異文が多い。師望鼎に「悊厥德」、大克鼎に「盄悊厥德」、井編鐘に「克哲厥德」の語がみえる。字は神明に誓うことを原義とし、それよりして清明の德をいう。大克鼎「天子明哲」・王孫遺者鐘「肅悊聖武」などの例もある。

「嚴才上」は祖靈が天にあつて子孫を監臨するをいう。宗周鐘以下、鐘銘に多くみえる語である。

廣啓の句は、叔向父禹𣪘・士父鐘・彔康鐘などにみえる。「廣啓某身」という例であるが、この器では孫子に作る。廣啓の主語は祖考である。積微居に文獻の例をあげ、左傳襄一〇年「光啓寡君」・僖二三年「天之所啓」、また孟子滕文公下「丕顯哉文王謨、丕承哉武王烈、佑啓我後人、咸以正無缺」・禮記祭統、衞孔悝鼎銘「啓右獻公」を引いている。廣光同義、啓は啓開の義ではなく、啓佑

であるという。そして漢書谷永傳に、「後宮女史使令有直意者、廣求於微賤之間、以遇天所開右」の開右も同義であり、開は景帝の諱を避けたもので、開の義ではないと論じているが、啓の初義は啓籥見書の義で、本來啓開の義がある。ただ籥書は天啓のあるところであるから、それよりして啓佑の義をも生ずるのである。

勵は和協の意。「勵于大服」とは、その重位に慱わしめるをいう。語は大克鼎に「勵克王服」とみえ、大克鼎の銘は本器と同樣の首文をもつが、その文辭は甚だ繁富である。大服は班毀・大盂鼎など初期の器にみえる語で、重位要職をいう。

以上、皇祖考の聖德と、その餘惠が子孫たる我が身に及ぶことを述べる。

番生不敢弗帥井皇且考不杯元德、用䜌𠥓大令、甹王立、虔夙夜、專求不朁德、用諫四方、𩟱遠能𤞞

皇祖考の聖德に對えて、その命を墜さざらんとするをいう。大克鼎では「𩟱遠能𤞞」は文祖の功德をいう語として用いられているが、本器では作器者自らのつとめるところをいう。元德は虢叔旅鐘に「丕顯皇考叀叔、穆々秉元明德」とあるのに同じ。䜌𠥓を郭氏は詩の綢繆と釋するも、䜌は緟の初文にして緟益の義、𠥓は毛公鼎に「𠥓夙夕」とあつて、敬・虔・虓と義近く、書の般庚「恪謹天命」と語義同じ。「甹王位」は班毀・毛公鼎にもみえ、輔弼をいう。「䜌𠥓大命」とは、王位を輔弼する所以である。

「專求」は書の康誥「往敷求于殷先哲王」の敷求と同じ。「不朁」を文錄に「不僭」にして、「不僭不賊　鮮不爲則」という詩大雅抑の句を引いている。不朁は德の修飾語。康誥の文例によれば、專求の對象は「殷先哲王」であるから、「不朁德」とは上文「皇祖考不杯元德」に當る。それならば不朁の不は丕、大豐毀に「不緜王」、また豐尊に「丕朁伯懋父」とあるのと同じ語である。上文の「不杯元德」に對して、「不朁德」と語を易えたにすぎない。諫は治。諫戒の義ではない。大克鼎に「諫辥王家」の語があり、辥と連文。「𩟱遠能𤞞」も大克鼎にみえている。

以上、銘文の前段において、皇祖考の明德と、番生がその丕朁の德に帥井することをいう。

王令䵼嗣公族・卿事・大史寮、取遺廿寽

册命の辭をいうが、廷禮の記述はすべて省略されている。䵼嗣は兼官あるいは輔佐などを命ずる語であるから、番生の本官は他にあるわけであるが、大體䵼嗣のことは本官と關聯ある職事を以て命ずることが多い。公族の語は早く中觶に、また後期では師酉毀にみえ、その官嗣をいうものは毛公鼎にみえる。毛公鼎に「命女䵼嗣公族雩參有嗣、小子師氏虎臣雩朕褻事」とあり、これに對して遺三十寽を賜うている。本器と䵼嗣の内容が殆んど同じである。卿事・大史寮も、毛公鼎に卿事寮・大史寮とあつて、祭祀官系統の執政諸官である。十月之交にみえる權臣には、皇父卿士・棸子内史とあり、その屬僚が卿事・大史寮であつた。

取遺若干寽は職務俸的な特別の報償で、趞鼎・揚毀・𢦏毀・䵼毀は各五寽、本器は廿寽、毛公鼎は三十寽である。このうち明らかに䵼嗣のことを以て取遺をいうものは本器と毛鼎のみである。

易朱市・悤黃・鞞鞍・玉環・玉瑹・車電軫・桒縟較・朱䵼𩊚靳・虎冟熏裏・遣衡・右厄・畫轉・畫輯・金童・金豙・金簟弼・魚箙・朱旂旜・金莽二鈴

賜與は命服の玉飾と車服であるが、毛公鼎・塑盨とならぶ隆賜であり、番生の勢威大なるを思わせるものがある。器銘は本官の册命にふれていないが、もとよりそのこともあつたのであろう。兼職だけの際のものとしては、賜與があまりにも隆盛である。朱市・悤黃は市と佩玉。鞞䩭は靜𣪘に鞞剢とみえる。郭氏は劍鼻、すなわち昭文帶とし、楊氏は經傳にみえる遂、すなわち射韝とする。郭氏の「釋鞞䩭」金文餘釋所收に詳論があり、すでに靜𣪘の條に略引しておいたが、郭寶鈞氏の「古玉新詮」集刊二十本下にいうところは一層詳密明快であるので、その要旨を引いておく。

飾於劍鞘近口處、舊所謂昭文帶者、宜正名琫、琫對面之小方玉曰珌、結於劍綬之端、備夾入於腰際革帶間者曰鞞䩭

飾於劍鞘近口四分之一處之昭文帶、爲劍鞘玉飾、已由日本學者於朝鮮樂浪郡古墓發掘、得有實蹟證明、勿庸致疑、惟所定名稱爲璲、尚屬不安、余謂此正琫珌之蛻變也、詩瞻彼洛矣、鞞琫有珌、傳、鞞容刀鞞也、琫上飾、珌下飾也、琫上飾、珌下飾者、指在鞘之面背上下言、其兩端內捲附鞘後形成二孔者、所以束劍繫且留劍繫之遊移地、遊移地前短後長

漢書王莽傳、莽疾、孔休候之、莽緣恩意、進其玉具劍、欲以爲好、休不肯受、卽解其瑑、師古曰、瑑字本作璏、從玉彘聲、後轉寫而訛者也、蓋璲乃綴玉之類、結於劍繫上端、佩時夾於腰與革帶之間、其縛也不過一繩結、其解也亦一擧手之勞耳、番生𣪘之鞞䩭、靜𣪘之鞞剢、殆皆謂此物

すなわちもと劍佩のための玉器である。玉環・玉瑹は毛公鼎にもみえ、瑹は玉笏、前詘後直の形をなす。以上朱市以下、玉器を合せて一類である。

軶電軫以下は車具をいう。金文にみえる車制及び車具については、林巳奈夫氏の「中國先秦時代の馬車」東方學報京都二九册に整理されているので、ここには簡略に記す。軶は車、軛を付した字形である。電軫については大系に「此器僅見、軫乃車後横木、電當是叚借字、未詳」という。林氏は電は申にして淮南子原道訓「約車申轅」の申、すなわち束の義のある字であるから、「ところどころを補强のためくくつた軫」であるという。字形のままに解するとすれば、輿の腰部に斜格の修飾を付し、兼ねて補强としたものであろう。電軫のある車の意味で、車電軫といえば電軫を補足附加語的に加えた車名とみてよい。

𠦪縟較は彔伯𢦚𣪘の𠦪幬較、吳方彝・牧𣪘等の𠦪較に當り、毛公鼎には𠦪縟較という。𠦪は賁にして文飾、縟は彔伯𢦚𣪘の幬と同例の字であるから、較を覆う布帛とみられ、𠦪縟較とは𠦪縟を巻いた較であろう。

朱䡅𩊚靳は彔伯𢦚𣪘に𠦪𠧟・朱虢靳、吳方彝に𠦪𠧟・朱虢靳、牧𣪘に朱虢𠧟靳とあるもので、毛公鼎は本器と同じ。ただ䡅は上下に四口を加えている。大系にいう。「它器作朱虢、虢乃叚爲鞹、皮也、䡅義當亦相近、殆叚爲靼、鞣皮也」。朱皮の𩊚と靳とをいう。𩊚・靳については彔伯𢦚𣪘參照。虎冟熏裏は彔伯𢦚𣪘に虎冟冞裏、牧𣪘に虎冟熏裏がみえ、冞・熏はみな色をいう。遣衡は詩の采芑・韓奕にみえる錯衡、傳に「文衡也」とあつて、金具などで飾つた衡である。

右厄は彔伯𢦚𣪘に金厄という。本器や毛公鼎・師兌𣪘二に右厄の語がある。右を字のままに解しては通じがたいところであるから、高鴻縉氏はこれを佑助の義としていう。

右厄之右、前人倶未釋、愚以意度之、右非左右之右、說文、右助也、右厄當爲兩服馬共用之厄、
力足以相助也

董氏の毛公鼎考釋の說によるものであろう。右は〇に從う字形に作るが、師兌毁二では凵に從う。金厄はその材質を以ていい、右厄はあるいはその形狀を以ていう語であろう。

畫轉・畫輯は彔伯㦰毁にみえるが、その列次は金甬・畫輯・金厄・畫轉である。金童を愙齋に金甬と同一物とし、積微居も同說であるが、金甬は厄端左右の吉陽甬のことであるから別の物である。童は考工記にいう踵、鄭注に「踵、後承軫者也」とあり、輈の末端、輿の後で軫に接する部分の銅飾をいう。

金豙は舊說にも柅と考えられているもので、王國維の毛公鼎銘考釋に
豙、徐明經同柏讀爲柅、易、繫于金柅、疏引馬云、柅者在車之下、所以止輪、令不動者也、釋名、
棹柅猶祕齧也、在車軸上、正論之祕齧前郤也、豙柅梲皆聲相近

と說いている。また高鴻縉氏は柅は木名であり假借字に過ぎず、正字は軔であるとする。
按玉篇、軔碍車輪木、是止車之物、軔爲正字、柅爲同音之通假字、此處豙亦通假字、軔柅豙古同
音、離騷、朝發軔於蒼梧、王逸曰、軔支輪木也、軔之爲用、插之則輪必止、抽之則輪可轉、故閒
車曰發軔、包銅者曰金軔、亦曰金柅、亦曰金豙

他に諸說あるも、この解が簡明である。林氏は濬縣辛村出土の三種の銅牙飾を柅の覆いの銅飾と解している同上、一八五頁が、これは止め木用の形としてもおかしく、長七・三糎、寬四・二糎程度のものであまりにも小さいし、四墓中五五個も出土していることも說明できない。豙は說文九下に「豕怒毛竪」とあつて毅と通用し、これを柅に用いるのは假借、その遺品らしいものは見當らない。

金簟弼も本器と毛鼎とにみえる。弼は茀、簟弼は詩にみえる簟茀、車の蔽いである。大雅韓奕の箋に、「漆簟以爲車蔽、今之藩也」とみえ、輿の兩旁に垂れた蔽いをいう。魚服は魚皮の箙。詩の小雅采芑にみえる。弓矢等の兵器はみな櫜に收めて車に載せたものである。いわゆる兵服・皮箙で、これを車笭の間に繫けた。

朱旂旜は本器にのみみえるものである。旜は亶の下部旦のところを虫に作る。大系に字を旜もしくは旃としていう。「周禮司常、通帛爲旜、爾雅釋天、因章曰旃、朱旂旜者、謂朱旂之緣斿同色也」。說文七上には「旃、旗曲柄也、所以旃表士衆、从㫃丹聲、周禮曰、通帛爲旃、旜或从亶」という。周禮司常にはまた「諸侯建旂、孤卿建旜」とあり、林氏はこれによつて朱旂と朱旜と二物であると解している。朱旂禹斴と同例とみるものであるが、緣斿ある旂とみてよい。旂・鑾旂を賜う例は金文に習見しており、鑾に易うるに旜を以てしたものである。毛公鼎には單に「朱旂二鈴」とあり、本器には別に金莽二鈴を添えている。

金莽は金枋。敔毁三に、木莽に從う字がみえ、梟首の長枋をいう。郭氏いう。「金莽卽錦枋、釋天所謂素錦綢杠、如爲金屬之杠、不易擧、故知金必爲錦」。金は金車・金簟茀の金と同じく銅飾を付したもので、杠の全體を銅質で作つたと解する要はない。從つて金を錦に破字してよむ必要もない。二鈴を郭氏は旗桿とみて、「二鈴者、蓋旂以鈴計、下毛公鼎亦云、朱旂二鈴、謂朱旂二柄也」

とする。斿に鈴を著けたことは、説文「旗有衆鈴、以令衆也」、また爾雅釋天に「有鈴曰旂」とあることからも知られるが、それが鑾旂であろう。從つて金莽二鈴は鑾旂ではなく、郭説のように旗桿とみてよい。旗桿を鈴を以て數えるのは、あるいは桿頭の金飾を以ていうものであろう。殷器の圖象には、桿上に概ね幸字形の大きな飾を付している。以上すべて車馬の用である。

番生敢對天子休、用乍𣪘、永寶

末文の形式は甚だ簡略である。廷禮の記載のないことと合せて、この器銘は、前段における自家の顯耀と、後段の天子賜與の盛をいうことに主意があるようである。これは自述形式をとる銘文に、共通してみられるところである。

訓讀

丕顯なる皇祖考、穆〻として克く厥の德を哲にし、嚴として上に在り、厥の孫子を下に廣啓し、大服に勶へしめたまへり。番生、敢て皇祖考の丕丕なる元德に帥型せずんばあらず。用て大命を䌹𥨊し、王位を甹け、夙夜を虔しみて丕朁の德を專求し、用て四方を諫し、遠きを柔んじ㝡きを能めむ。王、命じて併せて公族・卿事・大史寮を嗣めしめ、遺廿守を取らしめたまふ。朱市・悤黃・鞞鞍・玉環・玉琭・車電軫・𠦪縟較・朱䯅亶靳・虎冟熏裏・錯衡・右厄・畫轉・畫輯・金踵・金豙・金簟茀・魚箙・朱旂旜・金莽二鈴を賜ふ。番生、敢て天子の休に對へて、用て𣪘を作る。永く寶とせよ。

參考

器の作器者番生について、郭氏は詩の十月之交の番であるとしていう。

此銘文辭字體、與叔向父𣪘極相似、與毛公鼎大克鼎等之格調、亦相彷彿、其爲厲世器無疑、余謂十月篇之「番維司徒」、卽此番生、詩釋文云、本或作潘、韓詩作繁、人表作司徒皮、師古云、卽十月之交詩所謂蕃維司徒、是也、今以本器證之、則番乃正字、潘・繁・皮・蕃均音近之叚字

十月之交の詩を鄭箋には厲王期の詩とするが、毛序や古今人表は幽王に屬しており、その日食を幽王六年とする説が從來の暦法家の殆んど定説とするところであつた。しかし近時の研究ではその日食は當時宗周の地では觀測しえなかつたものであるとされ、論者は多く平王三十六年説前七三五年を執つている。橋本增吉博士「支那古代暦法史研究」、昭一八年。もしその説のごとくならば、金文の番生・𠀠皇父・禹を以て十月之交の權臣の名に充てることは不可能となり、斷代上、郭説も成立しがたいこととなる。

十月之交の日食については、久しい間厲王説・幽王説・平王説の三説があり、そのうち暦法的に成立しうるものは平王説のみとされていた。しかし近年、十月は七月の誤讀であるとする説があり、齊藤國治氏の「古天文學の道」一九九〇、原書房「中國古代の天文記錄の檢証」共著、一九九二、雄山閣「古天文學の散歩道」一九九二、恒星社などに紹介されており、十月を七月の誤讀とすれば、幽王元年七月朔辛卯に、まさしく陝西の地で觀測しうる皆既食があることが知られた。金文の七を十と讀みちがえることは、例えば宋刻の考古圖などに著しいことであるから、これによつてこの日食は幽王

元年、紀元前七八一年のものであることが明らかとなつた。それで十月之交の詩にみえる當時權勢の人々も、その時期を確認することができるわけである。ただ詩が幽王元年の日食、翌年の三川の大地震を歌うものであるとしても、その權勢はすでに宣王期以來のものであり、その權勢の家としての立場は、より早い時期に築かれていたものと考えられる。

なお番と稱するものに番中吳生鼎三代・三・四二・番君盟簋同・一〇・一七・番君鬲同・五・三八があるが何れも器の識るべきものなく、字迹も下り、一家の器であるか否かも確かめがたい。

一六一、叔向父禹𣪘

器名　叔向敦攈古　叔向父𣪘大系

叔向父禹𣪘

時代　厲王大系・厤朔

收藏　「山東諸城劉氏藏」攈古　「延煦堂部郎煊藏器」愙齋　「吳縣潘氏攀古樓藏器」通考

著錄

器影　通考・三四〇（失蓋）　大系・新・二五九　二玄・三四八

銘文　攈古・三之一・五九　愙齋・一一・九　周存・三・三一　大系・一二九　小校・八・六〇　三代・九・一三・一　河出・二五〇　二玄・三四七

考釋　餘論・三・一一　愙齋賸稿・二七　大系・一三二　文錄・三・三六　文選・上三・一三　通考・三五三　積微居・一九七

器制　通考にいう。「大小未詳、腹飾瓦紋、口足各

飾重環紋一道、兩耳作獸首形、有珥、三足、失蓋」。大系新版に有蓋の器影をあげている。

後期通行の三足𣪘である。

銘　文　　七行六七字

叔向父禹曰、余小子司朕皇考、肇帥井先文且、共明德、秉威義、用𤔲𤕌奠保我邦我家、乍朕皇且幽大叔隮𣪘

自述形式の銘辭である。愙齋賸稿に、晉の叔向の器であろうとしていう。

説文、肸響布也、漢書禮樂志集注、肸振也、許書無佾字、而肉部佾下云、振佾也、似許氏以佾爲佾舞之佾、佾與肸皆訓振、疑佾佾肸三字古本一字也、……晉叔向名肸、或卽羊舌氏之遺器與

禹を肸と釋し、晉の羊舌肸、字は叔向の遺器であろうとするものであるが、餘論にその說を非とし、字を禹と釋している。

以字形審之、實當爲禹字、……古者名字相應、說文云、蠁知聲蟲也、若然禹蠁一蟲、禹字叔向、卽取蟲名爲義、向卽蚼之省、此可證司馬相如顧野王說矣

蠁・蚼は一字、說文蠁字下に相如說として蚼字をあげ、玉篇に「蠁禹蟲也」とみえる。晉の叔向・宋の向父の名字の對待については、王引之の春秋名字解詁上經義述聞二三にすでに說くところであるが、この器の場合、向父と禹とが名字であるのかどうかが問題である。禹はあるいは初期の寓・

遇・㝢の後であるかも知れず、それならば禹は姓氏ともみられ、また父も吳大・吳大父、寰・師寰・師寰父、倗・倗生・倗伯・倗父、旂・旂父のような例があって、西周期の人名の名字を見分けることには困難があり、名字の對待を求めることも容易でない。

余小子の小子二字合文。余小子は宗周鐘をはじめ、單伯鐘・毛公鼎・師詢𣪘及び春秋諸侯の器にみえる。余は卜辭においては子・我とともに王子の身分稱號として用いられていた語で、余小子と稱するものはみな相當の名族である。

司は嗣。宗周鐘に「我隹司配皇天王」の語がある。帥井は師虎𣪘「今余隹帥井先王令」・牧𣪘「牧、女毋敢弗帥先王乍明井用」のように先王の命に對して用いる語であるが、後には皇考の懿德に對していう。

單伯鐘　余小子肇帥井朕且考懿德

番生𣪘　番生不敢弗帥井皇且考不杯元德

虢叔旅鐘　旅敢肇帥井皇考威儀

井編鐘　安不敢弗帥用文且皇考穆〻秉德

本器もこのような後期の用法である。共は恭。伯㦰𣪘・善鼎に「秉德共屯」の語がある。「恭明德」と「秉威儀」と對句、威儀は本器や虢叔旅鐘などからみえる。

𦅫𨻳は番生𣪘・毛公鼎にみえ、すでに番生𣪘の條に釋しておいたが、番生𣪘は陶齋・周存著錄の器で考釋が少なく、本器の條に說を述べるものが多い。金文中の難語の一であり、研究史の上からも參考となるものであるから、一二の說を紹介しておく。餘論にいう。

　𦅫𨻳舊釋爲纘造、按後毛公鼎亦有𦅫𨻳之文、吳釋同、今攷𦅫字、薛款識郁敦・𢀛敦・牧敦・𠣞敦並有此文、此錄並釋爲纘、形聲尤不相應、攷陳侯彝有卲緟高祖之文、吳大澂謂、緟與此𦅫爲一字、說甚塙、其文从糸从東、疑當爲緟字、此變糸爲𠂤、又从田者、緐縟文也

　𨻳、其字亦不見於說文、以形聲求之、疑當爲遯之異文、緟當讀爲董、遯當讀爲循、言董督循順、以奠安保守我邦也

緟は周禮鍾氏の鍾の本字であり、田は朱を薰染する釜甑の象である。また𨻳を循とよんで董督循順の義としては、上文との承接を失う。大系に字を綢繆とよんでいう。

　𦅫𨻳亦見番生𣪘與毛公鼎、乃聯綿字、𦅫卽緟、𨻳乃古貌字、……緟貌即是綢繆、古从周聲之字、多與東部字爲韻、故緟綢可通、貌繆雙聲、且近疊韻、又兩均聯綿字、其爲古今字無疑

綢繆は詩の豳風鴟鴞に「綢繆牖戶」とみえる語であるが、もと罅漏を補苴する意であるから、このところに用いるのは適當といえない。𦅫は善鼎・毛公鼎に「𦅫先王命」という單用の例あり、必らずしも連綿の語でなく、毛公鼎「肇巠先王命」・叔夷鐘「余經乃先祖」の巠と用例が近い。また牧𣪘・蔡𣪘に「𦅫亶乃命」という𦅫亶とも語義に通ずるところがある。

𨻳については積微居頁二九、毛公鼎條に𨻳の從うところを狐貉の貉と同じとし、假借して愙、すなわち恪謹の恪とする。毛公鼎では「𨻳夙夕」のように用い、虔・敬と同じ語義である。愙・恪は何れも神靈の降格を意味する各より滋生した字であり、𨻳はその字の形象が示すように、豸を以て祓禳する儀禮を意味するものであろう。銘文の字形は、殆んど豸を包裹する形に象る。すなわち瀍の字形と極めて近い。解豸による修祓儀禮を意味する字であり、それよりして恪謹の義をえたものと思われる。虔もまた虎象に從っており、これらの字の形象には、古代の呪的な儀禮が投影しているよう

である。
奠保は單伯鐘に保奠、克鐘に專奠というのと近く、奠は定。家邦は詩篇に多くみえるが、金文では本器や毛公鼎の他にはあまり用例をみない。また毛公鼎では王がその邦家を稱しており、本器では禹が自らの家をいうに用いている。これを以ていえば禹はよほどの權勢の家であり、かつ廣大な所領を有していたようである。その點からも、この禹は十月之交にいう「楀維師氏」の楀の家であろうと思われる。
皇祖幽大叔は、禹鼎では「聖祖考幽大叔・懿叔」とよばれている。幽大叔は祖、懿叔は考であり、この皇祖は祖父をいう。幽は謚法において「雍遏不通曰幽」・「動靜亂常曰幽」とあつて惡謚とされているが、金文には廟號に幽伯・幽姜・幽尹・幽中と稱する例などもあり、謚法解の說はその初義ではない。謚號に美刺の意があるとするのは、孟子離婁上「暴其民、甚則身弑國亡、不甚則身危國削、名之曰幽厲、雖孝子慈孫、百世不能改也」などから起つたもので、厲幽のとき周室陵遲し、ついに宗周の傾覆を招いたという事實から、後世その謚を惡むに至つたものであろう。もとはおそらく幽深の意の美稱であつたと思われる。積微居に幽を惡謚とする舊說に對する反論がある。
以上、禹がその皇祖幽大叔の文德に帥型して、よくその邦家を定め、皇祖の器を作るをいう。

其〔巖才〕上、降余多福繁釐、廣啓禹身、勵于永令、禹其邁年、永寶用

「其嚴才上」は多く鐘銘に用いる語で、宗周鐘・虢叔旅鐘等にみえる。稀に𣪘銘にも用い、本器のほか番生𣪘にもみえる。概ね上文に先王・祖考の文德をいう。また猶鐘「先王其嚴在帝左右」というときもある。上とは帝所をいう。この器のように、主語を著けぬ形式のものはあまりその例をみない。
繁釐の釐は、字の下半を子を共承する形に作る。字は多く貝に從い、ときに里に從う字である。貝は財寶、里は田土であるから、この字形は子孫の繁榮を示すものであろう。詩の大雅既醉「孝子不匱　永錫爾類」の類も同義で、それゆえに次章に「其類維何　室家之壼　君子萬年　永錫祚胤」と歌うのである。「降余……」の形式の句は鐘銘に多く、他では克盨に「降克多福、眉壽永命」の語がある。
廣啓の啓は文を戈に作る。肇の肇に作るのと同じ。番生𣪘「廣啓厥孫子于下」・士父鐘「廣啓士父身」のように、その盛運を開き、子孫の繁榮するをいう。「勵于永命」を、大系に「與勵于大服同意、命謂服命、非性命之謂也」とするが、永命は小克鼎・微䜌鼎に「永令靈冬」の語があつて、性命と命運とを兼ねていう語のようである。郭氏は勵を小克鼎では樂、士父鐘では擢の假借義とするが、番生𣪘「勵于大服」・師訇𣪘「盜勵雩政」のように服・政に對して用いる語で、愜適の意がある。字は小笙の形象に從うており、力は耒耜の象であるから、もと農耕儀禮に用いた語で、和協の義があるのであろう。永命を郭氏は大服と同義とするが、「永命靈冬」・「靈命難老」のようにむしろ性命の意に用いる例が多く、ここではそれをも含めて天祿の意とみておく。廣啓に對して永命を用いているからである。以上は皇祖の器を作つて、その祐助を求める語である。

訓讀

叔向父禹曰く、余小子、朕が皇考を嗣ぎ、肇めて先文祖の、明徳を恭しみ威儀を秉りたまへるに帥型し、用て緟豳して我が邦我が家を奠保せむとして、朕が皇祖幽大叔の隮𣪕を作る。其れ〔嚴として上に〕在り、余に多福繁釐を降し、禹の身を廣啓し、永命に勵(かな)へしめられむことを。禹其れ萬年まで、永く寶用せむ。

参考

器は禹が嗣襲のときに作つたものである。禹の父は懿叔であるが、皇祖のときその家を興して家運の隆盛をえたので、特に祖幽大叔の器を作つたものであろう。禹鼎では祖考の名を列ねている。なお叔向父と稱するものに、次の一器がある。

＊叔向父𣪕　愙齋・一二・一二（異范）　周存・三・補遺　貞松・五・二三　大系・一二九　小校・七・九三
三代・七・三六・三、四、三七・一〜四

銘は器蓋二文二器のほかなお二銘あり、愙齋は異范である。器は少なくとも四器以上であろう。文三行一六字。「叔向父乍婷姒隮𣪕、其子〻孫〻、永寶用」。婷姒をその女とすれば禹の家は姒姓、すなわち夏后禹の後となるが、器は媵器とは定めがたいから確かでない。この種の文例のものには、先妣あるいは夫人の器である場合もあるからである。徐仲舒は禹を井邦の領主とみているが、それならば姫姓である。尤も禹鼎の文は、禹が井氏であることをいうものでなく、禹は武公の指使を受

けている。禹𣪕の銘では邦家という語を用いる大族であるが、身分的にはそれほど尊貴の家であつたとしがたいようである。禹が十月之交の楀の家であるならば、その職は師氏であり、師氏の家が東方出自の族に多いことからみて、禹の家もまた周族ではなかつたかも知れない。禹鼎において六師・八師を率い、南淮夷・東夷征討のことに従つているのも、禹が師氏の職にあつたことを示すものであろう。禹鼎は陝西の出土であり、禹はあるいは西六𠂤の師長であろう。

一六二、禹　鼎

器名　穆公鼎薛氏　成鼎文錄

時代　厲王徐釋・郭跋　共和年代考

出土　一、「得于華陰、廼秦故地」薛氏　二、「一九四二年、出土於陝西岐山任家村、同時出土銅器一百餘件」徐釋「解放前岐山出土」陝西

收藏　「一九五一年、歸于本館」陝西

著錄

器影　一、博古・二・二三　大系・一四

二、徐圖・一　陝西・七八　二玄・三五〇

銘文　一、博古・二・二三　嘯堂・上・一三　薛氏・一一三　大系・九一

二、錄遺・九九　徐圖・二　二玄・三四九　書道・補・一一・一二

考釋　大系・一〇八　文錄・附・二　文選・下一・一二　陝西・二四

郭沫若　禹鼎跋光明日報學術四〇期　一九五一・七・七

陳進宜　禹鼎考釋同上

張筱衡　禹鼎考釋西北大學人文雜誌、一九五八・一

徐仲舒　禹鼎的年代及其相關問題考古學報、一九五九・三

禹　鼎

器制　陝西圖釋にいう。「通高五三糎、口徑四七糎、腹圍一四九糎、口夔紋、腹圍盤虎紋、足饕餮紋」。立耳獸足の鼎。項下帶文の正中左右と脚頭に稜を付している。器腹の文様は公字形を含む波狀文であるが刻文淺く、この文様特有の力強さがない。

第一器は博古に圖様を錄しているが、器制文様すべて同じ。ただ銘は兩器の行款異なり、別器であることが知られる。第一器は華陰の出土と傳えられ、同銘同制の器であるが、早くから分離していたのである。

銘文　二器。各二〇行、二〇七字。

禹曰、不顯趄〻皇且穆公、克夾[illegible]先王、奠四方、肄武公亦弗叚望朕聖且考幽大叔懿叔、命禹仆朕且考、

政于井邦、肄禹亦弗敢憃、睗共朕辟之命

自述形式の銘辭である。叔向父禹毀と同じ。第一段。禹の家と武公と、累代君臣懿親の關係にあるをいう。禹は從來宋刻に據つて成と釋されていたが、新出の器によつて禹の字であることが確かめられた。すなわち叔向父禹毀の禹と同一人で、文祖の名は兩器とも同じである。

丕顯趄ゝは皇祖穆公の修飾語。趄ゝは桓ゝ、武のある貌をいう。後の虢季子白盤では、子白自ら趄ゝあるいは丕顯を冠していうが、本器では皇祖に用いている。二語を連ねて用いる例は他にないようである。皇祖穆公は下文にいう聖祖幽大叔のことであろう。もし別人ならば禹の遠祖となるが、ここでは穆公の功業を承けて直ちに皇祖考と稱しており、禹の祖父とみてよい。穆公の名は昭王期の尹姞鼎にみえるが、これは世代が遠く、ついで穆共期の盠方尊・㦰毀に右者としてみえるものがある。禹鼎の禹が十月之交の禹の家ならば宣幽期の人であるが、その家は歷代の勢家であるらしく、禹の祖を穆共期におくことは一應可能であるが、それにしてもやや年數が久しく、盠・㦰の穆公が禹の祖であるかどうか、なお定めかねる。しかし金文資料の上では、この器銘にいうような赫耀たる功業の人を求めるとすれば、その穆公の他には適當な人を求めがたいようである。盠方尊は、王が六自と八自の埶を盠に併司することを命じたものであるが、その六自・八自は本器にもみえている。あるいは右者穆公も、六自・八自の軍職と關係をもつ人であつたかも知れない。㦰毀も㦰に走馬の補佐職を命じており、やはり軍營關係の職であることが注意される。

夾䍃とは詔相をいう。大盂鼎に「夙夕䍃我一人」と單用の例があり、師訇毀に「夾䍃厥辟」という。

奠は定。「奠四方」とは王室のために四方を奠保したことをいい、叔向父禹毀に「奠保我邦我家」とあるのは禹自らいう語である。

肄は肆、語詞。上を承けていう語で、縣改毀をはじめ、大克鼎・毛公鼎にもみえる。

武公について、陳進宜氏はこれを衛の武公と解する。宣・幽・平の三世に歷事した人であるが、本器が夷末のものとすれば、時期が異なる。徐仲舒氏は衛の武公・共伯和の二人の可能性を詳細に検討したのち、敔毀三に武公・榮伯の名がみえることを證として、結局は否定的な結論に達していう。

據現有資料言、我們還不能遽加論定、但可知者、此武公與榮公同時、榮公既爲厲王時代的榮夷公、則此武公也應是厲王時代的王官、而不是當時的諸侯衛武公或共伯和

王官であるものは諸侯でありえないという論證のしかたに問題があるが、そのことよりも、當時武公とよばれる有力な貴顯の人があつたことに注意すべきである。その名は敔毀三のほか、南宮柳鼎にもみえている。

敔毀三　隹王十又一月、王各于成周大廟、武公入右敔、告禽

南宮柳鼎　隹王五月初吉甲寅、王才康廟、武公有南宮柳、即立中廷、北鄉

敔毀三は南淮夷の侵寇を擊攘し、成周の大廟において告捷獻禽の禮が行なわれたことをいうもので、おそらく禹鼎にいうところの噩侯駿方の討伐と同じ征役であろう。また南宮柳鼎は南宮柳に六自の職事を命じているもので、同じくこの征役に關聯するものと思われる。武公はこの兩器の廷禮に右者としてその名がみえており、當時最も有力な廷臣の一人であつた。禹はこの武公に辟事する地位

にあつた人である。下文に「命禹仆朕且考、政于井邦」とあるから、武公は當時おそらく井邦を支配していた人であろう。井氏は初期・中期の金文に多く名のみえている盛族であつたが、後期にはわずかに井編鐘をとどめるのみで、その家に盛衰があつたらしく、この武公も井侯とは定めがたいようである。夷厲のとき、武公と稱するものに齊・蔡の兩武公がある。齊は僻遠の地であるが、蔡は蔡叔放竄の後、蔡仲は用いられて周公の卿士となつたことが史記世家・書序にみえているから、蔡侯の名を保つて畿内に止まつていたものかも知れない。ただ當時上蔡の地はなお諸夷の域内にあり、その地に國を保つことは事實上不可能であつたはずである。禹を臣屬として井方の政を任ずるほどの貴戚であるから、おそらく王室出自の家とみるべきであろう。

望は忘。叚望は詩の周南汝墳にみえる遐棄と同じ。祖考の職事嗣襲を命ずるときに、祖考の功業を顧念する辭をそえていう。師望鼎に「王用弗忘聖人之後」の語がある。朕は朕の繁文。文中にみなこの字を用いている。幽大叔の名は禹𣪘にもみえる。祖は幽大叔、考は懿叔、禹と合せて少なくとも三代の世臣である。

仆は字書にみえぬ字であるが、おそらく紹承の意をもつ字であろう。徐釋にいう。

仆、從小、從反人、當爲肖或俏之異文、仆與肖並從小聲、從人與從肉同意、列子楊朱篇・力命篇、肖又從人作俏、肖法也、似也、類也

肖似の訓では、この器の場合なお文意に適切でない。おそらく字は併の異文であろう。豆閉𣪘に

王曰、閉、易女戠衣黹市緣旂、用併乃祖考事、嗣窔俞邦君嗣馬弓矢

とあり、併は本器の仆と同義の文例である。すなわち仆は併の省文、併には奉承の意がある。

政は政治、行政にも軍事にも用いる。兮甲盤「王令甲、政嗣成周四方責」はその租調を徵し、叔夷鎛「余命女政于朕三軍」は軍政をいう。「政于井邦」とは、その執政を依囑されたものとみるべく、當時の政事の主要な任務は、政の字義の示すように征事、すなわち賦調を徵することであつた。このことは祖父以來三代にわたる職事である。

「肆禹亦……」とは、上文の「肆武公亦……」の文に對する。舂を徐釋に「舂惷同、此仍當讀如舂米之舂、舂猶衝也」とあるが、文義をえがたい。唐蘭氏は睗を惕と釋し、舂惕二字を連讀しているが、これも語義が明らかでない。

舂は毛公鼎に二見し、何れも小大政・尃命などの語にかかつている。

王曰、父厝、今余唯肇巠先王命、命女辥我邦我家內外、舂于小大政、甹朕位

厤自今、出入尃命于外、厥非先告父厝、父厝舍命、毋又敢舂尃命于外

第一例は否定詞を伴なわず、第二例は本器と同じく否定詞を伴なう。王國維は毛公鼎の文を何れも乂治の義を以て說くが、本器の文に通じがたい。徐釋は舂を惷と隸釋するも、惷は說文に「愚也」とあつて文義をえがたいから、衝の假借と解したが、やはり文意が通じない。惷と似た字に惷字があり、說文に「亂也、从心舂聲、春秋傳曰、王室日惷惷焉」とみえ、また「一曰厚也」という。傳は左傳昭二四年の文。杜注に「動擾貌」と訓している。

惷字の舂はおそらく說文愼字の古文𡫱の字で、邾公華鐘に愼の義に用いている。これらを參考する

と、舂に厚也、愼也、また亂也の諸訓があり、毛公鼎の文では厚愼の訓、本器では亂也の訓をとるべきである。毛公鼎と本器銘のように、同じ字を二訓に用いる例は他にないようであるが、前後の文意によって訓義を區別しえたのであろう。

「肆禹亦弗敢惷」は、上文「肆武公亦弗叚望朕聖祖考幽大叔懿叔」に對して、禹もまたよく夾🉁の實を效さんことをいう。「弗敢惷」とは、㸚𣪘の「對不敢家」、毛公鼎の「毋敢妄寧」・「毋敢家」と同義で、敢て怱怠することなきを誓う語である。

賜は休賜の賜にも用いる字であるが、おそらく假借して惕恭の意とするものであろう。「惕共朕辟之命」とは、叔夷鐘「公曰、尸、女敬共辞命」と語例同じ。

烏虖、哀哉、用天降大喪于下或、亦唯噩侯馭方、逹南淮尸東尸、廣伐南或東或、至于歷寒、王迺命西六𠂤殷八𠂤曰、□伐噩侯馭方、勿遺壽幼、肄𠂤彌宋訇匿、弗克伐噩

國家大喪のときに噩侯馭方の叛亂あり、六𠂤八𠂤を動員して征討のことに當ったが、王の嚴命に拘わらず、第一次の征討は失敗に歸したことをいう。

烏虖という感動詞は早く班𣪘・也𣪘などにもみえているが、哀哉のような詠歎の語を添えることは、後期の器にはじめてみえるところである。師訇𣪘には、「王曰、師訇、哀哉、今日天疾畏降喪」の語がある。

天の降喪をいうものには、師訇𣪘の他にも、毛公鼎・塱盨がある。

毛公鼎　敃天疾畏、司余小子弗彶、邦甾害吉、䚄ゝ四方、大從不靜、烏虖、趯余小子、家湛于囏、永巩先王

塱盨　則唯輔天降喪、不廷唯死

詩にもまた天威降喪をいうものが多くみえるが、これらのいう降喪が具體的にどういうものであったかは、それぞれの金文・詩篇に卽いて檢討する必要があり、必らずしもある一事を指していうものとは定めがたい。歴史上の大きな事實としては、十月之交を中心とする詩篇にみえる天變地異、政治的混亂、厲末の厲王出奔という事變、共和執政の時代、最後に周室の傾覆という事實などをあげうる。このうち本器にいうものは、噩侯馭方の叛亂であるが、噩侯鼎の時期からみて、本器は夷末厲初のことをいうものであろう。

大喪は新出の器銘による。宋刻には亦喪に作る。また下國の下は小横畫二を重ねており、舊釋に四國とするも、上文の四方の四と明らかに異なる形であるから、下國とよむべきであろう。「天降大喪于下國」といい、さらに「亦唯噩侯馭方」とその叛亂をいう。大喪と噩侯の叛亂と合せて二事であるから、亦の語を加えたのである。

噩侯鼎はその器制からみて孝夷期より下るものではないと思われるものであるが、王の南征のとき、納醴を行ったことを記している。いまここに噩侯の叛亂のことが記されているのは、噩侯歸服ののち、その處遇に何らか不滿のことがあって、一度は婚嫁をも通じた關係であるけれども、ついに謀反するに至ったものであろう。從って禹鼎にいう噩侯の叛亂は、噩侯鼎の後、世代を隔てない範圍のうちにあるべく、おそらく夷厲の際のことであろうと思われる。夷王が諸侯を致して齊の哀公を

烹殺したという竹書紀年の記述は、哀公の時期からみて孝王期のことであろうが、當時内外に問題があつたことが知られる。そして周室がその對應に呻吟しているときに、雌伏を餘儀なくされていた淮夷・東夷の屬が噩侯を擁して南國東國を廣伐し、猖獗を極めた。その時期はさきの淮夷侵寇ののち、おそらく數歳を出でぬ年のことであろう。

噩を舊說に畿内あるいは晉地とするも、噩侯鼎や本鼎の記すところによると、洛陽の東南、背後に淮夷の勢力を擁する地である。徐仲舒氏はこれを楚の西部にありとしていう。

> 西周時代、鄂尙在楚西、史記楚世家云、熊渠甚得江淮間民和、乃興兵伐庸楊粵、至於鄂、正義、鄂地名、在楚之西、後徙楚、今在鄂州是、括地志云、鄧州向城縣南二十里、西鄂故城、是楚西鄂、東鄂在今湖北武昌、爲楚熊渠所遷之鄂、以封其仲子紅爲鄂王、西鄂爲鄂之故地、唐鄧州今爲河南鄧縣、其地在南陽之南、宣王中興、命方叔南征、又命召伯虎經營謝邑、以封申伯、爲對南方的軍事重鎭、可能就是懲於噩侯馭方、率南淮夷東夷叛周所致

すなわちその地を南陽の南、唐の鄧州の地とし、宣王のとき召伯虎が謝城を築いて申伯を入居せしめたのも、その後患を絕つ策であつたとするのである。噩侯はさきには周室と通婚して王姞の器を作つており、姞姓の國であるが、金文にみえる姞姓に尹氏・器氏・遣氏などの古族が多く、南燕もまた姞姓であるから、召氏とも同姓の家であるかも知れない。のち周と不協を生じ、周の討伐を受けて馭方は捕えられ、その地は周の版圖に入つた。しかし大雅召旻によると、周末には「今也日蹙國百里　於乎哀哉　維今之人　不尙有舊」と歌われていて、その地は楚に席捲されている。

廣伐は不嬰𣪘にもみえる。廣域の作戰をいう語であろう。南國・東國とは成周よりしていう。ゆえに南陽の方面は南國に當り、東國とは淮域をいう。歷寒の寒字は明晰を缺き、その地も未詳。中方鼎一に「王在寒餗」とある寒と關係があろう。中方鼎など安州六器は孝感出土。周初にもこの方面に作戰が行なわれているが、それはこの地が周の東方進出を扼する咽喉を制する地位にあるからであろう。寒餗へは中方鼎一によると王が親しくその地を踐んでいるから、おそらく南陽よりも更に成周に近く、淮水の上游方面の地であると思われる。

噩侯の討伐には六𠂤・八𠂤が動員された。主帥の名を記していないが、下文によると武公がその指揮に任じていたようである。六𠂤は啓貯𣪘に「王令東宮、追以六𠂤之年」とあり、巢への作戰に動員されている。西六𠂤というのも同じ軍旅であろう。殷八𠂤は成周八𠂤ともいい、小臣謎𣪘をはじめ、晉壺・小克鼎にもみえる。成周庶殷を以て構成する軍である。西六𠂤のおかれていた地は明らかでないが、關内にも庶殷が多く遷されていたので、殷八𠂤同樣の編成をもつものであろう。當時の軍編成の基本は氏族を單位とするものであつたと考えられる。

□伐の上一字未詳。徐釋に裂、唐釋に樸とするも字形類せず、叔夷鎛の「剮伐頙司」の剮に似ているようである。ただ鑄銘は宋代の摹刻であるから、なお確かな根據とはしがたい。卜辭に晉伐の語がみえ、呪的行爲を伴なうものであつたらしい。下文に「勿遺壽幼」というはげしい王命の語があり、強い敵愾の氣が示されている。

「彌宋匌匽」は極めて難解な句である。徐釋に「彌久也、終也、宋忼同、懼也、匌帀也、偏也、匽

恇同、言恇懼之甚」という。彌は蔡姞設に「綽綰永命、彌厥生霝冬」、また黐鎛に「保膚兄弟、用求考命彌生」・「余彌心畏忌」とあり、字はみな爾上に日を加えている。彌久・彌亙の意と小心畏誋の意に用いている。畏忌はまた威忌・愄忌・愧忌のようにも書かれ、小心翼翼というに近い。詩の小雅正月「哀我小心」・小宛「惴惴小心」・大雅大明・烝民「小心翼翼」など、畏懼と戒愼の意に用いる。宷を唐釋に守と釋するも怵の初文とすべく、說文に「恐也」とあり、孟子に怵惕の語がある。彌宷とは畏懼逡巡して、勇決を缺くをいう。

匌匪はおそらく疊韻の語であろう。徐釋に偏恇と釋するも文義をえがたく、疊韻の連語にして逭遝・逡巡・彷徨などの意をもつものであろう。畏懼逡巡して軍勢萎靡し、何らの戎功をも收めえなかつたことをいう。

緈武公廼遣禹、逨公戎車百乘・斯駭二百・徒千、曰、于匡朕肅慕、叀西六𠂤殷八𠂤、伐噩侯駿方、勿遺壽幼

第二次の征討を以て、禹に命ずるをいう。武公が禹に命ずるに當つて、公の戎車百乘・斯駭二百・徒千を率いしめて、重ねて噩侯の軍民の殲滅を命じたのである。

戎車百乘は武公直屬の戰士で、おそらく今次討伐軍の主力をなすものであろう。詩の釆芑に「其車三千」とあり、當時の戰鬪は車戰を主とするものであつた。斯駭を徐釋に

斯廝同、役也、賤也、駭御同、古文作馭、謂御車者、斯御謂在戎車服役者、漢書嚴助傳、廝輿之卒、廝御猶廝輿也

廝は廝養の卒、駭とともに車乘に從う者である。徒は車徒。詩の小雅車攻に「選徒囂囂」・「徒御不驚」とあり、詩では多く徒御を合していう。銘の下文にも徒御の語がみえている。戎車百乘に徒御の數は合せて千二百人であるが、司馬法にいう一乘七十五人の數とかなりの徑庭がある。于は語詞に用い、また之往の義とも解しうる。令設の「隹王于伐楚白」も、兩解を施しうる句である。いま之往の義に解しておく。匡は匩と同じ。麥彝の「匩命」、麥尊の「匩明命」とは奉將對揚の意であるから、よく武公の肅謨を奉承するをいう。朕は朕の繁文。器銘中すべて朕を用いている。肅は𦘔に從う。叔夷鎛にこの字が二見する。慕は謨の初文。陳侯因資敦に大慕の語があり、大謨をいう。徐釋に慕惠の二字を連讀し、「慕惠者、六𠂤八𠂤皆屬公族、必須以恩惠結之、使知愛慕」と字のままに釋するが、陳侯因資敦の語例によるべきである。古くは某といつた語で、禽設に「周公某」とあり謀の初文、字は桿上に祝冊して神意に謀ることをいう。謨は形聲の字である。叀を唐釋に專とするも、惠の初文。ただ字は惠恤の意でなく、張宏の義に用いる。彔伯𢦚設「右闢四方、叀圅天命」、師訽設「命女叀雝我邦小大猷」・王孫遺者鐘「肅哲聖武、叀于政德、淑于威儀」のように、天命・小大猷・政德などについていう。これを固持し張皇する意で、惠恤の意は後起のものである。

上文に第一次征討が狐疑逡巡の間に戎功を失つたことを述べ、ここに第二次の征討に當つて特に禹の辟君たる武公より車乘徒御を賜うて、六𠂤・八𠂤の軍力を整え、噩侯の討伐を命ずる。再命に當つてなお「勿遺壽幼」と嚴命しているのは、噩侯の背叛に對してよほどの敵愾を感じていたのであ

ろう。

雩禹以武公徒馭、至于噩、䡵伐噩、休、隻厥君馭方

雩は上文の于と別字を用いているから、用義を異にするのであろう。宋刻も雩に作る。武公徒馭とは、上文の戎車百乘・廝馭二百・徒千をいう。䡵伐は宗周鐘にも「王䡵伐其至、戭伐厥都」という。宗周鐘のときは、王の親征であつた。休は勝利を收めるをいう。不嬰殷の「戎大䡵戟、女休」と同例である。隻は獲の初文。第二次の役にして目的を達し、その首魁を捕獲したのである。

肆禹又成、敢對䚕武公丕顯耿光、用乍大寶鼎、禹其萬年、子〻孫〻、寶用

銘の末辭。賜賞のことに及んでいないが、もとより恩賞のこともあつたであろう。「又成」は史頌殷「休又成事」の義。その功を記念して器を作るをいう。今次の戰捷は武公の指畫よろしく、またその車乘徒馭の力に負うところがあるので、武公の德に對揚して器を作つている。耿光は用例多からず、毛公鼎に「文武耿光」の語がある。大寶鼎ということも珍らしいが、器は器高五三糎、腹圍一米半に近いものであるから、大寶鼎というも決して誇稱ではない。嬴靈德鼎には小鼎の語があり、鼎に大小を以て名づけることがあつたのである。

訓　讀

禹曰く、丕顯にして趄々たる皇祖穆公、克く先王を夾召して四方を奠めたまへり。肆に武公も亦、朕が聖祖考幽大叔・懿叔を遐忘したまはず、禹に命じて朕が祖考を併けて、井邦に政せしめたまふ。肆に禹も亦敢て惷らず、朕が辟の命を惕恭す。

烏虖、哀しい哉、用て天、大喪を下國に降す。亦唯噩侯馭方、南淮夷・東夷を率ゐて、南國東國を廣伐し、歷寒に至れり。王廼ち西の六師、殷の八師に命じて曰く、噩侯馭方を□伐し、壽幼を遺すこと勿れ、と。肆に師、彌怵し匌匡し、噩を伐つこと克はず。

肆に武公、廼ち禹を遣はし、公の戎車百乘・廝馭二百・徒千を率ゐしむ。曰く、于いて朕が肅謨を匡にし、西の六師、殷の八師を叀めて噩侯馭方を伐ち、壽幼を遺すこと勿れ、と。

雩に禹、武公の徒馭を以ゐて噩に至り、噩を敦伐して休あり。厥の君馭方を獲たり。肆に禹、成有り。敢て武公の丕顯なる耿光に對揚して、用て大寶鼎を作る。

禹其れ萬年、子〻孫〻、寶用せよ。

參　考

本器の考釋については、大系に宋刻によつて成鼎としてその考釋を錄しているが、別器の新出するに及んで舊錄の舛誤が明らかとなり、新版では舊稿の全體を廢棄している。新出の器については徐・唐二家のほかにも考釋を試みたものがあるが、二家以外の釋は未見。しかしおそらく、この二家の詳審に及ぶものはないと思われ、特に徐氏は銘文の注解のみならず、別に1「禹的家世及其年代」・2「武公不是衛武公或共伯和」・3「西周時代對南方的鬪爭」・4「噩之所在」・5「西六𠂤與殷八𠂤」の五項に分つて、それぞれ專論を附して論じている。他器の考釋にも關聯の多い問題であ

るから、ここにその要旨を紹介し、あわせて小批を付記しておく。

1　徐氏は禹を歴代井邦の領主たる人であると解し、「他們都是世代掌管井邦的采邑主、故鼎稱禹肖朕祖考政于井邦」といい、すなわち周公の胤である邢の家系に屬するものとする。そして穆公については、「穆公當爲禹之先祖、或最初食采於井者」と井の始封の人とみている。穆公は𢦏𣪘・尹姞鼎・盠尊にその名がみえ、器の繫聯關係の上から、その時期は穆共期にありとし、次のような關係表を示している。

盠尊　(穆公・盠)　盠駒尊　(盠・師豦)　師遽方彝　(師遽・宰利)　利鼎　(利・井伯)　長由盉　(井伯・穆王)　趞曹鼎一・二　(井伯・龔王)　走𣪘・師奎父鼎　(司馬井伯)

右の圖表を説明していう。

綜上列諸器言之、穆公與宰利同時、利又與井伯同時、而井伯則爲穆王共王時人、因此穆公的年代、就應當斷在穆王共王之世、井爲穆公子孫食邑、此穆公應卽爲井穆公、因此、上列諸器中的井伯與穆公、可能就是一人、穆公可能就是井伯晚年的尊稱

穆公を以て井伯・井穆公であろうとする徐氏の推論は、實は本器銘の誤解から出ている。すなわち文中の「政于井邦」を井邦の領主として統治する意とみているのであるが、文は武公が「命禹侎朕祖考」、すなわち禹にその職事の嗣襲を命じているので、それはいわば代官職である。世襲の采邑ならば、このような形式の任命があるべきではない。かつ下文に、禹の噩侯討伐に當つて、武公はその車乘徒馭を貸與しているが、これは禹が武公の下屬であり、世臣であることを意味する。井邦の領主は從つて武公であり、禹の祖穆公は周室への功績によつて井邦の代官職に補せられ、以下歴代その職を世襲しているに過ぎない。

徐氏はまた禹の時代を論じ、郭氏が叔向父禹𣪘においてこれを詩の十月之交の師氏楀に比定したことを難じていう。

禹楀在文字上雖可通假、但此鼎僅稱禹繼其祖考、政於井邦、其在王官果居何職、鼎旣未言、我們就不能肯定他是師氏楀

かつ金文には同名にして異人の例多く、晉の名四出してみなその職事を一にせず、おそらく同名異人、禹・楀もまた別人であるという。また禹の世代を論じてその關係彝器を列次し、禹を厲王期の人とする。

噩侯鼎　(噩侯駇方)　禹鼎　(禹・噩侯駇方・武公)　敔𣪘　(武公・榮伯)　師嫠𣪘一 輔師嫠𣪘・二　(榮伯・師嫠・宰琱生)　召伯虎𣪘琱生𣪘一・二　(召伯虎・琱生)

召伯虎は厲宣二世に歴事した人であり、また榮伯は國語周語にみえる榮夷公で、好利のため周の大壞を招き、厲王奔彘の原因をなした人と傳えられる。從つて禹は、右の關係彝器の示すように厲王期の人であるが、十月之交にいう日食は幽王期のことであるから、本器の禹と詩の師氏楀とは別人であるとする。徐氏はさらに、詩にいう「作都於向」の向は函の誤であり、豔妻は函妻にして皇父の女であるとするなど、詩篇についても新しい解釋を示しているが、その誤であること

については、𩛥皇父諸器の條に述べた。

禹は初期金文に遹・寓・𢆶としるされているもので、柄もその異文とみてよく、人名にはその例が多い。また舀・克など同名異職の例は、一人にしてその職を更えるものあり、世襲あり、世代によつて職の異なるものあり、一概にこれを論ずることはできない。要するにこれらのことは、その人の同異を別つ確かな根據とはなりがたいものである。

2　陳進宜氏は本器の武公を以て衛の武公とするが、徐氏はこれを非とし、武公は平王十三年前七五八年に沒しているので、厲王期の本器とは時期の合わぬことを論じている。また衛の武公は名は和、共伯も名は和であり、衛に共伯の稱があることは世家・詩序にみえるところであるから、共伯和はすなわち衛の武公であるが、その執政は共和の十四年に過ぎず、本器の武公とはまた一人に非ずという。

此武公在王朝地位尊崇、就其官位言、王命敔興柳、則武公爲右、而禹繼承井邦以及伐噩之役、又皆受命於武公、此武公究爲何人、據現有資料言、我們還不能遽加論定、但可知者、此武公與榮公同時、榮公既爲厲王時代的榮夷公、則此武公也應是厲王時代的王官、而不是當時的諸侯衛武公或共伯和

共伯和の問題については、共和諸器の條に述べる。夷厲のとき武公と稱するものは齊・蔡の二公で、蔡は周公の卿士たる家であるから、文獻に名を求めうるものでは蔡武公の可能性が考えられる。中期の盛族であつた諸井の名は、後期にみえず、井邦はおそらく武公の宰領に歸していたのであろう。あるいはまたこの井邦を、殷代卜辭にみえる井方の後とすれば、その地は河內方面と考えられるから、本來武公の領有するところであつたのかも知れないが、禹氏の本貫に近しとすれば、やはり諸井の地とするのが穩當であろう。武公が厲初にわたる時期の人であることは、徐氏の論ずる通りである。

3　西周期における南方經營は、金文資料によると、周初の成康期以來、昭穆・懿孝・夷厲・宣王の各期にそれぞれ活潑な動きがみられるが、徐氏は「征南夷」をいう無㠱𣪘をはじめ、その繫聯關係にある器を次のように列次している。

無㠱𣪘	無㠱	皇祖𧕦季			惟王十又三年
克　盨			善夫克		惟王十又八年
小克鼎		皇祖𧕦季	善夫克		惟王廿又三年
鬲從盨	內史無𡢁		善夫克	鬲從	惟王廿又五年
鬲從鼎				鬲攸從	惟王卅又二年
散　盤				鬲攸從	

穆王より以後宣王に至るまでの間に、在位卅二年を超えるものは、ひとり厲王の卅七年があるのみであるから、これらの器はみな厲王期に屬すべきものであるという。厲王の曆譜は、春秋長曆より推して容易に推算しうるが、卅七年說をとる場合、十三年無㠱𣪘、十八年克盨は何れもその譜に入らず、小克鼎には日辰なく、鬲從盨の善夫は克と釋しがたく、上記の三器と繫聯がない。

また大克鼎とともに龢季の名のみえる廿七年伊𣪘も、厲譜には屬しがたい。厲譜に合うのはただ鬲從の器のみである。無㠱𣪘のいう南征と本器にみえる噩侯討伐とはかなり年次の異なるもので、ただ南征の字によつて兩者を結合しうるものではない。

4　噩については從來陝西あるいは河內の地に比定する說が行なわれていたが、徐氏はこれを金文にいう事情に合わずとして、楚の西鄂と解した。器銘の解釋上、當然河南の西南部方面の作戰と解すべく、徐說はその點首肯すべきものがある。

5　六𠂤・八𠂤について、徐氏は周禮宮伯「授八次八舍之職事」、注、「衛王宮者、必居四角四中、於徼候便也」、また文選西京賦に「衛尉八屯」とあるのを引いて禁衛の軍として、六師とはその兩中を去つたものと解する。しかして周の宿衛の軍は三處あり、西土にあるものを西六𠂤、成周にあるものを成周八𠂤、殷の故都にあるものは殷の八𠂤であり、西六𠂤とは王の禁軍であるという。王の禁軍にのみ兩中を去つて六𠂤を存し、成周・殷に常に八𠂤をおくのはいかなる理由によるものか、徐氏は說いていない。かつ禁衛の軍と征旅の軍とは本來目的の異なるもので、その編成裝備も異なるはずである。古代の師旅は氏族軍として編成されており、王室や雄藩にはみな手兵があつた。それゆえに本器では、武公がその手兵である車乘百、徒馭千二百を與えており、六𠂤・八𠂤はそれらと別に編成されている軍旅である。成周八𠂤は成周庶殷の氏族軍を以て編成されているので、また殷八𠂤ともいう。その圻內にあるものが西六𠂤で、いずれも本來外人部隊であり、多く外征に用いられる。周初には殷系の諸族が、その氏族軍を以て外征に從うており、そのため師旂鼎のような衆僕の抵抗があり、本器の第一次征旅のように戰鬪を忌避することも生ずるのである。八𠂤に對する遹正、師氏に對する遹正も、すべてこれらの外人部隊や師長に對する查察を目的とする行爲であり、本器の第二次征討に武公の手兵を供しているのも、督軍の意味をもつものであろう。

徐氏の考釋は精審、所論もその方法謹嚴にして有益なものであるが、論證の過程にはなお議すべき點があると思われるので、ここにその所論を紹介し、小批を加えておくのである。

一六三、南宮柳鼎

出土　「寶雞縣虢鎮出土」陝西

收藏　「一九五二年、本館收集」陝西

著錄

南宮柳鼎

器影　陝西・七九

銘文　錄遺・九八　陝西・七九

器制　陝西にいう。「通高三八・八糎、口徑四〇糎、腹圍一一〇・八糎、口夔紋、腹弦紋」。立耳の三獸足鼎、器腹深く、半椀形をなし、口下はW形の顧龍帶文をめぐらし、下に一弦文を加えている。器形は康鼎・大鼎・鬲攸從鼎などに近く、ただこの器形のものとしては、康鼎の變樣夔文とともに、その文様が古く、關聯器の時期からみて、夷厲期に屬しうるものと思われる。

銘文　八行七九字

隹王五月初吉甲寅、王才康廟、武公有南宮柳、即立中廷、北鄉、王乎作册尹、册令柳、嗣六自牧陽吳□、嗣羲夷陽佃史、令女赤巿・幽黃・攸勒

康廟は師兌𣪘一にもみえ、その器には「隹元年五月初吉甲寅、王才周、各康廟、即立、同仲右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、册令師兌」とあり、月週日辰もみな同じであるが、右者や册命者の名が異なる。從つて必らずしも同時の册命とは定めがたく、おそらく時期も異なるものであろう。右者武公の名は禹鼎・敔𣪘三にみえるが、三器は何れも六自八自・南征のことに關係がある。有は右、免𣪘に「井叔有免、即令」という例がある。

南宮は、周初に武王の臣に南宮适というものがあつて五臣の一と稱せられ、また中氏諸器にも南宮の名がみえる。あるいはその南宮の後であろう。善夫山鼎に右者南宮の名があり、この南宮柳と一人であると思われる。

作册尹は走𣪘・免𣪘・師旋𣪘一・休盤などにみえる。六自は禹鼎にいう西六自であろう。本器は寶雞虢鎮の出土と傳えられるものであるから、もし南宮柳の本貫が六自の所在に近い地であつたとすれば、六自は寶雞方面におかれていたこととなろう。牧陽吳□は六自に附帶する職事のようである。

これと似たものに

免簠　令免乍嗣土、嗣奠還歔罘吳罘牧

同𣪘　左右吳大夫、嗣昜林吳牧、自淲東至于河、厥逆至于玄水

のような例がある。牧は上二器の牧、吳は口形を缺くが、やはり二器にいう吳すなわち虞であろう。陽はおそらく同𣪘の昜に當るもので、いわゆる場人の職であろう。周禮地官にその職があり、國の場圃を掌る。吳下の一字は未詳。上の三職と同系の職事であろう。何れも六𠂤に附帶するもので、その獲るところを以て師旅の用に供するのである

「義夷陽佃史」は未詳。義夷はあるいは地名であろう。義は我すなわち鋸を羊に加える形で、犧の初文。夷は古くは尸字を用いるが、この器では矢繳の象にかかれている。人名の他にはこの字形を用いた例がなく、從つて義夷の二字で地名であろうと思われる。陽は上文と同じく、場の異文であろう。佃史を陝西に甸史と解していう。

佃史官名、周禮春官有甸祝、掌田之官、其屬官有史一人、佃史疑卽甸祝之屬官

甸祝の屬官のごときは册命の對象とすべき職事ではない。佃史の二字は、錄遺の拓ではその字形が明らかである。義夷の陽・甸・史のことをあげて、その官嗣を命じたものとみられる。陝西に以上の文意をまとめて、

綜括銘文大意、是紀周王命柳、司六𠂤牧、陽爲大□、前往義夷地方、陽又爲佃史以隨之、(根據陽佃史一語、柳往義夷可能是爲整理田賦事)、似含有以武力威脅之意

と說いているが、免・同の器の例からみても、牧虞のことを命じた册命である。巡察威脅のことと解するのは文義に合わない。

令は賜與の義にも用いる。この期に近いものでは、康鼎「命女幽黃鋚革」の例がある。赤市・幽

黃・攸勒の賜與は康鼎・師酉𣪘・師嫠𣪘などにみえる。册命の際の最も一般的な賜與である。

柳拜䭫首、對䚄天子休、用乍朕刺考𨻰鼎、其萬年、子々孫々、永寶用

刺は烈。師虎𣪘以下の諸器に習見する。師詢𣪘・琱生𣪘二には、刺祖の語もみえる。

訓讀

隹王の五月初吉甲寅、王、康廟に在り。武公、南宮柳を右けて、位に中廷に卽き、北嚮す。王、作册尹を呼び、柳に册命せしむ。六𠂤の牧・場・虞・□を嗣め、羲夷の場、甸・史を嗣めよ。女に赤市・幽黃・攸勒を令（たま）ふ、と。

柳、拜して稽首し、天子の休に對揚して、用て朕が刺考の𨻰鼎を作る。其れ萬年、子々孫々、永く寶用せよ。

參考

六𠂤の軍糧補給を整備するという目的を以て、この補職がなされたのであろう。右者武公は、禹鼎における噩侯討伐の統帥たる地位にある。ゆえに敔𣪘三においては、成周の大廟において諸夷の訊獲を納れ、克捷の禮にも右者をつとめている。禹・敔の器と本器とには、ひとしく武公の名がみえ、その銘文にいうところも、相關聯するところがある。

一六四、敔𣪘三

器名　召穆公敦 商周

時代　夷王 大系　厲王 通考・麻朔　宣王 年代考

敔𣪘三

著錄

器影　博古・一六・三六　大系・九八

銘文　薛氏・一四・一九　嘯堂・下・五五　大系・九二

考釋　全上古・一三　拾遺・上・二五　古文審・七・一　大系・一〇九　商周・中・一八　文錄・三・八　文選・上三・一四　通考・五四　麻朔・四・八　年代考・三五　積微居・七五・七六

器制　博古にいう。「高五寸八分、深四寸、口徑六寸三分、腹徑七寸九分、容六升、重八斤一十兩、兩耳有珥、三足、闕蓋」。器は口下に變樣夔文を飾り、腹は瓦文の三足𣪘。圏足部に環文あり、足首に獸頭を飾る。器制は極めて師嫠𣪘に近い。

銘文　一三行一四〇字

隹王十月、王才成周、南淮尸遷及內伐洭昴參泉裕敏陰陽洛、王令敔追御于上洛烋谷、至于伊、班

南淮夷の侵寇に當つて、その要擊の命を受けることをいう。このとき王は成周にあり、そこに本營をおいたのであろう。南淮尸は南淮夷、拾遺に南淮を國名、尸を人と釋するが、人の形の腰に屈折あるものは夷である。遷を積微居に竄・走と解していう。

銘文記南淮夷侵犯內國之事、於文不得言遷、遷與竄古音近、遷當讀爲竄、書舜典云、竄三苗於三危、竄字史記五帝紀作遷、是古二字相通之證也、國語周語云、自竄於戎翟之間、文選高唐賦云、飛揚伏竄、注云、竄走也

しかし器銘は明らかに內侵をいう。遷とは「師遷焉」左傳僖廿八年の遷である。郭釋に及を殳と釋し

て地名とするも、字は及であろう。內を積微居に彔𢦏卣の「淮夷敢伐內國」の內國の意とする。內國を內と略していうことは逸周書酆謀解に「邊不侵內」の例もあり、この場合及の動詞を內にかけてよむのがよい。拾遺に入伐と解するが、それでも文意は通ずる。湄昴以下は、おそらく湄・昴・參泉・裕・敏陰・陽洛の六地であろう。昴は晶に從い星の名であるが、ここでは地名。參の字も晶に從う。五地の所在はみな未詳であるが、淮域より成周に向う地で、成周南方の地であろう。ゆえに敔に命じて、これを上洛に追御せしめるのである。

積微居に上洛を春秋の晉地とし、淮夷は東より來り、これを西より攘うと解していう。

按左傳哀公四年記楚左司馬販、起豐析與狄戎以臨上雒、左師軍於菟和、右師軍于倉野、使謂晉陰地之命大夫士蔑、云云、水經丹水篇引竹書紀年云、晉烈公三年、楚人伐晉南鄙、至於上雒、上雒卽上洛也、春秋時上洛爲晉地、三家分晉、地屬於魏、國策載魏與楚戰、以上雒許秦、是也、漢於其地置上雒縣、屬弘農郡、今地爲陝西商縣治、此器在春秋以前、上洛地猶屬周、故敔追禦淮夷於其地也、顧棟高春秋大事表、譜列國疆域、云陝西商州今商縣、淸爲商州、爲晉上雒及菟和倉野之地、而不明此地初時何屬、今觀此器銘、則初爲周地灼然明矣、至于伊者、伊水在上雒之東、淮夷自東方來、故敔逐淮夷、由西而東也

要擊の地點は上洛・烒谷であるが、烒谷とは漢志弘農郡の析、いま淅川と稱する河流の上游であろう。これによれば、淮夷は南陽の西方鄙の附近より川谷に沿うて北し、洛陽を窺おうとしたものであるらしく、敔はこれを熊耳・外方の山陵に沿うて邀え擊ち、これを伊水の外に奔らせたもので、

侵寇は南方から行なわれたとみるべきである。そして南陽方面はまた噩侯の根據地でもあるから、この侵寇は噩侯の叛亂と同じ事件であったとみられる。このとき南淮夷はついに奔竄して逃れたが、噩侯は捕囚となり、淮夷の諸軍も大きな打擊を受けた。下文にはその軍實を述べる。班は還師凱旋をいう。一字で句。逸周書克殷解に「軍乃班」という。獻捷の禮は洛陽で行なわれている。このとき諸夷の目標は洛陽を包圍攻擊するにあったとみられ、敔はその右翼を擊破したのであろう。

長榜識首百、執噝卅、奪孚人四百、□于熒白之所、于烒衣諱、復付厥君

文首の字を、孫は馬、郭は長と釋する。字形は長由盉の長と同じ。榜字は莽に從う字形である。大系に「用爲枋、言旗柄也、克殷解、懸諸太白、懸諸小白、卽此長枋載首意」とあり、識を載とし、首を旗桿に懸けたものとする。懸の字はその象。識は草冠と戠に從う。拾遺に「此云榜識首、猶云梟首矣」という。すなわち太白小白の榜識をつけた首である。執噝は執訊、捕囚をいう。執は手械を加えた象、噝は後手に繫縛した形を示す字で、訊鞫のときにも繫縛を加える。訊の初文。執噝は師寰𣪕・不嬰𣪕・虢季子白盤・兮甲盤など、戰役をいう器銘にみえ、詩の戰爭詩にも執訊獲醜の語が習見する。奪は衣中に雀を加えた字形。奪・奪はその形象が近い。孫釋に奪を襍すなわち雜とするも、奪は郭氏のいうように奪還の意である。周側の軍役の者など敵に囚縛されていたもの四百人を奪還したもので、これも大きな戰果とされたのであろう。

「□于熒白之所」の□字未詳。孫釋に啚とするも、その名籍を獻じたものとみられ、字は圖の圍中の形に近い。郭釋は字を啚と釋し、「殆野宿之意」とするも、「熒伯之所」は野處すべきところで

はない。この四百人は後にそれぞれの君に還付されており、身柄は燓伯の所には居けられなかつたようである。所は字形が確かでないが、齊器の叔夷鎛に「是辟于齊侯之所」・「又共于桓武靈公之所」、また庚壺に「歸獻于靈公之所」などの語例があり、獻禽のときに某所という例である。本來は聖所をいう語であろう。

「于炘衣肄」は語意が明らかでない。大系に「肄字从言从聿、殆猶後世登錄之意、謂奪還被俘虜之人四百、暫寄于燓伯之所、在炘即析施以衣履、詳經登錄之後、再歸還其主人、此四百人爲周人之被俘虜者無疑、故下言告禽、不再及也」という。その說はすでに拾遺にみえており、「雜俘人三百乃邊民爲南淮人所俘者、故不與馘絢同告于王、且下云、歸復付乃君、卽以此三百人付其君也」と解している。炘は上文に上洛・炘谷とみえている地名で、その地で何らかの修祓儀禮を行なつた上、歸國させたものであろう。肄字の從うところは聿と隸釋しておくが、字は希・蔡・殺に用いる形であり、一たび虜囚となつて異族神の汚辱を受けたものであるから、これを潔齋する儀禮が必要であつたものと思われる。衣も單に衣履を給するという意味だけではなく、衣祀のように祭祀の名にも用いる字であるから、この場合、衣肄でそのような儀禮をいう語とみられる。禮記檀弓下「衣衰而繆絰」の釋文に、衣は注によれば齊と衣に從う字であるという。また儀禮士喪禮に招魂の儀禮を記して、「升自阼階、以衣尸」とあり、注に「衣尸者、覆之若得魂反之」という。死喪復魂の儀禮に衣を用いるのであるから、衣肄もその種の儀禮をいうものと解される。このような修祓を行なつた上で、その鄉國に歸還させたのである。

隹王十又一月、王各于成周大廟、武公入右敔、告禽、馘百、嗾卌、王蔑敔曆、吏尹氏受、贅敔圭鬲・□・貝五十朋、易田于敆五十田、于早五十田

獻捷と策勳賜賞の禮をいう。一月は二月合文であるかも知れないが、摹刻であるから確かめがたい。このときまた王は成周に赴いて、成周の大廟でその禮に臨んでおり、あるいはこの征旅の終始、王は成周に在つたのであろう。成周の大廟とは、令彝にいう康宮・京宮の類である。成周は別都として、周初の洛邑造營以來、そこには宮廟があつた。

武公が右者としてその儀禮に與かつているのは、禹鼎において禹にその戰力を與えていることからみて、この戰役の統帥の任にあつたものであろう。さきに燓伯に報告された馘・嗾の戰果を獻じて、告禽の禮がなされている。獻捷・獻俘の禮は、左傳にも數條の記載がある。蔑曆は戰功を旌表する義で、この器銘はその原義において用いられている。獻を受けてのち、賜賞が行なわれる。贅は賜、恩賜をいう。圭鬲は圭瓚。毛公鼎に鄭圭鬲寶という。下の一字未詳。拾遺に幣などの字を充てているが、字形異なる。師訽毀に「圭鬲・尸允三百人」とあり、本器の字も允すなわち嗾に似ているが、下に數をいわず、確かでない。五十朋は效卣・小臣靜彝などにみえ、よほどの重賜であるが、なお加えて敆・早の田各〻五十田を賜うている。貝を賜うことは概ね東方出自の族に對して行なわれており、敔の家もあるいは東方出自のものであろう。敔毀二においては、文考父丙の器を作つている。田土の賜與をいうものも、本器の例が最も多い。大克鼎には各地に田を賜うているが、その數をいわず、あるいは十田・五十田のように區劃のあるものと、某地の田という總括的な表示をもつ田が

あるのかも知れない。一田一夫として、五十田といえば五十夫の耕作地であり、王室の經營地には、その地域中五十田を分賜しうるような廣大なものが多かつたことが知られる。

敔敢對揚天子休、用乍障毁、敔其萬年、子〻孫〻、永寶用

この期の器銘には拜手稽首をいわぬものが多い。常禮であるから記述を略したものか、あるいは夷王のように群臣に擁立された王以來、下拜の禮を廢することがあつたものか、それとも戎服のままでこの廷禮が行なわれたためにその禮を省略したものか、その理由は知られない。獻捷の禮のときに戎服を更めることは、左傳襄廿五年に鄭の子產が晉に獻捷の禮を行なつたとき、晉人がその「戎服將事」をとがめた話のあることからも知られるが、あるいは戎服將事が古禮であつたのではないかと思われる。

訓　讀

隹王の十月、王、成周に在り。南淮夷、遷りて內に及び、洭・昴・參泉・裕・敏陰・陽洛を伐つ。王、敔に命じて上洛・烆谷に追御せしむ。伊に至りて班(かへ)る。長榜識の首百、執訊四十、俘人を奪ふこと四百、熒伯の所に□す。烆に于(お)て衣諱し、厥の君に復付す。

隹王の十又一月、王、成周の大廟に格る。武公入りて敔を右け、擒を告ぐ。馘百、訊四十なり。王、敔の曆を蔑はし、尹氏をして受けしむ。敔に圭鬲・□・貝五十朋を賚(たま)ふ。田を敓に五十田、早に五十田を賜ふ。

敔、敢て天子の休に對揚して、用て障毁を作る。敔其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

文中に熒伯の名がみえ、郭氏は「熒伯與康鼎之熒伯、當是一人、歷事三世之事、周初多有其證、如伯禽・康叔等皆是」という。康鼎を郭氏は懿に屬しており、懿・孝・夷三世にわたつて歷事したものと解するのである。しかし熒伯は史傳に厲王期の權臣とされていて、三朝歷事の說は信じがたく、本器にいう熒伯は夷厲期の人とみるべきである。禹鼎によると、この南淮夷討伐は夷末厲初のこととすべく、當時熒伯は甚だ尊貴の地位を占めていたらしい。「熒伯之所」という表現は、聖所もしくは天子諸侯に用い、詩に「天子之所」、齊器に「齊侯之所」のようにいう。當時熒伯の專權の狀を知ることができる。熒伯はあるいは周初熒諸器の熒の後であろうが、それならば殷以來の舊族である。卷一熒諸器の條參照。

敔もまた舊族で、周初の敔毁一は初期の字樣、敔毁二は僞刻であろうが原器を摹勒してなるものと思われ、王の蔑曆を受けて文考父丙の器を作つている。原器はおそらく昭穆期のものであろう。本器は宋刻に著錄されており、敔氏の三器中、器の識るべきものは敔毁一のみである。かつ器の出土地も不明であるため、その消息をたどりがたいが、本器の賜與に貝五十朋を含んでいることは、敔氏の東方出自を示す證となしえよう。當時かれらの周王朝における位置は、わが國の奈良・平安期における蕃別のごときものであつたと考えて差支えないようである。

一六五、弭伯𣪘

時代　宣王文物

弭伯𣪘

出土　「一九六三年一一月、陝西省藍田縣輞川公社新村生產隊社員們、在村外輞川河東岸第二臺地上、深耕整田時、發現銅簋一件、當卽送交我縣文化館收藏、新村位于藍田縣城東南輞川內、距縣城一五粁、距一九五九年出土弭叔簋等一六件銅器的寺坡村一三粁、經輞川河谷出武關、是古代關中交通江漢平原的捷徑」文物・一九六六・一

收藏　「陝西省藍田文化館」文物

著錄
器影　文物・一九六六・一・五
銘文　文物・一九六六・一・六　書道・補・挿圖六

考釋　「記陝西藍田縣出土的西周銅簋」應新・子敬、文物・一九六六・一

器制　文物にいう。「此簋失蓋、高一八糎、口徑一九・七糎、腹圍七九・五糎、兩耳作獸首形、圈足下有三小足、口飾竊曲紋、腹瓦紋」。圈足部にも口下と同じ變樣夔文を付しており、器は大體において師旋𣪘一巻三、二三〇頁・弭叔𣪘巻二・四七九頁に近く、ただ兩耳に珥飾を缺いている。

銘文　「器心有銘文、七行、行十字、第六行多出一字、共七十一字」文物

隹八月初吉戊寅、王各于大室、焚白內右師耤、卽立中廷、王乎內史尹氏、冊命師耤、易女玄衣黹屯・鉢市・金鈧・赤舃・戈琱戟彤沙・攸勒・緣旂五、日用事

王の所在・宮名をいわず、ただちに「各于大室」というものに、𢦏𣪘・師詢𣪘などがある。師詢𣪘には銘末に、「隹元年二月既望庚寅、王各于大室、焚內右詢」とあり、その日辰は夷厲以後の諸王曆譜において、ただ夷王の元年に屬しうるものであろう。その器では右者の名を單に焚と稱しており、本器の焚伯と果して一人であるか否かを確かめがたい。夷厲期の諸器には、康鼎・卯𣪘・同𣪘・輔師𠭰𣪘・敔𣪘三など、焚伯の名がみえており、本器の焚伯もその人であろうと考えられる。

師耤の耤は、昔の部分を西に作る。文物に、令鼎・𢦏𣪘の耤字と比較して、「乃籍田・屬籍的籍字」とする。昔・西は心母の字で古音近く、通用したものであろう。師耤の名は他にみえぬようである。內史尹氏は內史尹、單に內史また尹氏と稱する例は多いが、內史尹氏を連稱するものはその例に乏

しい。文物にいう。「內史官名、司宣王命、此官頗顯要、王國維考之甚詳、觀堂集林卷六、釋史。秩以內史爲尊、內史之官、雖在卿下、然其職之機要、除冢宰外、實爲他卿所不及、自詩書彝器觀之、內史實執政之一人、尹氏、史官之長、內史尹氏、卽內史之長、王氏釋史又云、作册尹氏、皆周禮內史之職、而尹氏爲其長、其職在書王命與制祿命」。師兌毀一・二に「王乎內史尹、册命師兌」の語がみえ、これに氏を附していうのは師氏と同じ語例であろう。

廷禮を記したのち、册命のことをいうが、その職事に及ばず、ただちに賜與のものを列している。

おそらく王の初年、嗣襲を命ずる際などのものであろう。賜與の品目中、玄衣黹屯の次に列する銶市・金鈧の二物は、他に例をみないものである。銶市について文物にいう。

銶市、依彝銘通例、市前均著其顏色、如赤市朱市載市等、此銶市金文初見、循例當亦爲顏色名、考克鼎有叔市、容庚金文編釋叔、又師嫠簋作叔市、郭沫若院長謂假爲素、大系考釋一二二葉、禮・玉藻、韠、君朱、大夫素、銶字之尗、與前引二器叔字左旁形近、其不從又而從金、殆叔字異文、市乃用以蔽前、又名韠、晉代稱蔽膝、形狀和作用、如同現代之圍腰、周人用作禮服

叔市の叔は、伯叔の叔と異字別構、尗は戈の柲部の光彩あるを寫した字で、よって白の義をえたものであろう。銶の右旁はその戈柲の光輝あるを示す字である。すなわち他器にいう叔市の叔の別構の字である。銶字の字釋について、文物の執筆者は、これを容庚氏の示教にえたと附記している。金鈧を文物に金鈇と釋する。その說にいう。「金鈇卽銅鈇、古稱銅曰金、鈇、軑字之假、卽車轄、漢書卷八十七上揚雄傳、陳衆車于東阬兮、肆玉鈇而下馳」。いまその賜與は、叔市・赤舄の間にあり、何れも禮服の具である。車馬の具としては、下文に攸勒・鑾旂があり、車轄を叔市・赤舄の間に列するのは不類を免れない。金鈧はおそらく金黃・金衡の借字であろう。禮服等の賜與において、赤市・朱亢・旂をいうものに師兪毀・何毀等があり、字はみな亢に作る。また師嫠毀に「易女叔市・金黃・赤舄・攸勒」とあり、本器にいう賜與に近く、銶市は叔市、金鈧は金黃である。亢・黃は金文において珩・璜の字に用い、玉佩をいう。戈琱戟彤沙は夷厲期の金文に習見、攸勒・鑾旂も舀壺・頌鼎等にみえる。

赤舄は詩にも數見するものであるが、文物にあるいは豹皮を以て製したものであろうという。「按古制舄原料、不外皮帛麻葛之類、赤舄當系皮料製成、左傳昭公十二年、楚子次于乾谿、以爲之援、雨雪、王皮冠、秦復陶、翠被、豹舄、執鞭以出、又韓奕、獻其貔皮、赤豹黃羆、是則赤舄或以豹皮爲之、當然這只有統治階級纔能享受到、所以周禮天官屨人注云、舄有三等、赤舄爲上」。左傳の文及び韓奕の詩は師𣪘のときをいうものであるから、豹皮の舄を用いるのであろう。舄字の形象よりいえば、多く黻飾を加えたものであつたと思われる。

戈琱戫彤沙は、師旋𣪘二以下、多く夷厲期の器銘にみえ、ときに柲飾をも加えていう。文物に「言戈援上有花紋、戈內末端、系有紅纓」というように、琱戫・彤沙は援・內の部分の裝飾と綏とをいう。武將に對する賜與にこれをいうものが多い。「䜌旂五」は鑾鈴を付した旂幟五柄をいう。曲柄の小さな朱旂であろう。「日用事」は、普通には單に「用事」という。日用を連ねていうものには、爺伯𣪘「日用享于宗室」・小克鼎「克其日用𩱙朕辟魯休」のように、夷王期前後の器銘にその例がみえる。

弭白用乍隮𣪘、其萬年、子孫永寶用

末文に至つて、弭伯と稱している。册命中に師藉と稱するものと同一人であるが、前後その名稱を異にしているのは、爺伯𣪘において、前に爺伯と稱し、のちに歸夆というものと同例である。文物に「根據銘文、作器者爲弭伯、又稱師籍、可知弭是他的封邑、伯是他的爵位、師是他的官職、籍是他的名字、此與弭叔簋的弭叔師察、文例正同」という。弭叔𣪘はすでに錄入した。巻二、四七九頁。

本器と同じく藍田出土の器であるが、右者として井叔の名がみえており、おそらく晉器にみえる井叔で、懿孝期の人であろう。その器制は本器と甚だ近く、またその文中に「用楚弭伯」とあつて、弭伯・弭叔は同期の人である。その出土の地點はともに藍田の地で、わずかに十三粁を離れて相隣接している。弭氏に伯・仲・叔の三家があり、その器については弭叔𣪘の條に附說した。文物にまたいう。

郭沫若院長、在弭叔簋及訇簋考釋一文中說、器（弭叔簋）出于藍田、可知弭邑卽在藍田一帶、那麼這箇弭伯簋的發現、就又增添了一箇新的證據、證明郭老的上述論斷是很正確的、卽弭邑確在藍田一帶、古者世官、故知察與籍、既是同族、且爲嫡親

すなわち弭叔と弭伯とを、嫡親の關係にありとするものであるが、伯・叔は、おそらく宗支を分つ稱號であろう。虢氏に伯仲叔季の四家があり、魯に三桓があるのと同じである。文物にまた、「從王賜給此弭伯師籍的東西、較之賜給弭叔師察的赤舄攸勒、遠爲豐厚可知、師籍比其先人師察、更得到王的器重」というのは、弭叔・弭伯を一家の先後の人とみるものであるが、ここでは伯を伯叔の伯と解し、爵位とみていない。また兩器の器制甚だ近く、時期もそれほど隔絕するものとはしがたいようである。

訓讀

隹八月初吉戊寅、王、大室に格る。焚伯、內りて師藉を右け、位に中廷に卽く。王、內史尹氏を呼

び、師藉に册命せしむ。女に玄衣黹純・鉥市・金鈧・赤舃・戈琱戚彤緌・攸勒・鑾旂五を賜ふ。日に用て事へよと。

弭伯、用て障毀を作る。其れ萬年、子孫永く寶用せよ。

参　考

文物に、「根據此簋的形制花紋、銘文及其與弭叔簋的關係來看、乃宣王時器」としている。焚伯の名は康鼎・卯毀以下夷厲期の諸器にみえ、この焚伯もそれと同一人と考えられ、從つて器は夷厲期に屬すべきものであろう。かりに厲王二年とすると、その譜は元旦朔⑱、八月初吉戊寅⑮は初吉第二日に入ることができる。器形は弭叔毀に近く、ただその字迹は、弭叔の器が㫃伯毀などに近い小字體であるのに對して、本器の字は夷厲期の諸器に類している。同じく藍田の器であるが、出土の地點も異なり、その家も異なるものであるから、弭叔の器を井叔諸器の中に列し、本器を焚伯の名のみえる敔毀三に附比して、ここに列しておく。なお弭伯の作器に匜があり、藍田の出土と傳えられ、宋刻に著錄するものであるが、すでに弭叔毀の條に附記した。他に藍田出土の器に詢毀があり、師詢毀と一家の器であると考えられる。

白鶴美術館誌總目（四）

第二十四輯（頌・散諸器）昭和四十三年十二月

第二十五輯（孝王・夷王諸器）昭和四十四年三月

第二十六輯（夷王諸器）昭和四十四年六月

第二十七輯（十月之交關係諸器）　昭和四十四年九月

昭和四十四年九月　初版發行
平成　四　年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白川静著作集 別巻　金文通釈3［上］（全七巻九冊）

発行日……二〇〇四年七月一六日　初版第一刷発行

著者……白川　静
発行者……下中直人
発行所……株式会社平凡社
〒一一二-〇〇〇一　東京都文京区白山二-二九-四
振替〇〇一八〇-〇-二九六三九
電話〇三-三八一八-〇六九四（編集）　〇三-三八一八-〇八七四（営業）
平凡社ホームページ　http://www.heibonsha.co.jp/

装幀……山崎　登
印刷……凸版印刷株式会社
製本……株式会社石津製本所
製函……永井紙器印刷株式会社

ISBN4-582-40372-7
NDC分類番号812.2　A5判(21.6cm)　総ページ518
乱丁・落丁本のお取替えは直接小社読者サービス係までお送りください
（送料は小社で負担いたします）。